

I 総括的概要

23年3月11日に発生した東日本大震災（以下、震災という）は、これまでに経験のしたことのない壊滅的な打撃をわが国経済に与えた。震災直後のLOBO調査では、業況DI値が大幅な悪化を示し、震災による部品の供給不足や停電に伴う生産活動の停滞に加え、原材料価格のさらなる上昇、消費・売上の低迷が発生した。その後、部材の調達難解消に伴う生産の回復や節電関連商品の売上増加が見込まれたものの、電力の供給不足による生産・営業活動への影響や消費低迷の長期化への不安、サプライチェーンの寸断を機とした親企業の生産拠点の海外移転の加速に伴う産業空洞化など、地域経済への影響が懸念された。震災から1年以上が経過した現在も、先行きに対する慎重な見方が続いており、震災前から続く長期デフレや超円高、原材料価格の高止まり等による経済の停滞、産業空洞化への懸念、少子高齢化、社会保障制度と税の一体改革、加速する経済のグローバル化への対応など、日本経済再生のために乗り越えなければならない課題は山積している。

こうした状況を踏まえ、当所では、政府に対し、震災からの復旧・復興と日本経済の再生を同時に進めていくことが重要である点を指摘。「復旧・復興対策に加え、超円高・空洞化対策を含む補正予算の早期編成と実行」「地域主導による復旧・復興を推進する体制の早期整備と財源の確保」「社会保障制度の持続性確保や税制抜本改革、経済連携協定の推進等、重要政策課題の判断と迅速な実行」を強く求めた。10月には、常議員会・議員総会等を福島県福島市で開催し、「東日本大震災からの復興に向けて～日本商工会議所『福島アピール』～」を決議。「福島の再生に向けて」「事業の再開および新たな事業の創出に向けて」「要望・提言活動を強力に展開」の3つの柱を示すとともに、商工会議所の全国ネットワークを生かし、支援活動を長期にわたり、強力かつ粘り強く継続して実施していくことを強調。全国の商工会議所が、被災地の完全復興を目指して総力を結集していくことを、福島の地で改めて誓った。

こうした働きかけの結果、政府は四次にわたり補正予算を編成。がれき撤去や仮設住宅・店舗・工場整備、ライフライン復旧、東日本大震災復興交付金の創設、二重ローン対策、中小企業の資金繰り支援などの災害関連支援のほか、工場の国内立地への補助金、円高やタイの洪水に苦しむ中小企業の資金繰り支援、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加を見越した農林漁業強化など、わが国経済の再生に向け多くの分野で当所の要望内容が反映された。

また、商工会議所ネットワークを活用した被災地の復旧・復興支援として、全国の商工会議所からの職員の応援派遣や義援金の寄付、救援物資の提供や「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」「再生PC寄贈プロジェクト」の実施、商工会議所（会館）復旧補助金による会館再建など、商工会議所自らも数多くのプロジェクトを実施。被災商工会議所や地域経済のいち早い復旧・復興に向け、全国の商工会議所が一丸となって取り組んだ。

他方、経済のグローバル化に対応するため、岡村会頭を団長とする大型経済ミッション（9月）をインドに派遣し、トリベディ鉄道大臣、アルワリ国家計画委員会副委員長をはじめ、インフラ関係の政府要人や主要経済団体幹部らと精力的に意見交換。日本企業の進出が著しいインドのタミル・ナドゥ州政府との間で日本の中小企業の同州への投資促進や相互協力に関する覚書（MOU）を締結した。さらに、各国要人との懇談や多国間・二国間経済委員会等の国際会議も多数開催し、国際交流促進に尽力し、中小企業の海外進出を強力に後押しした。

このほか、デジタル化・ネットワーク化に対応するため、民間企業等と連携しネットショップによる販路拡大セミナーを開催、「IT 新時代」をテーマにクラウドコンピューティングやタブレット端末、SNS の活用等についての研修事業を実施したほか、昨年度に引き続き、各地商工会議所と連携して、ジョブ・カード事業や中小・小規模企業向け人材確保・育成事業に取り組み、中小企業の雇用確保に貢献。検定拡充5%運動の継続強化に向けては、「日商 PC 検定試験(プレゼン資料作成)」の創設や「キータッチ 2000 グランプリ」を初開催した。

商工会議所運営においては、各地商工会議所の組織強化のため、「会員増強研修」を開催。新規会員獲得と既存会員退会阻止、会員・非会員の満足度の向上を実践するためのスキル修得を支援した。あわせて商工会議所の収益力強化に向け、各種共済制度のPRを強化したほか、経費削減の一環として、全国の商工会議所による事務用品の共同購入事業を開始した。

23年度の各種事業項目についての総括的概要は、以下のとおりである。



直接現地を訪問し、被害状況や現地
のニーズを把握する岡村会頭（南相馬市、4月）



野田首相に要望書を手渡す岡村会頭
（首相官邸、9月）

【緊急テーマ】

商工会議所ネットワークを活用した東日本大震災被災地の復旧・復興支援

(1) 被災地の実情に即した復旧・復興の早期実現

① 当所および各地商工会議所の職員の被災地応援派遣

震災後の4月からこれまでに、当所から東北六県商工会議所連合会、岩手県商工会議所連合会、福島県商工会議所連合会に職員を派遣するとともに、各地商工会議所からは、被災地の9商工会議所に対し、全国40商工会議所から延べ98名の経営指導員を派遣し、被災企業からの相談や巡回等を支援した。



仙台の事業所を巡回する経営指導員（右）

② 当所役職員の被災地商工会議所訪問

震災からの復旧・復興に懸命に取り組む被災地の商工会議所の現状やニーズを把握し、今後の支

援活動につなげていくため、岡村会頭が 16 商工会議所を訪問したのをはじめ、当所役職員全体で 30 商工会議所・7 県連・1 ブロック連に、延べ 134 回、358 人（23 年 3 月分を含む）が訪問した。

③早期復旧・復興に向け被災地のニーズに即した提言・要望活動

復興に対する基本方針の早急な取りまとめや大規模な予算投入等をはじめ、被災地訪問でのヒアリングを重ねた結果を踏まえた具体的な要望項目をとりまとめ、四次にわたる政府・政党等への提言・要望活動を行った。（要望本文、実現状況は後掲）

④移動常議員会・議員総会、委員会等の各種会合の被災地での開催

震災による被害が甚大な東北ブロックの意見・要望を直接伺うため、10 月に福島県福島市において、当所と東北ブロック商工会議所との懇談会および第 607 回常議員会・第 226 回議員総会等を急遽開催。当所会頭・副会頭等と東北ブロックの商工会議所の会頭等が一堂に会し、被災地が置かれている実情や復旧・復興に向けた諸課題、あるいは当所に対する要望等に関して意見交換を行い、その内容については、その後の当所の提言・要望活動に反映した。

また、「福島の再生に向けて」「事業の再開および新たな事業の創出に向けて」「提言・要望活動を強力に展開」の 3 つを柱に、商工会議所の全国ネットワークを生かし、支援活動を長期にわたり、強力かつ粘り強く継続して実施していくことを改めて誓う「東日本大震災からの復興に向けて～日本商工会議所『福島アピール』～」を採択した。

⑤全国商工会議所女性会連合会理事会の東北開催

24 年 3 月 2～3 日に開催した理事会は、東北六県商工会議所女性会連合会（仙台商工会議所女性会）のご協力のもと、復興支援の意を込めて、役員と役員が所属する女性会の副会長 1 名（オブザーバー出席）を対象とする「拡大理事会」として開催した。

2 日の拡大理事会では、「がんばろう東北」の思いを込めて、今後も全国の女性会が連携し、一丸となって、共生・調和の精神で息の長い支援を改めて誓う「仙台アピール」を採択したほか、「総務・政策・広報・企画調査合同委員会（被災地の女性会との懇談会）」、「交流・懇親会」を開催した。

また、3 日には、甚大な津波被害に遭われた名取市閑上（ゆりあげ）地区の集落一面を見渡せる日和山にある慰霊碑の前で吉川会長が全商女性連を代表して献花し、仙台市沿岸部（若林区、宮城野区）を視察した後、麒麟ビール仙台工場を訪問し、震災時の対応等について説明を受けた。

(2) 全国の商工会議所と一丸となった被災者、被災企業への支援

①特別相談窓口の設置と支援策を網羅したガイドブックの発行

震災によって引き起こされた直接的および間接的な被害による影響が甚大であり、被災した中小企業の経営が厳しくなることが予想されたため、23 年 3 月 11 日に「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置し、中小企業等からの相談に対し窓口における親身な対応等、きめ細やかな対応に努めた。24 年 3 月末日までの相談件数は 11,083 件。うち、資金繰り相談が 6,249 件（56.4%）、国・関係機関の支援制度の照会が 1,945 件（17.5%）、経営相談が 981 件（8.9%）、情報収集が 950 件（8.6%）、その他が 958 件（8.6%）という内訳であった。

また、被災した中小・小規模企業への支援の一環として、支援策ガイドブックをこれまでに 3 回

作成し、全国の商工会議所へ配布した。①中小企業向け資金繰り支援等ガイドブック ver. 1（4月6日、50,000部作成）、②中小企業向け支援策ガイドブック ver. 2（4月15日、50,000部作成）および「中小企業向け広報チラシ」（10,000枚作成）、③中小企業向け支援策ガイドブック ver. 3（5月2日、60,000部作成）。

②当所および各地商工会議所の職員の被災地応援派遣【再掲】

震災後の4月からこれまでに、当所から東北六県商工会議所連合会、岩手県商工会議所連合会、福島県商工会議所連合会に職員を派遣するとともに、各地商工会議所からは、被災地の9商工会議所に対し、全国40商工会議所から延べ98名の経営指導員を派遣し、被災企業からの相談や巡回等を支援した。

③商工会議所とハローワークによる被災者向け求人情報の提供

震災により、被災地の多くの方が離職を余儀なくされたことを受け、当所では、全国の商工会議所および厚生労働省・ハローワークと連携・協力し、商工会議所会員企業による被災者向け求人情報を提供した。失業給付の最も短い失業者に対応するため、6月から求人情報の募集を開始し、24年3月までに全国から寄せられた160社738名分の求人情報を提供、27名が就職した（24年3月末時点）。

④被災地での合同就職説明会の開催、ドリームマッチプロジェクトにおける被災者雇用応援企業とのマッチング

被災地において合同就職説明会（就職応援フェア）を計18回開催し、人材確保が困難となっている被災地の中小企業の採用活動を支援した。参加企業数は合計で590社、参加者数は4,242名、採用者数は136名となった。

また、ドリームマッチプロジェクト（新卒採用に苦戦する中小企業と学生とのマッチングを図る事業）では、同プロジェクトホームページに、被災者を積極的に採用する「被災者雇用応援企業」の情報を掲載した。

⑤観光振興キャンペーンの実施

震災および福島第一原子力発電所（以下、原発という）事故からの復旧・復興のため、6月の第604回常議員会・第223回議員総会で、全国514の商工会議所が一丸となった観光振興による日本の再生への取り組みを促進すべく、スローガン「観光で日本を元気に」とロゴを策定。11月に福岡県北九州市、山口県下関市で開催した全国商工会議所観光振興大会をはじめ、当所および各地商工会議所の事業にスローガン・ロゴを用いるなど、観光振興キャンペーンを展開した。

⑥放射能非汚染証明書に記載するサイン証明の発行

原発事故の発生直後から、海外の輸入者等が日本国内の輸出者に対し、「輸出貨物が放射能に汚染されていないことを証明する書類」を求めるケースが急増した。このため当所では、23年3月28日より、環境放射能水準調査結果（文部科学省が公表）等を引用して非汚染であることを宣誓する自己宣誓書の「ひな形」を公表するとともに、各地商工会議所では、輸出者が作成した自己宣誓書

に対するサイン証明の発行開始を周知した。

このサイン証明は、輸出入の商取引上の要請に基づく対応策としては、極めて有効であると評価され、海外における風評被害対策の一助となった。24年3月末現在の発行実績は、12,885件（商工会議所全体の非特惠原産地証明書発給件数のうちの9割を占める商工会議所(19カ所、21年度実績)への調査結果による)にのぼった。

このほか、各国との懇談や国際会議の場を利用して、震災後の復興に向けた取り組み、原発事故に伴う対応などについて正確な情報発信を行い、各国の政府、経済界に理解を求めた。

⑦被災地支援諸事業の実施

各地商工会議所のネットワークを最大限に活用し、被災地から寄せられた要望・ニーズ等を踏まえ、被災地の企業やそれらを支援する被災地の商工会議所への支援事業を積極的に展開した。

ア. 遊休機械無償マッチング支援プロジェクト

震災によって生産機械等を流失・損壊した企業の復興を支援するため、各地商工会議所を経由して全国の事業者から提供された遊休機械等と被災企業の要望とのマッチングを図る「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」を9月に開始した。

24年8月31日現在、被災地の商工会議所の会員企業162社に対し、累計1,423点の機械等を提供。全国のネットワークを有する商工会議所ならではの取り組みとして機能しており、マッチング件数は着実に増えている。



被災地へ送られる遊休機械
(北九州市、24年2月)

イ. 被災中小企業復興支援リース補助事業

震災に起因する多重債務負担の軽減要望により、23年度第三次補正予算で100.5億円規模の「被災中小企業復興支援リース補助事業」が決定し、当所が事業の実施を受託した。

同事業は、震災に起因するリース設備の滅失等によるリース債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助することにより、被災企業の二重債務負担の軽減を図るもの。12月12日に開始して以降、24年8月31日現在で876件、約3億800万円を交付決定した。

ウ. 再生PC寄贈プロジェクト

当所、東北六県商工会議所連合会、大学ICT推進協議会、日本マイクロソフト株式会社を中心となり、大学で保有しているPCを再生したうえで被災地で事業再開に取り組む企業に無償提供する「再生PC寄贈プロジェクト」を24年1月に開始した。24年8月31日現在、全国の34大学等から約1,700台の再生PCの寄贈の申し入れがあり、このうち200台を再生して久慈、仙台、塩釜、



寄贈されたパソコンを会員事業者に贈呈する原町商工会議所の高橋会頭(右)

いわき、原町、相馬の事業所に寄贈した。9月中にさらに約700台を寄贈の予定で、残るPCも順次再生し、岩手、宮城、福島の被災地事業所に寄贈する。

エ. その他

震災直後の23年3月下旬には、経済産業省からの依頼を受けて、被災者の中期的な避難場所確保のため、社宅、研修所の提供を呼びかけた。その結果、5月10日までに全国8商工会議所の会員企業等79社から、社宅・研修所等4,039部屋(7,910名分)の登録・提供があった。この登録・提供実績を受け、5月下旬には海江田万里経済産業大臣(当時)から、登録・提供いただいた会員企業に感謝状が贈呈された。

⑧原発事故被災企業への補償問題への支援

ア. 『『東日本大震災』の復旧・復興に関する第二次要望(原子力発電所事故に関する要望)』を公表

原発事故による被害の長期化のため「復旧のスタートラインにさえ立つことができない」原発周辺の企業の声や、原子力損害賠償に関する検討が急ピッチで進んでいること等を踏まえ、「原子力発電所事故の損害賠償に関する迅速な対応」および「原子力発電所事故に関する住民・国内・国外への適切な情報提供」を求めるといった観点から、損害賠償問題をはじめとする原発関連に絞った要望をとりまとめ、4月26日に公表した。(要望本文、実現状況は後掲)

イ. 「原子力損害賠償紛争審査会」において被害状況説明

5月16日に開催された文部科学省「原子力損害賠償紛争審査会」の第4回会合において、当所が「中小企業の被害の状況」について説明した。①指示・制限等の対象内区域の被害、②福島県における被害、③全国における被害、といった内容に関する中小企業の様々な事例を具体的に報告。これを契機に営業損害、就労損害、財物損害、風評被害についての議論が活発化した。

ウ. 「被災中小企業に対する仮払い補償の実施に向けた協議会」を設置

避難区域等の中小企業の営業損害を踏まえ、福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会、東京電力は「原子力災害被災中小企業に対する仮払い補償の実施に向けた協議会」を設置し、当所などの全国団体や福島県、内閣官房、内閣府、中小企業庁等がオブザーバーとして参加した。これに伴い、東京電力は23年3月12日～5月末日の粗利相当分の1/2(上限250万円)の仮払いを6月10日から開始した。

エ. 原子力損害賠償に関する説明会を開催

原子力損害賠償紛争審査会の「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」の公表を受け、日本弁護士連合会(日弁連)と連携して、同中間指針に関して、事業者の損害と賠償手続きに重点を置いた説明会を開催。原発事故の被害を受けた中小企業が賠償請求できる損害の範囲についての解説(風評被害等の全国に及んでいる損害も含む)と中小企業が賠償請求手続きを行う際に参考となる情報提供等を行った。

オ. 原子力損害賠償に関する情報提供

CCI スクエア（イントラネット）での発信を中心に、原子力損害賠償に関する情報提供を行った。原子力損害賠償紛争審査会による損害判定等の指針において事業者が該当する部分の概要、東京電力が発表した賠償の取扱い等の内容、日弁連による中小企業向けの各種支援情報、その他政府等からの情報等を適時発信した。

カ. 原発事故の被災地の商工会議所への人的支援

原発事故の被災地の商工会議所への人的支援として、当所から職員を1名派遣。6、7、9月の延べ49日間にわたり、福島県商工会議所連合会（福島商工会議所）において、主に原子力損害賠償、風評被害対策、復興計画策定等の支援を行った。また、24年3月18日の「南相馬市復興市民総決起大会」の開催にあたり、その中心的な役割を担った原町商工会議所への支援を行った。

キ. 東京電力賠償基準の一部見直し

10月26日、東京電力は、「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を受けて示した賠償基準である福島、栃木、群馬、茨城の4県の観光業の損害賠償の減額幅（3月～8月20%）を見直した。①3～5月20%・6月以降0%、②3～8月10%・9月以降0%のどちらかを選択できる。この件に関しては、見直し前、算定式の考え方の問題等について各地商工会議所から指摘があり、当所からも、中小企業庁および経済産業省原子力損害対応室へ改善の必要性を伝えていた。

⑨災害マル経融資の利用促進

23年度第一次補正予算成立により、震災への資金繰り支援策として、震災により直接または間接的に被害を受け、かつ、商工会議所・商工会等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれる事業者を対象とした特例措置「災害マル経」が新設された（1,000万円を別枠とし、当初3年間軽減利率を適用）。5月23日から取り扱いを開始し、24年3月末日までの融資件数は603件、金額は23億392万円であった。取扱期間は25年3月31日までの予定。

⑩移動常議員会・議員総会、委員会、研修会等各種会合の被災地での開催【再掲】

震災による被害が甚大な東北ブロックの意見・要望を直接伺うため、10月に福島県福島市において、当所と東北ブロック商工会議所との懇談会および第607回常議員会・第226回議員総会等を急遽開催。当所会頭・副会頭等と東北ブロックの商工会議所の会頭等が一堂に会し、被災地が置かれている実情や復旧・復興に向けた諸課題、あるいは当所に対する要望等に関して意見交換を行い、その内容については、その後の当所の提言・要望活動に反映した。

また、「福島の再生に向けて」「事業の再開および新たな事業の創出に向けて」「提言・要望活動を強力に展開」の3つを柱に、商工会議所の全国ネットワークを生かし、支援活動を長期にわたり、強力かつ粘り強く継続して実施していくことを改めて誓う「東日本大震災からの復興に向けて～日本商工会議所『福島アピール』～」を採択した。

⑪全国商工会議所女性会連合会理事会の東北開催【再掲】

24年3月2～3日に開催した理事会は、東北六県商工会議所女性会連合会（仙台商工会議所女性会）のご協力のもと、復興支援の意を込めて、役員と役員が所属する女性会の副会長1名（オブザーバー出席）を対象とする「拡大理事会」として開催した。

2日の拡大理事会では、「がんばろう東北」の思いを込めて、今後も全国の女性会が連携し、一丸となって、共生・調和の精神で息の長い支援を改めて誓う「仙台アピール」を採択したほか、「総務・政策・広報・企画調査合同委員会（被災地の女性会との懇談会）」、「交流・懇親会」を開催した。

また、3日には、甚大な津波被害に遭われた名取市閑上（ゆりあげ）地区の集落一面を見渡せる日和山にある慰霊碑の前で吉川会長が全商女性連を代表して献花し、仙台市沿岸部（若林区、宮城野区）を視察した後、キリンビール仙台工場を訪問し、震災時の対応等について説明を受けた。

⑫各地商工会議所と連携した物産展等の復興イベントの開催支援

「東日本大震災沿岸部被災商工会議所連絡会」に所属する10商工会議所（八戸、釜石、宮古、大船渡、久慈、仙台、気仙沼、塩釜、石巻、いわき）が連携し、震災からの復興を目的に「東日本大震災復興応援プロジェクト from 銀座」を10月から開催した。

その他、大阪商工会議所、橿原商工会議所、東京商工会議所、輪島商工会議所をはじめ、各地商工会議所が実施した被災地支援の物産展等の取り組みなどについて、ホームページ等で周知・PRして継続的に支援した。



「大応援物産フェア」で被災地の特産品を販売（東京、5月）

⑬被災地の会員企業の販路開拓・拡大支援

ネットショップ運営支援による被災地の会員企業の販路開拓・拡大を図るため、郡山商工会議所との共催により、ネットショップ販路拡大セミナーを開催した。同セミナーでは、震災により地元マーケットが縮小するなか、全国を対象としたビジネスを展開できるよう、ネットショップの開設のノウハウを説明するとともに、初期費用および月額システム利用料が無料となる等の優遇措置を受けられる復興支援特別出店キャンペーン制度を紹介した。

⑭復旧・復興情報の発信支援

ホームページに開設した「東日本大震災復旧・復興支援情報」ページや公式ツイッター（喫茶店のマスター）を活用し、政府関係機関等による金融や雇用、取引など多分野にわたる施策情報や災害情報、各地商工会議所による復旧・復興を支援する取り組み等を積極的に発信した。

さらに、機関紙「会議所ニュース」で復旧・復興を支援する全国の商工会議所の活動を広くPRするとともに、被災地の商工会議所が自らも被害を受けながら懸命に地域の再生に向け取り組む姿を発信。併せて、東北地方の観光客減少を受け、東北夏祭り特集を3回にわたり掲載し、来街を呼び掛けた。加えて、国や政府のエネルギー問題に関する取り組みを分かりやすく紹介した。

(3) 被災地復興を担う被災地商工会議所への支援

①復旧・復興活動支援に向けた義援金の募集および義援金（一般寄附金扱い分）の指定寄附の指定

当所では、全国の商工会議所が総力をあげて、被災地および被災地商工業者、そして被災地商工会議所の早期の復旧・再建を力強く支援するため、23年3月17日開催の第113回通常会員総会において「東北関東大震災への対応と支援について」を決議し、その後、義援金の募集を開始した（23年3月22日～12月31日）。あわせて、日本商工会議所青年部（日本 YEG）および全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）においても、義援金への協力を呼びかけた。

その結果、目標額の10億円を大きく上回る約15.7億円（24年3月末現在。うち一般寄附金扱い分は、12月31日締めで約7.5億円）の義援金が寄せられ、被災した商工会議所機能の復旧、被災商工業者の事業の早期復旧・再開支援、および被災地域の社会福祉の増進に資する事業費等として、被災地商工会議所、東北ブロック内の商工会議所連合会、東北六県商工会議所連合会へ配分した。その他、当所を経由せず、被災地商工会議所や日赤宛の義援金を含めると、総額28億円にのぼる。

なお、税務当局への継続的な働きかけの結果、6月24日付の財務省告示により、商工会議所が募集し、当所を経由して被災地商工会議所に贈呈された義援金（一般寄附金扱い分）については、法人税法第37条第3項第2号の指定寄附、および所得税法第78条第2項第2号の特定寄附として指定された。同告示により、義援金（一般寄附金扱い分）については、法人は全額損金算入になるなど税制上の優遇措置を受けられるようになった。

②当所および各地商工会議所の職員の被災地応援派遣【再掲】

震災後の4月からこれまでに、当所から東北六県商工会議所連合会、岩手県商工会議所連合会、福島県商工会議所連合会に職員を派遣するとともに、各地商工会議所からは、被災地の9商工会議所に対し、全国40商工会議所から延べ98名の経営指導員を派遣し、被災企業からの相談や巡回等を支援した。

③救援物資の提供、事業システムデータの再構築等支援

震災発生直後から、水、ゴミ袋、軍手、カイロ、ティッシュペーパー、保存食、マスク、医薬品等の日用品や衣料品、事務機などの事務用品等を継続的に提供した。各地商工会議所から寄せられた支援物資を含めると、日用品、衣料が174万点（1.2億円相当）、飲食料品、自動車、家電製品等が25.3万点（3.8億円相当）を被災地商工会議所に提供した。

また、被災地商工会議所の被害状況等に応じて、商工会議所活動の基盤となる通信機器やノートパソコン等のIT機器を提供するとともに、TOASの運用環境を喪失した商工会議所に対しては、ASPの利用環境を提供し、会員情報等のデータベースの早期復旧を支援した。

さらに、震災復興に向けた経営支援活動に資するために、希望する31カ所の被災地商工会議所にタブレット端末600台を提供するとともに、同端末の有効活用が図れるよう、操作研修を3都市（盛岡、仙台、福島）で実施した。

④商工会議所（会館）復旧補助金の受託を通じた被災地商工会議所の会館再建支援

『東日本大震災』の復旧・復興に関する要望（23年3月31日）にて、被災地商工会議所の会館等の建て替え・大規模改修に向けた補助金の創設等について政府・政党に強く働きかけを行ったと

ころ、23年度第一次補正予算において、商工会議所が自ら所有する指導・相談施設等の災害復旧事業に対し、復旧に要する経費の一部を補助する事業「平成23年度中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（商工会・都道府県商工会連合会・商工会議所の施設復旧事業）」が創設された。11商工会議所・支所が本補助事業を活用し、指導・相談施設等の災害復旧事業を実施した。



補助金を活用して復旧した
釜石商工会議所会館（24年4月撮影）

⑤復旧・復興情報の発信支援【再掲】

ホームページに開設した「東日本大震災復旧・復興支援情報」ページや公式ツイッター（喫茶店のマスター）

を活用し、政府関係機関等による金融や雇用、取引など多分野にわたる施策情報や災害情報、各地商工会議所による復旧・復興を支援する取り組み等を積極的に発信した。

さらに、機関紙「会議所ニュース」で復旧・復興を支援する全国の商工会議所の活動を広くPRするとともに、被災地の商工会議所が自らも被害を受けながら懸命に地域の再生に向け取り組む姿を発信。併せて、東北地方の観光客減少を受け、東北夏祭り特集を3回にわたり掲載し、来街を呼び掛けた。加えて、国や政府のエネルギー問題に関する取り組みを分かりやすく紹介した。

⑥当所会費の減免

震災により被害を受けた商工会議所のうち、「日本商工会議所会費減免の取扱いに関する件」に記載の基準を満たした31商工会議所の当所会費を7月21日の当所常議員会の承認を得て減免した。

当所会費の減免割合および減免対象商工会議所は、次のとおり。

減免割合(会議所数)	商工会議所名(順不同)
100%(17カ所)	釜石、宮古、大船渡、塩釜、石巻、気仙沼、古川、福島、郡山、いわき、原町、相馬、須賀川、二本松、日立、ひたちなか、大田原
80%(2カ所)	真岡、佐原
50%(6カ所)	八戸、一関、花巻、仙台、会津若松、浦安
30%(6カ所)	奥州、北上、久慈、白河、会津喜多方、土浦

※ 上記31商工会議所の会費の減免額は、合計で30,765,800円。

(4) 電力不足の回避に向けた取り組み

①大規模停電回避に向けた節電ガイドラインの作成と会員企業への利用呼びかけ

当所では、震災直後から、節電およびピーク電力抑制に全面的に協力し、積極的な活動を展開した。夏の電力不足問題については、電気事業法第27条による使用制限がかかる大口需要家（契約電力500kw以上）のほか、小口需要家（同500kw未満）の中小企業や家庭の取り組みが不可欠であることから、商工会議所会員の多数を占める中小企業が自主的に「節電行動計画」を作成するための標準的なフォーマットの活用手順について解説するものとして、「夏期の電力対策『ピーク抑制&節電』のための自主行動計画作成ガイドライン」を5月20日に策定し公表した。政府は「夏期の電力需給対策」で小口需要家に対して、「節電行動計画」（資源エネルギー庁提供フォーマット）を策定

するとともに、政府が開設する節電ポータルサイトへの登録を求め、商工会議所としても、本ガイドラインを通じて多くの中小企業が取り組みやすくした。主として、①ピーク抑制に対する理解、②電力の使用実績の把握方法、③具体的な計画立案方法、④家庭での節電の促進、⑤節電行動計画標準フォーマットの紹介、といった内容を掲載。東京電力・東北電力管内の各地商工会議所において、会員企業・地域の事業者を対象としたセミナー等での活用を呼びかけた。

②節電・省エネセミナーの開催および政府の節電サポート・セミナー事業への協力

電力不足問題から関心が一層高まった節電対策・省エネ対策に関する説明会の開催を各地商工会議所に呼びかけた。関東経済産業局との共催の説明会が東京電力管内の各都県で開催されたほか、政府の「節電サポート事業」に協力し、政府と共催の説明会を東北電力・東京電力管内の各地商工会議所で開催した（87 商工会議所で延べ136 回開催、参加者延べ2,891 名）。その他、各地商工会議所では独自のセミナーやキャンペーン等を実施した。



節電・省エネ対策に関する説明会には多数の経営者が参加

(5) 商工会議所の防災・危機管理体制の整備と機能強化

①商工会議所における総合的な危機対応体制およびデータのバックアップ体制の整備

地域総合経済団体である商工会議所は、災害などの危機発生時にいち早く事務局体制を復旧し、地域経済の復旧・復興を進めるにあたり中心的な役割を果たすことを期待されている。

震災の教訓を踏まえ、個別の商工会議所ごとに「災害時対応マニュアル」および「事業継続計画（BCP）」の策定を推進するとともに、全国 514 商工会議所のネットワークを活用した支援体制を構築するため、当所では、運営専門委員会「総合的な危機対応検討ワーキンググループ」での検討を経て、「各地商工会議所が『災害時対応マニュアル』および『事業継続計画（BCP）』を策定する際の基本的考え方」と「全国の商工会議所ネットワークによる連携支援体制の構築（アクションプログラム）」を作成した。

また、震災により BCP 対策の重要性、クラウドコンピューティングの有用性が認識されるなか、データのバックアップ体制が整備された ASP（インターネットを介して TOAS を利用、各地商工会議所の TOAS データはデータセンター内に保管）のメリットを訴え、その普及を図った。さらに、データセンターを利用した各地商工会議所が有する各種業務データのバックアップシステムの構築についても検討した。

1. 現場に立脚した政策提言活動による景気回復と経済成長の実現

(1) 早期の景気回復と新たな経済成長を実現するためのタイムリーかつ具体的な提言・要望、実現

①早期景気回復に向けた景気対策、中小企業対策等の提言・要望

日本再生に向け、震災復興と新成長戦略の実現について、数次にわたり提言・要望活動を実施。わが国の再生には、震災からの復旧・復興と成長戦略を同時に進めていくことが重要であり、迅

速かつ実効ある復旧・復興の強力な推進、福島再生に取り組むとともに、デフレの長期化や超円高、電力供給制約やコスト上昇等、中小企業が直面する危機を克服するための大胆な発想による政策の迅速な実行と、地域経済や雇用を支える中小企業の振興が不可欠である。このため、『東日本大震災』の復旧・復興に関する要望（23年3月31日）、『東日本大震災』の復旧・復興に関する第二次要望－原子力発電所事故に関する要望（4月26日）、『東日本大震災』の復旧・復興に関する第三次要望（6月14日）、『東日本大震災』の復旧・復興および超円高・空洞化対策に関する要望（9月7日）を要望。また、「野田新内閣に期待する」（9月7日）や「TPP交渉早期参加についての見解」（9月14日）等を取りまとめ、野田総理や関係閣僚に直接要望した。



枝野経済産業大臣と日商正副会頭との
懇談会（9月）

②各地商工会議所との意見交換を通じた現場の生の声を当所の政策や事業活動に的確に反映

常議員会、夏季政策懇談会、当所とブロック商工会議所との懇談会、当所会頭・副会頭と各地商工会議所との意見交換会等、各地商工会議所会頭等の意見発表や当所会頭・副会頭との意見交換の場を数多く設定した。各地域や商工会議所が抱える諸課題や中小企業の活力強化および地域の活性化に向けた活動等に関する各地商工会議所からの意見発表・検討結果を当所の政策提言等に反映させた。

③広報媒体を活用した情報発信

当所が取りまとめた震災からの復旧・復興などの提言・要望内容を「会議所ニュース」、「石垣」、ホームページに随時掲載。さらに、その実現に向け、野田総理をはじめ関係大臣、政府・政党幹部への積極的な働き掛けを行った様子も掲載し、当所の活動を広く発信した。また、こうした活動は、「日商ニュースファイル」を通じて各地商工会議所の正副会頭・常議員・監事（希望登録制）にも送信、周知を図った。

一方、会頭記者会見やインタビューを通して、商工会議所の考え・意見等をマスメディアに直接アピール。さらに、提言・要望のプレスリリースに際しては、役職員が記者へレクチャーするなど、マスメディアを活用した幅広い周知活動を行った。

特に23年度は、震災の発生を受け、被災地の要請を反映して実施した当所および各地商工会議所の政策活動や被災地中小企業の切実な声に応える商工会議所独自の支援事業などについて、「会議所ニュース」、「石垣」、ホームページで紹介したほか、会頭記者会見等を通じ、積極的に各メディアへの説明・周知に取り組んだ。

④商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査等の精度向上および調査結果の積極的な活用

元年4月にスタートした商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査については、CCI スクエアを活用し、迅速かつ的確な調査・集計・分析を行った。各地における景気動向の迅速かつ的確な把握により、適時・適切な提言・要望活動を行うとともに、さらなる調査の精度向上を図るため、LOBO 調査システムの拡充を行ったほか、調査未実施商工会議所に対して本調査への参加依頼を行った。併せ

て、調査実施商工会議所に対しても調査対象の拡充依頼を行い、地域・業種の偏在の是正を図った(132カ所の増加)。24年3月末時点での調査対象は、415商工会議所・2,820企業等。さらに、札幌、仙台、新潟、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡の各商工会議所の協力を得て、12大都市における地域経済の動向・実態を把握するため、四半期ごとに調査を実施した。

また、システム拡充にあわせ、付帯調査(円高や原材料価格高騰にともなう影響、設備投資、採用動向、海外展開の状況等)を充実し、その調査結果は、企業を取り巻く経営環境や直面している課題等の現状を示すデータとして活用した。

さらに、本調査を広く周知する観点から、調査結果の配布先(国会議員、報道機関、地方自治体、シンクタンク等)の拡大を図るとともに、月毎にメールやホームページ等により公表した。このほか、調査結果は、経済対策に関する政策提言・要望活動の基礎資料や、政府主催の会議等における中小企業の景況感等に関する説明資料として活用した。

⑤当所役職員の各地商工会議所訪問の実施(二巡目:22年度~24年度)

各地商工会議所の実情把握等を目的として実施中の「各地商工会議所訪問」については、23年度末時点で、394カ所を訪問。引き続き、各種機会を活用し、24年度末までに全国514カ所の商工会議所を訪問する予定。

(2) 持続可能な社会保障制度の確立

少子高齢化の進展等から、国民の社会保障制度に対する不安が高まっており、国民の将来の安心を確保するためにも持続可能な社会保障制度の確立が求められている。

当所では、総合政策委員会および社会保障専門委員会において、社会保障制度改革について検討を行い、岡村会頭が委員として参画した政府の「社会保障改革に関する集中検討会議」において、税と保険料と自己負担、給付と負担のバランスの見直し、給付の効率化・適正化等について意見を述べた。

集中検討会議での議論を踏まえ、政府・与党で検討が行われ、7月に社会保障と税の一体改革の具体的方向を取りまとめた「社会保障・税一体改革成案」が閣議報告された。その後、政府・与党で同成案を具体化した「社会保障・税一体改革素案」が24年1月に閣議報告され、最終的に「社会保障・税一体改革大綱」として24年2月に閣議決定された。大綱では、「過去の物価スライドを据え置いた特例水準の解消」「高所得者の年金減額」「年金の受給資格期間の短縮(25年→10年)」「厚生年金と共済年金の一元化」等、当所が主張する項目が盛り込まれる一方、「デフレ下におけるマクロ経済スライドの適用」「70~74歳の医療費窓口負担を2割から法定の1割へ戻す」「介護保険における利用者負担の引き上げ」等、社会保障給付の重点化や効率化を図る項目の多くが先送りされ、これまで以上に事業主や現役世代の負担に大きく依存する内容となった。

特に、今回の一体改革の中でとりわけ企業経営に大きな影響を与えることが懸念された短時間労働者への社会保険の適用拡大については、商工会議所としては「真に必要とする人に対象を限定すべき」「年金の第1号被保険者と第3号被保険者のあり方を決めた上で適用拡大の制度設計すべき」「中小企業を取り巻く環境を踏まえ、中小企業を適用拡大の対象から除外すべき」等、十分かつ慎重に検討するよう、厚生労働省社会保障審議会の短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会(坪田理事・事務局長が委員として参画)や与党の調査会等において意見を述べるとともに、全国の

商工会議所と協力し、積極的な要望・陳情活動を展開した。この結果、適用拡大を28年4月から実施、対象は、①週労働時間20時間以上、②月額賃金7.8万円以上（年収94万円以上）、③勤務期間1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員規模501人以上とする政府・与党の方針が決まり、新たに適用対象となるのは、約45万人となった（当初の想定は最大約370万人）。その後、大綱や政府・与党での検討を元に、24年通常国会に社会保障・税一体改革関係法案が提出された。

また、政府・与党における検討と並行し、厚生労働省の社会保障審議会の関係部会においても個別の改革項目について検討を行っており、23年度から医療保険部会に山下一平社会保障専門委員会委員、年金部会に山本泰人社会保障専門委員会委員が商工会議所代表として参画し、重点化・効率化の観点から商工会議所の意見を述べた。

(3) 国民生活の向上とわが国の経済成長に資する税制抜本改革の実現

毎年度実施している税制改正要望について、全国の商工会議所に対するアンケート調査等に基づき、税制専門委員会で検討を行い、7月に「平成24年度税制改正に関する意見」を取りまとめた。本意見を基に、政府・政党等に対して、わが国の中小企業の活力強化や地域の活性化に資する税制措置等の実現を要望した結果、「中小企業関連の租税特別措置の拡充・延長」「中小企業投資促進税制の拡充・延長」「少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長」など多くの意見が実現した。

要望・陳情活動としては、7月末から12月にかけて、政府税制調査会や与野党の税制関連会合、経済産業省の団体ヒアリング等で意見陳述するとともに、全国の商工会議所と連携し、国会議員等への要望・陳情活動を展開した。

23年度税制改正において、法人税減税、所得税・資産課税の増税、地球温暖化対策税の創設等については、与野党の合意ができず、継続審議となっていた。そのうち、中小法人の軽減税率を含む法人実効税率の引き下げについては、震災に伴う復興財源措置とあわせて、第179回通常国会に法案が提出され、11月30日に成立した。24年度から、法人実効税率は5%引き下げ、中小軽減税率は15%に引き下げられるが、復興税制として3年間は10%の付加税が加算されることとなった。残された所得税のうちの「給与所得控除の見直し」と「地球温暖化対策税」については24年度税制改正大綱に、資産課税については、税制抜本改革に盛り込まれることとなった。

24年度税制改正は、中小企業の利用度の高い重要な租税特別措置が数多く期限切れを迎える年であり、その延長、拡充、恒久化を強く求めた。この結果、12月に取りまとめられた「平成24年度税制改正大綱」には、「中小企業投資促進税制」「少額減価償却資産の特例」「交際費の特例」など、中小企業関連の重要な租税特別措置の延長が盛り込まれた。中小企業投資促進税制は、試験・測定機器が対象設備に追加、拡充された。本大綱には、「研究開発税制の上乗せ措置」「特定事業用資産の買換え特例」住宅関連の租税特別措置の延長等が盛り込まれた。本大綱に基づき、「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」が第180回通常国会に提出され、24年3月30日に成立した（交付：31日、施行：24年4月1日）。

税制抜本改革については、社会保障・税一体改革大綱（24年2月17日閣議決定）に基づき、24年3月30日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」（以下、税制抜本改革法案）が閣議決定され、国会に提出された。消費税率（地方消費税含む）については、26年4月から8%に、27年10月から10%への段階的な引き上げが盛り込まれている。商工会議所では、消費税制度に関し、円滑な価格転嫁への万全の措置、

中小企業の事務負担軽減のため、免税点制度・簡易課税制度の維持、単一税率の堅持とインボイス導入反対を意見し、いずれもその主張が取り入れられた事業承継税制については、中小企業の円滑な事業承継のため、その見直しを強く要望したが、「税制抜本改革法案」において、27年1月に実施予定の資産課税の抜本的な見直しと合わせて検討する方向性が示された。中小企業の事業承継は喫緊の課題であり、引き続き強く要望していく予定。

(4) 中小企業の経営実態を踏まえた労働法制・雇用対策の実現

①労働専門委員会における調査・研究・検討を基にした提言・要望活動の実施

震災からの復旧・復興や超円高など中小企業を取り巻く経済環境や経営実態を踏まえた労働法制や雇用対策を実現するため、労働専門委員会を3回開催したほか、雇用戦略対話、労働政策審議会、中央最低賃金審議会など各種会議等（合計157回）において、商工会議所の意見等を主張した。

最低賃金については、政労使が参集した内閣総理大臣主宰の雇用戦略対話において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」を前提とし、2020年までの目標「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことが合意されている（22年6月合意）。当所は、最低賃金の引上げが経営に与える影響を独自に調査し（「最低賃金の引上げが雇用に及ぼす影響に関するアンケート調査」：中小企業6,641社から回答）、23年も最低賃金が引き上げられた場合、16%の中小企業の経営に影響が生じる可能性がある等の結果を得た。これらを踏まえ、当所は、中央最低賃金審議会において、23年度最低賃金改定は、最低賃金の引上げで経営に影響が出るという中小企業への対策を真剣に議論したうえで検討すべきであると主張した。特に、震災により、被災地をはじめ、全国の中小企業に直接・間接の影響が生じていることを最大限に考慮すべきと強調した。最終的に、労使の意見は一致せず、審議会の答申は、公益委員見解として、Aランクで4円、B～Dランクで1円（生活保護との乖離解消分を除く）という引き上げ額の目安を地方最低賃金審議会に示すこととなった。その結果、23年度の最低賃金は、全国加重平均で737円となり、前年度に比べ7円の引き上げとなった。

公的年金支給開始年齢の引き上げを背景とした高年齢者雇用安定法の見直しについては、当所は、労働政策審議会において、①法定定年年齢の65歳までの引き上げは、現在の企業の雇用実態からはかけ離れており、議論するには時期尚早、②公的年金の支給開始年齢の引き上げに伴う対応は、企業努力だけでなく、国による高年齢者の能力開発や労働移動を促進する取り組み、高年齢者自身による仕事への意欲や職業能力開発への取り組みなど社会全体で対応すべき、③対象者基準の廃止という一律的な規制強化は、業種や職務内容によっては、高年齢者の就業が困難な職場があることや、定年前の解雇等に厳しい規制がある中、若年者雇用への悪影響に加え、高年齢者のための新たな職域開発など企業負担の増大などが懸念されることから反対。基準制度は維持し、現行の労使協定の枠組みの中で対応すべき、などと主張した。こうした意見を踏まえ、審議会では、対象者基準を廃止する場合は、現行の継続雇用制度の定義について、現に雇用している高年齢者が希望するときは、定年後も引き続いて雇用することを原則とするよう改め、例外を認める制度であることを法律上明確化すべき、という使用者側の意見を付したうえで、①法定定年年齢（60歳）は現状維持、②現行の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準は廃止することが適当、③公的年金支給開始年齢に到達した高年齢者については、従前の基準により、以後の再雇用の可否を決めることを可能とする経過措置を導入する（37年3月31日まで）、④子会社や関連会社など一定範囲のグループ

企業などにおいて、雇用確保先の対象拡大が必要、などとする建議が行われた。この建議を受けて、政府は、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準の廃止などを盛り込んだ高年齢者雇用安定法の改正案を、24年4月に国会に上程した。

有期労働契約の不合理、不適正な利用の防止等を目的とした労働契約法等の見直しについては、当所は、全国の小規模企業の現状等を独自に調査した（「有期労働契約の規制強化が雇用に及ぼす影響について」：小規模企業1,830社から回答）。調査の結果、小規模企業にとっては、業務量の変動に対応するための雇用量の調整が必要であることから、雇用契約更新（年数）に規制がかけられた場合、契約期間満了による雇止めに対応せざるを得ない企業が約7割に上った。労働政策審議会において、当所からこうした実態に基づき意見を述べたところ、審議会では、①有期契約が反復更新され勤続期間が5年を超えた場合、労働者の申出により、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みを導入、②有期契約による勤続期間の通算をリセットするための期間を6カ月に設定（勤続期間の通算が1年未満の場合は、当該期間の1/2）に設定、③雇止め法理（無期労働契約と実質的に異なる場合、または労働者が期間満了後も雇用関係が継続されるものと期待することに合理性が認められる場合、客観的合理性・社会的相当性がなければ、雇止めは認められない）の制定 legalization、④期間の定めを理由とする不合理な労働条件の禁止、などの建議が行われた。これを受け、政府は、建議の内容を盛り込んだ労働契約法改正案を、24年3月に国会に上程した。

パートタイム労働対策については、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保の促進等を内容とした、改正パートタイム労働法（20年4月1日施行）が施行後3年を経過したことを受け、9月より、労働政策審議会において、施行状況等を踏まえた法の見直し議論が開始された。均等・均衡処遇等の雇用管理の改善について、企業は現行法のもと、通常の労働者との違いを踏まえて適切に対応しており、賃金決定で能力・経験を重視するなど、全体として成果を上げていることから、当所は、見直しによる特段の措置は不要との意見を主張した。厚生労働省は、24年6月を目途に同審議会の報告書を取りまとめる予定としている。

新卒採用については、政府から企業に対し、新規学校卒業者の採用拡大や採用選考活動の早期化・長期化抑制などの要請が行われ、当所は、会員企業へ向けた周知活動等に取り組むと共に、大学等関係団体と企業側団体が意見交換する「新卒者等の就職採用活動に関する懇話会」（文部科学省主催）に参加した。

労働者派遣法については、製造業務派遣・登録型派遣の原則禁止等を内容とする改正法案が国会に上程（22年3月）され、継続審議が続いていたが、民主党・自民党・公明党の協議により、①製造業務派遣・登録型派遣を原則禁止とする規定の削除、②日雇い派遣の禁止例外規定の拡大等の修正がなされ、24年3月に成立した。

②雇用・労働法制の改正内容に関する制定・改正後の周知

労働委員会、ホームページ、CCI スクエア（イントラネット）、会議所ニュース等において、震災対応、有期労働契約、高年齢者雇用、パートタイム労働、新卒者採用、高度外国人材ポイント制等、政府や審議会の検討状況に合わせたタイムリーな情報提供に努めると共に、雇用調整助成金の要件緩和や各種助成制度等、雇用・労働に関する情報発信を実施した。

また、6月には、震災により被害を受けた企業等を対象とする助成制度等の周知用チラシを作成した。

(5) 総合的な重要政策課題への対応

総合政策委員会において、「東日本大震災からの復旧・復興」、「TPP 協定」、「エネルギー・電力不足問題」等の重要政策課題について検討を行った。

震災からの復旧・復興については、政府の対応状況や識者の意見、また、福島県原町、宮城県気仙沼、岩手県大船渡の各商工会議所から被災・復旧状況と復旧・復興に対する要望を聞き、その後の当所の意見・要望活動に反映し、実現した。

TPP 協定については、当所は 22 年 10 月に、政府に対して TPP 交渉への早期参加表明ならびに農業との両立による質の高い EPA の締結を要望した。その後 1 年が経過し、TPP 参加国による交渉が進展する中、独自に情報収集・分析を行い、地域経済や農林漁業への影響を克服するための地域対策が不可欠であること等を盛り込んだ「TPP 交渉早期参加についての見解」を 9 月に取りまとめ、国会議員等へ働きかけを行った。その後、11 月の APEC 首脳会議（於：ハワイ）にて野田総理大臣が TPP 交渉に向けた関係国との協議に入ることを表明し、24 年 1 月以降、政府は TPP 交渉に向けた関係国との協議を開始した。また、当所では、見解を公表以降、24 年 3 月末までに全国各地の商工会議所、県連等において 50 回におよぶ説明会を実施し、TPP に関する正しい情報の提供と理解促進に努めた。

また、「エネルギー・原子力政策に関する意見」、「高速道路の整備と料金制度のあり方について」の両意見書取りまとめに際しては、関係委員会等で作成した意見について総合政策委員会において審議を行い、それぞれ藤村官房長官や枝野経済産業大臣、前田国土交通大臣等に要望した。

その他、社会保障・税一体改革については、社会保障専門委員会と連携して社会保障制度改革について検討を行い、岡村会頭が委員として参画した「社会保障改革に関する集中検討会議」等において当所の意見を述べた。

(6) 行財政改革の徹底・道州制の推進

行財政改革専門委員会において、地域主権の推進について検討を行うとともに、地域主権や道州制について国民の理解を深めるため、日本経済団体連合会および経済同友会とともに設立した「地域主権と道州制を推進する国民会議」の主催で「道州制シンポジウム」を、4 月に名古屋（約 300 人参加）、24 年 1 月に広島（約 240 人参加）で開催した。

政府においては、地域主権戦略会議を中心に、22 年度末に閣議決定した「アクション・プラン」に沿って、国の出先機関の原則廃止に向けた取り組みを推進している。当所は、12 月に出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について、内閣府地域主権戦略室のヒアリングにおいて、①道州制を目指し、府県事務も広域連合に寄せるべき、②移譲する権限は丸ごとではなく、国に残すものと広域連合に移すものと中身をよく見て判断すべき、③商工会議所法の権限移譲については別途、当事者である商工会議所の意見を聞くべきことなどを主張した。その後、政府は、24 年 4 月に「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」に係る特例制度の基本構成を決定。24 年 5 月から、地域主権戦略会議の下部組織であるアクション・プラン推進委員会において、特例法案に関する検討を開始し、24 年通常国会への特例法案提出を目指している。

また、規制・制度改革について、各地商工会議所のアンケート調査をもとに、行政刷新会議の「規制・制度改革に関する分科会」などに地域活性化を目的とする規制改革を提案し、「稼働中の産業遺産の世界遺産登録に向けた登録」などが実現した。

(7) 商工会議所を中心とした社会総がかりでの教育再生の推進

将来の日本を担う人材育成のあり方について、教育専門委員会を中心に検討を重ねるとともに、商工会議所が社会総がかりでの教育再生の中心的な役割を果たし、今後より一層教育支援・協力活動の取り組みを拡大するため、「商工会議所における『教育支援・協力活動』に関するアンケート」を実施し、事例を収集、情報提供を行った。アンケートに回答した 385 商工会議所のうち 233 商工会議所が何らかの教育支援・協力活動を実施しており、実施率は 6 割を超え (60.5%)、調査を開始した 20 年度から 8.4%増加した。

経済産業省と文部科学省が 23 年に新たに創設した「キャリア教育推進連携表彰」で、横須賀商工会議所の「よこすかキャリア教育推進事務局」と瀬戸商工会議所の「瀬戸キャリア教育推進協議会」が、それぞれ最優秀賞と優秀賞を受賞。また、経済産業省が主催の「第 2 回キャリア教育アワード」では、福井商工会議所青年部の「おしごと探検隊“アントレ・キッズ”」が大賞を受賞するなど、商工会議所の教育支援・協力活動が高い評価を得た。

(8) 少子化対策の推進や国民福祉向上に向けた調査・研究等の継続

①少子化対策やワーク・ライフ・バランス (WLB) の推進について調査・研究・周知

急速に進む少子化への対応がわが国の最重要課題であるとの認識のもと、少子化対策、仕事と子育ての両立支援等について意見活動等を行った。

次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築を目的とした、政府の「子ども・子育て新システム」の検討に関しては、当所は、内閣府「子ども・子育て新システム 基本制度ワーキングチーム」に委員を派遣し、「子ども・子育て支援の財源は、全て公費負担とすべき」「保育サービスの担い手となる多様な事業者の参入を促進すべき (株式会社等の参入を社会福祉法人等と同列に扱うべき)」など意見を主張した。

少子化対策、地域活性化等の観点から、出会いの場創出事業を実施する商工会議所の取り組みを把握するため、全国 514 商工会議所を対象に、「商工会議所婚活事業実施状況調査」を実施した (9 月～10 月に調査実施、24 年 2 月 14 日に結果公表)。回答のあった 348 商工会議所のうち、122 商工会議所が事業を実施しており、「商工会議所の PR につながった」「地域の活性化・少子化対策につながる」等の声も寄せられており、事業を実施する商工会議所は増加傾向にある。

また、ホームページにおいて、少子化対策やワーク・ライフ・バランスに関する行政の取り組みや各地商工会議所が開催する出会いの場創出事業の情報等を随時掲載した。

②消費者問題に関する調査・研究・周知

消費者庁において検討が進められている、主に少額の被害を受けた多数の消費者に代わり、総理大臣の認定を受けた消費者団体が、事業者に対し損害賠償を求めることができる集合訴訟制度について検討を行い、24 年 2 月に全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会と連名で「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度に対する意見」を取りまとめた。意見書では、米国のような訴訟社会にならないよう訴訟の対象を消費者契約に基づく商品やサービスの代金に限ることや、和解で早期に解決する法制上の手続きを整備することのほか、事業者が勝訴した場合、提訴に起因する逸失利益を消費者団体に請求できる規定を、特に中小企業に配慮して設けることなどを求めた。その後、消費者庁は、24 年通常国会への関連法案提出に向けた検討を継続している。

(9) 債権法・会社法・独禁法等経済法規改正への対応

国内外の社会、経済環境が著しく変化する中、企業活動に大きな影響を及ぼす法改正の検討が進められている。特に民法（債権法）改正と会社法制の見直しについては経済法規専門委員会で検討を行っている。

民法（債権法）改正については、取引実務に関わる広範な分野が検討されており、今後の経済取引に影響を与える可能性がある。そこで、経済法規専門委員会で債権法見直しによる影響を検討したほか、法制審議会民法（債権法）部会に委員を派遣し、中小企業の実態に基づいた意見を申し述べている。

また、会社法制の見直しについては、企業統治のあり方および親子会社法制に関する内容が検討されており、企業競争力に大きな影響を与えることが懸念されている。このような状況を踏まえ、会社法改正については経済法規専門委員会での検討のほか、同専門委員会の下に設置した「会社法制の見直しに関する検討会」で詳細な議論を行い、法制審議会会社法制部会での商工会議所代表委員の発言のバックアップを行っている。また、12月に公表された「会社法制の見直しに関する中間試案」に対しては中小企業の意見を伝えることを目的に意見提出を行った。

2. グローバル化への対応と生産性向上への支援

(1) アジア・APEC 地域に重点を置いた経済ビジネス交流の強化

①インドへの大型ミッションの派遣

9月に岡村会頭を団長とする50人の経済ミッションをインドに派遣し、デリーとチェンナイを訪問した。デリーで岡村会頭は、アルワリヤ国家計画委員会副委員長、ドリベディ鉄道大臣ら要人のほか、インド商工会議所連合会（FICCI）と懇談、両国の中小企業交流が重要であることを確認し、今後の当所のインドにおける活動を強化していくことを表明した。

また、チェンナイでは、ジャヤラリタ・タミル・ナドゥ州首相の臨席のもと、同州投資誘致局との覚書を締結した。さらに、同州の産業育成のための日本企業との協力体制のあり方等について協議するため、同州、インド工業連盟（CII）との共催セミナーを開催した。



モンテック・シン・アルワリヤ
国家計画委員会副委員長表敬

②成長する海外新興市場への中小企業の進出支援

中小企業の海外ビジネス展開のための環境整備を進める一環から、各国首脳などの来日の機会を利用して、積極的に懇談を行った。岡村会頭は、9月にアキノ・フィリピン大統領、スリン・ASEAN事務総長と、24年3月には、インラック・タイ首相、トンシン・ラオス首相、ピニユラ・チリ大統領と会談した。また、日豪経済委員会では4月に、ギラード豪首相歓迎昼食会を、日本マレーシア経済協議会では、5月にナジブ・マレーシア首相との懇談会を開催した。

また、岡村会頭は海外出張の機会を利用して、積極的に各国政財界要人を訪問。4月は、マルコン・フランス商工会議所連合会会長、ガイイ・パリ商工会議所会頭、クレモネーシ・ローマ商工会

議所会頭と、9月には、陳奎元・全国政治協商会議副主席、董建華・全国政治協商会議副主席と、そして10月には、艾宝俊・上海市副市長と懇談した。

6月には、天津市商務委員会と経済交流促進に関する覚書を締結。7月にクアラルンプールで開催されたASEAN 日本人商工会議所連合会（FJCCIA）と日・ASEAN 経済大臣との対話では、辻亨特別顧問が当所を代表して出席し、震災復興に努める日本の現状についての説明と、ASEAN 連結性の推進のための日・ASEAN 協力の重要性、ASEAN 各国の裾野産業育成に向けた日本の中小企業との連携強化等について要望した。

また、日韓商工会議所首脳会議を7月に大阪市で開催し、当所の正副会頭と大韓商工会議所の正副会長によるハイレベルな経済交流を行った。

さらに、海外への販路拡大、投資・ビジネス環境の把握を行う観点から、中小企業経営者等を対象とした実務型のミッションを3回派遣した。11月に派遣した訪台湾ビジネスミッションでは、台湾企業との個別商談会を行った。12月には、訪メコン地域投資環境視察ミッションをミャンマーとカンボジアに、24年1月にはニューデリー、チェンナイ、コルカタにインド現地事情視察会を派遣し、現地の商工会議所等経済団体との交流、工業団地、経済特区、進出日系企業の視察などを行った。

③ 二国間経済委員会等を通じた国際ビジネス支援

6月に東京で第16回日本・スリランカ経済合同委員会会議を開催したほか、ASEAN・日本経済協議会日本委員会が、在京ASEAN10カ国の大使との懇談会を開催した。10月には、第49回日豪経済合同委員会会議を京都市で、11月には第38回日本ニュージーランド経済人会議を大阪市で、さらに、日本マレーシア経済協議会第30回合同会議を東京で行った。

12月には、ヤンゴンで、第8回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議を開催。民主化・経済開放を進めるミャンマーへの関心の高まりから、両国合わせて過去最大の200人が参加した。

24年1月には、9月の訪インド経済ミッションのフォローアップも兼ねて、第37回日印経済合同委員会会議をニューデリーで開催。24年2月にはマニラで、第30回日比経済合同委員会を開催するとともに、現地で経済産業省主催のPPPセミナーを後援した。24年3月には、第6回日本・パキスタン民間経済人会議を東京で開催した。

(2) 中小企業の国際化支援、国際ビジネス支援体制の強化

経済連携協定の推進に向けて、9月に「TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉早期参加についての見解」を発表するとともに、TPPに関する理解促進を図る観点から、全国の商工会議所と連携し、説明会を全国50カ所で開催した。

中小企業国際展開支援特別委員会において、中小企業国際化支援機関の取り組み内容を研究し、これら支援機関と商工会議所との協力・連携の可能性などについて検討したほか、各地商工会議所の国際化支援活動の進捗状況を把握するためにアンケート調査を実施した。



日韓商工会議所首脳会議で両国の
経済交流に向けて議論

また、中小企業向けに海外ビジネス展開の啓発を行う観点から、インド、フィリピン、マレーシア、タイ、ミャンマー、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、台湾、フランス、イタリア、ドイツ、チェコ、オーストリアなどの政府や大使館、商工会議所から講演者を迎えてセミナーやシンポジウム等を30回程度開催し、現地の投資・ビジネス環境に関する最新の情報提供を行った。

さらに、全国の商工会議所職員向けに、中小企業の国際化に係る研修を2回開催したほか、海外を視察する各地商工会議所に対して、現地視察や在外の日本人商工会議所等の訪問や視察先の調整などの支援を行った。

このほか、中小企業向けの情報提供ツールとして、ホームページ内に設置している「中小企業国際化支援ナビゲーター」の充実を図り、海外駐在員レポートや商工会議所主催セミナー・説明会情報、他機関の実施する見本市・商談会などの情報発信に努めた。

(3) 特定原産地証明書の利用促進と非特惠貿易関係証明の円滑な発給

①EPAに基づく特定原産地証明書の利用促進

EPAに基づく特定原産地証明書の普及に関しては、初心者向けの説明会を、千葉、東京、横浜、浜松、名古屋、福井、大阪において開催したほか、7月、12月、24年3月には、業界団体等と連携して発給手続きの説明を行った。さらに、ホームページを活用し、関連情報を随時更新し、申請者の利便性を高めた。

また、日インド EPA（8月）、日ペルーEPA（3月）が新規発効に際し、円滑な発給事業実施のため、発給システムの構築を行うとともに、21カ所の発給事務所に対し、両協定の詳細や発給事務にかかる実務的な対応に関する事前説明を行った。こうした取り組みにより、23年度の特定原産地証明書の発給件数は、約11.9万件（前年度比17.9%増）に達した。

他方、特定原産地証明書の利用企業が、スムーズな通関やトラブルによる追加費用発生の回避等のメリットを享受できるよう、相手国税関における電子的閲覧システムを構築した。

②非特惠貿易関係証明の円滑な発給

各地商工会議所が実施する非特惠貿易関係証明発給事業について、円滑な発給を図るため、適宜、CCI スクエア等を通じて各地商工会議所に情報提供を行った。また、貿易証明に関するアンケート調査等の実施を通じて、各地商工会議所の発給体制・発給実績を把握し、各地商工会議所の体制整備を支援した。さらに、担当者向け研修会を2回開催し、資質向上を図った。

(4) 中小企業の生産性向上を目指した IT 経営支援

ITの利活用による生産性向上・競争力強化は、わが国中小企業の大きな経営課題であることから、情報化委員会の下に新たに「IT経営推進専門委員会」を設置し、地域中小企業がITを戦略的に活用して経営革新を図る「IT経営推進」の取り組みを支援する具体案等について、研究・検討を行った。

同専門委員会の議論をもとに、商工会議所自身のIT化推進、情報リテラシーの向上に資するため、各地商工会議所の役職員を対象に「IT新時代」をテーマとして、クラウドコンピューティングやタブレット端末、SNSの活用等について、委員会での説明や研修事業を継続して実施した。

また、地域において中小企業のIT経営導入・実践を個別支援できるように、商工会議所を中心

とした支援体制の構築に取り組んだ。特に、IT コーディネータに関しては、各種研修会、担当者会議等でその概要・活動を積極的に紹介し、IT 支援人材が不足している地域における商工会議所との連携を促進した。

さらに、民間 IT 企業や公的機関等との連携により、地域中小企業の IT 経営支援を目的とする、タブレット研修、ホームページ作成ツールの提供、ネットショップによる販路拡大セミナー、セキュリティセミナー等、今後、全国の商工会議所に展開できるモデル事業を実施した。

この他、商工会議所がもつ IT 経営支援ツールとして、「ザ・ビジネスモール」の活用を全国の商工会議所にあらためて周知し、同サイトを活用した中小企業の販路開拓、取引拡大支援を促進した。

また、経済産業省主催の「中小企業 IT 経営力大賞 2012」に共催団体として参画。専門委員会の協力も得て応募企業の発掘に取り組み、優れた IT 経営を実現している商工会議所会員企業（21 社）を表彰するとともに、その事例を各地商工会議所はじめ広く紹介し、地域における IT 推進モデルの普及を図った。

こうした専門委員会を中心とする取り組みを踏まえ、24 年度において、商工会議所自身の IT 活用推進と地域中小企業の IT 導入・活用支援を目的に、全国の商工会議所（連合会）に、役職員業務用、研修事業用としてタブレット端末を提供することとし、その円滑な導入・活用を支援するため、全国主要都市で利用方法等に関する説明会を開催するとともに、各都道府県で操作研修会を実施した（400 商工会議所、8,630 台導入）。

3. 中小企業の成長力強化と人材育成・確保支援

(1) 中小・小規模企業に対する支援力の強化と人材育成・確保支援

①経営改善普及事業等、商工会議所が行う中小・小規模企業支援事業の強化

各都道府県の厳しい財政事情等を受け、多くの地域で小規模企業対策予算の縮減が行われている。このため当所は、12 月に全国知事会長に対し、24 年度の小規模企業対策予算の十分な確保、確実な執行を求めた。

一方、経済・社会環境が大きく変化する中で、中小・小規模企業が抱える経営課題も複雑化・多様化しており、各地商工会議所における経営支援力の一層の強化が求められている。このため当所では、都道府県ごと、もしくは各地商工会議所における研修を補完する位置付けで、経営指導員向け実践型研修を 9 回実施し 413 人が参加した。具体的には、マル経を中心とした金融相談に必要な基礎知識の習得、経営安定対策（倒産防止）事業における実務対応スキルの習得や、実在の企業を題材とした経営改善提案実習等を実施した。

また、ブロック別中小企業相談所長会議に併せ、中小・小規模企業に対する BCP 導入支援をテーマにしたブロック別中小企業支援先進事例普及研修会を実施した。



実在の企業を題材とした
経営改善提案実習（浜松市）

②中小・小規模企業における人材確保・育成に向けた「人材対策基金事業」の推進

中小企業庁補助事業「中小企業経営支援等対策費補助金（人材対策基金補助金）」により造成する基金を活用し、各地商工会議所、大学、NPO法人、民間企業等とともに、22年度に引き続いて合同就職説明会開催事業、観光関係人材育成支援事業、中小企業採用力強化事業を、23年度から新たに産学協働教育を通じた中小企業の魅力発信事業を実施した。なお「人材対策事業」では、21年度からの累計で13,000名以上の求職者が企業から内定を得るとともに、25,000名以上が人材育成に資する研修に参加するなど、中小企業の人材確保・育成、雇用促進に大きく貢献した。

また、24年2月には本事業の好事例をまとめた「人材橋渡し事例集」を作成、全国の商工会議所等に配布し、好事例の全国的な展開を図った。

(2) 中小企業金融の円滑化

中小企業の資金繰り状況や資金調達の円滑化・多様化にかかるニーズを把握するため、7月と24年1月に金融実態調査を実施し、金融機関の貸出姿勢や消極姿勢の理由、直面する金融問題などの結果を各地商工会議所向けにフィードバックした。また、セーフティネット保証（5号認定）の業種拡大にかかる措置の延長について要望を行った結果、当該措置は24年9月まで延長された。

経営指導を金融面から補完する小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度について、23年度から引き続き24年度も融資限度額の拡大ならびに貸付期間・据置期間の延長が継続することとなったが、制度拡充の内容や、政府の施策（設備資金貸付に対する貸付利率特例制度や災害マル経等）について資料提供等を通じて各地商工会議所に周知徹底を行うなど、同制度の積極的な推進に注力した。

23年度の商工会議所におけるマル経制度の推薦実績は、件数19,852件（前年度比96.6%）、金額1,008億5,735万円（同101.8%）であった。商工会を含む全体の融資実績は1,543億1,522万円（同104.4%）で、予算上の当初貸付規模2,300億円に対する消化率は67.1%となった。

また、マル経融資推薦業務の経験が浅い各地商工会議所の経営指導員を対象に、同融資の推薦に必要な基礎知識の習得を目的に、実務研修（マル経基礎研修）を実施した（参加人員：87名）。

中小企業金融円滑化法の運用については、各地商工会議所のニーズ把握や金融機関等の運用の状況をヒアリングし、期限延長についての要望を行った結果、さらに1年間の期限延長（25年3月31日まで）が実現した。

(3) 企業再生・事業継続・倒産防止対策の強化

BCP（事業継続計画）の普及促進に関しては、中小企業庁が作成した冊子「中小企業の事業継続計画（BCP）〈災害対応事例からみるポイント〉」を各地商工会議所宛てに周知するとともに、「中小・小規模企業に対するBCP導入支援について」と題し、全国9カ所で中小企業支援先進事例普及研修会を開催した。また、農林水産省等が全国20カ所で実施した食品事業者向けコンプライアンス確立等研修会について、各地商工会議所を通じ事業者への周知した。

自殺対策については、経済産業省との情報交換を通じて、「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」等における政府の各種取り組みについての周知や、中小企業に対するきめ細かい相談対応、中小企業の経営上の悩みに対する各種相談窓口の周知、中小企業に対する震災対応の各種支援策を周知し、相談対応の強化を図った。

経営安定特別相談室を設置している 203 商工会議所の 23 年度の相談受付件数の合計は 1,801 件で、処理最終件数 1,665 件のうち、1,349 件が商工調停士等のアドバイスによって倒産を回避することができた。また、経営安定対策事業研修会を開催し、担当者の一層の能力向上を図った。

(4) 中小企業の実態に即した会計基準の策定

22 年 8 月に公表された「非上場会社の会計基準に関する懇談会」（企業会計基準委員会等の民間団体が設置）の報告書および同年 9 月に公表された「中小企業の会計に関する研究会」（中小企業庁が設置）の中間報告書において、中小企業の実態に即した新たな中小企業の会計ルールを取りまとめるべきとの方向性が示された。

両報告書を受け、23 年 2 月より、当所をはじめ中小企業関係者等が主体となり、中小企業庁と金融庁が共同事務局を務める「中小企業の会計に関する検討会」（以下「検討会」という）および「同ワーキンググループ」において、パブリックコメントの意見も踏まえて検討を重ね、24 年 2 月 1 日に、「中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小会計要領」という）」が取りまとめられた。

中小会計要領は、総論として、中小企業の多様な実態に配慮し、中小企業の経営者が理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つものとするとともに、会社計算規則に準拠しつつ、中小企業に過重な負担を課さないものとするなど、目的とするなどの基本的な考え方を盛り込んでいる。各論では、多くの中小企業の実務において実際に使用され、必要と考えられる項目（勘定科目）に絞るとともに、簡潔な会計処理等を示している。また、会社計算規則で作成が求められている貸借対照表、損益計算書等については、多くの中小企業の実務において実際に使用され、必要と考えられる項目（勘定科目）に絞った上で様式例を示している。

24 年 3 月 27 日の検討会でとりまとめられた、中小会計要領の普及・活用を含めた最終報告書においては、今後、中小企業関係者、金融機関関係者、会計専門家等が一丸となって中小会計要領の普及・活用に取り組んでいくことが示されており、中小企業が中小会計要領に従った会計処理を行うことで、経営力の強化や資金調達力の強化等に繋がることが期待される。

24 年度以降、各地商工会議所と連携し、中小企業関連機関・団体と一丸となって、中小会計要領の普及・活用に取り組んでいく予定。

(5) 中小企業における適正な取引の推進

中小企業庁や財団法人全国取引振興協会と連携し、下請取引適正化の推進や「下請かけこみ寺」および「下請適正取引の推進のためのガイドライン」、各下請ガイドラインに記載されている望ましい取引事例等のうち、他の業種にも普及すべき事例の「ベストプラクティス集」、「下請取引コンプライアンス・プログラム」について、ホームページの特設ページや各地商工会議所を通じて事業者宛に周知を図るとともに、シンポジウム・セミナー等についての案内を行った。また、中小・小規模企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、震災による災害の影響を受けた下請事業者への配慮を含め、「下請取引の適正化」および「下請事業者への配慮等」について各地商工会議所を通じ、事業者に対し改めて周知を行い、適正な下請取引の推進を図った。

公正取引委員会および中小企業庁により、11 月が「下請取引適正化推進月間」と指定され、下請取引適正化推進講習会やシンポジウム・セミナー、下請ガイドライン説明会等の開催について、各地商工会議所を通じて中小企業への周知を行った。さらに、公正取引委員会と連携し、独占禁止法

相談ネットワークの整備・活用の推進のため、経営指導員を対象とする研修会で独占禁止法および下請法について公正取引委員会が説明する機会を設けてもらえるよう、各地商工会議所への周知を行った。

(6) 中小企業の知的財産権取得・活用・保護の推進

産業構造審議会等において、中小企業が知的財産権を円滑に取得・活用保護できる環境の実現に向けて意見具申した結果、特許法が改正され、中小企業に対する特許維持料減免制度の適用期間延長（対象：設立10年以内のすべての中小企業、期間：10年間）やライセンス契約の保護強化、企業や大学等で一般化している共同研究・共同開発の成果の適切な保護などが図られた。また、中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、知的財産に携わる様々な専門家や支援機関と共同してその場で解決を図るワンストップサービスを提供する「知財総合支援窓口」（特許等取得活用支援事業）が、47都道府県に開設され、各地商工会議所への周知を図った。

18年度より全国の商工会議所の協力を得て設置、運営している「知財駆け込み寺」においては、知的財産の創造・保護・活用等に関する様々な課題を抱える中小企業に対し、相談を通じた問題解決にあたった。23年度の相談受付件数は2,099件。

(7) 産業人材育成・確保支援のための「検定拡充5%運動」の継続強化

20年度から実施している「検定拡充5%運動」のさらなる推進のため、当所では各地商工会議所との連携のもと、会員企業・教育機関等における検定資格の活用や、検定資格取得者のジョブ・カードへの記載促進などを通じて受験者増に取り組み、その結果、22年度までは目標を大きく上回る実績を上げてきた。

しかしながら、23年度は、年度最初の定期・大型試験である6月簿記（1～4級）の受験者数が、震災の影響等もあり、対前年同期比18.6%の減少となった。続く7月の販売士（3級）も大幅な減少が見込まれたことから、「専門学校・通信教育機関との懇談会」を6月に開催し、簿記・販売士の両検定について、受験者数減少の要因・対策および見通しについて意見交換を行った（24年3月にも開催）。また、産業人材専門委員会（3回開催）において、検定試験を活用した産業人材の育成について議論を行い、23年度については、受験者数を再び拡大基調に乗せるための方策として、①企業における活用促進、②効果的なPR、③教育・訓練機関との連携、④受験者の利便性向上のあり方等について取りまとめた。

一方、各検定については、受験者数全体の8割以上を占める簿記、販売士、日商PCの3検定を中心に、受験者数増に向けた様々な活動に取り組んだ。

簿記については、3級、2級の合格率安定に向けた作問体制の見直し、商業高校・専門学校・大学等の簿記指導者を集めた地方意見交換会の開催（仙台）、大学生協のキャリア支援サイトや20～30代を読者層とする情報誌への記事掲載等、宣伝・PRなどを積極的に行い、普及拡



実務能力の習得・証明資格として
拡大が期待されるプレゼン検定（10月～）

大を図った。

販売士については、受験者層・受験者数の一層の拡大のため、社会人や就職希望の学生を主なターゲットとして広報活動を展開し、大手資格情報誌にPR記事を掲載した。また、3級試験の受験者の半数は学生が占めていることから、より受験しやすい試験とするべく、試験時間の短縮、問題数の削減を行うことを決定（24年7月試験から開始）するとともに、3級ハンドブックについても、勉強しやすい内容・構成に改訂し、24年2月に発刊した。

日商PC検定については、企業実務において、その重要性がますます高まっているプレゼン力の向上を目的とする「日商PC検定試験（プレゼン資料作成）」を創設し、10月6日から3級試験を開始した。また、新たにWeb上でオンラインによる試験が行えるよう開発されたクラウドコンピューティングシステムについて、ネット試験会場に対するPRを実施し、同検定試験の受験者増に努めた。

さらに、ネット試験の一層の普及・促進を図ろうと、パソコン操作の基本となるキーボード操作を試験会場毎に競う「キータッチ2000グランプリ」を10月6～8日に開催し、全国から52チーム、156人の参加を得た。

しかし、こうした取り組みにもかかわらず受験者数の減少に歯止めがかからず、23年度は、前年度の95万人を大きく下回る85万人（対前年度比10.8%減）となった。

このほか、厳正公正かつ円滑な試験施行に向けた取り組みを一層強化するべく、「検定担当職員研修会」および「検定担当管理職会議」等の場を通じて、各地商工会議所への注意を喚起した。

(8) ジョブ・カード制度の普及に向けた積極的な推進

当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国117の商工会議所（連合会）に地域ジョブ・カードセンター（47カ所）および地域ジョブ・カードサポートセンター（70カ所）をそれぞれ設置し、「ジョブ・カード制度推進事業（厚生労働省委託事業）」に取り組んだ。

中央ジョブ・カードセンターでは、担当者研修会（3回）や業務連絡会議（2回）、全国9ブロックごとの会議（各1回）を開催して情報提供や意見交換するとともに、ジョブ・カード専用サイトやジョブ・カード事業通信と名付けたメールでの事務連絡（95回送信）を活用し、訓練実施計画の作成や助成金の申請、委託費の取り扱いなどに関する問い合わせに対応するなど、地域ジョブ・カード（サポート）センターが本事業を円滑かつ適正に実施できるよう、相談・指導に努めた。また、全国20カ所の地域ジョブ・カード（サポート）センターを訪問し、個別の業務指導や意見交換を行った。このうち9カ所では、本事業の進捗状況や委託費の執行状況を確認するための期中監査を実施した。

併せて、本制度のより一層の普及促進を図るため、地域ジョブ・カード（サポート）センターの担当者や学識経験者などで構成する「ジョブ・カード制度推進研究会」を設置し、3回の会議での検討結果を報告書としてとりまとめ、地域ジョブ・カード（サポート）センターが本事業を推進するための参考資料として情報提供した。

また、ジョブ・カード制度をさらに広く中小企業に普及・定着させるため、ジョブ・カード制度の活用に積極的に取り組む4つの業界団体（日本機械土工協会、神奈川県塗装工業協同組合、全国基礎工業協同組合連合会、山口県情報産業協会）に対して、傘下の企業に対するニーズ調査の実施や説明会の開催、訓練実施計画の作成支援などの業務を再委託し、本事業の一環として、傘下の企業に対する指導機能や業界団体のスケールメリットを活かした「雇用型訓練導入促進事業」を実施

した。

このほか、本制度を活用する企業にとってのメリット、実際に活用した企業や訓練生の声、各種手続きや助成金、奨励金の概要を盛り込んだリーフレットやチラシ、ポスターを作成し、提供するとともに、本制度の概要や活用した企業の事例などを掲載した企業向けホームページでの情報提供、当所の機関紙「会議所ニュース」をはじめ、全国紙にPR広告を掲載するなど、本制度の周知徹底に努め、地域ジョブ・カード（サポート）センターのPR活動を側面から支援した。

一方、地域ジョブ・カード（サポート）センターでは、企業への個別訪問や業界団体などへの説明をはじめ、企業への説明会や訓練指導・評価担当者講習などを積極的に実施した。その結果、ジョブ・カードを採用ツールとして活用するジョブ・カード普及サポーター企業数は12,322社、訓練実施計画が都道府県労働局の確認（9月末までは雇用・能力開発機構の認定）を受けた企業（＝確認済・認定企業）数は4,531社となった。さらに、職業訓練を終了した1,147社の訓練修了者1,659人のうち、1,294人（78%）が正規雇用に結びついている。

なお、本事業は、公募の結果、商工会議所（連合会）が24年度も引き続き受託したことから、本制度を活用した中小企業での人材の育成・確保の取り組みを支援することになっている。

(9) 就職力の強化等に向けた大学等との産学連携事業の拡充

大学等との連携により、産業界が求める実践的な人材育成を通じて、①雇用のミスマッチの解消、②地域の企業の人材確保、③就業能力の向上と強化を図るために、特に地域活性化と人材育成の重要な役割を担う大学等と連携し、学生のキャリアアップ教育、自己評価とキャリアマネジメントの再確認、就業支援等に取り組んだ。

23年度は、22年度の実績を踏まえて、静岡県浜松市内の中小企業の経営者と会社経営の現状と課題をテーマとするトーキングセッションや現場視察、またそれらを踏まえた学生ワークショップからなる研修を企画し、旅行会社を通じて東京近郊の大学に対してプレゼン提案を行った。その結果、城西国際大学と城西大学の2校が参加した。また、城西国際大学においては、経営情報学部1・2年生を対象としたミニマム・スタンダードとして、日商簿記および日本語検定の受験が義務づけられるとともに、24年度からは日商PC検定が追加されることとなった。

明治大学商学部とは、地域企業でのインターンシップを希望する学生に対して、当該地域の商工会議所を通じて企業紹介を行った。

4. 活力あふれる地域社会創造への取り組み支援

(1) 地域の経済・社会の実情に応じたまちづくりに対する支援の強化

研修会やホームページなどを通じ、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指す各地の取り組みの参考に資するまちづくり情報や各省庁の支援施策等に関する情報を発信。加えて、各地商工会議所へのヒアリングや現地視察などを通じて各地の取り組み事例等の情報を提供するとともに、個別案件への相談や専門家紹介など、それぞれの地域に応じた支援を行った。

【参考】〈いずれも24年3月末現在〉

中心市街地活性化基本計画認定地域：110地域（うち商工会議所管内105地域）

中心市街地活性化協議会設置地域：152地域（うち商工会議所管内137地域）

また、21年に当所をはじめとする中小企業関係4団体で設立した「株式会社全国商店街支援センター」において、各地域の商店街に対して、リーダー等の人材育成研修や個店経営研修など商店街を活性化させる取り組みを行うとともに、震災復興として被災商店街への復興支援マネージャーの現地派遣などを実施した。また、空き店舗対策の強化、人材育成など総合的な商店街支援を通じて、商店街の地域コミュニティの担い手としての役割を強化する「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（地域商店街活性化法）」が22年に施行されたが、支援センターの事業により、同法に基づく商店街活性化事業計画の認定件数が大幅に増加した（24年8月現在：102件、23年3月末：69件）。

また、まちづくり特別委員会においては、18年に改正されたまちづくり三法のうち、中心市街地活性化法について、改正後の評価・検証に関する中間とりまとめの検討を行い、コンパクトでにぎわいあるまちづくりを目指す関連法令の改正等を見据えた検討を行った。加えて、地域に根差した主要なまちづくり推進組織のキーマンとの意見交換会を開催し、中心市街地活性化法改正後の運用状況・問題点等について意見交換するとともに、まちづくり推進組織の設立・運営・活動のポイント等について情報収集を行い、今後のまちづくりにおけるまちづくり会社等の組織の有効性と課題について検討を行った。

(2) 「観光立“地域”」推進への支援

政府による「観光立国推進基本計画」の見直しに対し、24年1月に「観光立国推進基本計画の見直しに関する意見について」を、また同2月に「観光立国推進基本計画の改定案に対する意見」を観光庁に提出、「正確な情報発信」「MICE分野の国際競争力の強化」「観光関連施策の拡充と重点配分」等を新たな計画に反映するよう求めた。

11月には、福岡県北九州市、山口県下関市において、「平成23年度全国商工会議所観光振興大会 in 関門(第8回)」を開催した。全国の商工会議所関係者等1,720人が参加。「新しい時代の観光～連携観光の明日を考える～」をテーマに掲げ、「連携観光」による観光振興の推進等を掲げた関門アピールを採択したほか、第4回「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」の表彰式を行った。

そのほか、観光専門委員会において観光振興大会の内容拡充へ向けた検討を行うとともに、各地における取り組みの参考に供するため、各地商工会議所が実施している観光振興への取り組みの状況等について調査を行うと

ともに、各地における震災の影響を調査した。このほか、各地商工会議所のまちづくり・観光担当者を対象に、実地研修を含む研修会を会津若松市（福島県）において開催した。



「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」
受賞式（11月）

(3) 地域力を活用した新事業の創出、農商工連携の推進、販路開拓支援

① 「地域力活用新事業∞全国展開支援事業」の円滑な実施とフォローアップ、展示商談会、テストマーケティング等の実施による支援、新規事業の展開支援

地域資源を活かした新商品や観光プロジェクトなどを開発し、それを全国に展開することを目指

した取り組みを支援するため、「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）」（中小企業庁補助事業）を実施。23年度は、特産品開発や観光開発などに取り組む「本体事業」1年目が34件、同2年目が10件、次年度の本体事業実施を視野に入れ事業計画の策定を行う「調査研究事業」39件に加え、地域資源を活用した複数の特産品、観光資源等を束ねて一定期間に集中的に行う新たな集客型の販路開拓または普及に関する事業について支援する「地域の魅力でおもてなし事業」2年目10件の計93件のプロジェクトを展開した。

各地商工会議所が実施するプロジェクトの側面支援として、コンサルタント等の専門家を派遣し、事業基盤の強化や円滑な事業遂行支援を行ったほか、地域資源を活用した事業の一層の推進のため、東京で「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト啓発セミナー」を実施した。

また、各プロジェクトで開発された特産品や観光商品などを集めた共同展示商談会「feel NIPPON」を国内最大級の見本市「東京インターナショナル・ギフトショー」および食の専門見本市「グルメ&ダイニングスタイルショー」と同時開催（24年2月）し、流通関係者等との商談支援を行った。さらに、震災復興支援として、「feel NIPPONふるさと祭り東京」を東京ドームで開催（24年1月）したほか、「feel NIPPON 震災復興支援ブース」を共同展示商談会「feel NIPPON」と併設することで、震災により被害を受けた被災地域への支援を行った。また、東京・池袋の百貨店において、本事業で開発された商品を実際に消費者に販売し市場調査を行うテストマーケティング事業「feel NIPPON 新しい食・旅、そして技」を開催（12月）した。

この他、本プロジェクトを紹介するサイト「feel NIPPON」をリニューアルし、特徴ある取り組み事例を5回にわたり特集としてテーマ別に紹介し、一般消費者に対し本事業の認知度向上と魅力を発信した。



ビッグサイトで開催した展示商談会
「feel NIPPON」（24年2月）

②商工会議所の地域活性化に向けた取り組みへの支援

23年度は、第28期の初年度として、各地商工会議所が自ら積極的に地域活性化事業に取り組むことができるよう支援するため、地域活性化専門委員会において、商工会議所の地域活性化に向けた取り組みの分野、手法等の傾向と課題を、地域や商工会議所の目線で整理した。

また、有識者による最近の地域経済社会を取り巻く状況や課題についての講演のほか、上記の整理・分類の考え方についての議論や、委員の地域における先進的取り組みの共有を図ることで、24年度に地域活性化に取り組む商工会議所に対して、実践を後押しするような参考資料としての報告書の作成に関する準備を行った。

③社会資本整備に関する調査研究

社会資本整備の中で、特に高速道路に関しては、整備方針および料金制度に関する考えについて、ワーキンググループを開催して検討し（9月）、総合政策委員会での審議を経て、意見書としてとりまとめ、国土交通省の「高速道路のあり方検討有識者委員会」や前田国土交通大臣に提出するとともに、同有識者委員会の中間とりまとめ（12月）に、当所の意見を一定程度反映させた。

④農商工連携に係る各種支援策の周知・広報

農商工連携に係る各種支援策等について、関係機関等の施策を情報収集し、ホームページや委員会、研修会を通じて周知を行った。

⑤ホームページ「ものづくり情報ナビゲーター」「まちづくり情報ナビゲーター」「観光振興ナビゲーター」による情報発信

まちづくりや観光振興への取り組み状況等に係る調査等を実施し、その結果を各地商工会議所にフィードバックしたほか、各地商工会議所の地域活性化に向けた取り組み事例や行政等の各種支援策などの情報を収集し、ホームページの「まちづくり情報ナビゲーター」「観光振興ナビゲーター」「ものづくり情報ナビゲーター」などを通じて提供した。

また、地域資源の活用に関して、実践的な研修会や啓発セミナー（東京）をはじめ、まちづくり・観光振興に携わる担当者を対象にした研修を行うなど、テーマ別にきめ細かい情報提供に努めた。さらに、商工会議所地域活性化情報センター（カリアック内）において、全国の商工会議所が取り組む地域活性化事業を幅広く展示した。

5. 環境と経済の両立を踏まえた地球環境問題への対応

(1) 環境と経済の両立を踏まえた地球環境問題への対応

①エネルギー・原子力政策に関する意見活動を展開

震災・原発事故後の状況によって、国家の基幹政策であるエネルギー政策について、改めてその重要性を認識させられた。しかしながら、原発再稼働をめぐる混乱により、電力供給不安は全国に波及し、先行きが不透明なままとなっている。政府は様々な計画や方針を示しているが、具体的に国民や産業界が安心できる施策は打ち出されていない状況が続いている。商工会議所としても、エネルギー政策、原子力政策に関して、地域・中小企業の立場から発言していく必要が出てきた。

この流れを受け、内閣府原子力委員会から、原子力政策大綱見直しにあたって、産業界の電力ユーザーの立場から、新大綱策定会議委員を当所から推薦してほしいと依頼があり、神戸商工会議所会頭、川崎重工業株式会社社長の橋副会頭が就任した。原発事故の早期収束と福島再生、電力の安定供給と安全性を確保した原発再稼働、これらの先の中長期エネルギー政策の呈示の必要性を発言し、「審議すべきとされた事項」に盛り込まれ、審議されている。

また、原子力委員会新大綱策定会議に委員として出席する橋副会頭をサポートすること等を目的に、原子力・エネルギー政策研究会を立ち上げた。エネルギー政策は、国民生活や経済活動に不可欠の基盤であり、当面の課題への具体策を急ぐとともに、中長期の政策のあるべき姿を見据え、優先順位を付けた体系的な取り組みが必要であるという観点のもと、会合を6回開催した。

また、エネルギー・原子力政策に対する商工会議所の考え方については、総合政策委員会、正副会頭会議、代表専務理事会議、環境・エネルギー委員会、環境専門委員会での検討、原発立地自治体へのヒアリング、各地商工会議所に対する意見照会を行いながらとりまとめている。

②商工会議所環境行動計画を推進

地域や中小企業における自主的・継続的な地球温暖化対策の取り組みを促進するため、20年6月

に策定した「商工会議所環境行動計画～地域・中小企業における地球温暖化対策の推進～」に基づき、全国の商工会議所にもそれぞれの環境行動計画を策定し、推進することを呼びかけた。9月の調査では、253 商工会議所が事業計画に環境関連事業を記載するなど、環境への取り組みを行っており、地域における地球温暖化対策を推進している。

一方、「商工会議所環境行動計画」の推進にあたり、当所の環境サイトを「日商環境ナビ」としてリニューアルした。リニューアル後も、中小企業等が自社の事業活動による二酸化炭素排出量を把握できる「CO₂チェックシート」を Web 版に改訂して引き続き提供し、その普及に努めた。24 年 3 月現在で 1,197 社が登録している。

③中小企業の CO₂削減を促進する「国内クレジット制度」の活用を支援

中小企業等の省エネや二酸化炭素排出削減を具体的に進める仕組みの一つとして、20 年 10 月に開始された「国内クレジット制度」の普及・推進に努めた。その一環で、22 年度に引き続き、経済産業省より「国内クレジット制度推進のための中小企業等に対するソフト支援事業」を受託した。

4 月から 24 年 2 月にかけて、全国 16 商工会議所や専門機関とともに、同制度の対象となる中小企業に対して、申請に必要な排出削減事業計画書作成支援を 64 件、排出削減実績報告書の作成支援を 50 件行った。

④「公害健康被害保証業務（汚染負荷量賦課金）」の受託業務を円滑に実施

20 年度まで各地商工会議所（21 年度は 157 商工会議所）が独立行政法人環境再生保全機構から受託していた汚染負荷量賦課金の徴収業務に関する業務について、21 年度からは民間競争入札により実施団体が決定されることとなったため、当所が入札に参加し、落札した（21 年 3 月 1 日から 5 年契約）。

23 年度の業務に関しては、震災の影響等により、青森県・岩手県・宮城県・福島県、茨城県に対し、汚染負荷量賦課金申告・納付期限の延長措置が取られた。延長措置の実施にあたっては、被災地の状況を踏まえ、環境再生保全機構と連携し、実施商工会議所の業務実施に配慮した。

6. 「商工会議所イノベーション」による組織・財政・運営基盤の強化

(1) 「商工会議所イノベーション推進運動」による組織、事業、法制上の諸課題等への対応

①商工会議所イノベーション推進室を設置し、各地の組織・財政・運営基盤強化の取り組みを総合的に支援する「商工会議所イノベーション推進運動」をスタート

各地商工会議所が自主自立の精神を発揮し、商工会議所間のネットワークをより強固なものとしながら、自らのイノベーションに率先して取り組み、組織・財政・運営基盤強化を果たしていくための支援策として「商工会議所イノベーション推進室」を設置。23 年度は、震災の影響もあって実施できなかった取り組みもあるが、会員増強をはじめとする組織基盤の強化に資するため、各地



会員増強策について
白熱した議論を交わす参加者

先進事例の積極的な情報提供をはじめ、24年1月30日～31日に「会員増強研修会」（参加者100名）を開催し、新規会員獲得や退会阻止策等のスキル習得を支援した。

24年度は、商工会議所イノベーション推進室を核に、各地商工会議所の組織・財政・運営基盤強化の取り組みを総合的に支援する「商工会議所イノベーション推進運動」を積極的に展開することとしている。

②運営専門委員会において、各地商工会議所および日本商工会議所の機能・組織のあり方を検討

本来であれば、「第28期行動計画」の文中にある「新しい時代における商工会議所の活動理念の構築」に向けた検討を運営専門委員会で行う予定だったが、震災後の緊急課題が震災からの復旧・復興支援になったため、まずは、「商工会議所の防災・危機管理体制の整備と機能強化」の一環で、「総合的な危機対応に関するワーキンググループ」で10月から検討を開始し、24年3月に「各地商工会議所が『災害時対応マニュアル』および『事業継続計画（BCP）』を策定する際の基本的な考え方」、「全国の商工会議所ネットワークによる連携支援体制の構築（アクションプログラム）」等を取りまとめ、各地商工会議所に対し、その策定を呼びかけた。

③地域主権戦略大綱（22年6月22日閣議決定）や地域主権戦略会議における権限移譲・出先機関

改革等の検討状況を踏まえつつ、商工会議所法に係る規制緩和・権限移譲について、引き続き検討
地方分権改革推進委員会第1次勧告（20年5月28日）を踏まえ、商工会議所法の規制緩和・権限移譲に向けて検討を行い、商工会議所機能を最大限に発揮できるように、地域の実情に応じた副会頭・議員の定数の設定を可能とする等の規制緩和を経済産業省へ要望した。

その後、「地域主権戦略大綱」（22年6月22日閣議決定）において「国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）」が示されたことを受けて、経済産業省は、当所の主張を踏まえ、「商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲を検討」とする方針を地域主権戦略会議へ提出した。

22年12月28日に「アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定された。その後、地域主権戦略会議、アクションプラン推進委員会等において、商工会議所の許認可権限を含む、個々の出先機関の事務・権限の移譲や広域的实施体制の在り方、また職員・財源に係る措置の在り方などが議論されている。24年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て、26年度中に必要な事務・権限の委譲が行えるよう、政府において検討が進められている。

④全国商工会議所専務理事・事務局長会議等において、地域経済の危機における商工会議所の対応と連携支援の強化に関する情報・意見交換の実施

5月26日～27日、岡山県岡山市で、第65回全国商工会議所専務理事・事務局長会議を開催。「地域経済の危機における商工会議所の対応と連携支援の強化について」を全体テーマとし、地域総合経済団体である商工会議所が、震災を教訓として、行政機関、他団体、他地区の商工会議所と連携しながら、災害などの危機発生時にいち早く事務局体制を復旧し、地域経済の復旧・復興を進めるにあたり、中心的な役割を果たしていくための方策について議論した。

26日の全体会議では、最初に株式会社インターリスク総研による「震災における危機管理について」および、神戸商工会議所による「被災地商工会議所の復興に向けて～阪神・淡路大震災の経験

から～」と題した事例発表を行った。その後、規模別懇談会を実施し、震災で被災した商工会議所のほか、過去に天災等で被災した商工会議所などの事例発表を踏まえ、「事業継続計画（BCP）」策定の必要性や、全国 514 商工会議所のネットワークを活用した支援体制を構築などが話し合われた。

翌 27 日の本会議では、規模別懇談会の座長による報告等を行うなど、情報共有を図った。

⑤「商工会議所職員の研修体系・プログラム」（20 年度改訂）に基づく商工会議所役職員の人材育成の強化

商工会議所役職員に必要な能力や専門知識を整理したうえで、当所、ブロック連合会、都道府県連合会が役割分担して実施する各地商工会議所役職員の研修体系・プログラムを策定。各種研修事業の実施を通じて、各地商工会議所役職員の人材育成に努めた。

⑥各地商工会議所が組織イノベーションの実現に取り組むためのビジョンや中期行動計画の策定支援

ホームページの「商工会議所ビジョン等紹介コーナー」において、各地商工会議所が策定したビジョン、アクションプラン（プログラム）、中期行動計画等を紹介。未策定の商工会議所における策定に向けた取り組みを側面から支援するとともに、広く一般に対して商工会議所の活動を PR した。24 年 5 月 16 日現在、89 商工会議所が策定済み。

⑦研修会・会議等あらゆる機会を利用したコンプライアンスの徹底、取り組み支援

各地商工会議所の役職員を対象に開催した当所主催の会議や研修会において、コンプライアンスの徹底について説明するとともに、CCI スクエアを通じてコンプライアンスのさらなる徹底を呼びかけた。

また、各地商工会議所でのコンプライアンスに係わる当所との連絡窓口、コンプライアンスの強化に向けた職員の意識改革、体制の整備などにおいて中心的な役割を担う「商工会議所コンプライアンス責任者」の設置を推進。24 年 8 月 31 日現在、238 商工会議所が設置済み。

⑧「TOAS（商工会議所トータル OA システム）」の普及・活用推進

各地商工会議所における TOAS の一層の普及促進と円滑な運用および効果的な活用を支援するため、導入商工会議所の担当者等による「TOAS ユーザー会」、「TOAS フォーラム」を開催し、個々の商工会議所業務に対応した効果的な TOAS 運用および商工会議所事業における TOAS データの戦略的な活用等について研究・検討した。

⑨各地商工会議所からの事業活動・組織運営に関する相談に対し、的確かつ迅速に対応

各地商工会議所の事業活動・組織運営に対する支援を強化するため、各地商工会議所訪問等による各地の実情把握を精力的に展開するとともに、広域連携や合併等、各地商工会議所からの事業活動・組織運営に関する各種相談に随時対応したほか、当所経由の補助・委託事業の効果的な活用、税制改正の概要、各種委託・補助・助成等の情報提供サービスの強化、「会議所ニュース」や「石垣」、ホームページ等による各地商工会議所の活動状況や先進事例の情報提供等に取り組んだ。

⑩CCI スクエアの活用等による各地商工会議所の事業・運営に関する情報提供の拡充

CCI スクエアの「東日本大震災復旧・復興支援本部コーナー」の活用等により、被災地の復旧・復興を支援する取り組み等の関連情報を提供するなど、各地商工会議所の事業・運営に関する各種情報提供の拡充を図った。

⑪事務局における一層の経費削減および不採算事業の見直しの継続

各地商工会議所の厳しい財政状況の中で会費をご負担いただいていることから、当所としては、一層の経費節減・業務効率化に努めた。特に23年度は、全国の商工会議所における事務用品の共同購入事業を開始し、各地商工会議所および当所の経費節減に寄与した。また、いただいた会費については、各地商工会議所の支援、地域活性化の実現を図る政策提言活動等を通じて有効に活用させていただくため、年間を通じて不採算事業の見直しの検討を行った。

(2) 商工会議所の役割や存在意義のさらなるアピール

①商工会議所の要望により実現した税制改正や中小企業施策の拡充などに関する情報の各地商工会議所へのリアルタイムな提供

7月に「平成24年度税制改正に関する意見」をとりまとめ、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣をはじめ、政府・政党など関係各方面に働きかけるとともに、各政党の税制調査会や経済産業省の税制改正要望ヒアリング等において、適宜意見陳述を行った。

また、社会保障・税一体改革の審議状況や動向、商工会議所の考え方等をタイムリーに情報提供するため、「税制抜本改革情報」を32回(23年1月～24年3月)にわたって発信するとともに、33カ所の商工会議所・商工会議所連合会の議員総会等において、当所役職員が直接説明を行った。

さらに、24年度税制改正における商工会議所の意見の反映状況などを会員企業に伝えるため、チラシ「平成24年度税制改正のポイント」を作成して広報した。

②イノベーションに取り組む企業や地域を積極的に紹介するなど、機関紙「会議所ニュース」、月刊誌「石垣」の内容の充実等

中小企業対策をはじめ、当所が取りまとめて政府等へ働き掛けた提言・要望、さらにその実現状況などをホームページに掲載するとともに、「会議所ニュース」に掲載してリアルタイムな情報提供を行った。

また、各地商工会議所が実施する様々な取り組みも積極的に発信し、PRに努めた。「石垣」では、中小企業が抱える課題などをテーマにした特集を企画したほか、「まちの解体新書」のコーナーを通じて各地のまちづくりなどの様子を紹介。さらに、商工会議所を知ってもらい活用してもらうための「商工会議所活用レシピ」のコーナーを「石垣」、「会議所ニュース」双方に掲載して、商工会議所活動の周知を図った。

③「所報サービス」の提供、「会報編集担当者研修会」の開催等による各地商工会議所の広報活動の一層の支援強化

各地商工会議所の正副会頭・常議員・監事(希望登録制)に会頭コメントや会頭記者会見の様子、重要会議等の内容を直接電子メールで速報する「ニュースファイル」(24年3月末送信登録先1,085)

を年に 49 回送信。

また、各地商工会議所の会報作成担当者の基礎知識の習得と編集技術の向上などを図ることを目的に「会報編集担当者研修会」を開催したほか、会報発行を支援する「所報サービス」（記事提供システム）の一層の充実を図った。

④報道機関との意思疎通の円滑化を図るため、会頭、専務理事等と報道機関との懇談を定期的開催

岡村会頭等と経済団体記者会加盟社記者との懇談会を年に 2 回実施したほか、当所役職員と同加盟社記者との懇談会、岡村会頭とメディア各社経済部長との意見交換会をそれぞれ 1 回開催するなど、報道機関との意思疎通の円滑化を図った。

また、経済団体記者クラブのみならず、テーマに応じて様々な記者クラブにアプローチを行ったほか、活動内容の理解を深めるよう役職員による記者へのレクチャー機会を設けるなど、記事掲載の拡大を図った。

⑤商工会議所を紹介する TVCM コンテンツの一層の活用促進

商工会議所の認知度を高めるため、当所が 19 年度に製作した全国共通で利用できる「商工会議所 CM コンテンツ」を、23 年度も各地商工会議所、都道府県商工会議所連合会などに提供。9 商工会議所、1 商工会議所連合会が活用した。

(3) 各地商工会議所の会員増強運動の継続した取り組みへの支援強化

①全会員事業所訪問、会員増強運動、会員退会防止対策等の事業活動・組織運営に関する先進事例収集・提供による取り組み促進、活動支援

会員増強をはじめとする組織運営基盤の強化に資するため、各地商工会議所の会員数や取組事例等に関する調査を実施するとともに、全国的に企業数が減少する中においても会員数が増加している商工会議所の会員増強事例、各地商工会議所の全会員事業所訪問活動や会員退会防止活動の事例等の情報提供を行った。また、委員会、夏季政策懇談会、当所とブロック商工会議所連合会との懇談会等における先進事例発表や質疑応答等を通じて、各地商工会議所の取り組みを支援した。

加えて、24 年 1 月 30 日（月）～1 月 31 日（火）の両日にわたって、東京において「会員増強研修会」を開催し、参加者 100 名（募集定員 50 名）に対し、外部講師による講演やグループディスカッションを通じて、「新規会員獲得と既存会員退会阻止」や「会員・非会員の満足度の向上」を実践するためのスキル習得を支援した。

(4) 商工会議所の収益力強化に向けた新たな会員サービス事業の研究開発の継続

①集中 PR 月間を設定するなど、休業補償制度を拡充した「業務災害補償プラン」をはじめ、各種共済制度の普及促進

当所では、各地商工会議所の会員向けサービス事業として、4 分野 6 種類の損害保険商品を各地商工会議所の協力のもと全国制度として運営している。

23 年度においても、各制度の一層の普及・加入促進を図るため、2 月を PR 月間と定め、「会議所ニュース」や「石垣」等を通じて、集中的に PR 活動を実施した。また、各制度の保険始期に合わせ

た PR 活動を実施し、同 PR に利用した PR ツール（原稿等）を各地商工会議所への提供（配信）することにより、一体となった PR 活動を展開した。

その結果、長年加入者数が減少傾向にあった各制度のうち、「中小企業海外 PL 保険制度」は制度発足以来初めて増加に転じ、あわせて他の制度も減少幅が縮小（微減ないし横ばい）するなどの効果が見られた。

②当所と各地商工会議所による共同購入事業等の経費削減事業を開始

当所および各地商工会議所の経費の削減に寄与するため、全国の商工会議所での共同購入事業の第一弾として、24 年 2 月から、事務用品の共同購入事業を開始した。

本事業には、業界大手 2 社が参入し、通常のカatalog 価格から原則 10%の割引サービスが受けられる。事業開始から 24 年 6 月までの累計で、39 商工会議所が本サービスの利用登録を行った。

(5) 日本商工会議所青年部（日本 YEG）、全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）の活動支援と会員加入促進

<日本 YEG>

23 年度の日本 YEG は「共に創ろう次代の日本！今こそ YEG が地域の礎となる！」をスローガンに、「検証」「ビジネス」「情報交流」の 3 テーマを中心に活動を展開した。

具体的な活動としては、日本 YEG のこれまでの活動と、その結果についての検証結果を記した「組織と事業についての検証報告書」の作成や、各地 YEG 会員を対象に、同業種間の横の繋がりを提供する「業種別部会」を創立したほか、会員相互の「親睦・交流」「研修・研鑽」を促進し、各地の YEG 活動の活性化を図ることを目的として、全国 9 ブロックにおいてブロック大会を開催した。また、会員同士の研鑽・交流を目的として、11 月に山形県米沢市で「第 29 回全国会長研修会山形米沢会議」を開催、1,392 名の参加を得た。さらに、24 年 2 月には、富山県富山市で 4,675 名の参加を得て「第 31 回全国大会越中富山大会」を開催。各地商工会議所青年部の意識高揚、連携強化等を図った。このほか、地域活性化や青年部活動の模範となる事業等に取り組んだ青年部を表彰する「YEG 大賞」や、青年部会員を対象に経営能力やプレゼンテーション能力の資質向上研修も盛り込んだ「ビジネスプランコンテスト」、若手国家公務員との交流・意見交換を行う「故郷の新しい風会議」、青年部会員同士のビジネスマッチングを促進する「ご縁満開ビジネスサイト」の運営やビジネス交流会等、多岐にわたって商工会議所青年部および会員企業の発展に資する活動を展開した。

また、震災からの復興の意思を明確にするため、サブテーマ「笑心を合わせ、力に変えよう」を加えたうえ、復興支援チームを立ち上げ、被災地 YEG を通じた情報収集・発信等を実施した。あわせて、全国 402 単会 27,000 名の青年部会員に義援金募金の呼び掛けを行い、39,803,983 円を被災ブロック YEG へ寄付した（24 年 3 月 30 日現在）。

なお、24 年 3 月末現在の青年部設置数は 448 カ所（514 商工会議所中の設置率 87.2%）、うち日本商工会議所青年部加入は 402 カ所（加入率 89.7%）となっている。

<全商女性連>

当所の政策提言、要望活動への参画では、第 28 期専門委員会に各地女性会の役員が委員として就任しており（教育委員会（2 名）、地域活性化委員会（1 名）、中小企業政策委員会（1 名）、観光

委員会（1名）、会長は常議員会へオブザーバー出席するほか、全役員へ会員総会のオブザーバー出席を促している。

「第11回女性起業家大賞」では、10月に静岡県浜松市で開催した「第43回全国商工会議所女性会連合会浜松全国大会」（参加者数2,800人）で授賞式を行い、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）は住川奈美氏（株式会社アクセスライフ代表取締役）、優秀賞（全商女性連会長賞）は田ノ本智子氏（株式会社マーズデザイン代表取締役社長、スタートアップ部門）と富田祐子氏（センターフィールド株式会社代表取締役、グロース部門）に、それぞれ賞状と副賞を贈った。

情報発信では、「石垣」を活用し、各地女性会の活動を毎月紹介するとともに、「女性起業家大賞」受賞者のインタビュー記事を掲載した。その他、女性会パンフレットを作成し、頒布した。

「全商女性連表彰」では、特別功労者31人、会員増強など組織強化に取り組んだ17女性会等を表彰した。20年度から、行動する女性会の積極的な展開を図るため、個として光り、他の範となる事業や活動をしている女性会の表彰を併せて実施しており、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）には、須崎女性会の「須崎まつり花火大会における栈敷席・売店運営」が輝いた。優秀賞（全商女性連会長賞）には津島女性会（市内観光おもてなし）と高槻女性会（チャリティーバザー）、会長特別賞には七尾女性会を表彰した。

環境問題では、小さな一歩が大きくなうねりとなるように、まずは自分達が具体的に行動していくといった観点で、22年度の宮崎全国大会から始まった懇親会への「マイ箸」持参を23年度も引き続き実施した。

震災への支援では、義援金（1口1,000円）を募金し、全国の商工会議所女性会からの義援金は、44,913,505円となった。合計額のうち、一般寄附金分（指定寄附金分）は被災地に所在する商工会議所女性会に配分し、特別な会費分は当所が決定した被害が極めて大きくかつ復興に相当な期間がかかる地域（東北ブロック、岩手県、宮城県、福島県）の商工会議所女性会連合会に配分した。また、24年3月2日に仙台市で開催した拡大理事会では、「がんばろう東北」の思いを込めて、今後とも全国の女性会が連携し、一丸となって、共生・調和の精神で息の長い支援を改めて誓う「仙台アピール」を採択した。

24年3月末現在の女性会設置数は430カ所、うち、全商女性連加入数は405カ所（加入率94.2%）。

Ⅱ 事項別状況

1. 法人の概要

(1) 所在地

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2番2号

TEL (03)3283-7823

FAX (03)3211-4859

URL <http://www.jcci.or.jp>

E-mail : info@jcci.or.jp

(2) 沿革

①変遷

わが国商工会議所制度は、明治11年に当時の関税不平等条約改正等の問題について、商工業者の意見を代弁する機関として、東京商法会議所が設立されたことに始まる。その後、全国の主要都市に相次いで設立され、明治25年には15の商工会議所がその連合体として「商業会議所連合会」を結成した。

当所は、大正11年6月に「商業会議所連合会」を母体として誕生し、名称・組織の変更など様々な変遷を経て、昭和29年に現行「商工会議所法」に基づく特別認可法人として改編、現在は平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画により民間法人化され、今日に至っている。

②根拠法

ア. 設立根拠法

商工会議所法（昭和28年法律第143号）

イ. 業務関連法

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）

③主管省庁名

経済産業省 経済産業政策局 経済産業政策課

④設立年月日

大正11年6月29日

⑤目的

当所は、全国の商工会議所を会員とする総合経済団体であり、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内および国外の経済団体と提携すること等によって商工会議所の健全な発達を図り、もってわが国商工業の振興を図ることを目的としている。

⑥主な事業内容（定款第6条）

- 1 全国の商工会議所の意見を総合してこれを公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
- 2 行政庁等の諮問に応じて、答申すること
- 3 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行なうこと
- 4 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行なうこと
- 5 国内商事取引に関して商工会議所の行なう事業に関し、連絡又はあつ旋を行なうこと
- 6 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれら等の開催のあつ旋を行なうこと

- 7 国際商事取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行なうこと
- 8 商工会議所の行なう商工業に関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導を行なうこと
- 9 商工会議所の行なう商工相談事業に関する指導を行なうこと
- 10 国内における経済団体との提携又は連絡を行なうこと
- 11 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行なうこと
- 12 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること
- 13 国際親善に関する事業を行なうこと
- 14 商工会議所が設置する施設等に係わる債務の保証及びそれに付帯する事業を行なうこと
- 15 特定原産地証明書の発給に関する事務及びそれに付帯する事業を行うこと。
- 16 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事項を行なうこと

⑦国庫補助金等（各年度とも実績額）

（単位：万円）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
国庫補助金等	国庫補助金	191,294	339,896	1,094,800
	その他（委託費）	185,882	183,121	172,042
	計	377,176	523,017	1,266,842
	一般会計	212,951	348,737	1,112,690
	特別会計	164,225	174,279	154,152
	特別会計名	労働保険特別会計	労働保険特別会計	労働保険特別会計
政府出資金額		—————	—————	—————
財政投融资		—————	—————	—————
借入金等 （借入先）		0	0	0

2. 定款および規約等

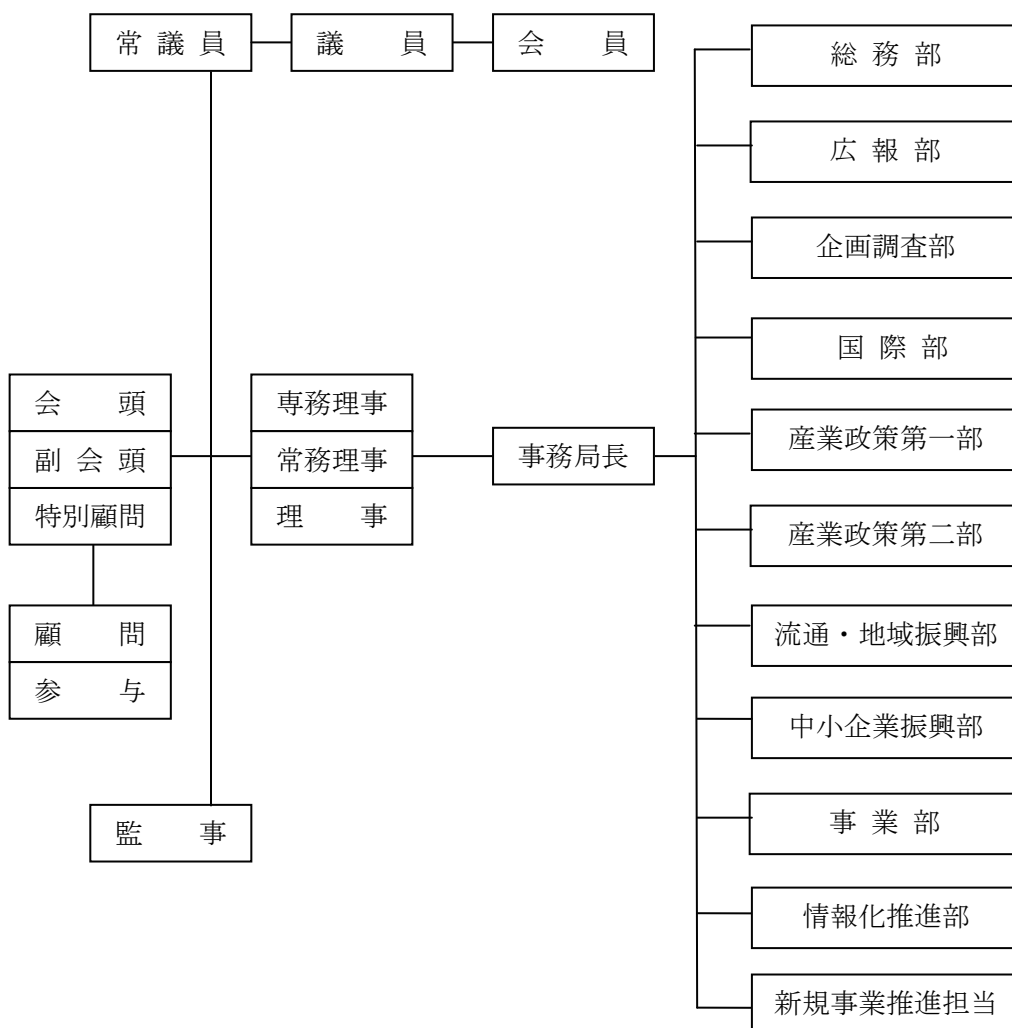
(1) 定 款

平成 23 年度においては、定款の変更は行われなかった。

(2) 規 約（規則・規程）

平成 23 年度においては、規約の変更は行われなかった。

3. 組 織



(1) 会 員 (24年3月31日現在)

23年度末における当所の会員数は514商工会議所で、地域別会員数は下表のとおり。

都道府県別	会員数	都道府県別	会員数	都道府県別	会員数
北海道地区	42	東 京	8	岡 山	12
東北地区	45	神 奈 川	14	広 島	13
青 森	7	山 梨	2	山 口	14
岩 手	9	静 岡	15	四 国 地 区	27
宮 城	6	東 海 地 区	49	徳 島	6
秋 田	6	岐 阜	15	香 川	6
山 形	7	愛 知	22	愛 媛	9
福 島	10	三 重	12	高 知	6
北陸・信越地区	49	近 畿 地 区	71	九 州 地 区	78
新 潟	16	福 井	7	福 岡	19
富 山	8	滋 賀	7	佐 賀	8
石 川	7	京 都	8	長 崎	8
長 野	18	大 阪	20	熊 本	9
関 東 地 区	102	兵 庫	18	大 分	10
茨 城	8	奈 良	4	宮 崎	9
栃 木	9	和 歌 山	7	鹿 児 島	11
群 馬	10	中 国 地 区	51	沖 縄	4
埼 玉	15	鳥 取	4		
千 葉	21	島 根	8	合 計	514

(2) 特別会員 (24年3月31日現在)

23年度末における当所の特別会員は次のとおり。

商工会議所 (国外) (17)	商工会議所連合会 (14)	その他団体・法人 (4)
盤谷日本人商工会議所	北海道	協同組合連合会日本専門店会連盟
ソウル・ジャパン・クラブ	富山県	全国米穀販売事業共済協同組合
フィリピン日本人商工会議所	長野県	全国青色申告会総連合
在仏日本商工会議所	茨城県	株式会社商工組合中央金庫
デュッセルドルフ日本商工会議所	栃木県	
南加日系商工会議所	群馬県	
ニューヨーク日本商工会議所	埼玉県	
ブラジル日本商工会議所	千葉県	
シドニー日本商工会議所	神奈川県	
リオ・デ・ジャネイロ日本商工会議所	静岡県	
マレーシア日本人商工会議所	三重県	
シンガポール日本商工会議所	福井県	
パラ一日系商工会議所	滋賀県	
在亜日本商工会議所	山口県	
メキシコ日本商工会議所		
南アフリカ日本人商工会議所		
中国日本商會		

(3) 第28期<22年11月1日~25年10月31日>役員(24年3月31日現在)

役員の役職、定数、氏名、経歴は次のとおりである。(敬称略)

役職	定数	氏名	経歴
会頭 (非常勤)	1人	岡村 正 (東京商工会議所会頭)	(株)東芝相談役
副会頭 (非常勤)	5人	佐藤 茂雄 (大阪商工会議所会頭)	京阪電気鉄道(株)取締役相談役取締役役会議長
		高橋 治朗 (名古屋商工会議所会頭)	名港海運(株)代表取締役会長
		佐々木 謙二 (横浜商工会議所会頭)	日本発条(株)代表取締役会長
		立石 義雄 (京都商工会議所会頭)	オムロン(株)名誉会長
		大橋 忠晴 (神戸商工会議所会頭)	川崎重工業(株)取締役会長
副会頭に 準ずる者 (非常勤)	6人	高向 巖 (札幌商工会議所会頭)	(株)北洋銀行代表取締役会長
		敦井 榮一 (新潟商工会議所会頭)	北陸ガス(株)代表取締役社長
		竹崎 克彦 (高松商工会議所会頭)	(株)百十四銀行取締役会長
		鎌田 宏 (仙台商工会議所会頭)	(株)七十七銀行取締役会長
		深山 英樹 (広島商工会議所会頭)	広島ガス電鉄(株)代表取締役会長
		末吉 紀雄 (福岡商工会議所会頭)	コカ・コーラウエスト(株)代表取締役会長
専務理事 (常勤)	1人	中村 利雄	平成14年9月 財団法人2005年日本国際博覧会協会副事務総長 平成15年10月 財団法人2005年日本国際博覧会協会事務総長 平成19年11月 日本商工会議所・東京商工会議所専務理事
常務理事 (常勤)	1人	宮城 勉	平成15年7月 近畿経済産業局長 平成18年7月 内閣府大臣官房審議官 平成20年7月 日本商工会議所常務理事
常議員 (非常勤)	51人	松本 榮一 (函館商工会議所会頭)	ホンダカーズ北海道(株)代表取締役社長
		山本 秀明 (小樽商工会議所会頭)	協和総合管理(株)取締役社長
		高向 巖 (札幌商工会議所会頭)	(株)北洋銀行取締役会長
		新谷 龍一郎 (旭川商工会議所会頭)	新谷建設(株)代表取締役社長
		林 光男 (青森商工会議所会頭)	青森三菱電機機器販売(株)取締役社長
		元持 勝利 (盛岡商工会議所会頭)	岩手トヨペット(株)代表取締役社長
		鎌田 宏 (仙台商工会議所会頭)	(株)七十七銀行取締役会長
		清野 伸昭 (山形商工会議所会頭)	山形パナソニック(株)代表取締役社長
		瀬谷 俊雄 (福島商工会議所会頭)	(株)東邦銀行取締役相談役
		敦井 榮一 (新潟商工会議所会頭)	北陸ガス(株)代表取締役社長
		犬島 伸一郎 (富山商工会議所会頭)	(株)北陸銀行特別参与
		深山 彬 (金沢商工会議所会頭)	(株)北國銀行代表取締役会長
		加藤 久雄 (長野商工会議所会頭)	(株)本久ホールディングス会長
		井上 保 (松本商工会議所会頭)	(株)井上代表取締役社長
		和田 祐之介 (水戸商工会議所会頭)	(株)祐月本店会長
		北村 光弘 (宇都宮商工会議所会頭)	(株)横倉本店代表取締役会長
曾我 孝之 (前橋商工会議所会頭)	中屋商事(株)代表取締役社長		
松永 功 (さいたま商工会議所会頭)	(株)松永建設代表取締役会長		

常 議 員 (非常勤)	石 井 俊 昭	(千葉商工会議所会頭)	(株)千葉銀行顧問	
	山 田 長 満	(川崎商工会議所会頭)	東京 JAPAN 税理士法人理事長	
	上 原 勇 七	(甲府商工会議所会頭)	(株)印傳屋上原勇七会長	
	後 藤 康 雄	(静岡商工会議所会頭)	はごろもフーズ(株)代表取締役会長	
	御 室 健 一 郎	(浜松商工会議所会頭)	浜松信用金庫理事長	
	堀 江 博 海	(岐阜商工会議所会頭)	(株)十六銀行頭取	
	吉 川 一 弘	(豊橋商工会議所会頭)	豊橋信用金庫理事長	
	森 克 彦	(一宮商工会議所会頭)	モリリン(株)代表取締役会長	
	竹 林 武 一	(津商工会議所会頭)	三重トヨタ自動車(株)代表取締役会長	
	川 田 達 男	(福井商工会議所会頭)	セーレン(株)社長	
	宮 崎 君 武	(大津商工会議所会頭)	大津板紙(株)代表取締役社長	
	柳 曾 健 二	(岸和田商工会議所会頭)	(株)泉州カード特別顧問	
	三 宅 知 行	(姫路商工会議所会頭)	姫路信用金庫理事長	
	西 口 廣 宗	(奈良商工会議所会頭)	(株)南都銀行取締役会長	
	片 山 博 臣	(和歌山商工会議所会頭)	(株)紀陽銀行取締役頭取	
	清 水 昭 允	(鳥取商工会議所会頭)	(株)清水代表取締役	
	古 瀬 誠	(松江商工会議所会頭)	(株)山陰合同銀行取締役頭取	
	岡 崎 彬	(岡山商工会議所会頭)	岡山ガス(株)取締役社長	
	深 山 英 樹	(広島商工会議所会頭)	広島ガス(株)代表取締役会長	
	林 孝 介	(下関商工会議所会頭)	サンデン交通(株)取締役社長	
	近 藤 宏 章	(徳島商工会議所会頭)	総合ビル・メンテム(株)代表取締役	
	竹 崎 克 彦	(高松商工会議所会頭)	(株)百十四銀行取締役会長	
	白 石 省 三	(松山商工会議所会頭)	三浦工業(株)代表取締役会長	
	西 山 昌 男	(高知商工会議所会頭)	高知トヨタ自動車(株)代表取締役会長	
	末 吉 紀 雄	(福岡商工会議所会頭)	コカ・コーラウエスト(株)代表取締役会長	
	利 島 康 司	(北九州商工会議所会頭)	(株)安川電機取締役会長	
	井 田 出 海	(佐賀商工会議所会頭)	(株)ミゾタ取締役会長	
	上 田 恵 三	(長崎商工会議所会頭)	長崎自動車(株)代表取締役会長	
	田 川 憲 生	(熊本商工会議所会頭)	くまもと新世紀(株)代表取締役社長	
	姫 野 清 高	(大分商工会議所会頭)	(株)桃太郎海苔代表取締役	
	米 良 充 典	(宮崎商工会議所会頭)	米良電機産業(株)代表取締役社長	
	諏 訪 秀 治	(鹿児島商工会議所会頭)	鹿児島トヨタ自動車(株)代表取締役社長	
國 場 幸 一	(那覇商工会議所会頭)	(株)國場組代表取締役社長		
監 事 (非常勤)	3 人	渡 邊 靖 彦	(秋田商工会議所会頭)	秋田中央交通(株)取締役社長
		木 村 忠 昭	(横須賀商工会議所会頭)	(株)エイヴイ代表取締役
		千 葉 泰 久	(宇部商工会議所会頭)	宇部興産(株)相談役
理 事 (常 勤)	4 人 以内	坪 田 秀 治	平成 12 年 4 月	日本商工会議所産業政策部長
			平成 14 年 6 月	日本商工会議所理事・産業政策部長
			平成 19 年 4 月	日本商工会議所理事・事務局長
		青 山 伸 悦	平成 19 年 4 月	日本商工会議所産業政策部長
			平成 19 年 11 月	日本商工会議所理事・産業政策部長
			平成 21 年 4 月	日本商工会議所理事・産業政策第一部長

(4) 第28期<22年11月1日～25年10月31日>議員(24年3月31日現在)

議員商工会議所名(※印は議員に準ずる者)、定数は次のとおりである。

選挙区名 ()内は議員数	商 工 会 議 所 名
北海道 (8)	函館、小樽、札幌、旭川、室蘭、釧路、北見、稚内、※紋別
東北 (9)	青森、八戸、盛岡、釜石、仙台、秋田、山形、※酒田、福島、郡山
北陸信越 (9)	新潟、上越、長岡、※柏崎、富山、高岡、金沢、上田、長野、松本、※佐久
関東 (22)	水戸、下館、※石岡、※ひたちなか、宇都宮、※足利、鹿沼、高崎、前橋、桐生、川越、川口、さいたま、※本庄、銚子、千葉、柏、市原、八王子、立川、川崎、相模原、甲府、静岡、浜松、沼津
東海 (10)	岐阜、大垣、多治見、※恵那、岡崎、豊橋、半田、一宮、※豊田、四日市、津、伊勢
近畿 (14)	福井、※敦賀、大津、舞鶴、城陽、※堺、※東大阪、岸和田、茨木、松原、※高石、和泉、姫路、尼崎、西宮、三木、奈良、和歌山
中国 (10)	鳥取、松江、※出雲、岡山、倉敷、広島、呉、福山、※府中、下関、宇部、徳山
四国 (5)	徳島、高松、松山、今治、※四国中央、高知
九州 (13)	福岡、久留米、北九州、大牟田、佐賀、長崎、佐世保、熊本、別府、大分、宮崎、※日南、鹿児島、鹿屋
沖縄 (2)	那覇、沖縄
定数	102(※議員に準ずる者は18)

(5) 第28期<22年11月1日~25年10月31日>委員会(24年3月31日現在)

委員会名	委員長(商工会議所)	副委員長
<委員会>		
総合政策	小林 栄三 (東京)	横浜、名古屋、大阪
産業経済	立石 義雄 (京都)	〔共同委員長〕瀬谷 俊雄 (福島) 〔共同委員長〕伊藤 雅人 (東京) 釧路、三条、上田、桐生、町田、川崎、大牟田
国際経済	大橋 信夫 (東京)	〔共同委員長〕町田 勝彦 (大阪) 千歳、花巻、酒田、小松、浜松、彦根、山口、沖縄
観光	末吉 紀雄 (福岡)	〔共同委員長〕須田 寛 (名古屋) 小樽、青森、厚木、鳥羽、西宮、松江、松山、日南
中小企業	西村 貞一 (大阪)	〔共同委員長〕石井 卓爾 (東京) 燕、諏訪、川口、本庄、青梅、東大阪、四国中央、人吉
地域活性化	高向 巖 (札幌)	〔共同委員長〕正田 寛 (太田) 富良野、能代、輪島、足利、津山、今治、久留米、高鍋
税制	井上 裕之 (東京)	〔共同委員長〕大和田 達郎 (石岡) 〔共同委員長〕田中 常雅 (東京) 十日町、八王子、豊橋、豊田、尼崎、倉敷、呉
労働	宮村 眞平 (東京)	〔共同委員長〕池田 朝彦 (東京) 室蘭、いわき、古河、高崎、立川、大垣、榎原、大村
情報化	倉持 治夫 (大阪)	〔共同委員長〕江部 努 (東京) 米沢、加茂、土浦、北大阪、豊中、府中、日南
環境・エネルギー	大橋 忠晴 (神戸)	〔共同委員長〕鳥原 光憲 (東京) 帯広、八戸、柏崎、小田原箱根、富士、田辺、北九州
国民生活	高橋 治朗 (名古屋)	〔共同委員長〕前田 新造 (東京) 長野、船橋、静岡、春日井、松阪、亀岡、米子、延岡
教育	深山 英樹 (広島)	〔共同委員長〕島村 元紹 (東京) 苫小牧、佐野、川越、桑名、八尾、尾道、高知、別府
運営	佐々木 謙二 (横浜)	〔共同委員長〕近藤 宏章 (徳島) 恵庭、郡山、ひたちなか、上尾、泉大津、安来、丸亀、佐世保
<特別委員会>		
行財政改革特別	鎌田 宏 (仙台)	旭川、新庄、長岡、日立、松戸、岡崎、伊勢、徳山
広報特別	竹崎 克彦 (高松)	弘前、盛岡、高岡、柏、沼津、四日市、堺、福山、鹿屋
信用基金管理特別	敦井 榮一 (新潟)	旭川、盛岡、松本、川口、四日市、大田、福山
表彰特別	中村 利雄 (日本)	酒田、福島、上越、蒲郡、相生、出雲、中間、日本
まちづくり特別	高橋 光壽 (守口門真)	〔共同委員長〕有馬 義一 (敦賀) 〔共同委員長〕田辺 隆一郎 (八王子) 会津若松
中小企業国際化支援特別	辻 亨 (東京)	〔共同委員長〕樫山 高士 (佐久) 〔共同委員長〕大久保 秀夫 (東京)

(6) 第 28 期<22 年 11 月 1 日～25 年 10 月 31 日>特別顧問 (24 年 3 月 31 日現在)

上 條 清 文 (東京急行電鉄(株)相談役)	池 田 彰 孝 (SMK(株)常勤監査役)
本 庄 八 郎 (株)伊藤園会長)	渡 邊 佳 英 (大崎電気工業(株)会長)
宮 村 眞 平 (三井金属鉱業(株)相談役)	石 井 卓 爾 (三和電気工業(株)社長)
鳥 原 光 憲 (東京ガス(株)会長)	福 井 威 夫 (本田技研工業(株)相談役)
杉 山 清 次 (株)みずほフィナンシャル・グループ名誉顧問)	小 林 健 (三菱商事(株)社長)
児 玉 幸 治 (株)機械システム振興協会会長)	井 上 裕 之 (愛知産業(株)社長)
西 澤 広 繁 (株)企業再生支援機構社長)	辻 亨 (丸紅(株)相談役)
矢 野 龍 (住友林業(株)会長)	江 部 努 (東日本電信電話(株)社長)
前 田 新 造 (株)資生堂会長)	田 中 常 雅 (醍醐建設(株)社長)
大久保 秀 夫 (株)フォーバル会長)	小 林 栄 三 (伊藤忠商事(株)会長)
小 林 栄 三 (伊藤忠商事(株)会長)	大 橋 信 夫 (三井物産(株)顧問)
佐々木 幹 夫 (三菱商事(株)相談役)	

(7) 第 28 期<22 年 11 月 1 日～25 年 10 月 31 日>顧問・参与 (24 年 3 月 31 日現在)

①顧 問

米 倉 弘 昌 (社)日本経済団体連合会会長)	長谷川 閑 史 (社)経済同友会代表幹事)
白 川 方 明 (日本銀行総裁)	槍 田 松 瑩 (社)日本貿易会会長)

②参 与

高 橋 淑 郎	井 川 博	谷 村 昭 一	植 松 敏	守 屋 一 彦
西 川 禎 一	篠 原 徹	波 田 野 雅 弘	佐 々 木 修	中 島 芳 昭

4. 選挙および選任等

(1) 議 員

選任は行われなかった。

(2) 常 議 員

熊本商工会議所会頭就任に伴い、11 月 4 日付けで田川憲生氏が常議員に就任した。

福岡商工会議所会頭交代に伴い、河部浩幸氏が退任し、11 月 8 日付けで末吉紀雄氏が常議員に就任した。

長崎商工会議所会頭交代に伴い、松藤悟氏が退任し、12 月 12 日付けで上田恵三氏が常議員に就任した。

(3) 役 員 等

①会頭・副会頭

福岡商工会議所会頭交代に伴い、河部浩幸氏が退任し、11 月 8 日付けで末吉紀雄氏が副会頭に就任した。

②監 事

選任は行われなかった。

③特別顧問

特別顧問の委嘱について、9 月 15 日開催の第 606 回常議員会において諮り、9 月 16 日付けで小林栄三

氏が特別顧問に就任した。

④専務理事・常務理事・理事

3月15日開催の第228回議員総会において、枋原克彦企画調査部長が理事に選任された。(4月1日就任)

(4) 顧問・参与

桜井正光社団法人経済同友会代表幹事の退任に伴う顧問の委嘱について、6月16日開催の第604回常議員会において諮り、長谷川閑史社団法人経済同友会代表幹事に委嘱した。

5. 事務局

事務局機構および主な横成員（24年3月31日現在）

①国内事務所

部	役職	氏名
総務部	理事・事務局長	坪田 秀治
	部長(兼)	坪田 秀治
	副部長	丸山 範久
	副部長	高山 祐志郎
	課長	加藤 正敏
	課長	羽生 明央
	調査役	米田 千鶴子
広報部	部長	間部 彰成
	副部長(兼)	丸山 範久
	課長	上田 裕子
	課長	瀬古 千秋
企画調査部	部長	朽原 克彦
	担当部長	佐藤 健志
	課長	大井川 智明
	課長	松岡 鉄也
	主任調査役	福田 康司
国際部	主任調査役	小林 俊哉
	部長	小野 明
	担当部長	岡山 英弘
	担当部長	赤木 剛
	担当部長	西谷 和雄
	副部長	小林 英文
	課長	佐々木 和人
	課長	谷脇 茂樹
	課長	岡本 貴志
	課長	原 伸一
産業政策第一部	主任調査役	小林 豊
	主任調査役	小林 巧
	主任調査役	吉田 晋
	理事・部長	青山 伸悦
	担当部長	荒井 恒一

部	役職	氏名
産業政策第二部	課長	山内 清行
	課長	高橋 芳行
	調査役	宮澤 伸
	部長	関口 史彦
	担当部長	松本 謙治
	課長	平澤 哲哉
	課長	青山 直樹
流通・地域振興部	調査役	神山 健一
	部長	栗原 博
	主席調査役	中村 聡志
	課長	高野 晶子
中小企業振興部	課長	林 大吾
	部長	立松 裕之
	課長(兼)	塩野 裕
	課長	篠原 崇
	課長	大内 博
	課長	渡邊 泰一
	主任調査役	野口 謙二
事業部	主任調査役	宮本 久義
	主任調査役	岡本 大輔
	部長	五十嵐 克也
	担当部長	菊地 敏義
	担当部長(兼)	岩崎 浩平
	課長	稲垣 明美
	課長	木内 洋一
	主任調査役	斉藤 利治
	部長	岩崎 浩平
	課長	塩野 裕
情報化推進部	部長(兼)	小松 靖直
	副部長(兼)	丸山 範久

②駐在員事務所

・ソウル事務所 所長 大島昌彦

Seoul Office of The Japan Chamber of Commerce and Industry

C/o SJC (Seoul Japan Club)

8th fl, Press Center Bldg, 25 1-ku, Taepung-ro, Chung-ku, Seoul, THE REPUBLIC OF KOREA

T E L 82-2-3210-2411

F A X 82-2-3210-2413

E-mail : jcciseo@kornet.net

③事務局員数 (24年3月31日現在)

平成22年度末	平成23年度末	増減
98	100	+2

【注】定数なし

④国際部特定原産地証明担当事務所所属職員数 (24年3月31日現在)

平成23年度
107

(※うち、地方事務所所属職員は95)

【注】定数なし

6. 庶務

(1) 文書

4月1日から24年3月31日までの発信および受信数は次のとおり。

月別	発信数		計	月別	受信数		計
	国内	国外			国内	国外	
4月	11,195	1,040	12,235	4月	3,773	509	4,282
5月	13,027	580	13,607	5月	3,557	457	4,014
6月	15,415	79	15,494	6月	3,939	509	4,448
7月	11,596	995	12,591	7月	3,725	431	4,156
8月	30,350	1,090	31,440	8月	3,485	408	3,893
9月	10,716	717	11,433	9月	3,790	490	4,280
10月	11,724	110	11,834	10月	3,579	490	4,069
11月	8,647	16	8,663	11月	3,340	509	3,849
12月	12,665	637	13,302	12月	3,185	558	3,743
24年1月	5,100	161	5,261	24年1月	5,225	708	5,933
2月	15,482	637	16,119	2月	3,466	439	3,905
3月	10,350	115	10,465	3月	3,678	516	4,194
計	156,267	6,177	162,444	計	44,742	6,024	50,766

(2) 叙勲・国家褒章・表彰

①叙勲（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア．春の叙勲（4月29日発令）

○旭日小綬章

岡谷商工会議所（元）会頭 宮坂 勝彦

富岡商工会議所（元）会頭 湯川 重太郎

三原商工会議所（元）会頭 勝村 篤博

諫早商工会議所（元）会頭 栗林 英雄

○旭日双光章

伊達商工会議所会頭 壽淺 弘二

新津商工会議所副会頭 北本 明生

川越商工会議所（元）会頭 齊藤 英雄

蕨商工会議所副会頭 池田 政吉

茅ヶ崎商工会議所（元）会頭 大村 日出雄

三島商工会議所（元）会頭 須田 徳男

稲沢商工会議所会頭 久納 昇辰

イ．秋の叙勲（11月3日発令）

○旭日小綬章

須賀川商工会議所（元）会頭 深谷 幸弘

新井商工会議所会頭 横山 孝雄

敦賀商工会議所会頭 有馬 義一

津山商工会議所会頭 浮田 佐平

阿波池田商工会議所（元）会頭 内田 和利

豊後高田商工会議所（元）会頭 小畑 末吉

加世田商工会議所（元）会頭 渡辺 次夫

○旭日双光章

塩尻商工会議所（元）副会頭 清水 明

ひたちなか商工会議所（元）会頭 海野 肇

足利商工会議所（元）会頭 菊地 義治

沼津商工会議所（元）会頭 後藤 全弘

吹田商工会議所副会頭 河野 武夫

中村商工会議所（元）会頭 佐田 末喜

②国家褒章（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア．春の褒章（4月29日発令）

○藍綬褒章

花巻商工会議所会頭 宮澤 啓祐

碧南商工会議所（元）副会頭 杉浦 直勝

イ．秋の褒章（11月3日発令）

○藍綬褒章

旭川商工会議所（元）副会頭 六車 寛

花巻商工会議所（元）副会頭 下坂 和臣

中津川商工会議所副会頭 三尾 義彦

③表 彰

ア. 第 114 回日本商工会議所表彰（9 月 15 日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数	
規則第 2 条第 2 項 (永年勤続役員・議員)	40 年	17 商工会議所・	21 名
	30 年	48 商工会議所・	65 名
	20 年	101 商工会議所・	238 名
規則第 2 条第 1 項 (退任役員・議員)		106 商工会議所・	227 名
規則第 3 条 (永年勤続職員)	40 年	12 商工会議所・	14 名
	30 年	106 商工会議所、1 連合会・	143 名
	20 年	115 商工会議所・	190 名
	10 年	77 商工会議所・	118 名

○商工会議所表彰（マル経資金関係、検定事業、事業活動）

・マル経資金関係：16 商工会議所

弘前、むつ、郡山、会津若松、新井、習志野、町田、多摩、高石、新宮、橋本、三次、因島、岩国、八代、那覇

・検定事業推進：16 商工会議所

大曲、天童、下諏訪、土浦、石岡、大田原、飯能、市川、習志野、甲府、泉大津、松原、御坊、広島、阿波池田、沖縄

・受験者数拡大：16 商工会議所

登別、横手、大曲、土浦、蕨、八王子、川崎、中津川、東海、泉大津、松原、阿波池田、多度津、長崎、沖縄、浦添

・事業活動：4 商工会議所

館林、大阪、出雲、徳島

イ. 第 115 回日本商工会議所表彰（24 年 3 月 15 日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数	
規則第 1 条 (商工会議所に特に功労のあった者)		2 商工会議所	2 名
規則第 2 条第 2 項 (永年勤続役員・議員)	50 年	2 商工会議所・	2 名
	40 年	6 商工会議所・	8 名
	30 年	32 商工会議所・	50 名
	20 年	113 商工会議所・	299 名
規則第 2 条第 1 項 (退任役員・議員)		83 商工会議所・	126 名
規則第 3 条 (永年勤続職員)	40 年	5 商工会議所・	8 名
	30 年	33 商工会議所・	44 名
	20 年	59 商工会議所・	77 名
	10 年	34 商工会議所・	47 名

○商工会議所表彰（組織強化関係・財政基盤強化・事業活動）

・会員増強：14 商工会議所

深川、土別、花巻、酒田、柏崎、岡谷、伊那、小諸、茅野、小山、春日部、小牧、福岡、荒尾

・高組織率：16 商工会議所

白山、松本、下諏訪、古河、日立、足利、日光、草加、浜松、富士、犬山、大和高田、八幡浜、西条、嘉麻、中津

・財政基盤強化表彰：16 商工会議所

富良野、夕張、十和田、魚津、柏、町田、多摩、富士宮、八日市、堺、高槻、池田、西宮、荒尾、宮古島、浦添

・事業活動：4 商工会議所

弘前、前橋、八王子、四日市

(3) 慶弔・その他

慶弔電報等

	慶 祝	弔 慰
電報・メッセージ等	53 件	32 件
出 席	46 件	0 件

7. 会 議

(1) 会員総会

①第 114 回通常会員総会

○日 時 9 月 15 日（木） 9 時 30 分～12 時

○場 所 帝国ホテル 3 階「富士の間」

○来 賓

<政府>

経済産業大臣 枝 野 幸 男 様

<政党>

民主党幹事長代行 樽 床 伸 二 様

自由民主党幹事長 石 原 伸 晃 様

公明党幹事長 井 上 義 久 様

みんなの党代表 渡 辺 喜 美 様

社会民主党幹事長 重 野 安 正 様

国民新党代表 亀 井 静 香 様

○出席者 364 商工会議所・761 名

委任状による出席 142 商工会議所

○議 長 岡村会頭

○議事録署名人 旭川商工会議所・新谷会頭、上越商工会議所・田中会頭

○表 彰

日本商工会議所第 114 回表彰（表彰の項参照）

○議 事

岡村会頭の開会宣言により開会。初めに来賓として、枝野幸男経済産業大臣からご挨拶を賜った。続いて岡村会頭から挨拶が述べられた後、定款第 30 条の規定に基づき、岡村会頭が本総会の議長に選任された。

その後、野田内閣総理大臣からのメッセージが披露された。次いで、議長から、議事録署名人に旭川商工会議所・新谷会頭ならびに上越商工会議所・田中会頭を指名した。

議事に先立ち行われた「東日本大震災への対応と支援」において、まず、鎌田東北六県商工会議所連合会会長（仙台・会頭）ならびに、瀬谷福島県商工会議所連合会会長（福島・会頭）から、被災地および被災地商工会議所の現状について報告がなされた後、中村専務理事からこれまでの商工会議所の対応と支援について説明した。

（議案第 1 号）平成 22 年度事業報告（案）について

（議案第 2 号）平成 22 年度収支決算（案）について

議案第 1 号の「平成 22 年度事業報告（案）」は中村専務理事、議案第 2 号の「平成 22 年度収支決算（案）」は宮城常務理事からそれぞれ説明があり、木村監事（横須賀・会頭）の監査結果の後に審議に入ったところ、両議案とも異議なく承認された。

（議案第 3 号）2020 年第 32 回オリンピック競技大会の招致に関する決議（案）について

議案第3号の「2020年第32回オリンピック競技大会の招致に関する決議（案）」において、まず、日本オリンピック委員会の水野正人副会長、バレーボール元日本代表の大林素子氏、柔道日本代表で今年の世界選手権に優勝した佐藤愛子選手から、オリンピック日本招致への支援の呼びかけがなされた後、中村専務理事から決議（案）について説明があり、異議なく承認された。

最後に、「平成23年度全国商工会議所観光振興大会 in 関門」について、北九州・利島会頭ならびに下関・林会頭から挨拶があり、参加の呼びかけがなされた。

②第115回通常会員総会

○日 時 24年3月15日（木）14時30分～17時00分

○場 所 帝国ホテル 3階「富士の間」

○来 賓

<政府>

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 様

経済産業大臣 枝 野 幸 男 様

○出席者 386 商工会議所・774 名

委任状による出席 116 商工会議所

○議 長 岡村会頭

○議事録署名人 松本商工会議所・井上会頭、玉島商工会議所・大熊会頭

○表 彰

日本商工会議所第115回表彰（表彰の項参照）

○議 事

冒頭、岡村会頭は、東日本大震災で亡くなられた方々へのお悔やみを申しあげ、出席者一同、起立して黙祷を捧げた。

その後、岡村会頭から挨拶が行われ、定款第30条の規定に基づき、岡村会頭が本総会の議長に選任された。続いて、来賓としてお招きした野田内閣総理大臣および枝野経済産業大臣からご挨拶を賜った。次いで、議長から、議事録署名人に松本商工会議所・井上会頭ならびに玉島商工会議所・大熊会頭を指名した。

[被災地商工会議所報告について]

続いて、「被災地商工会議所報告」において、東北六県商工会議所連合会・鎌田会長（会頭・仙台）から、現状報告ならびに被災地の復旧・復興にご協力いただいた各地商工会議所に謝辞が述べられるとともに、全国の商工会議所を代表して岡村会頭に感謝状が贈呈された。

[2020年オリンピック・パラリンピック日本招致の今後の展開について]

次に、「2020年オリンピック・パラリンピックの日本招致」について、オリンピック・パラリンピック招致委員会評議会委員である鳥原特別顧問（東京・副会頭）から、オリンピック等の日本招致の現状に関する説明とともに、招致に協力いただきたい旨の依頼がなされた。

（議案第1号）平成24年度事業計画（案）について

（議案第2号）平成24年度収支予算（案）について

議事に入り、まず「平成24年度事業計画（案）」について中村専務理事から、「平成24年度収支予算（案）」について宮城常務理事からそれぞれ説明がなされ、両議案とも異議なく承認された。「事業

計画」では、「東日本大震災を乗り越えて『連携』による『イノベーション』で日本経済再生の礎を」を基本方針に、まずは、「商工会議所ネットワークを活用した東日本大震災被災地の復興支援」が盛り込まれ、さらに、重点テーマとして、「1. 現場に立脚した政策提言活動による経済成長と日本再生の実現」「2. グローバル化への対応と生産性向上への支援」「3. 中小企業の成長強化と人材育成・確保支援」「4. 活力あふれる地域社会創造への取り組み支援」「5. エネルギー問題・地球温暖化問題への対応」「6. 『商工会議所イノベーション』による組織・財政・運営基盤の強化」が掲げられている。「収支予算」では、平成24年度の予算規模は、「一般会計および広報特別会計の合計」は55億3,786万円となり、前年度予算と比べ15億9,283万円の減（▲22%）となった。

（議案第3号）総会決議～日本再生に向け、震災復興と成長戦略の実現を～（案）

続いて、「総会決議」について、議長（岡村会頭）から、わが国経済が直面している危機を乗り越え、日本再生に向けて、震災復興と成長戦略を実現するための提言として、総会決議を採択したい旨の提案がなされ、佐藤副会頭（大阪・会頭）から説明がなされ、異議なく承認された。総会決議では、「1. 早期復興・福島再生へ国は強力な指導力の発揮を」「2. 日本経済の再生のため従来の枠に捉われない大胆な政策展開を」「3. 原子力の安全性強化と電力の安定供給・コスト抑制の両立の早期解決を」「4. 中小企業の振興を成長戦略の柱に確実に位置付け、思い切った政策展開を」「5. 『決める政治』、『実行する政治』の実現を」が盛り込まれている。機関決定後、議長から、決議の実現に向けて、各商工会議所において地元の国会議員や地方自治体に対して積極的な働きかけをお願いしたい旨の依頼がなされた。

[報告] 社会保障と税の一体改革、電力エネルギー問題、TPPの動向について

中村専務理事から、現在直面している重要政策課題に関する情報共有の一環で、「社会保障と税の一体改革」「電力エネルギー問題」「TPP」の動向について、現状および今後のスケジュール、商工会議所の対応等について、説明があった。

○記念講演

最後に、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の川口淳一郎教授から、『はやぶさ』が挑んだ人類初の往復の宇宙飛行、その7年間の歩み」と題した講演が行われた。

(2) 議員総会

①第 222 回議員総会

- 日 時 4 月 21 日 (木) 13 時 00 分～13 時 50 分
- 場 所 国際会議場 (東京商工会議所ビル 7 階)
- 出席者数 107 名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 奈良商工会議所・西口会頭、下関商工会議所・林会頭
- 議 事

議 案 (1) 社会保障改革と税財源問題について

中村専務理事から、社会保障制度改革に関する追加意見(骨子案)について説明があり、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

- ①今年の半ばまでに成案を得るとの方針が示されている「社会保障制度と税の一体改革」は、岡村会頭が委員に就任している集中検討会議(議長:菅内閣総理大臣)で議論されているが、今月末にこれまでのヒアリングでの意見の集約・取りまとめを予定。
- ②当所は 2 月 19 日のヒアリングで既に社会保障制度改革に対する基本的なスタンスを述べているが、その後の社会保障専門委員会、総合政策委員会等での議論を踏まえ、今後、追加的意見を提示する。
- ③ポイントは、(i) 社会保障制度改革は、社会保険方式を維持し、不足部分を公費負担とする、(ii) 医療・介護・健康分野を高齢化社会における成長分野と位置づけ育成すべき、(iii) 震災復興が喫緊の課題であるが、社会保障制度改革の議論を先送りすべきでなく、制約を受ける財政状況から言えば、給付の抑制、自己負担の引き上げの検討は一層重要等である。

報告事項 (1) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

①鎌田副会頭(東北六県商工会議所連合会会長、仙台商工会議所会頭)から、被災地および被災地商工会議所の現状並びに支援への謝辞が述べられた。続いて、岡村会頭から、福島県・宮城県被災地訪問(4月12日・13日)について報告があった。

その後、中村専務理事から、以下②～⑦について、一括説明が行われた。概要は以下のとおり。

- ②東日本大震災の被災者および被災商工業者、被災商工会議所の復旧・復興に向けた、各地商工会議所・当所の対応と支援活動について、説明があった。
- ③「東日本大震災の復旧・復興に関する要望」について、異議なく追認された。岡村会頭は 3 月 31 日、菅内閣総理大臣、仙谷内閣官房副長官、海江田経済産業大臣等を訪問し、要望の実現を強く求めた。
- ④与謝野経済財政政策担当大臣との懇談会の結果概要について、説明があった。
- ⑤東日本大震災義援金(目標額:10 億円)の第一次配分として、当面の被災地商工会議所・連合会の復旧・復興に必要な費用とするため、4 月 7 日付で合計 9,600 万円を各県連に贈呈した、4 月 20 日現在の義援金総額は 2 億 1,000 万円です。今後も随時、追加配分する等の説明があった。併せて、22 年度一般会計より、お見舞金として合計 3,800 万円を贈呈した旨の説明があった。

⑥「各地の活発な経済活動による被災地支援と経済復興を～過度な自粛の見直しについての申し合わせ～」について、説明があり了承された。

⑦東京・東北電力管内の電力需給ギャップへの対策に関し、今夏の電力需給の見通し、今夏の需給対策の基本的な考え方等について説明があった。

(2) 日本商工会議所と日本労働組合総連合会との懇談会の結果概要について

宮城常務理事から、日本労働組合総連合会との懇談会の結果概要について説明があった。

(3) 日本 YEG および全商女性連の活動について

日本商工会議所青年部（日本 YEG）の兵頭平成 23 年度会長ならびに全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）の吉川会長から、それぞれ、東日本大震災への対応と支援および平成 23 年度の主要事業について説明があった。

(4) その他

全国商工会議所関門観光振興大会（11 月 24 日～26 日／北九州・下関）のパンフレットが配布された。

②第 223 回議員総会

○日 時 6 月 16 日（木）10 時 00 分～10 時 50 分

○場 所 玉藻（全日空ホテルクレメント高松 3 階）

○出席者数 118 名

○議 長 岡村会頭

○議事録署名人 函館商工会議所・松本会頭、盛岡商工会議所・元持会頭

○議 事

議 案（1）顧問の委嘱について

議長（岡村会頭）から、4 月 27 日付で公益社団法人経済同友会代表幹事に就任された長谷川閑史氏に顧問を委嘱したい旨を諮り、異議なく承認された。

(2) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

①鎌田副会頭（東北六県商工会議所連合会会長、仙台・会頭）から、被災地および被災地商工会議所の現状ならびに支援への謝辞が述べられた。続いて、議長から、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県の被災地訪問について報告があった。

②中村専務理事から、『東日本大震災』における復旧・復興に関する第三次要望（追認）について報告があり、異議なく追認された。

なお、佐藤副会頭（大阪・会頭）から、電力の安定供給の確保に関する国の責任について、強い要望が出された。

③須田観光共同委員長から、東日本大震災後の観光振興に向けたキャンペーン活動について説明があった。

その後、宮城常務理事から、以下④～⑦について、一括説明が行われた。概要は以下のとおり。

④東日本大震災の被災地商工会議所への対応と支援について、各地商工会議所・日本商工会議所の対応と支援活動について、説明があった。

⑤『東日本大震災』の復旧・復興に関する第二次要望－原子力発電所事故に関する要望

－（追認）」について、異議なく追認された。

⑥東日本大震災義援金（目標額：10億円）の第二次配分として、当面の被災地商工会議所・連合会の復旧・復興に必要な費用とするため、第一次配分（4月7日付）の配分先および東北六県商工会議所連合会に対し、5月13日付で1億600万円を贈呈した旨の説明があった。なお、6月16日現在の義援金額は「約7.3億円」。

⑦10月に移動常議員会・議員総会、委員会等を、福島県福島市で開催する旨の説明があった。

（3）新しい憲法を制定する推進大会の結果概要について

4月28日に開催された「新しい憲法を制定する推進大会」（参加者数：1,000人）に参加し、挨拶を述べられた池田特別顧問から、同大会において、東日本大震災からの復興を新しい国づくりの第一歩として位置づけ、その国づくりの理念を新しい憲法に盛り込むべき等の大会決議が採択された旨の説明があった。

（4）社会保障制度改革と税財源問題について

中村専務理事から、社会保障制度改革と税財源問題について説明があった。概要は以下のとおり。

①岡村会頭が委員として参加している、「社会保障改革に関する集中検討会議」において、6月2日に「社会保障改革案」が提示された。日商が要望していた無年金・低年金対策や給付の抑制、給付の効率化等が盛り込まれた。

②6月10日の「与謝野大臣と集中検討会議民間幹事委員との意見交換」において、危機的な財政状況下での社会保障制度改革としては具体的改革項目について盛り込まれていないこと、2015年度以降の見通しが明らかになっていないこと等を指摘、消費税引き上げを検討する上でも社会保障制度を持続可能なものとするための更なる効率化・重点化策が必要である旨、主張した。

（5）主要政策課題の動向について

議長から、資料「東日本大震災に対する復旧・復興に向けた動きと主要政策課題の動向」を、各地の提言活動等の参考にさせていただきたい旨が述べられた。

（6）第7回世界商工会議所大会の結果概要について

6月7日～10日の4日間に亘り、メキシコシティ（メキシコ）で開催された第7回世界商工会議所大会（WCC）（参加者数：866人。うち日本からの出席者7人）に参加した中村専務理事から、スピーカーとして「日本商工会議所の政策提言活動」と題し、東日本大震災後の日本の現状を説明するとともに日商の対応や政策提言活動等についてスピーチを行った旨等の説明があった。

（7）「平成22年度保証事業等事業報告書（案）」および「平成22年度信用基金特別会計収支計算書（案）」について

「平成22年度保証事業等事業報告書（案）」および「平成22年度信用基金特別会計収支計算書（案）」について、異議なく承認された。今後、経済産業大臣宛に申請される。

③第 224 回議員総会

- 日 時 7 月 21 日（木）13 時 00 分～13 時 50 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 107 名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 前橋商工会議所・曾我会頭、一宮商工会議所・森会頭
- 議 事

議 案（1）第 114 回通常会員総会への提案事項について

中村専務理事から、「平成 22 年度事業報告（案）」、宮城常務理事から、「平成 22 年度収支決算（案）」についてそれぞれ説明があり、異議なく承認された。今後、9 月の通常会員総会へ付議される。

（2）東日本大震災に係る会費減免（案）について

宮城常務理事から、「東日本大震災に係る会費減免（案）」について説明があり、異議なく承認された。減免見込み額は、31 商工会議所の合計で 3,148 万 4 千円。

（3）第 28 期行動計画および平成 23 年度事業計画の修正（案）ならびに平成 23 年度収支補正予算（案）について

宮城常務理事から、第 28 期行動計画および平成 23 年度事業計画の修正（案）ならびに平成 23 年度収支補正予算（案）について説明があり、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

① 3 月 17 日開催の通常会員総会において承認された第 28 期行動計画ならびに平成 23 年度事業計画について、緊急テーマとして、「商工会議所ネットワークを活用した東日本大震災被災地の復旧・復興支援」を追加し、具体的な取り組みとして、「被災地の実情に即した復旧・復興の早期実現」「全国の商工会議所と一丸となった被災者、被災地企業への支援」「被災地復興を担う被災地商工会議所への支援」「新しい日本経済社会の創造に向けた取り組み」「商工会議所の防災・危機管理体制の整備と機能強化」を盛り込んだ。

② 上記会員総会で承認された収支予算について、(i) 被災地商工会議所の会費減免、(ii) 検定（簿記、販売士）収入の減少、(iii) 東日本大震災復旧・復興支援費の設置などにより、補正を行う。

（4）平成 24 年度税制改正に関する意見（案）について

大和田税制共同委員長（石岡・会頭）から、「平成 24 年度税制改正に関する意見（案）」について説明がなされ、異議なく承認された。今後、各地の商工会議所と連携して、経済産業省の税制改正要望の公募やヒアリングなどに対応する予定。

（5）「日商 PC 検定試験（プレゼン資料作成）」の創設（案）について

宮城常務理事から、「日商 PC 検定試験（プレゼン資料作成）の創設（案）」について説明がなされ、異議なく承認された。今後、今年 10 月より 3 級の試験、来年 4 月より 2 級の試験を施行予定。

（6）第 114 回日本商工会議所表彰（案）について

宮城常務理事から、「第 114 回日本商工会議所表彰（案）」について説明がなされ、異議なく承認された。表彰式は、9 月の通常会員総会で行われる予定。

報告事項（１）東日本大震災への商工会議所の対応と支援について

宮城常務理事から、「東日本大震災への商工会議所の対応と支援」について報告がなされた。

（２）社会保障制度改革と税財源問題について

中村専務理事から、「社会保障制度改革と税財源問題」について報告がなされた。

（３）ASEAN 日本人商工会議所連合会と日本／ASEAN 経済大臣等との対話の結果概要について

辻特別顧問から、「ASEAN 日本人商工会議所連合会と日本／ASEAN 経済大臣等との対話の結果概要」について報告がなされた。

（４）物故者について（故 府中・松坂前会頭<日商議員>）

議長から、「物故者（故 府中・松坂前会頭<日商議員>）」について報告がなされた。

④第 225 回議員総会

○日 時 9 月 14 日（水）11 時 30 分～12 時 30 分

○場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）

○出席者数 106 名

○議 長 岡村正

○議事録署名人 津商工会議所・竹林会頭、高知商工会議所・西山会頭

○議 事

議 案（１）特別顧問および総合政策委員長の委嘱について

岡村会頭から、退任される藤田特別顧問・総合政策委員長の後任として、東京商工会議所の小林栄三特別顧問・総合政策委員長に、日本商工会議所の特別顧問および総合政策委員長を委嘱する旨の説明があり、異議なく承認された。任期は平成 23 年 9 月 15 日から平成 23 年 10 月 31 日となる。

（２）「野田新内閣に期待する」（追認）について

（３）『東日本大震災』の復旧・復興および超円高・空洞化対策に関する要望」（追認）について

中村専務理事から、「野田新内閣に期待する」ならびに『東日本大震災』の復旧・復興および超円高・空洞化対策に関する要望」について一括説明があり、異議なく追認された。

（４）第 114 回通常会員総会への提案事項について

中村専務理事から、「2020 年第 32 回オリンピック競技大会の招致に関する決議」について説明があり、異議なく承認され、9 月 15 日開催の通常会員総会へ付議された。

（５）TPP 交渉早期参加に関する見解（案）について

藤田総合政策委員長から、「TPP 交渉早期参加に関する見解（案）」について説明があり、異議なく承認された。

報告事項（１）東日本大震災への商工会議所の対応と支援について

宮城常務理事からまず、「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」について、これまで仙台商工会議所が聴取した被災事業者のニーズに基づき、東京・名古屋・大分の各商工会議所の会員事業者から遊休機械が無償提供され、21 社のマッチング成約事例が生まれているが、今般、全国的な事業として実施することとなったのでご協力を賜りたいとの説明

があった。

続いて、「これまでの商工会議所の対応と支援」について、全国の商工会議所および被災地の商工会議所における取り組みを中間的にとりまとめたので、対外広報等でご活用いただきたいとの説明があった。

(2) 「第5回日韓商工会議所首脳会議」の結果概要について

宮城常務理事から、「第5回日韓商工会議所首脳会議」の結果概要について報告があった。

(3) 「孫文・梅屋庄吉展および香港・日本経済サミット2011」の結果概要について

岡村会頭から、香港で開催された「孫文・梅屋庄吉展および香港・日本経済サミット2011」の結果概要について報告があった。

(4) 日本 YEG および全商女性連の活動内容について

①日本商工会議所青年部の兵頭会長から、平成23年度前期活動状況について報告があった。

②全国商工会議所女性会連合会の吉川会長から、平成23年度前期活動について報告があった。

⑤第226回議員総会

○日 時 10月20日(木)10時00分～11時00分

○場 所 シェラ・ハートン(エルティ2階)

○出席者数 104名

○議 長 岡村会頭

○議事録署名人 青森商工会議所・林会頭、長野商工会議所・加藤会頭

○議 事

議 案 (1) 東日本大震災への商工会議所の対応と支援について

まず、中村専務理事から、「東日本大震災への商工会議所の対応と支援」について、①「東日本大震災義援金の配分(案)」ならびに②「福島アピール(案)」の説明がなされ、異議なく承認された。

報告事項 (1) 大臣との懇談会の結果概要について

続いて、報告事項に移り、中村専務理事から、「大臣との懇談会の結果概要」について報告がなされた。

①枝野経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会(平成23年9月15日開催)

②枝野経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会(平成23年9月16日開催)

③古川経済財政政策担当大臣と日本商工会議所との懇談会(平成23年9月30日開催)

(2) 訪インド経済ミッションの結果概要について

中村専務理事から、「訪インド経済ミッションの結果概要」について報告がなされたあと、団長として参加した岡村会頭から所感が述べられた。

(3) 「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」の実施状況について

宮城常務理事から、「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」の実施状況について報告がなされた。9月のプロジェクト開始後のマッチング第1号として、気仙沼商工会議所(宮城県)会員企業7社に、伊勢崎・東京・名古屋商工会議所会員企業から提供された機械

16点が提供された。10月15日現在、「遊休機械の提供」については86件の登録があり感謝申しあげるとともに、「遊休機械の要望」については243件の登録があるので、さらに遊休機械をご提供いただけるよう呼びかけた。

(4) 第3次補正予算案および復興財源の動向について

宮城常務理事から、「第3次補正予算案および復興財源の動向」について報告がなされた。第3次補正予算の予算規模は12.1兆円程度、うち東日本大震災関係経費は11.7兆円程度。今月28日に国会に提出される予定。

(5) 平成24年度の中小企業対策予算概算要求および税制改正に関する経済産業省意見について

宮城常務理事から「平成24年度の中小企業対策予算概算要求」および「税制改正に関する経済産業省意見」について報告がなされた。

⑥第227回議員総会

○日時 24年1月19日(木)13時00分～13時50分

○場所 国際会議場(東京商工会議所ビル7階)

○出席者数 108名

○議長 岡村会頭

○議事録署名人 さいたま商工会議所・松永会頭、長崎商工会議所・会頭

○議事

議案 「平成23年度一般会計および人材対策基金特別会計の収支補正予算(案)」について

議事に入り、宮城常務理事から、「平成23年度一般会計および人材対策基金特別会計の収支補正予算(案)」について、「東日本大震災義援金」および「委託事業の確定」、「新たな補助事業の開始」などにより、平成23年度一般会計および人材対策基金特別会計の補正を行う旨の説明があり、異議なく承認された。

報告事項(1)「主要政策課題のスケジュールおよび動向・対応」について

報告事項として、「主要政策課題のスケジュールおよび動向・対応」について、まず、中村専務理事から、「①主要政策課題のスケジュールと対応」および「社会保障と税の一体改革等の動向」、続いて、宮城常務理事から「②その他の主要政策課題の動向」について、それぞれ報告があった。概要は以下のとおり。

①平成24年には、「社会保障」「税制」「エネルギー(原発含む)」「TPP(環太平洋経済連携協定)」「労働」「震災復興」など、重要な課題が山積しており、商工会議所として、果敢に対応する必要がある。「社会保障」では、徹底した給付の重点化・効率化を図るよう、政府・与野党に対する要望を継続する。「税制」では、消費税引き上げの諸課題(中小企業の価格転嫁問題等)の解決に向け、意見を主張する。「エネルギー(原発含む)」では、新原子力大綱策定会議(大橋副会頭(神戸・会頭)が委員として参画)等で、意見を表明する。「TPP」では、わが国の国益を最大化するよう政府に要望する。「労働」では、中小企業者に過大な負担にならないよう強く主張する。「震災復興」では、政府の取り組みを注視しつつ、更に講じるべき施策について、必要に応じ要望する。

②「その他の主要政策課題の動向」に関し、(i)平成24年度中小企業関連予算について

て、中小企業対策費は3,356億円で、復旧・復興経費を除く金額は1,802億円（平成23年度比167億円減）である。（ii）「中小企業金融円滑化法」について、中小企業者等の経営改善につながる支援（出口戦略）を強力に進めるため、今回に限り、平成25年3月末まで再延長する方針。（iii）東北地域全体を一種の博覧会会場と見立てた「東北観光博」を平成24年1月から平成25年3月まで実施する。（iv）国家戦略会議は、平成24年年央に「日本再生戦略（仮称）」を取りまとめる。

（2）「安住財務大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要」について

中村専務理事から、「安住財務大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要」について、報告があった。

（3）「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」について

宮城常務理事から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」について、①「政府の被災地対策の動き」および②「商工会議所の対応と支援の動き」について、それぞれ報告があった。概要は以下のとおり。

①「政府の被災地対策の動き」について、（i）復興庁は、平成24年2月10日に設置される予定。出先機関の「復興局」は、盛岡、仙台、福島に設定される。津波被災地との連携強化のための「支所」を、宮古、釜石、気仙沼、石巻、南相馬、いわき、八戸、水戸に設置することを検討中。（ii）復興特区制度が、平成23年12月に創設された。本特区制度は、規制・手続等特例措置、税制・財政・金融支援措置をワンストップで講じる。対象区域は、11道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県）。

②「商工会議所の対応と支援の動き」について、（i）東北六県商工会議所連合会、日商、大学ICT推進協議会、日本マイクロソフト株式会社は1月11日から、大学で保有しているパソコン（PC）を、日本マイクロソフトが再生作業を行ったうえで、被災地商工会議所を通じて、被災会員中小企業に無償提供する「再生PC寄贈プロジェクト」を開始した。（ii）遊休機械無償マッチング支援プロジェクトは、マッチング点数が累計約250点となった他、要望が1,032件に対して、登録が664件となっており、引き続き協力をお願い申しあげる。（iii）経営指導員等応援派遣について、現在、大船渡商工会議所へ福井、敦賀、武生、大野、鯖江の各商工会議所（計6名）から職員派遣が行われている。（iv）義援金は、平成23年12月末日現在で14.6億円をお寄せいただいた。（v）2月以降、日商役員による「第5次被災地訪問」を実施予定。（vi）「東日本大震災応援プロジェクト from 銀座」において、これまで気仙沼商工会議所がとりまとめた地元企業の物産・食材を販売してきたが、今月18日から、新たに8商工会議所（八戸、久慈、宮古、釜石、大船渡、石巻、塩釜、いわき）が参画を開始した。

（4）「タイ洪水被害義援金募金の結果」について

宮城常務理事から、「タイ洪水被害義援金募金の結果」について、263商工会議所・20商工会議所連合会から、総額4,165万円の義援金が寄せられた。当該義援金は、今月20日に日本赤十字社に寄託し、今月25日に中村専務理事が駐日タイ大使を訪ね、義援金目録および寄付者名簿を手交する旨の報告があった。

(5)「6月移動常議員会・議員総会等(熊本)(6月20日～21日)の開催」について

宮城常務理事から、「6月移動常議員会・議員総会等」を6月20日(水)～21日(木)に熊本市において開催する旨の報告があった。その後、議長(岡村会頭)から、多くの参加が呼びかけられた。

(その他)岡村会頭の財界賞受賞について

中村専務理事から、岡村会頭が今年6日、平成23年度の経済界を牽引した経済人を表彰する「財界賞」を受賞されたことを報告した。その後、岡村会頭から、本受賞は、全国の商工会議所が取り組んだ東日本大震災への支援等が表彰されたものであり、私が代表して受賞してきたとの報告があった。

⑦第228回議員総会

- 日 時 24年3月15日(木)11時00分～12時00分
- 場 所 孔雀西の間(帝国ホテル2階)
- 出席者数 110名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 宇都宮商工会議所・北村会頭、熊本商工会議所・田川会頭
- 議 事

議 案(1)「第115回通常会員総会への提案事項」

議事に入り、「第115回通常会員総会への提案事項」に関し、①「平成24年度事業計画(案)」(説明者:中村専務理事)、②「平成24年度収支予算(案)」(説明者:宮城常務理事)、③「総会決議～日本再生に向け、震災復興と成長戦略の実現を～(案)」(説明者:中村専務理事)についてそれぞれ説明があり、異議なく承認され、同日午後に開催される通常会員総会へ付議されることとなった。

(2)「東京電力の電気料金値上げ問題に関する意見(追認)」

「東京電力の電気料金値上げ問題に関する意見(追認)」について、宮城常務理事から、「1.東京電力は最大限の経営努力を行うべき」、「2.政府は電気料金抑制の具体的、総合的な措置を講ずるべき」、「3.安全・安心の確保を前提とした原発の再稼働を」を要望している旨の説明があり、異議なく追認された。

(3)「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度創設に対する意見(追認)」

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度創設に対する意見(追認)」について、宮城常務理事から説明があり、異議なく追認された。概要は以下のとおり。

①集団訴訟制度の創設が、米国のような訴訟社会を招くことになれば、正当な企業活動の委縮など、経済活動への弊害を招きかねない。

②そこで、「手続き」に関して、「早期に解決を図る和解手続きの整備」、「訴訟の対象は多数の消費者への少額な代金返還などに限定」、「事業者が勝訴した場合の規定の整備」を要望している。

③さらに、「訴訟を担う消費者団体の監督強化」および「制度運用状況等の不断の検証と見直し」を要望している。

④今後、中小企業関係団体の意見として、消費者庁等の関係方面に強く働きかける。

(4)「理事の選任」

「理事の選任」について、議長から、企画調査部長の朽原克彦氏を4月1日付で理事に選任するとの提案があり、異議なく承認された。

報告事項 (1)「主要政策課題の動向」

「主要政策課題の動向」について、中村専務理事から、社会保障と税の一体改革、雇用・労働問題、エネルギー問題、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定等に関し、現状および今後のスケジュール、商工会議所の対応等の説明があった。

(2)「“日本の未来” 応援会議」

「“日本の未来” 応援会議～小さな企業が日本を変える～ (略称: “ちいさな企業” 未来会議)」について、宮城常務理事から、説明があった。概要は以下のとおり。

①共同議長は、枝野経済産業大臣と一緒に岡村会頭が務める。構成メンバーには、商工会議所・青年部・女性会関係者が多数参画している。

②同会議では、「中小・小規模企業のそれぞれの段階・形態・指向に応じた課題の克服」「若者や女性など多様な担い手・働き手の創出」「『地域』の中の中小・小規模企業・生業関係者のあり方や役割」「中小・小規模企業支援策を利用しやすい環境の整備」などが討議される。

③3月3日の総会のあと、5月にかけて、ワーキンググループ、地方会議、青年層・女性層会合が開催された後、6月中の取りまとめ総会においてアピール等が採択される予定。

(3)「訪ミャンマー・ベトナム経済ミッションの実施」

「訪ミャンマー・ベトナム経済ミッションの実施」について、宮城常務理事から、良質かつ安価な労働力、マーケットの成長性の観点等から注目を集めるミャンマー・ベトナムに、岡村会頭を団長とする経済ミッションを派遣 (9月22日～9月29日) する旨の説明があり、多くの参加が呼びかけられた。

(4)「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」

「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」に関し、宮城常務理事から、①「政府の被災地対策の動き」では、政府の復旧・復興予算の執行状況や復興特区の申請・認可状況等について、②「商工会議所の対応と支援の動き」では、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトの進捗状況 (マッチング点数は累計380点に拡大) 等について、それぞれ説明があった。

(3) 常議員会

回数・日時	場所・出席者数 (議事録署名人)	議 事
第 603 回 23/4/21 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 56 人 (委任 状提出による代理出 席を含む) (奈良・西口会頭 下関・林会頭)	議案 社会保障改革と税財源問題について 報告事項 (1) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (2) 日本商工会議所と日本労働組合総連合会との懇談会の結果概要について (3) 日本 YEG および全商女性連の活動について (4) その他 ※昼食懇談会 演題：「大震災後の日本経済の見通し」 ゲストスピーカー：三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券顧問 景気循環研究所長 嶋中 雄二 氏
第 604 回 6/16 10 時～12 時	全日空ホテルクレメ ント高松「玉藻」 出席者数 57 人 (委任 状提出による代理出 席を含む) (函館・松本会頭 盛岡・元持会頭)	議案 (1) 顧問の委嘱について (2) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (3) 新しい憲法を制定する推進大会の結果概要について (4) 社会保障制度改革と税財源問題について (5) 主要政策課題の動向について (6) 第 7 回世界商工会議所大会の結果概要について (7) 「平成 22 年度保証事業等事業報告書 (案)」および「平成 22 年度信用基 金特別会計収支計算書 (案)」について 報告事項 その他 ※特別講演 演題：「丸亀町商店街再開発事業～丸亀町商店街が目指すもの～」 ゲストスピーカー：高松丸亀町商店街振興組理事長 古川 康造 氏
第 605 回 7/21 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 58 人 (委任 状提出による代理出 席を含む) (前橋・曾我会頭 一宮・森会頭)	議案 (1) 第 114 回通常会員総会への提案事項について (2) 東日本大震災に係る会費減免 (案) について (3) 第 28 期行動計画および平成 23 年度事業計画の修正 (案) ならびに平成 23 年度収支補正予算 (案) について (4) 平成 24 年度税制改正に関する意見 (案) について (5) 「日商 PC 検定試験 (プレゼン資料作成)」の創設 (案) について (6) 第 114 回日本商工会議所表彰 (案) について 報告事項 (1) 東日本大震災への商工会議所の対応と支援について (2) 社会保障制度改革と税財源問題について (3) ASEAN 日本人商工会議所連合会と日本/ASEAN 経済大臣等との対話の結果 概要について (4) 物故者について (故 府中・松坂前会頭<日商議員>) (5) その他 ※昼食懇談会 演題：「近代中国と日本」 ゲストスピーカー：作家 浅田 次郎 氏
第 606 回 9/14 11 時 30 分～ 12 時 30 分	国際会議場 出席者数 56 人 (委任 状提出による代理出 席を含む) (津・竹林会頭 高知・西山会頭)	議案 (1) 特別顧問および総合政策委員長の委嘱について (2) 「野田新内閣に期待する」(追認) について (3) 『東日本大震災』の復旧・復興および超円高・空洞化対策に関する要望 (追認) について (4) 第 114 回通常会員総会への提案事項について (5) TPP 交渉早期参加に関する見解 (案) について

		<p>報告事項</p> <p>(1) 東日本大震災への商工会議所の対応と支援について</p> <p>(2) 「第5回日韓商工会議所首脳会議」の結果概要について</p> <p>(3) 「孫文・梅屋庄吉展および香港・日本経済サミット2011」の結果概要について</p> <p>(4) 日本 YEG および全商女性連の活動内容について</p> <p>(5) その他</p>
<p>第 607 回</p> <p>10/20</p> <p>10 時～</p> <p>11 時 50 分</p>	<p>エルティ「シエラ・ハートン」</p> <p>出席者数 55 人（委任状提出による代理出席を含む）</p> <p>（青森・林会頭 長野・加藤会頭）</p>	<p>議案</p> <p>東日本大震災への商工会議所の対応と支援について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 大臣との懇談会の結果概要について</p> <p>(2) 訪インド経済ミッションの結果概要について</p> <p>(3) 「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」の実施状況について</p> <p>(4) 第3次補正予算案および復興財源の動向について</p> <p>(5) 平成24年度の中小企業対策予算概算要求および税制改正に関する経済産業省意見について</p> <p>(6) その他</p> <p>※特別講演</p> <p>演題：「東日本大震災からの復興に向けて」</p> <p>ゲストスピーカー：東日本大震災復興構想会議議長 防衛大学校長、神戸大学名誉教授 五百旗頭 真 氏</p>
<p>第 608 回</p> <p>11/17</p> <p>12 時～</p> <p>13 時 40 分</p>	<p>国際会議場</p> <p>出席者数 59 人（委任状提出による代理出席を含む）</p> <p>（水戸・和田会頭 松江・古瀬会頭）</p>	<p>議案</p> <p>(1) 「小規模企業対策予算の確保に関する要望」（案）について</p> <p>(2) 平成24年度各種検定試験の施行日および受験料（案）について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 古川経済財政政策担当大臣と日本商工会議所との懇談会の概要について</p> <p>(2) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて</p> <p>(3) 主要政策課題の動向について</p> <p>(4) 「タイ洪水被害義援金募金」について</p> <p>(5) その他</p> <p>※昼食懇談会</p> <p>演題：「2012年の世界経済の展望とわが国の景気について」</p> <p>ゲストスピーカー：信州大学 経済学部 教授 真壁 昭夫 氏</p>
<p>第 609 回</p> <p>12/15</p> <p>12 時～</p> <p>13 時 50 分</p>	<p>国際会議場</p> <p>出席者数 58 人（委任状提出による代理出席を含む）</p> <p>（旭川・新谷会頭 松山・白石会頭）</p>	<p>議案</p> <p>高速道路の整備と料金制度のあり方（追認）について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 平成24年度税制改正について</p> <p>(2) 社会保障と税の一体改革等の動向について （社会保障制度改革、雇用に係る規制強化、税制改革）</p> <p>(3) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて</p> <p>(4) 「平成23年度全国商工会議所観光振興大会 in 関門」の開催結果について</p> <p>(5) その他</p> <p>※昼食懇談会</p> <p>演題：「2012年 日本経済の行方 ～加速する世界経済の構造変化～」</p> <p>ゲストスピーカー：株式会社 日本総合研究所 理事 藤井 英彦 氏</p>
<p>第 610 回</p> <p>24/1/19</p> <p>12 時～</p> <p>13 時 50 分</p>	<p>国際会議場</p> <p>出席者数 58 人（委任状提出による代理出席を含む）</p> <p>（さいたま・松永会頭 長崎・上田会頭）</p>	<p>議案</p> <p>平成23年度一般会計および人材対策基金特別会計の収支補正予算（案）について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 主要政策課題のスケジュールおよび動向・対応について</p> <p>(2) 安住財務大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要について</p> <p>(3) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて</p>

		<p>(4) 「タイ洪水被害義援金募金」の結果について (5) 6月移動常議員会・議員総会等（熊本）（6月20日～21日）の開催について (6) その他</p> <p>※昼食懇談会 演題：「歴史から読み解く、危機の経済政策」 ゲストスピーカー：早稲田大学 政治経済学術院 教授 若田部 昌澄 氏</p>
<p>第 611 回 2/16 12 時～ 13 時 50 分</p>	<p>国際会議場 出席者数 59 人（委任状提出による代理出席を含む） （浜松・御室会頭 大分・姫野会頭）</p>	<p>議案 (1) 「会社法制の見直しに関する中間試案」に対する意見（追認）について (2) 第 115 回日本商工会議所表彰（案）について</p> <p>報告事項 (1) 主要政策課題の動向について (2) 日印経済合同委員会およびインド現地事情視察会の概要報告について (3) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (4) 商工会議所の組織・財政等の現状について (5) その他</p>
<p>第 612 回 3/15 11 時～12 時</p>	<p>帝国ホテル「孔雀西の間」 出席者数 59 人（委任状提出による代理出席を含む） （宇都宮・北村会頭 熊本・田川会頭）</p>	<p>議案 (1) 第 115 回通常会員総会への提案事項について (2) 東京電力の電気料金値上げ問題に関する意見（追認）について (3) 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度創設に対する意見（追認）について (4) 理事の選任について</p> <p>報告事項 (1) 主要政策課題の動向について (2) “日本の未来” 応援会議～小さな企業が日本を変える～（略称：“ちいさな企業” 未来会議）について (3) 訪ミャンマー・ベトナム経済ミッションの実施について (4) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (5) その他</p>

(4) 監事会

- 日 時 7月20日（水）10時45分～11時50分
- 場 所 東京商工会議所ビル 4階 401会議室
- 出席者 7名
- 内 容 平成22年度事業報告・同収支決算について、事務局から事業報告書（案）および収支決算書（案）に基づいて説明した後、出席監事3名により監査が行われた。

(5) 委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題 ・ 講 師 等
23/4/20	第 4 回産業経済・第 4 回 国際経済・第 4 回中小企 業・第 4 回環境・エネル ギー・第 4 回運営合同委 員会	165 名	(1) 東日本大震災により被災された中小企業の方々の現状と課題 について 中小企業庁 次長 豊永 厚志 氏 (2) 夏期の電力需給対策について 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部長 横尾 英博 氏 (3) 東日本大震災への商工会議所の対応と支援および主要政策課 題の動向について ①被災地商工会議所の活動報告 仙台商工会議所 (宮城県) 専務理事 間庭 洋 氏 盛岡商工会議所 (岩手県) 専務理事 古澤 眞作 氏 いわき商工会議所 (福島県) 専務理事 上遠野直人 氏 水戸商工会議所 (茨城県) 専務理事 小川 俊明 氏 ②日本商工会議所の活動報告 (4) 平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口の 現状について (5) 非放射能汚染証明に関する当面の対応について (6) その他
4/20	第 3 回情報化・第 5 回環 境・エネルギー・第 3 回 国民生活合同委員会	108 名	(1) 年金制度の現状と課題について 厚生労働省 社会保障担当参事官室 企画官 平岩 勝 氏 (2) 国内クレジット制度の事業事例について 日本商工会議所 環境専門委員会 委員 福田 一成 氏 (株式会社山武 ビルシステムカンパニーマーケティング本部長) (3) 「IT 経営力大賞 2011」受賞企業事例発表 ～ものづくり企業の IT 活用術とは～について 株式会社 半谷製作所 取締役会長 大府商工会議所 副会頭 半谷 眞宏 氏 (4) その他
4/21	第 3 回観光・第 5 回中小 企業・第 6 回地域活性化 合同委員会	142 名	(1) 中小企業の現状と課題について (2) 東日本大震災後における観光客の増加に向けた対策について 観光庁 観光地域振興部長 田端 浩 氏 (3) 本庄市におけるシネマの取り組みについて 本庄商工会議所 事務局長 川上 芳男 氏 (4) その他
7/20	第 5 回国際経済・第 6 回 中小企業・第 4 回情報 化・第 6 回環境・エネル ギー・第 5 回運営合同委 員会	200 名	(1) 「インド経済の新展開とチェンナイ進出支援に向けた官民一体 型の取組み」について 経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐 (企画調整担当) 松島 大輔 氏 (2) 「エネルギー・温暖化問題の現状」について 財団法人日本エネルギー経済研究所 地球環境ユニット 地球温暖化政策グループ 研究員 金 星姫 (キム ソンヒ) 氏 (3) クラウドコンピューティングによる中小企業の IT 活用促進に ついて 俯瞰工学研究所 代表 東京大学 名誉教授 松島 克守 氏 (4) 日商 PC 検定試験 (プレゼン資料作成) の創設 (案) について (5) 平成 22 年度事業報告 (案) ならびに平成 22 年度収支決算 (案) について (6) 第 28 期行動計画および平成 23 年度事業計画の修正 (案) なら びに平成 23 年度収支補正予算 (案) について (7) その他

7/20	第7回中小企業・第3回 税制・第4回国民生活合 同委員会	184名	(1) 2011年版中小企業白書について 経済産業省 大臣官房秘書課 課長補佐 青木 洋紀 氏 (前・中小企業庁 事業環境部 調査室 室長補佐) (2) 社会保障・税一体改革成案および社会保障と税にかかわる番号 制度について 内閣官房 社会保障改革担当室長 中村 秀一 氏 (3) 平成24年度税制改正に関する意見(案)について (4) その他
7/21	第4回観光・第7回地域 活性化合同委員会	191名	パネルディスカッション 「観光で日本を元気に ～『全国商工会議所さきり輝き観光振興大 賞』受賞地に学ぶ～」 (コーディネーター) 日本商工会議所 観光共同委員長 須田 寛 氏 (パネリスト) 京都商工会議所 常議員 福永 晃三 氏 松山商工会議所 中小企業相談所長・地域振興部長 重松 雄二 氏 豊後高田商工会議所 総務課「昭和の町」づくり担当 (社団法人ツーリズムおおいた 事務局長) 金谷 俊樹 氏 社団法人日本観光振興協会 常務理事 丁野 朗 氏
9/13	第5回産業経済・第8回 地域活性化・第6回運 営・第2回行財政改革特 別合同委員会	120名	(1) 岩村田本町商店街(長野県佐久市)の取り組みについて 岩村田本町商店街振興組合 理事長 阿部 眞一 氏 (2) 我が国産業を巡る現状と対策について 経済産業省 経済産業政策局 経済産業政策課長 多田 明弘 氏 (3) 主要政策課題について (4) 国の出先機関改革の検討状況について 経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域経済産業政策課長 若井 英二 氏 (5) その他
9/13	第6回国際経済・第2回 労働・第7回環境・エネ ルギー合同委員会	112名	(1) 平成23年度版通商白書から見る中小企業の国際展開のポイント について 経済産業省 通商産業局 企画調査室 室長補佐 石川 靖 氏 (2) 有期労働契約に関する検討状況について 厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課 調査官 青山 桂子 氏 (3) 今後の電力・エネルギー問題について 資源エネルギー庁 総合政策課 戦略企画室長 定光 裕樹 氏 (4) その他
9/14	第8回中小企業委員会	130名	(1) 東日本大震災と中小企業対策の展開について 中小企業庁 次長 宮川 正 氏 (2) マル経融資制度の推進について(事例発表) 町田商工会議所 専務理事 佐藤 正志 氏 (3) 「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」の実施について (4) その他

10/19	第5回観光・第9回中小企業・第9回地域活性化・第4回税制合同委員会	152名	<p>(1) 会津若松市のまちづくりについて 会津若松商工会議所 副会頭 澁川 恵男 氏 株式会社まちづくり会津 (TMO) 代表取締役 観光カリスマ (街並み整備によるまちなか観光のカリスマ)</p> <p>(2) 東北六魂祭の実施について 仙台商工会議所 専務理事 間庭 洋 氏</p> <p>(3) 平成24年度中小企業関連税制改正について</p> <p>(4) 平成24年度中小・小規模企業対策予算の概算要求について</p> <p>(5) 「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」の実施状況について</p> <p>(6) その他</p>
11.16	第6回観光・第10回地域活性化・第3回労働・第8回環境・エネルギー合同委員会	137名	<p>(1) 映画「聯合艦隊司令長官 山本五十六」を活用したシティプロモーション活動について 長岡商工会議所 会頭 丸山 智 氏</p> <p>(2) 我が国の高齢者雇用の現状と今後について 厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部長 中沖 剛 氏</p> <p>(3) 原子力損害賠償手続きの進捗状況と問題点および今後の対応について 文部科学省 原子力損害賠償紛争審査会 専門委員 弁護士 吉岡 毅 氏</p> <p>(4) 今後の電力需給対策について 経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課長 佐藤 悦緒 氏</p> <p>(5) その他</p>
11.16	第7回国際経済・第10回中小企業・第11回地域活性化合同委員会および全国商工会議所台湾ビジネス連絡会との合同会議	129名	<p>(1) 被災事業主向けの仮設商店街の設置について 石巻商工会議所 事務局長 尾形 輝雄 氏</p> <p>(2) 第3次補正予算における中小企業支援策について 中小企業庁 経営支援部 経営支援課長 丸山 進 氏</p> <p>(3) 「小規模企業対策予算の確保に関する要望」(案)について</p> <p>(4) 新局面を迎える日台経済関係について 台北駐日経済文化代表処 経済組長 余 吉政 氏</p> <p>(5) 台湾の最新動向と日本企業の戦略について みずほ総合研究所 調査本部アジア調査部 中国室長 伊藤 信悟 氏</p> <p>(6) その他</p>
11/17	第5回情報化・第5回国民生活・第7回運営合同委員会	100名	<p>(1) クラウドコンピューティングを活用したIT経営の推進について 特定非営利活動法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏</p> <p>(2) 集团的消費者被害救済制度について 消費者庁 消費者制度課長 堀井 奈津子 氏</p> <p>(3) 平成24年度各種検定試験の施行日および受験料(案)等について</p> <p>(4) その他</p>
12/14	第7回観光・第12回地域活性化・第5回税制・第8回運営合同委員会	157名	<p>(1) 平成24年度税制改正について 中小企業庁 事業環境部 財務課長 吾郷 進平 氏</p> <p>(2) 得する街のゼミナール「まちゼミ」による中心市街地・商店街の活性化について 岡崎まちゼミの会 代表 松井 洋一郎 氏</p> <p>(3) 資源がなくても「まちおこし」はできる ～「坊ちゃんかぼちゃ」を活用した農商工連携事業について～ 刈谷商工会議所 事務局長 加藤 善弘 氏</p> <p>(4) 平成24年度日本商工会議所事業計画(たたき台)について</p> <p>(5) その他</p>

12/14	第6回産業経済・第11回 中小企業・第6回国民生活 合同委員会	165名	(1) 経済センサス活動調査」について 経済産業省 大臣官房 調査統計審議官 喜多見 淳一 氏 総務省 統計局 経済統計課 調査官 江刺 英信 氏 (2) 中小企業の資金繰り対策について 中小企業庁 事業環境部 金融課長 三浦 章豪 氏 (3) 主要政策課題の動向について (4) 社会保障・税の一体改革の検討状況について (5) 遊休機械無償マッチング支援プロジェクトの状況等について (6) その他
12/15	第4回労働・第6回情報 化・第9回環境・エネル ギー合同委員会	116名	(1) 高度外国人材に対するポイント制度について 経済産業省 経済産業政策局 産業人材政策室長 水野 正人 氏 (2) 原子力政策の現状と課題について 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課長 吉野 恭司 氏 (3) 電子政府に関する取組みについて 総務省 行政管理局 情報システム企画課 調査官 齋藤 壽男 氏 内閣官房情報通信技術 (IT) 担当室 主査 佐藤 晶子 氏 (4) その他
24/1/18	第7回産業経済・第8回 観光・第13回地域活性 化・第6回税制合同委員 会	144名	(1) 平成24年度税制改正について 財務省 主税局 総務課長 中江 元哉 氏 (2) 主要政策課題の動向について (3) 「がんばろう ふくしま産業復興企業立地支援事業」について 福島県商工労働部 理事 五十嵐 照憲 氏 (4) 地域資源を活用した地域活性化について ～「ほしいも学校」プロジェクト～ ひたちなか商工会議所 振興部 工業振興課長 小泉 力夫 氏 (5) その他
1/18	第8回国際経済・第5回 労働・第7回国民生活・ 第9回運営合同委員会	109名	(1) 中国の社会保険制度と日中社会保障協定について 外務省 アジア大洋州局 参事官 山野内 勘二 氏 厚生労働省 年金局 国際年金課 課長補佐 小澤 幸生 氏 北京市大地律師事務所 律師 (中国弁護士) 熊 琳 氏 (2) パートタイム労働対策について 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課 均衡待遇推進室長 大隈 由加里 氏 (3) 協会けんぽの活動内容と課題について 全国健康保険協会 理事 貝谷 伸 氏 (4) 平成23年度一般会計および人材対策基金特別会計の収支補正 予算 (案) について (5) 第66回全国商工会議所専務理事・事務局長会議 (熱海) (5月 17日～18日) について (6) その他
1/19	第12回中小企業委員会	128名	(1) 「平成24年度中小企業対策関連予算案の概要」および「中小企 業政策審議会・企業力強化部会 中間取りまとめ」について 中小企業庁 長官官房参事官 鍛冶 克彦 氏 (2) 資本金借入金の積極的活用 (金融検査マニュアルの運用明確 化) 等について 金融庁 検査局 総務課長 河野 一郎 氏 (3) 「東日本大震災事業者再生支援機構」について 内閣府 東日本大震災事業者再生支援機構設立準備室 参事官 和田 純一 氏 (4) 東日本大震災による被災中小企業等への各種支援策の概要に ついて (5) その他

2/15	第9回国際経済・第9回観光・第14回地域活性化合同委員会	131名	<p>(1) 地域資源を活用した地域活性化について ～八代育ち 晩白柚せっけん“ゆ”の商品開発について～ 八代商工会議所 指導課 経営指導員 池部 重信 氏</p> <p>(2) 「東日本復興プロジェクト from 銀座」について 気仙沼商工会議所 専務理事 春日 敏春 氏</p> <p>(3) TPPを含む経済連携協定(EPA)の進展状況について 経済産業省 通商政策局 経済連携課長 渡辺 健 氏</p> <p>(4) その他</p>
2/15	第8回産業経済・第10回環境・エネルギー・第10回運営合同委員会	98名	<p>(1) 最近の会社法制等をめぐる動向について 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課長 中原 裕彦 氏</p> <p>(2) 主要政策課題の動向について</p> <p>(3) 低線量被ばくのリスク管理について ～ワーキンググループ報告書の概要～ 内閣官房 副長官補室 内閣参事官 松永 明 氏</p> <p>(4) 検定拡充5%運動の推進および検定試験の運用等の変更について</p> <p>(5) その他</p>
2/16	第13回中小企業・第7回情報化・第11回環境・エネルギー合同委員会	126名	<p>(1) 地域・中小企業におけるクラウドコンピューティングの活用事例について 株式会社NTTドコモ 法人ビジネス戦略部長 小関 純 氏 (IT経営推進専門委員会委員)</p> <p>(2) 中小企業への低炭素設備の導入促進について 環境省 総合環境政策局 環境経済課 環境専門調査員 高松 昌樹 氏</p> <p>(3) 四日市志創業応援隊について 四日市商工会議所 専務理事 奈須 庄平 氏 四日市商工会議所 中小企業振興部 中小企業相談所 所長補佐兼経営支援課長 井田 康裕 氏</p> <p>(4) 日本商工会議所における経営指導員向け研修等の実施予定について</p> <p>(5) その他</p>
3/14	第15回地域活性化・第12回環境・エネルギー・第2回教育・第11回運営合同委員会	174名	<p>(1) ふくしま応援プロジェクト「福コン」による地域活性化について 福コン実行委員会 実行委員長 福地 雅人 氏</p> <p>(2) キャリア教育の推進について ①「おしごと探検隊“アントレ・キッズ”」について 福井商工会議所 青年部 会長 宮本 武 氏 ②「瀬戸キャリア教育推進協議会」について 瀬戸商工会議所 専務理事 古橋 隆利 氏 ③キャリア教育の推進に関する取り組み状況について</p> <p>(3) エネルギー・原子力政策に関する考え方について</p> <p>(4) 平成24年度事業計画(案)ならびに収支予算(案)について</p> <p>(5) その他</p>
3/14	第9回産業経済・第10回国際経済・第14回中小企業・第7回税制合同委員会	167名	<p>(1) ODAを活用した中小企業の海外事業展開支援について 外務省 国際協力局 開発協力総括課長 本清 耕造 氏 独立行政法人 国際協力機構 理事 市川 雅一 氏</p> <p>(2) 被災地商工会議所報告について 岩手県商工会議所連合会 専務理事 古澤 眞作 氏 宮城県商工会議所連合会 常任幹事 間庭 洋 氏 福島県商工会議所連合会 常任幹事 山田 義夫 氏</p> <p>(3) 主要政策課題の動向について</p> <p>(4) 「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用について</p> <p>(5) その他</p>

(6) 特別委員会

期 日	特別委員会名	出席者数	議 題 ・ 講 師 等
23/6/10	第 2 回信用基金管理特別委員会	21 名 (書面評決)	(1) 平成 22 年度保証事業等事業報告書 (案) について (2) 平成 22 年度信用基金特別会計収支計算書 (案) について
7/1	第 2 回中小企業国際化支援特別委員会	22 名	(1) 中堅中小企業の海外展開の概況と海外市場開拓のポイント 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 経済・社会政策部経済・産業調査グループ 主任研究員 齋藤 禎 氏 (2) 中小企業の海外展開の支援策について ①「中小企業海外展開支援大綱」について 中小企業庁 経営支援部新事業促進課 課長補佐 高砂 義行 氏 ②東京商工会議所・中小企業国際展開支援策に関する重点要望 東京商工会議所 中小企業国際展開推進委員長 大久保 秀夫 氏 ③「商工会議所の中小企業国際化支援事業に関するアンケート」 結果について (3) 意見交換 (4) 報告事項等 ①日本 YEG による上海方面ミッションの派遣 ②中小・小規模企業の国際化支援担当者研修会の開催 ③各地商工会議所向け国際事業アンケート ④経済連携協定の動き (5) その他
9/29	第 1 回まちづくり特別委員会	23 名	(1) 中心市街地活性化の現状と課題について 経済産業省 商務流通グループ中心市街地活性化室 室長補佐 竹本 林官 氏 (2) 日商第 28 期まちづくり特別委員会の活動について (3) 報告事項 (4) その他
10/5	第 3 回中小企業国際化支援特別委員会	27 名	(1) 講話「中国ビジネスの最新事情と内陸市場への参入」 学識委員 (甲南大学経営学部教授) 杉田 俊明 氏 (2) 中小企業国際化支援 ①「ベトナムの工業団地の現況」 中小企業国際化支援特別委員会共同委員長 大久保 秀夫 ②インド・タミル・ナドゥ州への進出支援 (訪インド経済ミッション) ③中国・天津市への進出支援 (3) 商工会議所と中小企業海外展開支援機関との連携の取り組み 独立行政法人 国際協力機構 理事 市川 雅一 氏 独立行政法人 国際協力機構 民間連携室室長 村田 修 氏 (4) TPP 交渉早期参加に関する見解 (5) 報告事項 ①日中次世代事業者交流会・日本 YEG 海外交流事業 (上海) の実施 ②商工会議所国際化担当職員の人材育成事業の実施 (6) 意見交換 (7) その他
12/19~ 20	第 2 回まちづくり特別委員会	14 名	【会津若松開催】 (1) 「これからのまちづくりと中心市街地の活性化」について 福島大学 名誉教授 鈴木 浩 氏 (2) 「会津若松市のまちづくり」について 会津若松商工会議所 副会頭 澁川 恵男 氏 (3) 改正後の中心市街地活性化法等の評価について (4) その他

24/2/27	第3回まちづくり特別委員会	20名	(1) 中心市街地活性化法制度に関する中間とりまとめ（素案）について (2) 各地の大型店に関する問題について (3) その他
3/6	第3回信用基金管理特別委員会	21名 (書面評決)	(1) 平成24年度保証事業等事業計画（案）について (2) 平成24年度信用基金特別会計収支予算（案）および資金計画（案）について
3/29	第4回中小企業国際化支援特別委員会	24名	(1) 講話「TPPの現状と展望」 慶應義塾大学 総合政策学部 教授 渡邊 頼純 氏 (2) 商工会議所と中小企業海外展開支援機関と連携した取組み ①国際協力機構（JICA）による中小企業との連携 国際協力機構 民間連携室 連携推進課長 若林 仁 氏 ②国際協力銀行（JBIC）による中小企業支援 日本政策金融公庫 国際協力銀行 特別参与 産業ファイナンス部門長 柚原 一夫 氏 ③商工会議所会員向け海外展開保険制度（仮称）の創設 東京海上日動火災保険 広域法人部 法人第一課長 玉木 淳 氏 (3) 平成23年度委員会活動の報告と今後の取り組み (4) 意見交換 (5) その他

(7) 専門委員会等

期 日	専門委員会名	出席者数	議 題 ・ 講 師 等
23/4/25	第2回税制専門委員会	19名	(1) 「東日本大震災」の復旧・復興に関する要望について (2) 今後の税制改正に関する考え方について
5/31	第3回観光専門委員会	22名	(1) 東日本大震災後の影響と復興に向けた取り組み 観光庁 総務課 課長 天谷 直昭 氏 (2) 東日本大震災後の観光産業の復興活性化策について (3) 意見交換 (4) 全国商工会議所観光振興大会について (5) 全国街道交流会議について (6) その他
5/19	第1回地域活性化専門委員会	15名	(1) 東日本大震災後の東北6県の状況と課題について 青森県商工会議所連合会 常任幹事 中村 明義 氏 宮城県商工会議所連合会 常任幹事 間庭 洋 氏 秋田県商工会議所連合会 常任幹事 岩本 孝一 氏 山形県商工会議所連合会 常任理事 舟山 政紘 氏 福島県商工会議所連合会 常任幹事 山田 義夫 氏 (2) 東北地域ならびに日本の復興への取り組みの方向性について 東北学院大学 地域構想学部教授 柳井 雅也 氏 (3) 東日本大震災からの復興に向けた地域づくりについて(意見交換) (4) その他
5/20	第2回社会保障専門委員会	9名	(1) 社会保障改革の検討状況について (社会保障改革に関する集中検討会議について) 内閣官房 社会保障改革担当室 参事官 矢野 康治 氏 厚生労働省 社会保障担当参事官室 企画官 朝川 知昭 氏 (社会保障・税番号要綱について) 内閣官房 社会保障改革担当室 参事官 篠原 俊博 氏 (2) 意見交換 (3) その他
5/23	第3回税制専門委員会	21名	(1) 講演「今後の税制改正の動向について」 (2) 平成24年度税制改正に関する意見(素案)について
6/2	第2回企業会計専門委員会	11名	(1) 新たな中小企業の会計ルール(仮称)案について (2) 「中小企業の会計に関する指針(平成23年版)」について (3) 国際会計基準を巡る最近の動向について
6/3	第1回教育専門委員会	10名	(1) 講演「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」 文部科学省 生涯学習政策局 政策課長 上月 正博 氏 (2) 事例発表「ジュニアエコノミーカレッジについて」 会津若松商工会議所青年部 会 長 佐藤 有史 氏 会津若松商工会議所青年部 副会長 吉川 哲也 氏 ジュニエコ委員会副委員長 大堀 満 氏 (3) 前期活動報告 (4) 今期活動方針(案)について (5) その他
6/14	第3回社会保障専門委員会	7名	(1) 事務局説明 (2) 講演「社会保障改革の検討状況について」 内閣官房社会保障改革担当室 室長 中村 秀一 氏 (3) 意見交換 (4) その他

6/24	第1回 IT 経営推進専門委員会	12名	(1) IT 経営推進専門委員会の概要 (2) 中小企業における IT の活用状況 (3) 中小企業における IT 活用に向けた課題、支援ニーズ (4) 中小企業における IT 経営の導入事例 (5) 商工会議所における IT 経営支援に関する事業実績 (6) 今後の中小企業 IT 経営支援のあり方 (7) その他
6/28	第4回税制専門委員会	18名	(1) 平成24年度税制改正に関する意見(案)について
7/4	第1回環境専門委員会	23名	(1) 「エネルギー・温暖化政策の論点」 ①報告「東日本大震災後の政策提言等」 ②講演「エネルギー・温暖化問題の現状」 財団法人 日本エネルギー経済研究所 地球環境ユニット 地球温暖化政策グループ研究員 金星姫氏 ③講演「いま、何を議論すべきなのか?—エネルギー政策と温暖化政策の再検討—」 (特活) 国際環境経済研究所副理事長 21世紀政策研究所研究主幹 環境専門委員会 専門委員 澤 昭裕氏 ④質疑・意見交換 (2) 平成23年度の活動について ①政策提言活動 ②環境行動計画について ③温暖化対策行動計画支援サイト～CO ₂ チェックシート～の見直しについて ④国内クレジット制度について ⑤質疑・意見交換 (3) その他
7/5	日商労働専門委員会／東商労働委員会委員長・共同委員長・副委員長会議 合同会議～最低賃金審議会 商工会議所関係委員との意見交換会～(第1回)	24名	(1) 講演「雇用・労働に係る当面の重点課題について」 厚生労働省 政策統括官(労働担当) 中野 雅之氏 (2) 最低賃金アンケート調査結果について(報告) (3) 中央最低賃金審議会の状況について(報告) (4) 各地地方最低賃金審議会委員との意見交換 (5) その他
7/7	第1回産業人材専門委員会	13名	(1) 平成23年度活動計画(案)について (2) 産業人材育成・確保に関する、これまでの取組み状況報告(平成20年度産業人材小委員会中間報告書等から) (3) 検定試験受験者数の推移と動向 (4) 日商PC検定(プレゼン資料作成(仮称))の創設について (5) 検定試験の普及・PRについて (6) 中小企業のための、検定試験を活用した人材育成モデルの作成について (7) その他
7/21	第1回行財政改革専門委員会	12名	(1) 行財政改革専門委員会について (2) 地域主権改革と国の出先機関改革の動向について ①講演「地域主権改革の動向」 内閣府 地域主権戦略室 次長 渡会 修氏 ②意見交換 (3) その他

7/21	日商労働専門委員会／東商労働委員会委員長・共同委員長・副委員長会議 合同会議～最低賃金審議会 商工会議所関係委員との意見交換会～（第2回）	29名	(1) 最低賃金アンケート調査結果について（報告） (2) 中央ならびに地方最低賃金審議会の動向について（情報交換） (3) 平成23年度最低賃金改定審議への対応（案）について (4) その他
7/28	第2回 IT 経営推進専門委員会	12名	(1) 前回会議の報告 (2) 商工会議所における IT 経営推進支援事業（事例紹介） ①「インターネット活用による経営支援事例について」 横須賀商工会議所 情報企画課 課長 工藤 幸久 氏 ②「販路拡大支援サービス ザ・ビジネスモールについて」 大阪商工会議所 経営情報センター所長 松田 聡 氏 (3) 地域における IT 経営推進支援事業（事業提案） ①委員からの提案 ②民間企業・団体等からの提案事業 (4) 意見交換 (5) その他
7/29	第4回社会保障専門委員会	9名	(1) 社会保障・税一体改革成案および社会保障と税に関わる番号制度について 内閣官房社会保障改革担当室 参事官 矢野 康治 氏 参事官 古橋 浩史 氏 (2) 社会保障・税一体改革の今後のフォローアップについて (3) その他
9/14	第2回運営専門委員会	26名	(1) 今後の運営専門委員会における検討事項について (2) 総合的な危機対応マニュアル（仮称）の検討体制について (3) その他
10/11	第4回観光専門委員会	26名	(1) 平成23年度「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」本審査 (2) 「東日本大震災後における外国人観光客の動向および今後の課題」について 日本政府観光局（JNTO） 理事 神保 憲二 氏 (3) 平成23年度全国商工会議所観光振興大会 in 関門の準備状況等について (4) その他
11/1	第3回 IT 経営推進専門委員会	13名	ONTT ドコモソリューションルーム、フューチャーステーション視察 (1) 前回会議の報告 (2) 商工会議所における IT 経営推進支援事業 ①前回議事のフォローアップ報告 ②大都市商工会議所における IT 支援事業 (3) 地域における IT 経営推進支援事業（事業提案） (4) 意見交換 (5) その他
11/7	第1回経済法規専門委員会・東商経済法規委員会合同委員会	37名	(1) 講演「会社法制・債権法の見直しについて」 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課長 中原 裕彦 氏 (2) 報告① 法制審議会会社法制部会の動向及び商工会議所の対応について (3) 報告② 法制審議会民法（債権関係）部会の動向及び商工会議所の対応について
11/15	第2回地域活性化専門委員会	15名	(1) 最近の地域経済社会を取り巻く状況や課題について 法政大学大学院 政策創造研究科 教授 岡本 義行 氏 (2) 各地における地域活性化への取り組みについて (3) 第28期地域活性化専門委員会のスケジュールについて (4) その他

11/15	第5回社会保障専門委員会	10名	(1) 短時間労働者への社会保険適用拡大等について 厚生労働省 大臣官房 審議官(年金担当) 蒲原 基道 氏 厚生労働省 保険局 保険課長 西辻 浩 氏 (2) 社会保障審議会各部会における審議状況について (3) その他
11/18	第3回労働専門委員会	9名	(1) 高齢者雇用について (2) 有期労働契約について (3) パートタイム労働対策について (4) 高度外国人材ポイント制について (5) その他
11/21	第5回税制専門委員会	16名	(1) 講演「社会保障・税一体改革について」 (2) 税制改正の動向について (3) 社会保障・税一体改革に関する対応について
11/30	第2回産業人材専門委員会	11名	(1) 商工会議所検定試験の受験者数の推移および見込みについて (2) 中小企業における人材育成のための検定試験活用事例等について ①事例発表 株式会社マルイチ産商 人事部人材開発チーム チームリーダー 清野 昌彦 氏 ②検定試験活用事例に関する資料説明および検定試験の活用方策に関する意見交換 ③人材育成・教育訓練カリキュラムの具体例 (3) 民間職業訓練サービスの質の向上に係る内外の動きについて (4) その他
12/15	第2回行財政改革専門委員会	11名	(1) 前期活動結果と今期テーマについて (2) 講演「行財政改革の現状と課題」 学識委員 土居 丈朗 氏(慶応義塾大学 経済学部 教授) (3) 意見交換 (4) 地域主権改革の動向について (5) その他 ①規制・制度改革アンケート結果について ②道州制シンポジウムについて ③総合特区制度・復興特区制度について
24/1/23	第2回経済法規専門委員会・東商経済法規委員会合同委員会	33名	(1) 「会社法制の見直しに関する中間試案」に対する意見(案)について (2) 講演「改正不正競争防止法について」 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 斉藤 眞 氏
2/1	第2回日商環境専門委員会・東商環境委員会合同会議	69名	(1) 地球温暖化を巡る国際交渉と新たなエネルギー・環境戦略の策定について 経済産業省 産業技術環境局 環境政策課長 広瀬 直 氏 (2) 実践キャリア・アップ戦略の推進「カーボンマネジメント人材育成について」 内閣府 政策統括官(経済財政運営担当) 付 参事官(産業・雇用担当) 山下 善太郎 氏 (3) エネルギー・原子力政策に関する意見(骨子)案について (4) 日商・東商の事業報告について ①東商 地域振興推進事業(省エネ診断、省エネセミナー等)について ②日商 全国の商工会議所の取組み状況および「日商環境ナビ」(環境行動計画支援サイト)について (5) その他
2/7~8	第5回観光専門委員会	22名	(1) 全国商工会議所観光振興大会について (2) 松山市における観光振興への取り組みについて 松山市 産業経済部 観光振興課 主幹 織田 祐吾 氏 (3) その他

2/14	第6回税制専門委員会	16名	(1) 社会保障・税一体改革について (2) 平成24年度税制改正について (3) 今後の検討課題について
2/16	第3回行財政改革専門委員会	11名	(1) 講演「浜松市の行財政改革について」 浜松市 企画調整部 行革審事務局 事務局長 長田 繁喜 氏 (2) 講演「行政刷新・行政改革のこれまでと今後について」 内閣府 行政刷新会議事務局 総括参事官 小林 利典 氏 (3) 主要政策課題について (4) その他
2/16	第6回社会保障専門委員会	9名	(1) 講演「社会保障と税の一体改革」の検討状況について 厚生労働省 大臣官房 審議官(年金担当) 蒲原 基道 氏 (2) 意見交換(短時間労働者への社会保険適用拡大を中心に) (3) その他
2/21	第3回地域活性化専門委員会	15名	(1) 委員地域における先進的取り組みについて 太田商工会議所 会頭 正田 寛 氏 下諏訪商工会議所 会頭 濱 康幸 氏 (2) 地域活性化に向けた商工会議所の取り組みの傾向と課題 (3) その他
2/23	第3回企業会計専門委員会	13名	(1) 講演「IFRS(国際財務報告基準)に関する対応について」 (2) 「中小企業の会計に関する基本要領」について (3) 「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用について
2/28	第2回教育専門委員会	8名	(1) 講演「第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方について」 文部科学省 生涯学習政策局 政策課長 藤野 公之 氏 (2) 「教育支援・協力活動に関するアンケート調査」結果報告 (3) 意見交換 ①大学の秋入学(ギャップ・イヤー) ②グローバル人材の育成 ③キャリア教育の推進 等 (4) その他
3/6	第3回産業人材専門委員会	13名	(1) 中小企業における人材育成のための検定試験の活用について (2) その他
3/7	第4回IT経営推進専門委員会	13名	(1) 中小企業IT経営力大賞にみるIT経営実践事例 明治大学 経営学部 教授 中小企業IT経営力大賞選考作業部会 部会長 岡田 浩一 氏 (2) 商工会議所におけるIT経営推進支援事業 (3) 地域におけるIT経営推進支援事業 ①事務局報告 ②委員からの提案 (4) 意見交換 (5) その他
3/15	第3回運営専門委員会	26名	(1) 総合的な危機対応検討ワーキンググループでの検討結果について (2) 「新しい時代における商工会議所の活動理念の検討に向けて」について (3) 意見交換 (4) その他

(8) 総合政策委員会

期 日	委員会名	出席者数	議 題 ・ 講 師 等
23/4/19	第3回総合政策委員会	34名	(1) 震災復興について ①商工会議所の対応状況（商工会議所の被災地支援等） ②講演「震災復興計画のあり方について」 独立行政法人 経済産業研究所 理事長 中島 厚志 氏 (2) 当面の諸課題への対応等について ①社会保障と税財源 ②TPPと農業再生 (3) その他
5/16	第4回総合政策委員会	28名	(1) 震災復興対策について ①東日本大震災復興構想会議について 内閣官房 内閣審議官 荻野 徹 氏 ②被災地商工会議所からの報告 岩手県 大船渡商工会議所 副会頭 米谷 春夫 氏 宮城県 気仙沼商工会議所 会頭 臼井 賢志 氏 福島県 原町商工会議所 会頭 高橋 隆助 氏 ③前回総合政策委員会以降の日商・東商の取組 ④意見交換 (2) 当面の諸課題への対応等について ①社会保障と税財源 ②TPPと農業再生 (3) その他
6/1	第5回総合政策委員会	29名	(1) TPPと農業再生および震災復興対策について ①事務局説明 ②質疑応答 (2) 社会保障と税財源について ①講演 内閣官房 社会保障改革担当室長 中村 秀一 氏 ②事務局説明 政府案と当所意見との対比、今後の対応案 ③意見交換 (3) その他
7/22	第6回総合政策委員会	28名	(1) 講演「TPP交渉をめぐる最近の動向について」 東京大学 社会科学研究所 教授 中川 淳司 氏 (2) 当面の諸課題への対応等について ①社会保障と税財源について ②震災復興対策について (3) その他
9/5	第7回総合政策委員会	31名	(1) TPP交渉早期参加問題について 意見書取りまとめに向けての意見交換 (2) その他（社会保障と税財源、震災復興対策等について）
10/11	第8回総合政策委員会	21名	(1) 高速道路の整備方法および料金制度に対する考え方について ①事務局説明 ②意見交換 (2) その他 ①次回テーマについて（原子力政策大綱の策定問題） ②震災復興対策について
11/8	第9回総合政策委員会	29名	(1) 講演「原子力政策を巡る状況について」 内閣府 原子力政策担当室 企画官 吉野 潤氏 (2) その他

12/20	第10回総合政策委員会	40名	<p>(1) 報告「エネルギー・原子力政策に関する研究会ならびに原子力委員会新大綱策定会議について」 エネルギー・原子力政策に関する研究会 座長 中林 志郎 氏 (川崎重工業株式会社 営業推進本部長・理事)</p> <p>(2) 講演「エネルギー・電力政策と経済の視点」 エネルギー・原子力政策に関する研究会 委員 山本 隆三 氏 (富士常葉大学総合経営学部 教授)</p> <p>(3) 「エネルギー問題が地域経済に及ぼす影響について」 エネルギー・原子力政策に関する研究会 委員 秋元 圭吾 氏 (エネルギー・環境会議「コスト等検証委員会」委員 地球環境産業技術研究機構 システム研究グループ グループリーダー)</p> <p>(4) その他</p>
24/3/5	第11回総合政策委員会	29名	<p>(1) エネルギー・原子力政策に関する意見(案)について</p> <p>(2) 主要課題のフォローアップについて</p> <p>(3) 今後の検討テーマについて</p> <p>(4) その他</p>

(9) 会頭・副会頭会議

回数	期日	出席者数	議 題
417	23/4/21	13名	東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて 他
418	6/16	14名	東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて 他
419	7/21	12名	東日本大震災への商工会議所の対応と支援について 他
420	9/14	15名	第114回通常会員総会における会頭挨拶について 他
421	10/20	15名	大臣との懇談会の結果概要について 他
422	11/17	15名	上海市・艾（がい）副市長との懇談概要について 他
423	12/15	14名	高速道路の整備と料金制度のあり方（追認）について 他
424	24/1/19	17名	主要政策課題のスケジュールおよび動向・対応について 他
425	2/16	12名	主要政策課題の動向について 他
426	3/14	15名	被災地商工会議所報告について 他

(10) 東日本大震災復旧・復興支援本部

回数	期日	出席者数	議 題
2	23/4/21	13名	東日本大震災への商工会議所の対応と支援について 他
3	6/16	14名	東日本大震災への商工会議所の対応と支援について 他
4	7/21	12名	東日本大震災への商工会議所の対応と支援について 他
5	9/14	15名	東日本大震災への商工会議所の対応と支援について 他
6	10/20	15名	東日本大震災への商工会議所の対応と支援について 他
7	11/17	15名	東日本大震災への商工会議所の対応と支援について 他
8	12/15	14名	東日本大震災への商工会議所の対応と支援について 他
9	24/1/19	17名	東日本大震災への商工会議所の対応と支援について 他
10	2/16	12名	東日本大震災への商工会議所の対応と支援について 他
11	3/14	15名	東日本大震災への商工会議所の対応と支援について 他

(11) その他の会議

①道州制シンポジウム in 名古屋

○期 日 4月7日 ○場 所 名古屋マリオットアソシアホテル（愛知県名古屋市）

○出席者 300名

○内 容 (1) パネルディスカッション「市町村合併から道州制へ」

②日本商工会議所と日本労働組合総連合会との懇談会

○期 日 4月19日 ○場 所 東商スカイルーム（東京都千代田区） ○出席者 31名

○内 容 (1) 連合からの意見表明「当面の震災対応と復興に向けての対応について」

(2) 日商からの意見表明「復興に向けた中小企業・地域の雇用への対応」

(3) 自由討議

③与謝野経済財政政策担当大臣と日本商工会議所との懇談会

○期 日 4月20日 ○場 所 東商スカイルーム（東京都千代田区） ○出席者 17名

○内 容 (1) 被災地の現状と課題について

(2) 大震災の中小企業への影響と課題および西日本の取り組みについて

(3) 大震災の観光への影響と課題について

(4) 大震災の首都圏への影響と電力不足問題について

④規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会

○期 日 5月26日 ○場 所 岡山国際ホテル（岡山県岡山市）

○内 容 「地域経済の危機における商工会議所の対応と連携支援の強化について」

- ・⑧⑦⑥グループ <出席者> 80名
- ・⑤グループ <出席者> 67名
- ・④グループ <出席者> 73名
- ・③グループ <出席者> 61名
- ・②①グループ <出席者> 64名

⑤第65回全国商工会議所専務理事・事務局長会議

○期 日 5月26日～27日 ○場 所 岡山国際ホテル（岡山県岡山市） ○出席者 351名

○内 容 「地域経済の危機における商工会議所の対応と連携支援の強化について」

- ・5月26日
 - (1) 挨拶・問題提起
 - (2) 東日本大震災における被災地の現状について
 - (3) 震災における危機管理について
 - (4) 被災地商工会議所の復興に向けて～阪神・淡路大震災の経験から～
- ・5月27日
 - (1) 規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会の結果概要報告
 - (2) 規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会 総括

- (3) 日本商工会議所からの報告
- (4) 全国商工会議所専務理事・事務局長会議 全体総括
- (5) 全国商工会議所関門観光振興大会について
- (6) 特別講演 「地域の未来と文化」 財団法人大原美術館 理事長 大原 謙一郎 氏

⑥東日本大震災沿岸部被災地区商工会議所連絡会準備会合

- 期 日 6月23日 ○場 所 仙台商工会議所（宮城県仙台市） ○出席者 14名
- 内 容 (1) 連絡会の設立趣旨について
- (2) 各地域の現状と要望活動について

⑦日本商工会議所夏季政策懇談会

- 期 日 7月20日 ○場 所 東京會館（東京都千代田区） ○出席者 53名
- 内 容 (1) 震災からの復興と新たな経済成長に向けた政策課題について
- (2) 大震災からの地域の復興・再生に向けた商工会議所が果たすべき役割について

⑧東日本大震災沿岸部被災地区商工会議所連絡会

- 期 日 7月21日 ○場 所 東商ビル（東京都千代田区） ○出席者 29名
- 内 容 (1) 連絡会設立趣旨および活動について
- (2) 役員の選出について
- (3) その他

⑨枝野経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会

- 期 日 9月15日 ○場 所 帝国ホテル（東京都千代田区） ○出席者 22名
- 内 容 (1) 東日本大震災からの復旧・復興（3次補正含む）について
- (2) エネルギー・電力問題について
- (3) 超円高・空洞化対策について

⑩枝野経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会

- 期 日 9月16日 ○場 所 都市センターホテル（東京都千代田区） ○出席者 21名
- 内 容 (1) 震災からの復旧・復興について
- (2) 超円高・空洞化阻止への対策について

⑪古川元久内閣府特命担当大臣（経済財政政策）兼国家戦略担当大臣と日本商工会議所との懇談会

- 期 日 9月30日 ○場 所 東商スカイルーム（東京都千代田区） ○出席者 16名
- 内 容 (1) 東日本大震災からの復旧・復興について
- (2) 「大阪地域の中小企業の現状」と「中小企業の活力強化」について
- (3) 円高下におけるモノづくり地域の実態について
- (4) 税制抜本改革について
- (5) TPP を含む質の高い経済連携と国内対策の一体的推進について

⑫古川元久内閣府特命担当大臣（経済財政政策）兼国家戦略担当大臣と日本商工会議所との懇談会

○期 日 11月4日 ○場 所 東商スカイルーム（東京都千代田区） ○出席者 14名

- 内 容
- (1) 円高への総合的対応策～リスクに強靱な社会の構築を目指して～について
 - (2) 中小企業および地域の足元の景況について
 - (3) TPPを含む質の高い経済連携と国内対策の一体的推進について
 - (4) 社会保障・税一体改革の推進について
 - (5) 地域の活性化と中小企業の活力強化について
 - (6) エネルギー・電力問題について

⑬緊急政策課題説明会

○期 日 12月2日 ○場 所 東商ビル（東京都千代田区） ○出席者 67名

- 内 容
- (1) 緊急政策課題の概要ならびに要望実現に向けた対応について
 - (2) 緊急政策課題の詳細について
 - (3) 質疑応答

⑭安住財務大臣と日本商工会議所との懇談会

○期 日 24年1月19日 ○場 所 ザ・キャピトルホテル東急（東京都千代田区）

○出席者 22名

- 内 容
- (1) 平成24年度予算案、税制改正及び社会保障と税の一体改革等について
 - (2) 超円高・空洞化対策および中小企業の活力強化について
 - (3) 社会保障と税の一体改革の推進について
 - (4) 東日本大震災からの復興について

⑮道州制シンポジウム in 広島

○期 日 24年1月24日 ○場 所 ANAクラウンプラザホテル広島（広島県広島市）

○出席者 240名

- 内 容
- (1) パネルディスカッション「中国地方が元気になる道州制～大震災をふまえて改めて道州制を考える～」

⑯日本銀行幹部と日本商工会議所との懇談会

○期 日 24年3月14日 ○場 所 東商スカイルーム（東京都千代田区） ○出席者 22名

- 内 容
- (1) 景気・デフレ対策および成長戦略と地域経済動向
 - (2) 超円高・空洞化対策および中小企業の活力強化と地域経済動向
 - (3) 東日本大震災からの復興
 - (4) 地域の経済動向

⑰代表専務理事会議

第603回・4月20日、第604回・5月27日、第605回・6月15日、第606回・7月20日
第607回・8月25日、第608回・9月13日、第609回・10月19日、第610回・11月16日
第611回・12月14日、第612回・1月18日、第613回・2月15日、第614回・3月13日

8. 事業

(1) 各種事業活動

1. 国際会議等

(1) アジア商工会議所連合会 (CACCI)

1) 企画委員会

24年3月8日～9日 (15名)

- a. 第26回総会について
- b. 2012年の活動計画について
- c. 幹部会の創設について

開催地：カトマンズ (ネパール)

(2) 世界商工会議所連盟 (WCF)

1) 評議員会

6月7日

- a. 世界商工会議所、国際商業会議所について
- b. ATA カルネについて
- c. 世界商工会議所ネットワーク (WCN) について
- d. 第8回世界商工会議所大会の開催地について

開催地：メキシコシティ (メキシコ)

2) 第7回世界商工会議所大会

6月8～10日 (866名)

- a. 開会式
- b. 全体会議
 - ①新しい経済：挑戦と機会
 - ②グリーン経済の構築
 - ③平和と繁栄のための企業の使命
 - ④明日の労働力
 - ⑤政策改革のためのリーダーシップ

c. 世界商工会議所大賞

開催地：メキシコシティ (メキシコ)

(3) ASEAN・日本経済協議会日本委員会

1) 23年度総会

8月30日 (紙上総会)

2) 表敬・懇談

6月27日 (75名) 在京 ASEAN 各国大使との懇談会

- a. 開会挨拶

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 会長代理 辻 亨 氏

b. 「ASEAN Connectivity (ASEAN 連結性) と日本企業への期待」

①ASEAN Connectivityの概要について

駐日タイ王国大使館 一等書記官 ラピーポン・バンチョンシラパ 氏

②ASEAN 各国大使からのコメント

c. 「東日本大震災による日本経済への影響と今後の見通しについて」

①「日本経済への影響と今後の見通しについて」

日本貿易振興機構 理事長 林 康夫 氏

②「各産業分野における影響と今後の見通しについて」

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 副会長 福井 威夫 氏

日本自動車部品工業会 会長 信元 久隆 氏

帝人株式会社 社長執行役員 大八木 成男 氏

三井金属工業株式会社 会長 宮村 眞平 氏

日本航空株式会社 専務執行役員路線統括本部長 植木 義晴 氏

d. 意見交換

e. 閉会挨拶

駐日フィリピン共和国大使 マヌエル・ロペス 氏

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 副会長 佐々木 幹夫 氏

3月16日(33名) トンシン・タンマヴォン・ラオス人民民主共和国首相との懇談会

a. 開会挨拶

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 会長 岡村 正

b. 挨拶

ラオス人民民主共和国首相 トンシン・タンマヴォン 氏

c. 講演「ラオスの経済・投資環境について」

ラオス人民民主共和国計画投資大臣 ソムディ・ドゥアンディ 氏

d. 質疑応答・意見交換

3) 昼食会

3月16日(28名) トンシン・タンマヴォン・ラオス人民民主共和国首相との昼食会

4) 講演会・セミナー

3月7日(280名) インラック・シナワット・タイ王国首相特別講演・日タイビジネス交流会

a. 開会挨拶

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 会長 岡村 正

b. 基調講演

タイ王国首相 インラック・シナワット 氏

c. ビジネス交流会

5) その他

タイ洪水被害への義援金として、大メコン圏ビジネス研究会と合同で100万円を拠出。

(4) 東アジアビジネスカウンシル (EABC)

1) 第20回会合

6月14日(22名)

- a. 第19回EABC会合の議事録の承認
- b. 第20回会合の議題について
- c. ワーキンググループの報告
- d. ASEAN+3経済大臣との会合に向けた提言の内容について
- e. EABC事務局体制と議長任期について
- f. 次回会合の開催日および開催場所について

開催地：ソウル(韓国)

2) 第21回会合

8月12日(23名)

- a. 第20回EABC会合の議事録の承認について
- b. 第21回会合の議題について
- c. ワーキンググループの報告について
- d. ASEAN+3経済高級事務官との対話の概要報告について
- e. ASEAN+3経済大臣への提言と対話のスケジュールについて
- f. ASEAN+3首脳との対話に向けた対応方法について
- g. 次回会合の開催日および開催場所について

開催地：マナド(インドネシア)

3) ASEAN+3経済大臣とEABCとの懇談

8月12日(14名)

- a. 提言書の報告

EABC 2011年議長 アズマン・ハシム 氏

- b. 提言書に関する意見交換

開催地：マナド(インドネシア)

4) 第22回会合

3月1日(41名)

- a. 議長引継ぎ
- b. 第21回EABC会合の議事録の承認について
- c. 2012年の活動テーマと事業計画
- d. ワーキンググループの報告について
- e. ブリーフィング「ASEAN+3の行動計画と地域経済連携の仕組みについて」
- f. 今後のEABC議長と事務局運営について
- g. 次回会合の開催日および開催場所について

開催地：寧波(中国)

(5) 日印経済委員会

1) 講演会・セミナー等

5月12日(142名) 堂道前駐インド日本大使による講演会「インド勤務を終えて」
特命全権大使(経済外交担当) 堂道 秀明 氏

6月2日(52名) 日印EPAセミナー
駐日インド大使館 経済商務担当公使 アルン・ゴヤル 氏

6月13日(59名) NASSCOM 訪日メンバーによるセミナー
NASSCOM(インド・ソフトウェア・サービス協会) 専務理事 サム・ミッター 氏

10月4日(30名) インド化学肥料省K. J. シリアック次官一行との懇談会

11月2日(218名) インド進出支援セミナー～中小企業進出の観点より～

a. 「日本の中小企業進出への期待」

駐日インド大使館 経済商務担当公使 アルン・ゴヤル 氏

b. 「日本企業のインド進出の現状と将来像」

株式会社インド・ビジネス・センター 社長 島田 卓 氏

c. 「インドビジネスにおける主要課題とジェトロの支援サービスについて」

日本貿易振興機構 海外調査部 課長代理 伊藤 博敏 氏

d. 「インド人の社内教育」

Moriroku UT India Private Limited 前社長 砥川 武雄 氏

e. 「インドの経済情勢と日印経済関係」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長 篠田 邦彦 氏

f. タミル・ナドゥ州進出の事例(1)「東芝 JSW タービン・発電機社の設立」

株式会社東芝 電力社 火力・水力システム事業部

インドプロジェクト推進室 参事兼経営変革エキスパート 鳥飼 高行 氏

g. タミル・ナドゥ州進出の事例(2)「製造業進出拠点としてのチェンナイの魅力」

アセンダス日本代表事務所 相川 洋子 氏

株式会社みずほコーポレート銀行 産業調査部直投支援室

インド営業推進役 黒木 順 氏

2) インド進出支援研究会

6月16日(20名)

これまでの中小企業のインド進出支援活動の具体的な成果として、11月2日にタミル・ナドゥ州進出済み企業等を招き、「インド進出支援セミナー～中小企業進出の観点より～」を開催。

3) 常設委員会・アドバイザーグループ会合

a. アドバイザーグループ会合

7月19日、10月3日

b. 常設委員会・アドバイザーグループ合同会合

11月1日、12月21日

4) 第37回日印経済合同委員会会議およびインド現地事情視察会結団式

1月13日(42名)

a. 講演

外務省 南部アジア部長 梅田 邦夫 氏

経済産業省 貿易経済協力局 資金協力課長 寺村 英信 氏

b. 第37回日印経済合同委員会会議およびインド現地事情視察会について

①出席者

②日程・議題旅程等

③委員の異動について

④開催経費見積および共通経費について

5) 第37回日印経済合同委員会会議およびインド現地事情視察会

1月21日～28日(200名)

[ニューデリー]

a. 第37回日印経済合同委員会会議

①歓迎挨拶

日印経済委員会 会長 O.カンワール 氏

②開会挨拶

日印経済委員会 会長 大橋 信夫 氏

③来賓挨拶

駐インド日本大使 齋木 昭隆 氏

④基調講演 「CEPA 発効と日印関係」

インド商工省 産業政策推進局 次官 P.K.チャウドハリー 氏

⑤謝辞

バラト・シート 社長 ロヒット・レラン 氏

⑥講演 「日印経済関係の持続的発展と課題」

日本側スピーカー：日印経済委員会常設委員会 委員長 渡辺 喜宏 氏

インド側スピーカー：HSBC インディア インターナショナルディレクター

ビル・スシンスキー 氏

⑦講演「投資環境の整備」

日本側スピーカー：インド日本商工会 副会長 鈴木 慎 氏

インド側スピーカー：インベスト・インディア 社長 A.スリヴァスタヴァ 氏

⑧講演「DMIC 構想の進捗状況と今後の見通し」

日本側スピーカー：NEDO ニューデリー事務所 所長 宮本 岩男 氏

インド側スピーカー：DMIC 公社 総裁 アミタブ・カント 氏

⑨講演「DFC(インド貨物専用鉄道建設計画)の現状と将来」

インド側スピーカー：DFC 社長 R.K.グプタ 氏

⑩閉会挨拶

日印経済委員会 会長 大橋 信夫 氏

日印経済委員会 会長 O.カンワール 氏

b. 中堅・中小企業セミナー

①開会挨拶

FICCI 中小企業委員会 委員長 サンジェイ・バティア 氏

②講演「日本の中小企業のインド進出意義と可能性」

Nakajima Consultancy Service LLP 社長 中島 敬二 氏

③講演「日本の中堅・中小企業インド進出の成功例」

スピーカー：ヒロハマ・インディア 社長 本多 康二郎 氏

スピーカー：ヤマハ発動機株式会社 人事部長 P.P. シャルマ 氏

④講演「日印合弁企業の活動事例」

インベスト・インディア 社長 A. スリヴァスタヴァ 氏

⑤閉会挨拶

ジェネシス株式会社 社長 西山 征夫 氏

c. 表敬訪問

①シャルマ商工大臣

②シンデ電力大臣

③ナート都市開発大臣

④チャタジー首相首席補佐官

⑤チャトルベディ国家計画委員会委員

d. その他行事

①齋木駐インド日本大使主催夕食懇談会

②インド日本商工会幹部、日本貿易振興機構との懇談会

③日印経済委員会主催在インド日本国大使館、インド日本商工会等との夕食懇談会

④共同記者会見および共同声明発表

[チェンナイ]

a. タミル・ナドゥ州産業交流セミナー

①第一部開会挨拶

日本貿易振興機構 理事 林 哲三郎 氏

インド工業連盟 (CII) 南インド支部 会長 T.T. アショック 氏

在チェンナイ日本国総領事 中野 正則 氏

タミル・ナドゥ州工業省 首席次官 N. スンダラデーバン 氏

日印経済委員会 会長 大橋 信夫 氏

②第二部挨拶

日本貿易振興機構 チェンナイ事務所長 藤井 真也 氏

③講演「日本の中小企業に対するインド進出への期待」

タミル・ナドゥ州 投資誘致局 副局長 ヴェルムルガン 氏

④講演

チェンナイ日本商工会 中小企業進出支援委員会 委員長 見戸 伸一郎 氏

⑤講演「タミル・ナドゥ州への中堅・中小企業の進出事例」

ハイテックアライ社 マネージング・ディレクター B.T. バンゲーラ 氏

ルノー日産インド自動車製造会社 工場長 武井 厚司 氏

ヨロズ JBM オートモーティブ タミル・ナドゥ社 マネージング・ディレクター

小島 優一 氏

⑥謝辞

インド工業連盟南インド支部 国際交流フォーラム議長 アムロリア 氏

⑦参加者交流・名刺交換等

b. ジャヤラリタ州首相への表敬訪問

c. 工場・施設等視察

①アセダス社・インターナショナル・テックパーク訪問ならびに総合工業団地開発予定地視察

②東芝・JSW タービン・発電機会社工場視察

d. その他行事

①中野総領事主催夕食懇談会

②日本貿易振興機構との懇談会

③日印経済委員会主催タミル・ナドゥ州政府・産業界等との夕食懇談会

[コルカタ]

a. 表敬訪問

①チャタジー商工大臣

②ミトラ財務大臣

b. 三菱化学テレフタル酸製造工場 (MCC PTA India) 視察

c. その他行事

①川口総領事主催夕食懇談会

②日印経済委員会主催西ベンガル州政府・産業界等との夕食懇談会

開催地：ニューデリー、チェンナイ、コルカタ（インド）

6) 要人訪問

6月21日 印日商工会議所 (IJCCI) クリシュナスワミ会長の大橋会長表敬

7) その他

9月29日 外務省アジア大洋州局梅田南部アジア部長と大橋会長の懇談

11月21日 齋木駐インド日本大使と大橋会長の懇談

12月15日 第11回 パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合への渡辺常設委員長
長の参加

12月26日～29日 日印ビジネス・リーダーズ・フォーラムへの渡辺常設委員長の参加〔於：
ニューデリー（インド）〕

8) 後援

4月26日 プラサド駐日インド大使歓迎レセプション（主催：日印協会）

7月20日～22日 第22回インド家庭用品展・第32回インド衣料品展（主催：インド貿易振興局）

9月5日～7日 インド日本グローバルパートナーシップサミット（主催：インドセンター）

9月24日～25日 第19回ナマステ・インディア 2011（主催：特定非営利法人日印交流を盛り上げる会）

2月16日 インドM&Aセミナー（主催：株式会社野村総合研究所）

2月17日 第2回日本・インド有識者フォーラム（主催：特定非営利法人日印パート

ナーシップフォーラム)
3月22日 第3回日本・インド有識者フォーラム（主催：特定非営利法人日印パートナーシップフォーラム）

(6) 日本・パキスタン経済委員会

1) 第6回日パ民間経済人会議 準備会合

a. 第1回会合

5月23日（19名）

①準備会合の進め方

②委員等自己紹介

③第5回民間経済人会議概要

立命館大学 政策科学部 教授 小田 尚也 氏

④パキスタンの最近の状況

b. 第2回会合

7月29日（19名）

①講演「パキスタン経済について」

財団法人国際金融情報センター アジア第3部 首席研究員 幸田 円 氏

②議事「パキスタン経済について」「パキスタン側レビュー評価」

立命館大学 政策科学部 教授 小田 尚也 氏

c. 第3回会合

9月26日（16名）

①講演「パキスタンの自動車産業・部品産業のあり方・日本側としての要望事項」

スズキ株式会社 四輪第一営業部 アジアプロジェクト課長 加藤 幸良 氏

本田技研工業(株) 渉外部 主幹 村岡 直人 氏

②議事 第6回民間経済人会議について

d. 第4回会合

11月4日（16名）

①講演「パキスタン製品の輸入概況 ～繊維を中心に～」

日本貿易振興機構 海外調査部 アジア大洋州課 北見 創 氏

②議事

パキスタン「新自動車政策」に関する要望事項について

第6回民間経済人会議について

e. 第5回会合

12月19日（16名）

①パキスタン「新自動車政策」に関する要望事項について

②第6回民間経済人会議について

f. 第6回会合

1月24日（15名）

①パキスタン「新自動車政策」に関する要望事項（英文版）について

- ②第6回民間経済人会議について
- ③第4回官民合同経済対話について

g. 第7回会合

2月17日（15名）

- ①パキスタン「自動車政策」に関する要望事項について
- ②第6回民間経済人会議について
- ③第4回官民合同経済対話について

2) 第6回日パ民間経済人会議事前打合せ

3月13日（25名）

a. 高話

外務省 南部アジア部 南西アジア課長 田島 浩志 氏
経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課長 篠田 邦彦 氏

b. 第6回日パ民間経済人会議について

- ①両国出席者（案）
- ②日程・議題（案）
- ③団費見積書（案）
- ④パキスタン自動車政策に関する要望事項（案）

3) 第6回日本・パキスタン民間経済人会議

3月21日（87名）

a. 第1部 開会式・基調講演

①開会挨拶

日本・パキスタン経済委員会 会長 朝田 照男 氏
パキスタン・日本ビジネス・フォーラム 会長 アブドル・カデル・ジャファー 氏

②来賓挨拶

駐日パキスタン・イスラム共和国大使 ヌール・ムハマド・ジャドマニ 氏
外務省 南部アジア部長 梅田 邦夫 氏
経済産業省 通商政策局長 佐々木 伸彦 氏

③基調講演

パキスタン商業次官 ザファー・マムード 氏

b. 第2部 全体会議

①全体会議 I 「パキスタンの長期的な経済発展戦略」

議長 日本・パキスタン経済委員会 会長 朝田 照男 氏
共同議長 パキスタン・日本ビジネス・フォーラム 会長

アブドル・カデル・ジャファー 氏

1) パキスタンの外資導入重点分野

パキスタン・日本ビジネス・フォーラム 副会長 ソヘイル・アフメド 氏
パキスタン投資庁 アドバイザー フェローズ・シャー 氏

2) パキスタンのビジネス環境整備

日本貿易振興機構 カラチ事務所 所長 白石 薫 氏

②全体会議 II 「パキスタンの主要セクターにおける課題と対応」

議長 パキスタン・日本ビジネス・フォーラム会長 アブドル・カデール・ジャファー 氏

議長代行 日本・パキスタン民間経済人会議 ワーキンググループ 座長 吉田 亙 氏

1) 自動車市場の拡大と国産化推進に向けて

トヨタ自動車株式会社 TMAP-Japan 商品・事業室長 井上 孝雄 氏

パキスタン・日本ビジネス・フォーラム 副会長 ヘイル・アフメド 氏

2) パキスタン産品の対日輸出拡大策

a) 綿繊維製品の対日輸出拡大

マトリックスソーシング COO ナディーム・イクバル・サイゴル 氏

丸紅株式会社 機能商品・ライフスタイル部 部長代理 鈴木 誉久 氏

b) 果物・園芸作物・皮革製品の対日輸出拡大について

果物・園芸作物、皮革製品パキスタン貿易開発庁 長官 タリック・プーリ 氏

皮革製品 Hub Leather 会長 ファールーク・シェイフ 氏

c. 第3部 閉会式 議長総括および閉会挨拶

日本・パキスタン経済委員会 会長 朝田 照男 氏

パキスタン・日本ビジネス・フォーラム 会長 アブドル・カデール・ジャファー 氏

d. 日本側委員会主催歓迎夕食会

開催地：東京

4) 懇談

7月21日 タリック・プーリ・パキスタン貿易開発庁長官と朝田会長との懇談

11月29日 パキスタン官僚との懇談

2月1日 マンディーワラー・パキスタン投資庁長官と朝田会長との懇談

(7) 日本・バングラデシュ経済委員会

1) 平成23年度総会（紙上総会）

6月30日

2) 昼食会／夕食会

9月12日（21名） ファルック・カーン商業大臣歓迎昼食会

3月3日（300名） 日本・バングラデシュ国交樹立40周年記念レセプション〔ダッカ（バングラデシュ）〕

3) 懇談会

9月12日 ファルック・カーン商業大臣と赤松委員長の懇談会

9月12日 佐渡島駐バングラデシュ日本大使と赤松委員長の懇談会

11月4日 篠塚前駐バングラデシュ日本大使との懇談会

11月24日 バングラデシュ政府高官との懇談会

4) 要人表敬

4月26日 赤松委員長、丹波前委員長のブイヤン駐日大使表敬

5月25日 赤松委員長、丹波前委員長の岡村会頭表敬

3月1日 赤松委員長のカデル商業大臣表敬〔ダッカ（バングラデシュ）〕

3月1日

赤松委員長のボルア工業大臣表敬〔ダッカ（バングラデシュ）〕

(8) 日本・スリランカ経済委員会

1) 懇談会

8月31日 石塚在スリランカ日本大使館公使の藤田委員長表敬

9月16日 ゴダヘーワ観光開発庁長官の藤田委員長表敬

2) 要人表敬

10月14日 粗新任新駐スリランカ日本大使の渡邊委員長表敬

11月10日 渡邊委員長、藤田前委員長のカランナーゴダ駐日スリランカ大使表敬

3) 夕食会

6月20日 歓迎夕食会

4) 平成23年度日本・スリランカ経済委員会総会兼第16回日本・スリランカ経済合同委員会会議事前打合せ会

6月17日（15名）

a. 開会挨拶

日本・スリランカ経済委員会 委員長 藤田 純孝 氏

b. 高話

①「最近のスリランカ情勢と我が国の対応」

外務省 南部アジア部 南西アジア課長 田島 浩志 氏

②「スリランカの経済概況」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐 松島 大輔 氏

c. 第16回日本・スリランカ経済合同委員会会議について

①日程・議題及び発言者

②両国代表団

③日本側共通経費見積り

d. 日本・スリランカ経済委員会平成23年度総会

①委員の異動について

②平成22年度収支決算（案）並びに平成23年度収支予算（案）について

e. その他

5) 第16回日本・スリランカ経済合同委員会会議

6月20日（127名）

a. 歓迎挨拶

日本・スリランカ経済委員会 委員長 藤田 純孝 氏

b. 開会挨拶

スリランカ・日本経済委員会 副会長 ワルナクラスーリヤ 氏

c. 祝辞

国際資金協力担当上級大臣兼財務・計画副大臣 サラット・アムヌガマ 氏

駐日スリランカ大使 ワサンタ・カランナーゴダ 氏

d. 挨拶

外務省 南部アジア部長 梅田 邦夫 氏

e. 基調講演「スリランカと日本 二国間の今後の関係」

スリランカ国家平和構築および復旧・復興担当の日本政府代表 明石 康 氏

f. 全体会議

①「スリランカ経済の現状と今後の展望および日本・スリランカ関係」

・日本側スピーカー：～スリランカの開発の方向性と日本の経済開発支援～

国際協力機構 南アジア部長 中原 正孝 氏

国際協力機構 南アジア 第3課長 井本 佐智子 氏

・スリランカ側スピーカー：

国際資金協力担当上級大臣兼財務・計画副大臣 サラット・アムヌガマ 氏

②「スリランカにおける日系企業の進出機会」

・日本側スピーカー：日本貿易振興機構 コロンボ事務所長 崎重 雅英 氏

・スリランカ側 スピーカー：スリランカ投資庁 エグゼクティブディレクター
投資誘致&メガプロジェクト担当 シワーン・デ・シルワ 氏

③「日本からの観光客誘致」

・日本側スピーカー：株式会社 JTB ワールドバケーションズ 常務執行役員 藤本 幸男 氏

・スリランカ側スピーカー：スリランカ観光促進公社 ウシヤン・エディリシンハ 氏

g. 挨拶

スリランカ・日本経済委員会 副会長 ワルナクラスーリヤ 氏

日本・スリランカ経済委員会 委員長 藤田 純孝 氏

日本側：105名

スリランカ側：22名

開催地：東京／東京會館

(9) 日本マレーシア経済協議会

1) 平成23年度総会

7月25日（紙上総会）

2) 表敬・懇談

5月26日（32名） ナジブ・ラザク・マレーシア首相との懇談会

a. 開会挨拶

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫 氏

b. 基調講演

マレーシア首相 ナジブ・ラザク 氏

c. 質疑応答・意見交換

7月19日（32名） ムクリス・マハティール・マレーシア国際貿易産業副大臣との懇談会

a. 開会挨拶

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫 氏

b. 基調講演

マレーシア国際貿易産業副大臣 ムクリス・マハティール 氏

- c. 質疑応答・意見交換
- 3) 昼食会
 - 5月26日(34名) ナジブ・ラザク・マレーシア首相との昼食会
 - 7月19日(43名) ムクリス・マハティール・マレーシア国際貿易産業副大臣との昼食会
- 4) 日本マレーシア経済協議会第30回合同会議日本代表団結団式
 - 11月14日(30名)
 - a. 開会挨拶
 - 日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫 氏
 - b. 講演
 - ①最近のマレーシア情勢と日・マレーシア関係について
 - 外務省 南部アジア部 南東アジア第二課長 山本 敏生 氏
 - ②マレーシア経済概況について
 - 経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課長 篠田 邦彦 氏
 - c. 第30回合同会議について
 - ①両国代表団
 - ②日程・議題等
 - ③開催経費等
- 5) 日本マレーシア経済協議会第30回合同会議
 - 11月21日(126名)
 - a. 開会挨拶
 - 日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫 氏
 - マレーシア日本経済協議会 会長 アズマン・ハシム 氏
 - b. 両国首相メッセージ
 - c. 役員選出/議題および議事手続きの採択
 - d. 基調講演
 - ①マレーシア経済の展望と日マ協力について
 - 駐日マレーシア大使 シャハルディン・モハメド・ソム 氏
 - ②日本経済の現状とこれからの日マ経済協力について
 - 経済産業省 通商政策局 審議官(国際地域政策担当) 五嶋 賢二 氏
 - e. 全体会議
 - ①日マ両国の経済情勢について
 - 1) 日本経済の概況について
 - 経済産業省 産業政策局 調査課 課長補佐 大竹 康一郎 氏
 - 2) 経済変革プログラム(ETP)の進捗状況について
 - 駐日マレーシア大使館 公使参事官 モハメド・サヌスイ・アブドルカリム 氏
 - ②ビジネス環境の改善と新たなビジネスの創造
 - 1) イスラム金融のハブとしてのマレーシア
 - マレーシア中央銀行 総裁補 バカルディン・ビン・イシャク 氏
 - 2) イスラム金融における日マ協力の可能性

マレーシア三菱東京UFJ銀行 頭取 中村 正人 氏

3) マレーシアのビジネス環境の現状と今後について

マレーシア日本人商工会議所 会頭 日比 隆 氏

③ 日マ協力の新潮流

1) マレーシアにおけるヘルスツーリズムの可能性

マレーシア医療観光協議会 CEO メアリー・ウォン・ライ・リン 氏

2) マレーシア日本国際工科院を通じた人材育成について

外務省 南部アジア部 南東アジア第二課長 山本 敏生 氏

3) 東芝のスマートコミュニティ事業について

株式会社東芝 スマートコミュニティ事業統括部 スマートコミュニティ事業開発部
スマートコミュニティ事業開発第二担当参事 竹内 亮二 氏

4) セランゴール州のスマートシティ開発について

セランゴール州シャー・アラム市長 ジャーフアー・モハメド・アタン 氏

5) マレーシアの ICT シティとしてのサイバージャヤについて

セティア・ハルマン社 理事 ピーター・テー 氏

f. 共同声明採択

日本側：93名

マレーシア側：33名

開催地：東京／東京會館

6) 講演会・セミナー

11月22日（220名） マレーシア投資セミナー

a. 開会挨拶

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫 氏

マレーシア日本経済協議会 会長 アズマン・ハシム 氏

b. 基調講演「マレーシアの投資環境について」

マレーシア投資開発庁 副長官 パン・アー・トン 氏

c. 講演

① セランゴールの投資環境について

セランゴール州投資産業貿易大臣 テレサ・コック 氏

② 「イスカンダル・マレーシア」の魅力について

イスカンダル・インベストメント社 社長 サイド・モハメド・サイド・イブラヒム 氏

③ マレーシアでの事業活動について

三菱自動車工業株式会社 取締役副社長 春成 敬 氏

④ ライオンのマレーシアにおける事業展開

ライオン株式会社 国際事業本部 オレオケミカル推進室長 西村 功 氏

7) 協力

11月22日 マレーシア日本経済協議会ビジネスミッション視察先（横浜市）の手配

(10) 日比経済委員会

1) 平成 23 年度総会

7月6日（紙上総会）

2) 表敬・懇談

9月27日（32名） ベニグノ・アキノ3世・フィリピン共和国大統領との懇談会

a. 開会挨拶

日比経済委員会 代表世話人 辻 亨 氏

b. 意見交換・質疑応答

2月17日 辻代表世話人のグレゴリー・ドミンゴ・フィリピン共和国貿易産業大臣への表敬訪問

3) 昼食会

9月27日（230名） ベニグノ・アキノ3世・フィリピン共和国大統領との昼食会

a. 挨拶・乾杯

日本・東京商工会議所 会頭 岡村 正

b. スピーチ

フィリピン共和国大統領 ベニグノ・アキノ3世 氏

4) 第30回日比経済合同委員会日本代表団結団式

2月10日（28名）

a. 開会挨拶

日比経済委員会 代表世話人 辻 亨 氏

b. 講演

①最近のフィリピン情勢と日本フィリピン関係

外務省 南部アジア部 南東アジア第二課長 山本 敏生 氏

②日・フィリピン経済概況

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課長 篠田 邦彦 氏

c. 第30回合同委員会について

①両国参加者について

②日程・議題等

③開催経費等

5) 第30回日比経済合同委員会

2月16日（125名）

a. 開会挨拶

日比経済委員会 委員長 ユセビオ・タン 氏

日比経済委員会 代表世話人 辻 亨 氏

b. 基調講演「フィリピンの経済政策について」

フィリピン共和国貿易産業大臣 グレゴリー・ドミンゴ 氏

c. 全体会議

①両国の経済情勢について

1) 日本の経済情勢と今後の日比関係

日比経済委員会 代表世話人 佐々木 幹夫 氏

2) フィリピンの経済情勢について

アジア太平洋大学 教授 ベルナルド・ビジェガス 氏

② フィリピンにおけるインフラ整備計画と日比企業間の協力について

1) フィリピンにおける PPP における取り組みについて

フィリピン PPP センター 所長 コセッテ・カニラオ 氏

2) 投資環境整備及びインフラ整備における JICA の取り組み

国際協力機構 東南アジア・大洋州部長 広田 幸紀 氏

3) PPP によるインフラ整備がもたらす経済効果について

フィリピン大学 教授 ベンジャミン・ディオクノ 氏

4) 日本企業からみた PPP を活用したインフラ整備における期待と課題

株式会社野村総合研究所 マニラ支店長 水野 兼悟 氏

③ フィリピンにおける投資環境について

1) フィリピンの投資環境並びに 2015 年 ASEAN 経済統合に際して日比の果たす役割

フィリピン日本人商工会議所 会頭 一木 伸也 氏

2) フィリピンの投資・ビジネス環境について

フィリピン貿易産業省 次官 クリスティノ・パンリリオ 氏

3) フィリピン最新ビジネスと経済区におけるビジネス・チャンス

フィリピン経済区庁 長官 リリア・デ・リマ 氏

4) 投資先としてのフィリピンの魅力と今後の可能性

日比経済委員会 代表世話人 小林 栄三 氏

d. 共同声明の採択

日本側：72 名

フィリピン側：53 名

開催地：マニラ（フィリピン）

6) セミナー・講演会

7月28日（250名） フィリピン投資セミナー

a. 開会挨拶

日比経済委員会 代表世話人 佐々木 幹夫 氏

b. 基調講演

① フィリピンにおける PPP（官民連携）プロジェクト

フィリピン共和国 公共事業道路大臣 ロヘリオ・シンソン 氏

② 日本企業によるフィリピン経済区への投資機会について

フィリピン経済区庁 長官 リリア・デ・リマ 氏

c. 日本企業の対フィリピン投資事例

テルモ（フィリピンズ）コーポレーション 社長 滝澤 真己 氏

東映アニメーション・フィリピン 社長 祖谷 悟 氏

9月27日（400名） フィリピン経済フォーラム

a. 開会挨拶

日比経済委員会 代表世話人 辻 亨 氏

b. アキノ大統領と参加者との意見交換

c. 講演

①高成長続くフィリピン経済の展望

フィリピン中央銀行 総裁 アマンド・テタンコ 氏

②フィリピンでのビジネスの魅力について

フィリピン経済区庁 長官 リリア・デ・リマ 氏

③フィリピンの投資環境整備およびインフラ整備に関する JICA の協力

国際協力機構 理事 新井 泉 氏

(11) 日豪経済委員会

1) 幹事会

7月28日(21名)

a. 「最新の日豪関係」

外務省 アジア大洋州局 大洋州課 首席事務官 西野 修一 氏

b. 「豪州情勢及び日本政府、経済産業省の対応状況について」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐 菅 陽二 氏

c. 第49回日豪経済合同委員会会議について

d. 第29回日豪／豪日経済委員会運営委員会について

e. 日豪経済委員会50周年記念行事について

f. 日豪合同インドネシア・インフラ・ミッション派遣の報告

g. 豪州からの若手社会人招聘プログラムについて

1月18日(21名)

a. 「最近の日豪関係について」

外務省 アジア大洋州局 大洋州課 首席事務官 西野 修一 氏

b. 「豪州との経済関係について」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐 菅 陽二 氏

c. 日豪経済委員会50周年記念懸賞論文について

d. 第30回日豪／豪日経済委員会運営委員会について

e. 第50回日豪経済合同委員会会議について

f. 豪州からの若手社会人招聘プログラムについて

2) 日豪／豪日経済委員会運営委員会

5月19日(22名) 第28回会合

a. 第49回日豪経済合同委員会会議の日程・議題

b. 日豪経済委員会50周年および第50回日豪経済合同委員会会議

c. 豪日経済委員会訪日インフラミッションの報告

d. 日豪・豪日経済委員会合同インフラ関連活動の進展ーインド・インドネシアに関する報告

e. 日豪EPA/FTA交渉の現状と両国の他のFTA交渉の状況報告

f. 両国の政治・経済情勢の見通し

g. 日豪両国の政府や企業の対インドネシア政策と認識

日本側：9名

豪州側：13名

開催地：東京～メルボルン、シドニー、パース、北京（テレビ／電話会議）

10月9日（25名） 第29回会合

- a. 第49回日豪経済合同委員会会議の日程・議題
- b. 第50回日豪経済合同委員会会議の日程
- c. 第30回日豪／豪日経済委員会運営委員会の日程（東京開催）
- d. 日豪経済委員会50周年記念行事について
- e. 両国のインフラ活動に関する報告
- f. TPP交渉の行方と日豪EPA交渉の進捗
- g. 豪州側委員会サブコミッティの活動について
- h. 両国の政治・経済情勢

日本側：11名

豪州側：14名

開催地：京都／京都ホテルオークラ

3月29日（23名） 第30回会合

- a. 第50回日豪経済合同委員会会議の日程・議題
- b. 日豪／豪日経済委員会50周年記念祝賀行事
- c. 第52回日豪経済合同委員会－北部準州からの招待について
- d. 日豪・豪日経済委員会合同インフラ関連活動の進展
- e. 日豪EPA／FTAとTPP交渉－現状報告・展望
- f. 東日本大震災 復興計画に関する報告
- g. 鉱物資源利用税（MRRT）に関する報告
- h. 欧州債務危機に対する対応

日本側：11名

豪州側：12名

開催地：東京／東京會館

3) 平成23年度総会兼第49回日豪経済合同委員会会議日本代表団結団式

9月29日（57名）

- a. 「最近の豪州情勢と日豪関係について」
外務省 アジア大洋州局長 杉山 晋輔 氏
- b. 「オーストラリア経済概況について」
経済産業省 通商政策局 大臣官房審議官 戸谷 文聡 氏
- c. 第49回日豪経済合同委員会会議について
- d. 平成23年度日豪経済委員会総会について

4) 第49回日豪経済合同委員会会議

10月9日～11日（234名）

- a. 基調講演・パネルディスカッション「東アジア／アジア太平洋における日豪関係」

- b. 「持続的成長に向けた日豪両国の課題」
- c. 「新たな局面を迎える地域経済統合」
- d. 「アジア市場における日豪のコラボレーション」
- e. 「京都のグローバル企業－そのイノベーションとテクノロジー」
- f. 「温室効果ガスの削減－日豪各国の対応」
- g. 「エネルギー・資源・食料分野における日豪補完関係の強化に向けて」

日本側：135名

豪州側：99名

開催地：京都／京都ホテルオークラ

5) インフラ小委員会

4月20日（21名） 第6回会合

- a. 第1回日豪官民政策対話について
- b. 第2回訪日豪州インフラミッション受け入れ報告について
- c. 日豪合同インドネシア・インフラ・ミッションの派遣について

9月13日（26名） 第7回会合

- a. 日豪合同インドネシア・インフラ・ミッション派遣報告
- b. 日豪経済委員会インフラ小委員会活動報告書について
- c. 日豪経済委員会合同インフラ小委員会インド部会（仮称）の創設（案）
- d. 第2回日豪官民政策対話について

1月31日（30名） 第8回会合

- a. 日豪経済委員会「インドインフラ企画委員会（仮称）」について
- b. 豪州訪日ミッションの企画案について
- c. 今後のインフラ関連行事（豪州案）について

6) その他の会議・イベント

4月21日（119名） ジュリア・ギラード豪州首相歓迎昼食会

主催：日豪経済委員会

共催：日本商工会議所、東京商工会議所、日本経済団体連合会、日本貿易会

開催地：東京／東京會館

5月23日～25日（79名） 日豪合同インドネシア・インフラ・ミッション

主催：日豪経済委員会、豪日経済委員会

共催：日本貿易振興機構

訪問地：インドネシア・ジャカルタ

6月28日～7月5日（45名） 「豪州からの若手社会人招聘プログラム」への協力

訪問地：東京、京都など

7月8日（72名） マレー・マクレーン駐日豪州大使送別会

主催：日豪経済委員会

開催地：東京／帝国ホテル

2月15日～22日（44名） 「豪州からの若手社会人招聘プログラム」への協力

訪問地：東京、東北など

3月28日(137名) 「オーストラリアPPPセミナー」

主催：日本貿易振興機構、三菱東京UFJ銀行

共催：日豪経済委員会、豪日経済委員会、豪州政府貿易促進庁

開催地：東京／日本貿易振興機構

3月29日(130名) 日豪／豪日経済委員会50周年記念レセプション

開催地：東京／東京會館

a. 開会挨拶

日豪経済委員会 会長 三村 明夫 氏

b. 挨拶

日本商工会議所 会頭 岡村 正

c. 来賓挨拶

副総理・内閣府特命担当大臣 岡田 克也 氏

経済産業大臣 枝野 幸男 氏

駐日オーストラリア大使 ブルース・ミラー 氏

d. 謝辞・乾杯

豪日経済委員会 会長 サー・ロッド・エディントン 氏

7) 表敬・懇談

7月12日 藤田駐ブリスベン日本総領事の岡部事務総長表敬訪問

9月2日 側島駐メルボルン日本総領事の岡部事務総長表敬訪問

8) 日豪官民政策対話

10月7日(31名)

a. 開会挨拶

経済産業大臣政務官 北神 圭朗 氏

駐日豪州大使 ブルース・ミラー 氏

日豪経済委員会 会長 三村 明夫 氏

豪日経済委員会インフラ小委員会 委員長 ボブ・サイドラー 氏

b. 両国の貿易投資に関する講演

経済産業省 特別通商交渉官 中富 道隆 氏

駐日豪州大使館 首席公使 ブレンドン・ハマー 氏

c. 両国のインフラ協力

豪州インフラ交通省 インフラ投資局長 アンドリュー・ジャガー 氏

豪州大使館 マーケティング事務所 公使 エリザベス・正宗 氏

豪州インフラストラクチャー諮問委員会 インフラ投資担当執行役員

ロリー・ブレナン 氏

国際協力銀行 鉱物資源部 第2ユニット長 中島 裕行 氏

内閣府 大臣官房審議官・民間資金等活用事業推進室長 栗島 明康 氏

国土交通省 総合政策局 官民連携政策長 石田 優 氏

日本貿易振興機構 副理事長 横尾 英博 氏

d. 日豪によるアジアでの共同プロジェクトに係る報告

日本貿易振興機構 副理事長 横尾 英博 氏
レイトン・ホールディングス 最高経営責任者 ハーミッシュ・タイアウィット 氏

e. 日豪政府による報告

経済産業省 大臣官房審議官（通商戦略担当） 戸谷 文聡 氏
豪州インフラストラクチャー諮問委員会 インフラ投資担当執行役員

ロリー・ブレナン 氏

f. 総括コメント

経済産業省 特別通商交渉官 中富 道隆 氏
豪州インフラ交通省 インフラ投資局長 アンドリュー・ジャガー 氏

日本側：15名

豪州側：16名

開催地：東京

(12) 日本ニュージーランド経済委員会

1) 幹事会

7月14日（15名）

a. 日本とニュージーランドのビジネス関係

ニュージーランド貿易経済促進庁 日本・韓国地域局長 ショーン・コンロイ 氏

b. 第38回日本ニュージーランド経済人会議 日程・議題（案）

c. ニュージーランドからの若手社会人招聘プログラムについて

d. ニュージーランド地震への対応について

2) 平成23年度総会兼第38回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式

10月21日（22名）

a. 開会挨拶

b. 来賓ブリーフィング

外務省 アジア大洋州局 審議官 富田 浩司 氏

経済産業省 通商政策局 大臣官房審議官 戸谷 文聡 氏

c. 第38回日本ニュージーランド経済人会議について

d. 平成23年度日本ニュージーランド経済委員会総会

f. その他

3) 第38回日本ニュージーランド経済人会議

11月6日～8日（106名）

a. 開会式

b. 基調講演「TPP交渉の見通しと日本・ニュージーランド」

キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 山下 一仁 氏

c. 「両国経済の現状と展望」

d. 「日本・ニュージーランドビジネスの成功事例」

e. 「震災からの復興」

f. 「食品・農林水産業」

g. 「観光」

h. 「新成長産業」

日本側：68名

ニュージーランド側：38名

開催地：大阪／ヒルトン大阪

4) その他

7月11日

日本ニュージーランドパートナーシップフォーラムへの後援

7月25日～8月2日（26名）

「ニュージーランドからの若手社会人招聘プログラム」への協力（東京・京都など）

(13) 日智経済委員会

1) 平成23年度総会

11月18日（33名）

a. 開会挨拶

b. 講演会

前駐チリ共和国日本大使 林 渉 氏

c. 平成23年度日智経済委員会日本国内委員会総会

d. その他

2) 表敬・懇談

3月29日（160名） セバスティアン・ピニエラ・ペルー共和国大統領歓迎昼食会

開催地：東京／帝国ホテル

3) 要望活動

9月1日

経済産業省、財務省に対する「日智租税条約」本交渉開始の要請

(14) 日亜経済委員会

1) 平成23年度日亜経済委員会総会

1月12日（紙上総会）

2) 表敬・懇談

4月11日（9名） エクトル・ティメルマン・アルゼンチン外務大臣と佐々木委員長との懇談会

5月30日（31名） デジャン駐日アルゼンチン大使との懇談会

3) その他

3月21日（29名） 石田前駐アルゼンチン日本大使講演会

(15) 日本ペルー経済委員会

1) 平成23年度日本ペルー経済委員会

12月16日（紙上総会）

2) 表敬・懇談

4月12日

福川駐ペルー日本大使の宮村委員長表敬訪問

5月31日（16名） エドゥアルド・フェレイロス・ペルー通商・観光大臣歓迎昼食会

日本側：8名

ペルー側：8名

開催地：東京／綱町三井倶楽部

3月12日 ベラウン・ペルー外務副大臣の宮村委員長表敬訪問

3月14日 福川駐ペルー大使の宮村委員長表敬訪問

3月30日 エスカラ・駐日ペルー大使の宮村委員長表敬訪問

3) その他

1月12日（72名） 新年会

開催地：東京／駐日ペルー大使公邸

(16) 日本・エジプト経済委員会

平成23年度総会（紙上総会）

8月2日

(17) 大メコン圏ビジネス研究会

1) 平成23年度総会

4月26日（20名）

a. 平成22年度事業報告書（案）および収支決算書見込（案）について

b. 平成23年度事業計画書（案）および収支予算書（案）について

2) 勉強会

4月26日（108名） 第1回勉強会

a. 開会挨拶

大メコン圏ビジネス研究会 会長 藤田 純孝 氏

b. 講演

①ミャンマー新政府について－新時代の新民主主義国家－

駐日ミャンマー連邦共和国大使 キン・マウン・ティン 氏

②ミャンマー経済の現状と見通し

駐日ミャンマー連邦大使館 一等書記官 チョ・ニユン・ウー 氏

③ミャンマーと日本の経済関係の現状と新政府に期待すること

日本貿易振興機構 農林水産・食品部 農林水産・食品企画課 課長補佐 小島 英太郎 氏

c. 質疑応答・意見交換

10月26日（165名） 第2回勉強会

a. 開会挨拶

大メコン圏ビジネス研究会 会長 渡邊 康平 氏

b. 講演

①カンボジアの経済・投資政策について

駐日カンボジア王国大使 ホー・モニロット 氏

②カンボジアの投資環境

駐日カンボジア王国大使館 一等書記官 シム・ヴィリヤ 氏

③日本企業のカンボジアへの投資状況について

日本貿易振興機構 海外調査部 アジア大洋州課長 若松 勇 氏

④ミネベアのカンボジアでの事業活動について

ミネベア株式会社 社長執行役員 貝沼 由久 氏

c. 質疑応答・意見交換

3) メコン地域投資環境視察ミッション結団式

12月7日(37名)

a. 開会挨拶

大メコン圏ビジネス研究会 会長 渡邊 康平 氏

b. 講演

①ミャンマー・カンボジアの政治情勢と日本との関係について

外務省 南部アジア部 南東アジア第一課長 佐々山 拓也 氏

②ミャンマー・カンボジアの経済情勢と日本との経済関係について

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課長 篠田 邦彦 氏

③新政権下のミャンマー政治・外交・経済を展望する

日本貿易振興機構・アジア経済研究所地域研究センター

東南アジアⅡ研究グループ長 工藤 年博 氏

c. 訪メコン地域投資環境視察ミッションについて

4) メコン地域投資環境視察ミッション

12月11日～18日(54名)

訪問地：ヤンゴン、ネピドー(ミャンマー)

プノンペン(カンボジア)

a. 訪問・懇談(ミャンマー)

①ティン・ナイン・テイン国家計画・経済開発大臣への表敬訪問(ネピドー)

②ソー・テイン工業大臣への表敬訪問(ネピドー)

③ウィン・ミン商業大臣への表敬訪問(ヤンゴン)

④プウィン・サン商業副大臣への表敬訪問(ネピドー)

⑤トゥラ・タウン・ルイン鉄道副大臣への表敬訪問(ヤンゴン)

⑥斎藤隆志駐ミャンマー日本大使、ヤンゴン日本人商工会議所役員との夕食懇談会

b. 第8回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議(ヤンゴン)

c. 視察(ミャンマー)

①ヤンゴン日本人商工会議所(ヤンゴン)

②ミンガラドン工業団地(ヤンゴン)

③TI ガーメント(縫製工場)(ヤンゴン)

④商業施設(ショッピングセンター)(ヤンゴン)

d. 訪問・懇談(カンボジア)

①フン・セン首相への表敬訪問

②キアット・チョン副首相兼財務大臣との懇談

- ③チャン・プラシッド商業大臣への表敬訪問
 - ④ソク・チェンダ経済開発協議会長官（首相補佐特命大臣）への表敬訪問
 - ⑤カンボジア商業会議所との懇談会
 - ⑥黒木雅文駐カンボジア日本大使ブリーフィング
 - ⑦第2回日本・カンボジア経済開発セミナー
 - e. カンボジア日本人商工会、カンボジア輸出入一州一品展示会出展日本企業との夕食懇親会
 - f. 視察（カンボジア）
 - ①第6回カンボジア輸出入一州一品展示会
 - ②プノンペン経済特区（PPSEZ）
 - ③カンボジア味の素
 - ④ハル・プノンペン・コミックセンター
 - ⑤商業施設（ショッピングセンター）
 - g. 第8回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議
- 12月13日（209名）

①開会挨拶

ミャンマー・日本商工会議所ビジネス協議会 副会長 ゴー・ミン・ウィン 氏
 日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会 会長 渡邊 康平 氏

②ミャンマー連邦共和国大統領、日本国首相メッセージ

③基調講演

ミャンマー連邦共和国 鉄道副大臣 トゥラ・タウン・ルイン 氏

④全体会議

1)貿易・投資における日緬協力について

a)ミャンマーにおけるヤンゴン日本人商工会議所の活動概況について

ヤンゴン日本人商工会議所 会頭 朝比奈 志郎 氏

b)ミャンマー投資法、経済特区法の進捗状況について

国家計画・経済開発省 アドバイザー ミヤ・トゥ・ザ 氏

c)ミャンマーにおける人材育成について

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 共同事務局長 カイン・カイン・ヌエ 氏

d)IT人材の育成と産業協力

ユース・情報システム開発株式会社 システム開発部統括マネージャー取締役

横野 俊春 氏

e)ヤンゴンの都市開発について

ヤンゴン市開発委員会 部長 リン・トゥン・ミン 氏

2)日緬ビジネス協力の可能性①

a)中小企業

ミャンマー工業会 事務局長 アウン・テイン 氏

b)縫製産業

ミャンマー縫製産業者協会 共同事務局長 ミン・ソー 氏

c)食品加工・貿易

ミャンマー農産加工食品輸出者協会 カイン・ミン 氏

d) 観光

メコン観光活動調整庁 スー・スー・ティン 氏

e) 日本の高齢化社会に対するヘルスケアサービス

ミャンマー医薬品・医療器材起業家協会 共同事務局長 ティン・ヌエ・ウィン 氏

3) 日緬ビジネス協力の可能性②

a) 電機・エネルギー

エネルギー省 ヤンゴン市電力供給委員会 会長 アウン・カイン 氏

b) オイル・ガス

エネルギー省 部長補佐 アウン・チャー・トゥー 氏

c) 鉱業

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 共同事務局長 エー・ルイン 氏

d) インフラ

建設省 部長 チョ・リン 氏

鉄道省 鉄道部長 チー・エー 氏

⑤ 共同声明採択

⑥ 閉会挨拶

日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会 会長 渡邊 康平 氏

ミャンマー・日本商工会議所ビジネス協議会 副会長 ゴー・ミン・ウィン 氏

日本側：71名

ミャンマー側：138名

開催地：ヤンゴン（ミャンマー）

6) 懇談会

8月2日（16名） トンルン・シーシリット・ラオス人民民主共和国副首相兼外務大臣との懇談会・昼食会

a. 開会挨拶

大メコン圏ビジネス研究会 会長 藤田 純孝 氏

b. 基調講演

ラオス人民民主共和国 副首相兼外務大臣 トンルン・シーシリット 氏

c. 質疑応答・意見交換

10月21日（10名） ワナ・マウン・ルイン・ミャンマー連邦共和国外務大臣との朝食会

a. 開会挨拶

大メコン圏ビジネス研究会 会長 渡邊 康平 氏

b. 挨拶

ミャンマー連邦共和国 外務大臣 ワナ・マウン・ルイン 氏

c. 質疑応答・意見交換

11月30日（46名） ウィラポン・ラマンクン・タイ王国復興・開発戦略委員長との懇談会

a. 開会挨拶

大メコン圏ビジネス研究会 会長 渡邊 康平 氏

b. 基調講演

タイ王国復興・開発戦略委員 ウィラポン・ラマンクン 氏

c. 質疑応答・意見交換

7) 表敬

- 6月20日 カン・ゾウ・ミャンマー国家計画・経済開発副大臣の藤田会長表敬訪問
- 9月28日 藤田前会長と渡邊会長のウィーラサック・フートラクーン・駐日タイ王国大使表敬訪問
- 9月28日 藤田前会長と渡邊会長のキン・マウン・ティン・駐日ミャンマー連邦共和国大使表敬訪問
- 10月11日 藤田前会長と渡邊会長のシートン・チンニョーティン・駐日ラオス人民民主共和国大使表敬訪問
- 10月21日 藤田前会長と渡邊会長のグエン・フー・ビン・駐日ベトナム社会主義共和国大使表敬訪問
- 11月11日 渡邊会長のウィーラサック・フートラクーン・駐日タイ王国大使訪問
- 11月24日 渡邊会長のキン・マウン・ティン・駐日ミャンマー連邦共和国大使表敬訪問
- 11月24日 渡邊会長のホー・モニロット駐日カンボジア王国大使表敬訪問

8) その他

- 9月8日 外務省南部アジア部長主催オム・ジェンティエン・カンボジア上級大臣との懇談会への渡邊会長の出席
- 11月9日 メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム第2回日メコン全体会合における渡邊 会長の民間代表挨拶
- 1月12日～14日 枝野経済産業大臣ミッション（インド・タイ・ミャンマー）への渡邊会長の参加（ミャンマーのみ）

※タイ洪水に対する義援金を ASEAN・日本経済協議会日本委員会と合同で 100 万円を拠出し、11 月 11 日に渡邊会長がウィーラサック・フートラクーン駐日タイ王国大使に目録を手渡した。

※毎月、月刊誌「ミャンマーフォーカス」「ベトナムの経済情勢」等を送付

(18) 全国商工会議所中国ビジネス研究会

- 1) 会員企業の対中ビジネスの支援強化等を目的とし、実際のビジネス交渉やトラブル解決などの相談先の紹介、中国進出成功事例、模倣品対策、中国各地の経済開発区や地方自治体の投資環境情報等の提供を行った。

研究会登録メンバー数：587（3月末現在）

随時、本研究会会員企業宛にメールマガジンを配信（3月末時点で第104号を発行）し、また、ホーム・ページ（<http://www.jcci.or.jp/international/china>）のリニューアルを行った。

- 2) 天津市商務委員会との経済交流促進に関する覚書締結

締結日：6月28日

内 容：・緊密な関係を強化するため、投資や貿易などの経済協力領域に関する最新情報を交換する。

- ・天津市が主催する投資説明会、シンポジウム、商談会など、天津市ビジネス情報について、日本商工会議所は各地会議所および会員企業に積極的に周知・宣伝し、できる限りサポートを行う。
- ・日本商工会議所は、日本企業の天津市への投資を促進・奨励し、視察団の派遣や説明会を開催するなどして、天津市との投資協力を推進する。
- ・天津市商務委員会が、投資意向のある日本企業のために、天津市の投資環境、政策法規、投資手続きなどに関するコンサルティングを行い、投資企業に関連のサービスを提供すると同時に、企業が天津市に進出する際の困難や問題解決に対して支援する。

3) 孫文・梅屋庄吉展および香港・日本経済サミット 2011

a. 香港・日本経済サミット 2011 (9月2日) (香港中華総商会等との共催)

出席者：約 200 名 (日本側約 50 名、香港側約 150 名)

岡村会頭が基調講演を行った。

b. 孫文・梅屋庄吉展開幕式典 (9月3日) (香港中華総商会との共催)

出席者：約 300 名 (日本側約 50 名、香港側約 250 名)

(19) 日韓・韓日商工会議所首脳会議

1) 第 5 回首脳会議

7月26日 (37名)

a. 開会挨拶

日本商工会議所 会頭 岡村 正

大韓商工会議所 会長 孫 京植 氏

b. 議題 1 「両国経済現況と展望」

(日本側) 「日本経済の現況と展望」

日本商工会議所 副会頭 名古屋商工会議所 会頭 高橋 治朗 氏

「原子力発電所事故について」

日本商工会議所 常務理事 宮城 勉

(韓国側) 「韓国の経済現況と展望」

ソウル商工会議所 副会長 李 潤雨 氏

c. 議題 2 「両国の中小企業支援の方策」(EPA の推進、中小企業国際化の取り組みなど)

(日本側) 「震災への対応と中小企業の国際化支援」

日本商工会議所 中小企業委員長 大阪商工会議所 副会頭 西村 貞一 氏

(韓国側) 「中小企業政策と競争力強化方策」

大韓商工会議所 副会長 河廣商工会議所 会長 白 南紅 氏

d. 議題 3 「商工会議所の主要事業と相互協力」

(日本側) 「東日本大震災後のエネルギー・環境問題」

日本商工会議所 副会頭

神戸商工会議所 会頭 大 橋 忠 晴 氏

(韓国側) 「韓国流通産業の現状と見通し」

ソウル商工会議所 副会長 金 英 大 氏

- e. 議題4「商工会議所の役割と地域間の交流促進（観光振興、地域活動等）」
 （日本側） 「地域ブランドの育成と広域連携などによる観光振興」
 日本商工会議所 副会頭 横浜商工会議所 会頭 佐々木 謙二 氏
 （韓国側） 「両国商工会議所間交流活性化方策」
 大韓商工会議所 副会長 大邱商工会議所 会長 李 仁中 氏
- f. 閉会挨拶
 大韓商工会議所 会長 孫 京植 氏
 日本商工会議所 会頭 岡村 正

日本側：20名

韓国側：17名

開催地：大阪

2) 実務協議会

6月13日（10名）

- a. 第5回日韓・韓日商工会議所首脳会議 議題等について
- b. 第5回日韓・韓日商工会議所首脳会議 行事日程等について
- c. その他（第6回首脳会議の開催地・時期等について）

1月13日（16名）

- a. 第5回日韓・韓日商工会議所首脳会議のフォローアップについて
- b. 第6回日韓・韓日商工会議所首脳会議 議題・行事日程等について
- c. その他

(20) 全国商工会議所台湾ビジネス連絡会

全国の商工会議所と台湾関係機関とのネットワークを構築し、日台間の貿易・投資・観光等の経済活動を促進することを目的に、台湾とのビジネス交流に関心のある各地商工会議所の専務理事等で構成。

1) 全国商工会議所台湾ビジネス連絡会

11月16日

- a. 新局面を迎える日台経済関係
 台北駐日経済文化代表処 経済組長 余 吉政 氏
- b. 台湾の最新動向と日本企業の戦略について
 みずほ総合研究所 調査本部アジア調査部 中国室長 伊藤 信悟 氏

※第7回国際経済・第10回中小企業・第11回地域活性化合同委員会と合同開催。終了後、交流会を実施。

(21) その他国際関係会議

- 5月12日（68名） 第2回サービス産業のASEAN等における事業展開に関する勉強会
- 5月31日（63名） フランス観光産業セミナーの開催（東京）（在日フランス大使館 対仏投資庁共催）
- 6月14日（52名） イタリアビジネスセミナー2～FIATのマーケティング戦略～の開催（東

	京) (在日イタリア商工会議所共催)
7月8日	スリン ASEAN 事務総長と ASEAN 日本人商工会議所連合会 (FJCCIA) との対話に辻特別顧問、中村専務理事が出席。辻特別顧問が、ASEAN 連結性の推進に向けた日・ASEAN 協力の重要性を説明した。
7月9日	日本/ASEAN 経済大臣等と ASEAN 日本人商工会議所連合会 (FJCCIA) との対話に辻特別顧問、中村専務理事が出席。辻特別顧問より、東日本大震災の復興に努める日本の現状に関する説明を行ったほか、ASEAN 各国の裾野産業の育成に向けた日本の中小企業の連結強化と中小企業のための投資環境整備を ASEAN 各国の経済大臣に要望した。
8月3日 (130名)	ウズベキスタン投資セミナー
10月19日~20日	在日ドイツ商工会議所主催 第5回ドイツワインフェスティバルへの協力 (東京)
10月26日 (73名)	チェコ IT デー (セミナー) の開催 (東京) (チェコ大使館共催)
12月13日 (136名)	オーストリア「再生可能エネルギーとスマートグリッドシンポジウム」セミナーの開催 (東京) (オーストリア大使館共催)
2月29日 (62名)	アジア・大洋州地域大使との懇談会 (東京) (日本経済団体連合会共催)

(22) 使節団派遣

1) 訪インド経済ミッション

a. 訪インド経済ミッション 事前調査

6月5日~10日

デリー、チェンナイ (インド)

b. 訪インド経済ミッション 連絡担当者事前打合せ

7月27日

①開会

②講演「日本中小企業のインド進出新展開~方法としてのインド~」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐(企画調整担当) 松島 大輔 氏

③ミッションの準備状況について

1)参加申込状況

2)全体日程 (案)

3)要人表敬訪問

4)現地政府との懇談・セミナー等

5)団費

④渡航手続き (フライト、ホテル等) について

⑤今後のスケジュールについて

⑥閉会

c. 訪インド経済ミッション 結団式

9月13日 (40名)

①開会

②岡村会頭挨拶

③来賓ブリーフィング

「インドの政治情勢ならびにこれからの日本とインドの関係」

外務省 アジア大洋州局 南部アジア部長 梅田 邦夫 氏

「インドの経済情勢と日印経済関係」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課長 篠田 邦彦 氏

経済産業省 貿易経済協力局 資金協力課長 寺村 英信 氏

④訪インド経済ミッションについて

1) 団長、副団長、および、事務総長

2) 日程等

3) 団費

⑤閉会

d. 訪インド経済ミッション

9月18～24日

メンバー 岡村正会頭を団長に、各地商工会議所会頭および東商副会頭等総勢50名

訪問地：デリー、チェンナイ（インド）

①デリー

1) アルワリア国家計画委員会副委員長への表敬訪問

2) トリベディ鉄道大臣への表敬訪問

3) ガンディ コングレス党幹事長への表敬訪問

4) クッラー商工省商務次官への表敬訪問

5) カント デリー・ムンバイ産業大動脈開発公社総裁との懇談

6) インド商工会議所連合会（FICCI）主催の岡村会頭講演会開催

7) 齋木駐インド日本大使との朝食懇談会

8) インド日本商工会との懇談会

9) 齋木駐インド日本大使主催夕食会

②チェンナイ

1) 日本商工会議所とタミル・ナドゥ州投資誘致局との覚書調印（ジャヤラリタ タミル・ナドゥ州首相臨席）

2) ヴェルマニ タミル・ナドゥ州工業大臣への表敬訪問

3) タミル・ナドゥ州、インド工業連盟（CII）、日本商工会議所の3者共催セミナー開催

4) チェンナイ日本商工会との懇談会

5) 中野総領事主催夕食会

6) 工場団地視察（アセンダス・インターナショナル・テックパーク、オラガダム工業団地）

2) 訪台湾ビジネスミッション

11月28～30日（15名）

訪問地：台湾（台北市）

a. 台北市日本工商会との懇談会（11月28日）

b. 日本企業説明会／個別商談会（11月29日）

c. 企業視察（台湾森永製菓股份有限公司、新光三越百貨股份有限公司）（11月30日）

(23) 会頭の海外出張

1) フランス・イタリア

4月26日 アンドレ・マルコン・フランス商工会議所連合会会長との懇談
4月26日 齋藤泰雄駐フランス日本大使との懇談
4月27日 ピエール＝アントワヌ・ガイイ・パリ商工会議所会頭との懇談
4月28日 サンドロ・ペッティナート・イタリア商工会議所連合会事務局次長と懇談
4月29日 ジャンカルロ・クレモネーシ・ローマ商工会議所会頭との懇談

2) 香港

9月2日 ビクター・フォン・国際商業会議所（ICC）名誉会長との懇談
9月3日 陳奎元・全国政治協商会議副主席はじめ中国要人との懇談
9月3日 董建華・全国政治協商会議副主席との懇談

3) 中国

10月31日 艾宝俊・上海市副市長との懇談
10月31日 山口力・上海日本商工クラブ理事長および同クラブ幹部との懇談

(24) APEC 関連会合

1) 中小企業大臣会合

5月19日～21日
出席者：石井卓爾・日本商工会議所特別顧問・中小企業共同委員長
五味道雄・東京商工会議所中野支部副会長
開催地：ビッグスカイ（米国）

2) 2011 ABAC SME シンポジウム

11月10日
出席者：中小企業関係者
開催地：ホノルル（米国）

(25) TPP に関する情報収集活動

1) 5月23日～24日

訪問先：米国商工会議所
米国 TPP のための企業連合
訪問地：ワシントン DC（米国）

2) 8月8日～9日

訪問先：ホワイトハウス国家安全保障会議
米国通商代表部
米国国務省
米国上院財政委員会 民主党および共和党の通商担当スタッフ
米国下院歳入委員会 民主党および共和党の通商担当スタッフ

米国商工会議所

米国 TPP のための企業連合

訪問地：ワシントン DC（米国）

3) 3月29日～30日

訪問先：米国通商代表部

米国国務省

米国下院歳入委員会 民主党通商担当スタッフ

米国商工会議所

米国 TPP のための企業連合

訪問地：ワシントン DC（米国）

2. レセプション・懇談会等

開催日	内 容
4月 4日	ハンス・ディートマール・シュヴァイスグート・駐日欧州連合代表部（EU）大使との懇談
4月 8日	福川正浩・新任駐ペルー日本大使の岡村会頭表敬
4月11日	エイタン・クーペルシュトーフ・駐日イスラエル公使との懇談（事務局対応）
4月15日	岡本巖・日中経済協会理事長、清川佑二・同前理事長の岡村会頭表敬
4月15日	中村滋・新任駐マレーシア日本大使の岡村会頭表敬
5月26日	第17回国際交流会議「アジアの未来」（日本経済新聞社主催）晚餐会への岡村会頭の出席
5月27日	ペトレ・ストヤン・駐日ルーマニア臨時代理大使との懇談（事務局対応）
6月14日	張恵・青島市副市長と坪田理事・事務局長との懇談
6月30日	中国浙江省調査団の来訪（事務局対応）
7月12日	リアン・ダルジール・ニュージーランド議会議員と中村専務理事との懇談
7月27日	香港財界訪日団との昼食懇談会
8月26日	ジャン・シャレ・カナダ・ケベック州首相との昼食会
8月31日	フランシスコ・モンテレイロ・東ティモール天然資源担当国務長官付アドバイザーとの懇談（事務局対応）
9月 9日	コロンビア技術視察団の来訪（事務局対応）
9月14日	スリン・ピッサワン・ASEAN 事務総長と岡村会頭との懇談
9月27日	ジョン・マンリー・カナダ経営者協議会専務理事の岡村会頭表敬
9月28日	村上秀徳・新任駐チリ日本大使の岡村会頭表敬
9月28日	チョン・シアック・チン・アセンダス社社長の岡村会頭表敬
9月29日	黄碧兒・香港経済貿易代表部首席代表の中村専務理事表敬
10月 5日	ブルース・ミラー・新任駐日豪州大使の岡村会頭表敬
10月 5日	佐渡島志郎・駐バングラデシュ日本大使の岡村会頭表敬
10月21日	スレッシュ・クマール・米国商務省次官補の岡村会頭表敬
10月25日	ジャック・ソー・香港貿易発展局会長の岡村会頭表敬
11月10日	小松一郎・新任駐仏日本大使の岡村会頭表敬
11月16日	ジグミ・ケサル・ブータン国国王王妃両陛下のための宮中晚餐への岡村会頭の出席
11月28日	ピエール＝アントワヌ・ガイイ・パリ商工会議所会頭の岡村会頭表敬
11月29日	欧州経済社会評議会（EESC）との懇談（事務局対応）
12月 7日	サンブー・デンベレル・モンゴル国商工会議所会頭の岡村会頭表敬
12月 8日	エジプト計画省他省庁関係者との懇談（事務局対応）

12月20日	趙方林・在日中国企業協会会長の中村専務理事表敬
1月10日	カート・トン・在日米国大使館首席公使と中村専務理事との昼食会
1月11日	在日米国商工会議所（ACCJ）新年会への岡村会頭の出席
1月11日	タミ・オーバービ・米国商工会議所アジア担当部長と中村専務理事との懇談
1月26日	石兼公博・新任 ASEAN 担当大使の岡村会頭表敬
1月26日	ロレイン・ハリトン・米国国務省特別代表の岡村会頭表敬
2月13日	水上正史・新任駐アルゼンチン日本大使の岡村会頭表敬
2月15日	セルゲイ・ラフマノフ・駐日ベラルーシ大使の中村専務理事表敬
2月17日	カナダ商工会議所、カナダ経営者評議会の来訪（事務局対応）
2月20日	ラディッシュ・パンタ・ネパール投資庁長官との懇談（事務局対応）
2月21日	ケントン・ヌアンタシン・駐日ラオス人民民主共和国大使の岡村会頭表敬
2月22日	中根猛・新任駐ドイツ日本大使の岡村会頭表敬
2月22日	シーハサック・プアングーオ・タイ王国外務次官の中村専務理事表敬
2月23日	ゴドウィン・アボ・駐日ナイジェリア大使との懇談（事務局対応）
2月24日	ヘレナ・ドルノウシェク・ゾルコ・駐日スロヴェニア大使の中村専務理事表敬
2月27日	谷崎泰明・駐ベトナム社会主義共和国日本大使と岡村会頭との懇談
2月28日	ロベルト・ベネット・ウルグアイ投資促進局長の山田日智・日亜経済委員会事務総長表敬
2月29日	ウィーラサック・フートラクーン・駐日タイ王国大使と岡村会頭との懇談
3月1日	APCAC 米国アジア・ビジネスサミットレセプションへの岡村会頭の出席
3月7日	岡村会頭のインラック・シナワット・タイ王国首相表敬訪問（東京／帝国ホテル）
3月9日	パティエンデ・アルチュール・カフアンド・ブルキナファソ商業大臣との懇談（事務局対応）
3月13日	横田順子・駐ラオス人民民主共和国日本大使の岡村会頭表敬
3月15日	ウィン・アウン・ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会会頭との夕食懇談会
3月21日	シェイク・サバーハ・アル・アハマド・クウェート首長のための宮中晩餐への岡村会頭の出席
3月22日	クリストフ・ルクルティエ・フランス企業開発機構（UBI FRANCE）総裁の中村専務理事表敬
3月28日	モハメッド・トラベルシ・チュニジア大使館参事官との懇談（事務局対応）
3月29日	セバスティアン・ピニェラ・チリ共和国大統領歓迎昼食会への岡村会頭の出席
3月29日	日豪／豪日経済委員会 50 周年記念レセプションへの岡村会頭の出席
3月29日	廖了似・亜東関係協会会長の岡村会頭表敬

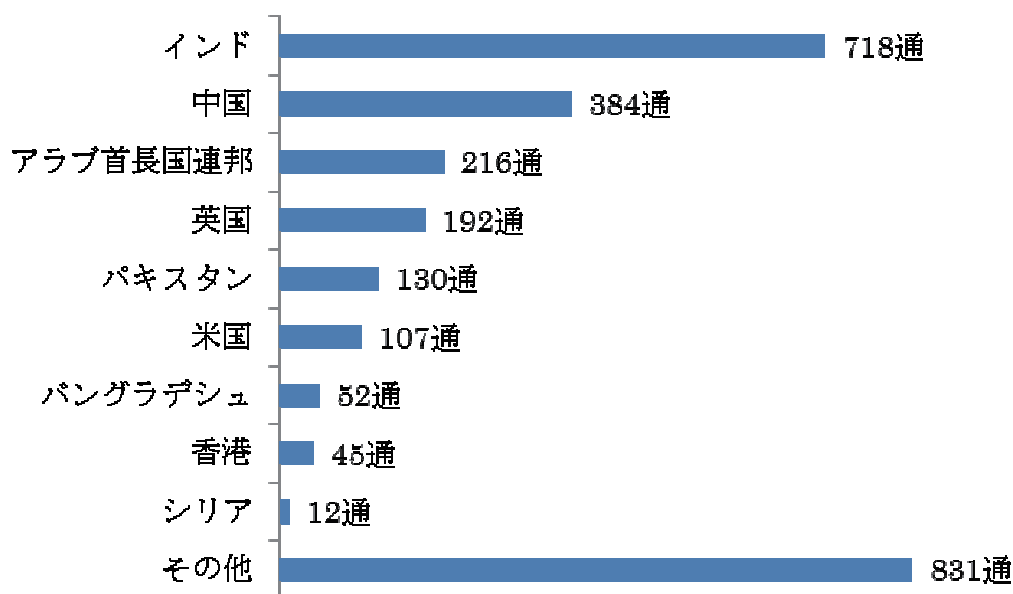
3. 貿易振興事業

海外との商取引の拡大に資するため、日本の関係企業・業界の紹介等を行うとともに、海外の企業の情報を提供した。また、経済連携協定の締結が進展する中、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給体制を構築し発給を行った

(1) 海外取引照会

- ① 海外からの取引商談を促進するため、海外の企業向けにインターネットの日商ホームページ（英文）の中に日本の関係企業の情報を掲載した。
- ② 手紙・ファクス・電子メール・電話を通じて、あるいは直接来所して取引の斡旋を依頼する海外の企業に対し、日本の関係企業・業界等の紹介を行った。
- ③ 海外より受信した手紙・ファクス・電子メールの国別内訳は次のとおり。

・国別内訳



計 2,687 通

また、輸出入取引に係る商品別・地域別の内訳はそれぞれ次のとおり。

・海外商取引照会の商品別・地域別内訳（1,025件）

—日本からの輸入希望—

商品別	地域別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	不明	合計
電気・電子機器・通信機器		1			3	4				8
輸送用機器・部品		8				4	3		1	16
光学・精密器・医療機器		1				5	1		1	8
一般機械		10			1	5	4		2	22
鉄鋼・金属製品		6		1	1	2	2			12
化学製品・医薬品		6				5	1		1	13
繊維製品		2	1		1	6			1	11
皮革・ゴム製品		1				4				5
木材・紙・パルプ		1	1	1						3
プラスチック・合成樹脂		2				3	1			6
セメント・土石・ガラス・窯業製品		1				2				3
食料品・香辛料		4		1	1	2	1			9
宝飾品・雑貨					1	3				4
運動用具						2				2
事務用品						1			1	2
その他		3		1	1	9	3	1	3	21
合計		46	2	4	9	57	16	1	10	145

—日本への輸出希望—

商品別	地域別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	不明	合計
電気・電子機器・通信機器		95	6	3	18	7	3		9	141
輸送用機器・部品		13			2	1	1		2	19
光学・精密器・医療機器		9				2	1			12
一般機械		36	2		5	3	2		3	51
鉄鋼・金属製品		72	2	1	2	1	3		3	84
化学製品・医薬品		32		1	3	3	1		5	45
繊維製品		76	4	1		5	5		2	93
皮革・ゴム製品		28					1		3	32
木材・紙・パルプ		11			2	2	2			17
プラスチック・合成樹脂		39		1	2	4	3		5	54
セメント・土石・ガラス・窯業製品		21	1		4	28	1		4	59
食料品・香辛料		43	3	12	23	7	4	1	3	96
宝飾品・雑貨		27	2	1	5	1			4	40
運動用具		12	2			1			1	16
事務用品		7	1				1			9
その他		79	4	5	7	3	7	1	6	112
合計		600	27	25	73	68	35	2	50	880

—その他の照会—

商品別	地域別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	不明	合計
合弁		12				2				14
投資		12	7	2	17	16	13		11	78
会社照会		4	2	1	5	1	1		5	19
技術協力		16	2		6	5		1	2	32
フェア		62	1	4	23	6	17		5	118
クレーム		2				12	1		2	17
入札		259				9	1		3	272
会社PR		333	22	4	44	26	22	3	45	499
就職		15	9	1	12	4	2		7	50
観光		1								1
その他		145	52	5	155	5	208		29	599
合計		861	95	17	262	86	265	4	109	1699

※1通で複数の案件照会があるため、受信数と照会数の累計は必ずしも一致しない。

(2) 貿易証明業務

① 経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給

札幌、仙台、黒部、千葉、東京、横浜、浜松、静岡、富士、名古屋、蒲郡、豊川、四日市、福井、京都、大阪、神戸、広島、福山、高松、福岡の各地商工会議所内（21カ所）に設置した当所の特定原産地証明書発給事務所において特定原産地証明書の発給を行った。

各経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給手続きに関する説明会を各地商工会議所と協力して開催した。

8月1日には日インド協定が、24年3月1日には日ペルー協定が発効となり、両協定についても当所が指定発給機関となり、それぞれ発効日から発給業務を開始した。

輸入国での通関の迅速化等を図る観点から、現行システムの処理能力を強化したうえで、相手国税関に対してわが国の特定原産地証明書を電子的に提供できる体制を構築した。

なお、説明会の開催状況、並びに証明の発給件数は以下のとおり。

○特定原産地証明書発給手続き説明会

期日	開催場所	参加者数	主 な 内 容
5/20	横浜商工会議所	72人	○「EPAの概要と原産地規則について」 (経済産業省 原産地証明室 国際係長 鈴木 真人 氏) ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日商事務局)
6/15	東京商工会議所	373人	○「EPAの概要と原産地規則について」 (経済産業省 原産地証明室 国際係長 山田 高広 氏) ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日商事務局)
7/6	名古屋商工会議所	117人	○「EPAの概要と原産地規則について」 (経済産業省 原産地証明室 課長補佐 中村 大紀 氏) ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日商事務局)

7/21	大阪商工会議所	300人	○「日本-インドEPAの概要と原産地規則」 (経済産業省 通商政策局 経済連携課 原産地規則担当係長 柴多佳彦 氏) ○「インド経済の発展動向とビジネスチャンス」 (独立行政法人日本貿易保険 審査部審査役 木村 陽子 氏、 同 大阪支店営業グループ長 服部 義一郎 氏)
7/27	浜松商工会議所	78人	○「EPAの概要と原産地規則について」 (経済産業省 原産地証明室 国際係長 鈴木 真人 氏) ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日商事務局)
10/24	横浜商工会議所	83人	○「EPAの概要と原産地規則について」 (経済産業省 原産地証明室 国際係長 鈴木 真人 氏) ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日商事務局)
11/8	千葉商工会議所	46人	○「FTA/EPAの概況と活用方法」 (日商事務局) ○「日印経済関係の現状とEPAへの期待」 (日本貿易振興機構 アジア大洋州課 河野 敬 氏)
1/26	東京商工会議所	369人	○「EPAの概要と原産地規則について」 (経済産業省 原産地証明室 課長補佐 中村 大紀 氏、 同 企画調整係 夏見 祐奈 氏) ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日商事務局)
2/21	福井商工会議所	28人	○「EPAの概要と原産地規則について」 ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日商事務局)

○特定原産地証明書発給件数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
日メキシコ (17年4月発効)	5,928	5,761	5,735	5,368	6,035	5,241
日マレーシア (18年7月発効)	1,018	5,335	6,194	6,334	8,349	9,228
日チリ (19年9月発効)		1,503	4,460	3,613	4,788	4,356
日タイ (19年11月発効)		6,677	21,129	28,255	44,132	47,161
日インドネシア (20年7月発効)			6,579	16,013	23,672	30,096
日ブルネイ (20年7月発効)			0	3	13	30
日アセアン (20年12月発効)			239	2,832	4,490	4,653
日フィリピン (20年12月発効)			225	2,477	4,255	4,457
日スイス (21年9月1日発効)				1,277	3,065	3,507
日ベトナム (21年10月1日発効)				500	2,294	2,749
日インド (23年8月1日発効)						7,696
日ペルー (24年3月1日発効)						5
計	6,946	19,276	44,561	66,672	101,093	119,174

② 審議・検討体制

経済連携協定に基づく特定原産地証明書ならびに非特惠原産地証明書等貿易証明の発給等に係る事項については、国際経済委員会の下に設置された「貿易関係証明専門委員会」、同専門委員会の下に設置された「特定原産地証明に関する研究会」、「非特惠原産地証明に関する研究会」および「特

定原産地証明に関する研究会ワーキンググループ」で審議・検討した。

③ 非放射能汚染証明に対する当所の取り組み

原発事故の発生直後から、海外の輸入者等が日本国内の輸出者に対し、「輸出貨物が放射能に汚染されていないことを証明する書類」を求めるケースが急増した。このため、当所では、3月28日より、文部科学省が公表している環境放射能水準調査結果等を引用して非汚染であることを宣誓する「自己宣誓書のひな形」を公表するとともに、各地商工会議所における、輸出者が作成した自己宣誓書に対するサイン証明の発行開始を周知した。

このサイン証明は、輸出入の商取引上の要請に基づく対応策としては、極めて有効であると評価され、海外における風評被害対策の一助となった。平成24年3月末現在の発行実績は、12,885件（商工会議所全体の非特惠原産地証明書発給件数のうちの9割を占める商工会議所（19カ所、21年度実績）への調査結果による）にのぼった。

4. 在外日本(人)商工会議所等との連携

海外で事業活動を行っている日本企業は、国や地域別に日本(人)商工会議所等を組織し、日系企業相互の連携を図るとともに、現地政府・経済界との交流を推進し、当該国との相互理解に努めている。

当所は、これらの在外日本(人)商工会議所等の事業活動を積極的に支援している。在外日本(人)商工会議所等と資料の送付等を通じ常時情報交換を行うとともに、17カ所の商工会議所等については、当所の特別会員として相互の連携を深めている。

なお、ジャカルタ・ジャパン・クラブ、フィリピン日本人商工会議所、マレーシア日本人商工会議所、ベトナム日本商工会、中国日本商会、上海日本商工クラブ、シドニー日本商工会議所には、現地からの要請により当所職員を事務局長として出向させている。また、ソウル・ジャパン・クラブでは、当所ソウル事務所長が常務理事として支援している。

さらに、当所では、各地商工会議所が経済ミッションを派遣する際の側面支援として、在外日本(人)商工会議所等および現地商工会議所等に対し、次表のとおり便宜供与の依頼を行った。

23年度便宜供与リスト

依頼元	期 日	依頼先	内 容
出雲商工会議所	9月7日	シンガポール日本商工会議所	現地事情説明
長野商工会議所	9月9日	シンガポール日本商工会議所	現地事情説明
船橋商工会議所	9月9日	香港日本人商工会議所	懇談会
鯖江商工会議所	11月4日	香港日本人商工会議所	情報交換
刈谷商工会議所	11月11日	ホーチミン日本商工会	懇談会
松山商工会議所	2月9日	シンガポール日本商工会議所	現地事情説明・企業視察
町田商工会議所	2月20日	ホーチミン日本商工会	現地事情説明
大阪商工会議所	2月23日	ベトナム日本商工会	懇談会

5. 情報化推進事業

(1) 電子入札・電子申告等に取り組む中小企業等への支援

- ① 発行済み電子証明書利用者に対するサポート（ビジネス認証サービス）ならびに民間認証局との連携による電子証明書の優待販売

電子政府・電子自治体による行政手続きの電子化、電子認証制度に対応し、電子入札・電子申告等に取り組む中小企業を支援するため、各地商工会議所と連携のもと、15年から当所自らが電子証明書の発行者となり「ビジネス認証サービス」を実施、その普及に努めてきたが、今日では、電子認証制度の普及に伴い、他の民間電子認証局においても電子証明書が安定的に発行される状況となった。こうしたことから、「ビジネス認証サービス」については、22年12月末で電子証明書の発行業務を終了し、23年度は、発行済み電子証明書の利用者に対するサポート業務に特化して事業を実施した。

これに加え、民間認証局と業務提携し、同局が発行する電子証明書の取次業務を行った。これにより、各地商工会議所会員企業に通常より低廉な料金で電子証明書を提供した（取次枚数 4,438 枚）。

- ② ビジネス認証サービス管理運営委員会の開催

運用規程第14条で設置が定められており、同規程等に改定・変更がある場合には、本委員会の検討・承認を経て実施されることになっている。また、他の認証局との相互接続の開始決定を行う機関としても位置づけられている。

1) 委員構成

8 商工会議所（郡山、富山、松本、東京、名古屋、大阪、福岡、北九州） 8名

2) 開催日 24年3月23日

3) 検討事項

電子認証事業の見直しを踏まえ、認証局の廃止スケジュールおよび民間認証局との連携による電子証明書の優待販売制度の運用について検討を行った

(2) 商工会議所情報基盤の整備・商工会議所情報ネットワークの充実と活用推進

ホームページについて、適切なキーワードの埋め込みによる検索エンジンでのヒット率の向上ならびに地域最前線等のコンテンツの充実化を図り、当所および各地商工会議所に関する情報発信・提供に努めた。

また、震災の発生に伴い、ホームページに開設した「東日本大震災復旧・復興支援情報」ページと、商工会議所間のイントラネットである「CCI スクエア」に開設した「東日本大震災復旧・復興支援本部」コーナーを活用して、被災地に役立つ情報（国等の施策情報や災害情報等）や各地商工会議所における被災地の復旧・復興を支援する取り組み等の関連情報を提供した。

(3) TOAS（商工会議所トータルOAシステム）の改善と活用支援

- ① 導入商工会議所数

TOAS は、24年3月末現在、328 商工会議所（うち、TOAS/ASP 版は 120 商工会議所）で導入されている。

- ② TOAS に関する運用管理について

TOAS の開発、改善、マニュアルの作成等にかかる経費は、12 年度から「TOAS 運用管理費」とし

てユーザー商工会議所で分担することとし、23年度においては312商工会議所に負担いただいた(導入初年度の2商工会議所は免除。また、震災の影響を考慮し、被災地31商工会議所は当所会費免除に準じて30%から100%の減免を行った)。

③ プログラムの改善

日々寄せられるユーザー商工会議所からの要望に対して、金融相談経理システムにおける過年度伝票の複写機能の拡充や日計表出力機能の改善、事業執行明細書の項目追加等各種プログラムを改善した。

④ ユーザー商工会議所、TOAS パートナーへの情報提供

TOAS ユーザー商工会議所、TOAS パートナーに対して、Web サイトならびにメーリングリストを通じて、適宜情報提供を行った。なお、「TOAS パートナーシップ制度」に登録している事業者は、全国で52社(24年5月現在)となっている。

⑤ TOAS ユーザー会の開催

TOAS の一層の利用推進に向けて、システム改善の検討、研修体制の見直し、先進ユーザーの事例普及策等を検討するため、TOAS を有効に活用しているユーザー商工会議所をメンバーとした「TOAS ユーザー会」を開催した。

開催日：7月25日(於：当所アキバオフィス研修室)(参加者数：6名)

10月24日(於：キャリアック(商工会議所福利研修センター))(参加者数：5名)

24年3月1日(於：当所芝大門オフィス研修室)(参加者数：6名)

⑥ TOAS Q&A 専用受付メールの対応

TOAS ユーザー商工会議所や TOAS パートナーから寄せられるシステム設定や操作、エラー対処方法などに関する問い合わせに対し、TOAS Q&A 専用の受付メールで805件の質問を受付・回答し、充実したサポートに努めた。

⑦ TOAS 研修会の開催

1) TOAS/Web 版コード等の設定研修会の開催

各地商工会議所が TOAS を運用するにあたって必要となる初期設定や組織団体への加入登録方法、会費請求に関する設定、経理システムにおける年度繰越処理等に関する研修を実施した。

開催日：6月21日～22日

組織団体・会費/データ活用編(参加者数：18名)

経理編(参加者数：12名)

6月23日～24日

組織団体・会費/データ活用編(参加者数：18名)

経理編(参加者数：15名)

7月26日～27日

組織団体・会費/データ活用編(参加者数：18名)

経理編(参加者数：14名)

24年2月2日～3日

組織団体・会費/データ活用編(参加者数：18名)

経理編(参加者数：6名)

⑧ TOAS フォーラムの開催

TOAS の普及促進、データの戦略的活用方法や新機能の紹介による担当者のスキルアップ、TOAS 担当者相互の情報交換の場の提供、TOAS への改善・要望事項の収集等を目的に、TOAS 利用商工会議所およびサポートディーラーならびに導入を検討する商工会議所等を対象とした「TOAS フォーラム 2011」を開催した。

開催日：24 年 10 月 24 日～25 日 場所：カリアック（静岡県浜松市） 参加者数：54 名

6. 中小企業景況調査事業

本調査事業は、中小企業庁・中小企業基盤整備機構が、昭和 55 年から四半期毎に行っている全国の中小企業の景況調査の一環として協力・実施しているもので、調査には 152 商工会議所、約 8,000 企業が参加している。

23 年度においても、調査実施商工会議所の経営指導員が景況感等の聞き取り調査を行い、その結果を報告書に取りまとめて中小企業基盤整備機構に報告するとともに、各地商工会議所、調査対象企業などに配布した。

7. CCI-LOBO 調査事業

元年 4 月より、地域の景気動向を迅速・的確に把握し、政策提言や企業経営に役立たせるために、全国の商工会議所間に構築された「商工会議所早期景気観測システム (CCI-LOBO (Chamber of Commerce and Industry-Quick Survey System of Local Business Outlook))」を活用して景気調査を行っている。

原則として、毎月 17 日～23 日に調査参加商工会議所を通して企業・業種組合に対し経営状況等のマインドについてヒアリングを実施し、同月末までにその結果をとりまとめ、関係各方面に公表するとともに、政策提言活動の裏付け資料として活用した。

23 年度（24 年 3 月現在）の参加状況は次のとおり。

対象商工会議所：415 カ所

対象業種組合等：

建設業	426	製造業	667	卸売業	300
小売業	723	サービス業	704	合計	2,820 企業等

8. 地域経済四半期動向調査事業

20 年 7 月より、四半期毎に、商工会議所の政策提言活動等に有効に活用するために、札幌、仙台、新潟、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡の各商工会議所の協力を得て全国 12 大都市の地域の経済動向・実態を把握する計量事業を行っている。

年 4 回（7 月、10 月、1 月、4 月）、当該月の月上旬に実施し、その結果を取りまとめ、当所の定例会見（原則第 3 木曜）などで結果を公表するとともに、政策提言活動の裏付け資料として活用した。

9. PL 保険制度

「中小企業 PL 保険制度」、「全国商工会議所 PL 団体保険制度」の一層の加入・普及の促進を図るため、ホームページや「会議所ニュース」等を通じて PL 保険制度ならびに PL 事故例等について情報提供を行った。

23年度（7月～24年3月）の加入状況は、「中小企業PL保険制度」、「全国商工会議所PL団体保険制度」について、加入件数は22年度を下回ったものの、保険料は22年度を上回った。一方、海外でのPL事故をカバーする「全国商工会議所中小企業海外PL保険制度」（8月～24年3月）については、保険料は22年度を下回ったものの、加入件数は22年度を上回った。

保険制度名	加入者件数		保 険 料	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
中小企業PL保険制度	36,179件	35,342件	2,277,112,421円	2,303,142,442円
全国商工会議所 PL団体保険制度	77件	73件	34,284,000円	36,761,540円
全国商工会議所 中小企業海外PL保険制度	84件	102件	41,104,100円	38,402,520円

10. 日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度、商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度

(1) 日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度

22年11月1日から募集を開始した（保険始期は23年3月1日）本保険制度は、商工会議所の会員事業者を対象にしたもので、個人情報の管理または管理の委託に伴って発生した個人情報漏えいにより、会員事業者が損害賠償請求され法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金が支払われる。

また、お詫び状作成費用、広告宣伝活動費用、コンサルティング費用、法律相談費用、見舞金・見舞品費用等の個人情報漏えい事故対応のために要した費用に対しても保険金が支払われる。

22年度および23年度の本保険制度の加入件数および保険料は次のとおり。

保険制度名	加入件数		保 険 料	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
日商・個人情報漏えい 賠償責任保険制度	1,925件	1,829件	279,125,900円	273,113,330円

(2) 商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度

12月21日から募集を開始した（保険始期は24年3月31日）本共済制度は、商工会議所等を加入対象にしたもので、各地商工会議所における個人情報保護法への取組状況をチェックする。万一、個人情報漏えい事故が発生した場合には、損害賠償金・訴訟費用・弁護士への着手金・成功報酬、事故解決のため要した費用などについて保険金が支払われる。

22年度および23年度の本共済制度の加入件数および保険料は次のとおり。

共済制度名	加入件数		保 険 料	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
商工会議所向け 個人情報漏えい賠償共済制度	321件	330件	17,078,730円	17,372,620円

11. 国内排出量削減量認証制度基盤整備事業（国内クレジット制度の利用促進のための中小企業等に対するソフト支援事業）

中小企業等が大企業等と連携して二酸化炭素の排出削減を行う「国内クレジット制度」の利用促進を図るため、経済産業省が22年度に続いて実施する「国内排出量削減量認証制度基盤整備事業（国内クレジット制度の利用促進のための中小企業等に対するソフト支援事業）」を受託し、各地商工会議所とともに制度の対象となる中小企業に対して、排出削減事業計画書の作成等をサポートし、制度への参加を促した。

(1) 排出削減計画の作成支援

国内クレジット制度を活用する際に必要となる排出削減事業計画について、専門家による作成支援を行うもの。64件の取り組みを支援した。

(2) 排出削減実績の作成支援

クレジット認証のために、排出削減事業計画に基づいた実績報告について、専門家による作成支援を行うもの。50件の取り組みを支援した。

※実施商工会議所 16 商工会議所（順不同）。

北見、盛岡、ひたちなか、川越、行田、静岡、豊川、敦賀、東大阪、豊中、北大阪、姫路、徳島、高松、北九州、宮崎

12. 公害健康被害補償業務の徴収業務に関する委託業務

20年度まで各地商工会議所（21年度は157商工会議所）が独立行政法人環境再生保全機構から受託していた汚染負荷量賦課金の徴収業務に関する業務について、21年度業務からは民間競争入札により実施団体が決定されることとなったため、当所で入札に参加し、落札した（21年3月1日から5年契約）。

23年度の業務に関しては、震災の影響等により青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県（以下「被災5県」）に対し、汚染負荷量賦課金申告・納付期限の延長措置が取られた。

23年度の対象事業所件数7,659件（被災5県を除く）のうち、申告書提出数は7,547件となっており、申告書提出率は目標値の96%を上回る98.56%に達している。また、連絡がつかない未申告事業所に対する情報収集（謄本等の取得や現地の写真撮影など）については、2件あった。

	対象事業所件数	申告書提出数	申告書提出率	未申告事業所の情報収集件数
被災5県を除く	7,659	7,547	98.56%	2
被災5県	708	680	96.04%	0

13. 商工会等児童健全育成活動助成事業

(財) こども未来財団による助成を活用し、5 商工会議所が企業の厚生施設、広場公園、公的集会場等や山野を活用した健全育成活動を実施した。助成総額は 180 万円（内訳：40 万が 4 カ所、20 万円が 1 カ所）。

平成 23 年度商工会等児童健全育成活動助成事業 実施商工会議所および実績

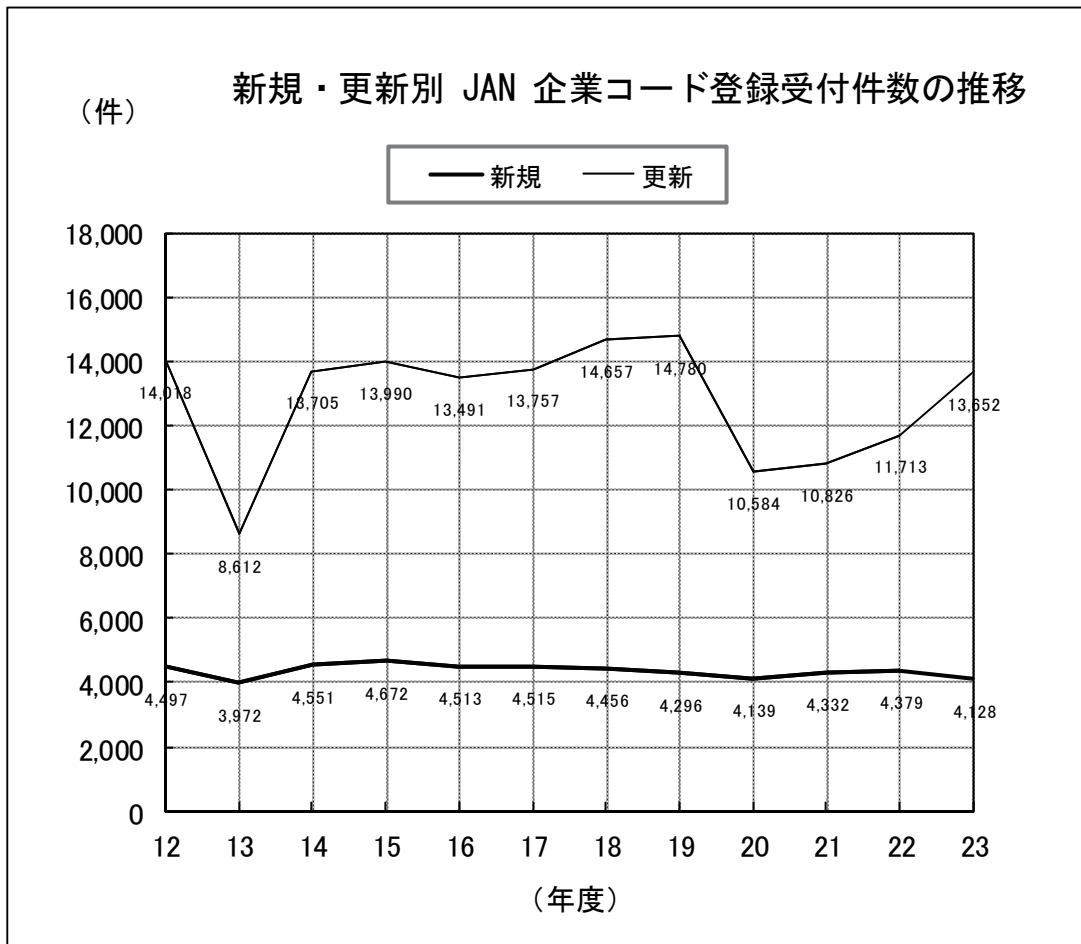
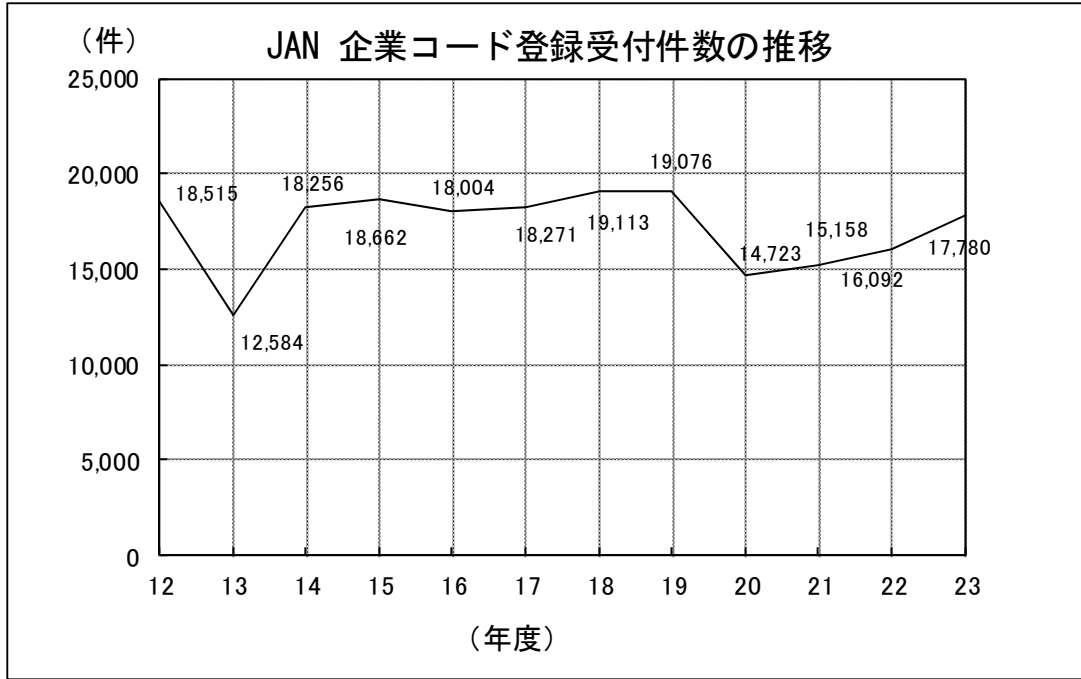
商工会議所名	事業内容	参加者数(人)
足 利	「全国小学生論語かるた大会」 「絵付け体験教室」	小学生 196 196
加 茂	「越後加茂川夏祭り（ちびっこ夏祭り）」 「地域ふれあい広場」	幼児 600 小学生 400 中学生 150 高校生 150 高齢者 200 その他 500 2000
大 野	「Summer カントリースクール」 「職業体験学習塾」	小学生 94 その他 33 127
洲 本	「体験航海 2011～発見！自然の宝島」 「光の街・洲本 2011」	幼児 1057 小学生 45 その他 30 1132
玉 名	「第 3 回ジュニアエコノミーカレッジ in たまな」 「高瀬裏川花しょうぶまつり（ゴミポイ捨てパトロール隊）」	小学生 139 その他 33 172

14. JAN 企業コードの登録受付業務

昭和 60 年 8 月から (財) 流通システム開発センターの委託を受けて開始した JAN 企業コード登録受付業務については、POS（販売時点情報管理）機器を導入する小売店が増加してきたことやネット販売等においても JAN コードの利用が進んだことなどに伴い、実施商工会議所は当初の 218 商工会議所から 23 年度末にはほとんど全ての商工会議所が受付窓口となっている。各地商工会議所で受け付けた登録申請書は、当所を経由して (財) 流通システム開発センターへ送付され、付番・管理される。

23 年度の商工会議所の登録受付件数は合計 17,780 件で、受付開始以来の累計は、423,916 件に達している。

新規登録	更新登録	合計
4,128	13,652	17,780



15. 経営安定特別相談事業

23年度の企業倒産件数（負債総額1千万円以上）は12,707件（22年度13,065件）、負債総額は3兆9,906億円（同4兆7,245億円）となった。負債総額10億円以上の大型倒産が22年度比23%減の424件となり、年度としては2年度（332件）以来の低水準にとどまったことが影響し、件数では22年度比2.7%減、金額では同15.5%減となった。（株東京商工リサーチ調べ）。

業種別では、建設業の倒産が全倒産件数の3割近くを占めたが、10産業中、サービス業他と農・林・漁・鉱業の2産業を除く8産業が22年度で比減少した。形態別では、法的倒産が年度過去最高の81.5%を占めた。

このような中、203カ所の商工会議所に設置している相談室での受付件数は1,801件。業種別ではサービス業（418件）、製造業（395件）、小売業（378件）の順に多く、経営不振に陥った原因の内訳をみると、不況型倒産にみられる「受注・販売不振」が952件、構成比52.9%と最も高い割合となっている。次いで「既往のしわよせ（長期にわたる業績低迷）」が多く214件、同11.9%であった。

さらに、広報用ポスター・パンフレットを作成、配布して本事業の普及を促し、また、各相談室が実施する講習会の資料用に「自己チェックリスト」「ミニガイド」を作成、配布した。また、震災により、直接、間接に被害を受けている中小・小規模企業への支援の一環として、支援策ガイドブックを3回作成し配布した。加えて、経営安定特別相談窓口設置商工会議所を対象に、本事業の円滑な推進を図るために実務研修を開催した。

① 事業実績

	件 数	構 成 比
受 付 件 数 (内 訳)	1,801件	—
受注・販売不振	952件	52.9%
関連企業の倒産	63件	3.5%
既往のしわよせ	214件	11.9%
高利・融手の利用	13件	0.7%
支払条件の悪化	57件	3.2%
経営計画の失敗	100件	5.5%
放 漫 経 営	38件	2.1%
そ の 他	364件	20.2%
処理最終件数 (内 訳)	1,665件	—
倒 産 回 避	1,349件	81.0%
調 停 不 能	146件	8.8%
整 理	152件	9.1%
そ の 他	18件	1.1%

② 経営安定特別相談事業に係る広報・普及活動（全国商工会連合会と共同作成）

種 類	作成部数（日商分）
ポスター	795枚
パンフレット	47,340部
自己チェックリスト	32,505枚

③ 支援策ガイドブック等の作成・配布

	作成日時	作成部数(※1)
中小企業向け資金繰り支援等 ガイドブック ver.1	平成23年4月6日	37,520部
中小企業向け支援策 ガイドブック ver.2	平成23年4月15日	37,020部 (※2)
中小企業向け支援策 ガイドブック ver.3	平成23年5月2日	46,570部

※1：3ページに記載したガイドブック作成部数の内数

※2：併せて、「中小企業向け広報チラシ」を作成(8,150枚)

④ 平成23年度経営安定対策事業研修の開催

日 程：6月27日(月)～6月28日(火)

場 所：静岡県浜松市(カリアック)

出席商工会議所、出席者数：47商工会議所、49人

16. 人材対策基金事業

(1) 人材対策基金事業

中小企業庁補助事業「中小企業経営支援等対策費補助金(人材対策基金補助金)」により造成する基金を活用し、各地商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、国公立大学、NPO法人、民間企業等とともに、中小・小規模企業の人材確保・育成事業を実施・支援した。

23年度の各事業の実施件数は下記のとおり。(カッコ内は内数で商工会議所数)

- ・合同就職説明会開催事業：58件(17件)
- ・合同就職説明会開催事業(大学施設等活用型)：1件(0件)
- ・観光関係人材育成事業：1件(0件)
- ・中小企業採用力強化事業：1件(0件)
- ・産学協働教育を通じた中小企業の魅力発信事業：1件(0件)

本事業は、20年度第二次補正予算(中小企業庁補助事業)で「人材対策基金」を造成し、同基金を活用して、21年度から23年度までの3カ年にわたり、中小企業の人材確保育成に結びつく各種事業を各地商工会議所等の協力を得ながら実施することを目的に始まった。

その後、21年11月に行われた行政刷新会議ワーキンググループ(事業仕分け)での決定を受け、「当面の所要額以外を国庫返納」する一方で、予備費の活用(22年9月24日閣議決定)、22年度補正予算(22年11月26日成立)にて本基金への事業費の積み増しが行われた。さらに23年度予算(23年3月29日成立)でも事業費の積み増しが行われ、「中小企業採用力強化事業」(22年度から継続)および「産学協働教育を通じた中小企業の魅力発信事業」(23年度から追加)を実施した。

17. 東日本大震災被災地支援諸事業

(1) 遊休機械無償マッチング支援プロジェクト

震災により、生産機械等を流失・損壊した被災地の事業者の復興を支援するため、各地の事業者から遊休機械等の無償提供を受け、被災事業者の要望とのマッチングを図る「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」を9月から実施した。

同プロジェクトは、仙台の被災事業所に対し、東京、名古屋、大分の3商工会議所の会員事業所から機械が提供された事例を踏まえて、商工会議所の全国ネットワークを活用して被災地中小企業の復興を支援するもの。当所では被災地支援機械情報データベースを構築して情報の集約と管理を行うとともに、全国の商工会議所を通じて各会員事業所に遊休機械等の提供を呼びかけた。また、東北六県商工会議所連合会で震災対策相談員（機械の目利き人）を配置し、被災地の機械ニーズの吸い上げと、全国からの提供機械情報とのマッチングを行った。

これらの取り組みによるマッチング状況は、会員企業162社へ累計1,423点の機械等が提供された（24年8月31日現在：表1）。また、被災事業者から寄せられた要望機械は3,090点（11商工会議所）、各地商工会議所会員企業から寄せられた提供機械は4,284点（97商工会議所）の登録が寄せられた（24年8月31日現在：表2）。

なお、マッチングの成立した機械の輸送費用には、商工会議所に集まった義捐金の一部を充当した。また、提供された機械は、通常の税法上では市場価値に基づき、寄附金として扱いを受けるが、本プロジェクトに関しては、帳簿価額相当額を広告宣伝費として損金算入することができることで、財務省・国税庁と調整するとともに、11月にホームページ内にマッチングの成立した機械提供企業の紹介コーナーを設け、ホームページによるプロジェクトの周知とともに提供企業のPRを行なった。

表1

機械提供商工会議所	マッチング成立商工会議所
旭川、北上、仙台、山形、鶴岡、米沢、長井、天童、小千谷、高岡、長野、ひたちなか、宇都宮、高崎、伊勢崎、太田、藤岡、川越、川口、深谷、館山、東京、町田、横浜、横須賀、大和、甲府、静岡、三島、名古屋、豊橋、刈谷、西尾、春日井、京都、大阪、東大阪、豊中、神戸、姫路、相生、豊岡、高砂、広島、下関、福岡、北九州、直方、大分（49商工会議所：会員企業162社）	釜石、宮古、大船渡、久慈、仙台、塩釜、石巻、気仙沼、原町、相馬（10商工会議所：会員企業151社） ○マッチング機械等1,423点

表2

(1) 要望機械点数

商工会議所	点数
釜石、宮古、大船渡、久慈、仙台、塩釜、石巻、気仙沼、いわき、原町、相馬（11商工会議所）	3,090

(2) 提供機械点数

商工会議所	点数
札幌、旭川、苫小牧、北上、仙台、横手、山形、米沢、鶴岡、米沢、長井、天童、新潟、小千谷、富山、高岡、金沢、白山、長野、諏訪、飯山、日立、ひたちなか、宇都宮、小山、高崎、桐生、伊勢崎、太田、富岡、藤岡、川越、川口、さいたま、深谷、銚子、千葉、松戸、館山、習志野、東京、八王子、青梅、むさし府中、町田、横浜、横須賀、秦野、大和、甲府、静岡、浜松、沼津、三島、島田、掛川、大垣、名古屋、豊橋、刈谷、豊田、西尾、春日井、小牧、桑名、福井、長浜、京都、大阪、東大阪、豊中、大東、神戸、姫路、尼崎、相生、豊岡、高砂、龍野、奈良、紀州有田、児島、笠岡、広島、下関、徳山、小野田、徳島、高松、四国中央、福岡、北九州、直方、鹿島、熊本、大分、鹿児島 (97 商工会議所)	4,284

(2) 被災中小企業復興支援「再生 PC 寄贈プロジェクト」

東北六県商工会議所連合会、大学 ICT 推進協議会、日本マイクロソフト株式会社と協力し、被災地で事業再開に取り組む商工会議所会員企業に、大学で保有している PC を再生したうえで無償提供する「再生 PC 寄贈プロジェクト」を 24 年 1 月 11 日から開始した。

同プロジェクトは、大学が保有する本来の使用目的は終えているがまだ一般事務作業では利用可能な PC を、マイクロソフトからのソフトウェアと技術サポートの提供により再生し、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトと同様に、被災地の会員企業に提供するもので、8 月 31 日現在、34 大学等から約 1,700 台の PC 提供の申し入れを受けており、順次、再生作業を行い、岩手、宮城、福島の被災地事業所に寄贈している。

(3) 被災中小企業復興支援リース補助事業

震災に起因するリース設備の滅失等によるリース債務を抱えた中小企業に対して、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助することで、被災中小企業の二重債務負担の軽減を図る本事業を実施した。

受付期間 12 月 12 日～26 年 3 月

補助金交付 91 件 (46,874,171 円) [24 年 3 月 31 日現在]

本事業は、震災に起因する多重債務負担の軽減要望により、23 年度第三次補正予算で決定したもので、当所が事業の実施を受託した。

(4) 全国商工会議所からの職員の応援派遣

① 当所からの職員派遣

派遣先	人数	期間	支援内容
東北六県商工会議所連合会	1 名	4/5～6/10	当所と東北六県商工会議所連合会・宮城県商工会議所連合会との連絡調整業務

岩手県商工会議所連合会	1名	11/7～12/22	被災地の被害状況と復旧・復興状況のとりまとめおよび当所と岩手県商工会議所連合会との連絡調整業務
福島県商工会議所連合会	1名	6/6～7/29 9/5～30	東京電力(株)福島第一原子力発電所事故における国や東京電力の動向調査、損害賠償に至るまでの動向調査、県内商工会議所の被災状況調査(ヒアリング)、当所と福島県商工会議所連合会との連絡調整業務

② 全国商工会議所からの指導員派遣

<4月11日～19日頃>

派遣先	人数	派遣元
仙台	2名	札幌
	5名	東京
	1名	名古屋
	2名	神戸
福島	1名	新潟
	1名	京都
盛岡、釜石、宮古	1名	長野
盛岡、大船渡	1名	福井
盛岡、宮古	1名	大阪
石巻	1名	酒田

<4月20日頃～4月末>

派遣先	人数	派遣元
仙台	2名	札幌
	5名	東京
	2名	神戸
福島	1名	桐生
	2名	京都
	1名	高松
釜石	1名	松本
宮古	1名	大阪
大船渡	1名	相模原
石巻	2名	酒田
	1名	長井

<5月>

派遣先	人数	派遣元
釜石	1名	倉敷
	1名	広島
宮古	1名	秋田
石巻	1名	新庄
	1名	鶴岡
	3名	山形
	2名	天童

<6月12日～18日>

派遣先	人数	派遣元
仙台、塩釜	2名	宇都宮
	1名	横浜
	2名	静岡
	1名	四日市
	1名	新居浜
	1名	中間

<6月19日～25日>

派遣先	人数	派遣元
仙台	1名	さいたま
	1名	春日部
	1名	横浜
	1名	四日市
	1名	鳥取
	1名	防府
	1名	高知
	1名	下関

<11月29日～12月13日>

派遣先	人数	派遣元
石巻	2名	長井
	2名	酒田
	2名	鶴岡

	2名	米沢
	2名	山形
	2名	新庄
	2名	天童

<24年1月16日～2月3日>

派遣先	人数	派遣元
大船渡	2名	福井
	1名	敦賀
	1名	武生
	1名	大野
	1名	鯖江

<24年2月20日～3月2日>

派遣先	人数	派遣元
釜石	1名	川口
	1名	高松

③ その他、物資・業務支援等

支援先	支援内容
岩手県商工会議所連合会	盛岡→久慈・宮古、花巻・北上→釜石、一関・奥州→大船渡の横軸の商工会議所による支援により、被害状況の情報収集やパソコン、事務用品、携帯電話などの支援物資を送付。 <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡→宮古…窓口相談業務支援 4/5～7、4/11～13 ・北上→釜石…データ整理、電算システム等立ち上げ支援 6/13～7/15

(5) 東北地方太平洋沖地震に伴う支援に関する緊急要請（中期的な避難場所の確保のための社宅・研修所の提供）※経済産業省依頼

会議所名	施設名等
日本商工会議所	○カリアック（商工会議所福利研修センター・静岡県浜松市） <ul style="list-style-type: none"> ・部屋数：17部屋、23人分 ・経費負担：無料 ・期間：4月10日～7月31日
東京商工会議所	○SMK株式会社など31社 （東京都、埼玉県、神奈川県、福島県、茨城県、新潟県、北海道、宮城県、岩手県、山形県、千葉県、静岡県、岩手県、愛知県、栃木県） <ul style="list-style-type: none"> ・部屋数：3,728部屋、7,108人分 ・経費負担：施設により異なる ・期間：即日可など施設により異なる

大阪商工会議所	○栗本鐵工所など5社（大阪府、兵庫県、神奈川県） ・部屋数：87部屋、245人分 ・経費負担：施設により異なる ・期間：施設により異なる
安来商工会議所	○平井建設株式会社（島根県安来市） ・部屋数：7部屋、6～10人分 ・経費負担：有り（水道光熱費など） ・期間：4月10日～1年間（延長可能）
松阪商工会議所	○松阪興産(株)など3社（三重県四日市市など） ・部屋数：26部屋、75人分 ・経費負担：有り（水道光熱費など） ・期間：6カ月間など
豊橋商工会議所	○朝日開発株式会社など11社（愛知県豊橋市、豊川市など） ・部屋数：95部屋、167～190人分 ・経費負担：有り（水道光熱費など） ・期間：相談のうえ決定
大和商工会議所	○ウエダ技研(株)など2社（神奈川県大和市） ・部屋数：3部屋、13人分 ・経費負担：有り（家賃など） ・期間：相談のうえ決定
盛岡商工会議所	○国分岩手酒販(株)など25社 ・部屋数：76部屋、246人分 ・経費負担：有り（家賃など） ・期間：相談のうえ決定

（5月10日現在）合計：79社、4,039部屋、7,910人分

18. ジョブ・カード制度推進事業

当所では、20年度から、厚生労働省のジョブ・カード制度推進事業を受託している。事業の推進を図るため、23年度も当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国117カ所の商工会議所（連合会）に地域ジョブ・カードセンターおよび地域ジョブ・カードサポートセンターを設置し、本制度を活用して人材の育成・確保を図る採用意欲のある企業（ジョブ・カード普及サポーター企業）を開拓するとともに、職業訓練の実施を希望する企業に対し、訓練実施のための計画の作成支援を中心とした事業に積極的に取り組んだ。

全国各地の地域ジョブ・カード（サポート）センターでは、約450回の企業への説明会や約1,110回の訓練指導・評価担当者講習等を実施して企業を支援したほか、会報や地元新聞、リーフレット、チラシ、ポスターなどの各種広報媒体を活用したPR活動を展開した。その結果、地域ジョブ・カード（サポート）センターの支援によって作成した訓練実施計画が都道府県労働局の確認（9月までは雇用・能力開発機構の認定）された企業（確認済・認定企業）は全ての都道府県にわたり、ジョブ・カード普及サポーター企業数は12,322社、訓練実施計画の確認済・認定企業数は4,531社（いずれも、80%強が中小企業）となった。ジョブ・カード普及サポーター企業数の年間目標（13,000社以上）を若干下回ったが、訓練実施計画の確認済・認定企業数は、年間目標（4,000社以上）を上回った。

また、訓練実施計画の確認済・認定企業数4,531社のうち、1,147社が実際に雇い入れた訓練生を対象に実施した職業訓練を終了し、訓練修了者は1,659人にのぼる。訓練修了者のうち、78%の1,294人が正規雇用に結びついており、商工会議所（連合会）による本事業への取り組みは、非正規労働者、特に若年層（訓練生の70%が35歳未満）の正規雇用の促進に貢献した。

○地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）一覧

都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター	都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター
北海道	札幌	函館、旭川、釧路	福井県	敦賀	武生、大野、小浜
青森県	八戸	青森	滋賀県	滋賀県連	長浜
岩手県	盛岡	宮古、北上	京都府	京都	福知山
宮城県	仙台	気仙沼	大阪府	大阪	茨木、豊中、北大阪
秋田県	秋田	大館、横手	兵庫県	神戸	(設置せず)
山形県	山形	鶴岡、米沢	奈良県	奈良	(設置せず)
福島県	福島	会津若松、白河	和歌山県	和歌山	(設置せず)
新潟県	新潟県連	上越	鳥取県	鳥取	米子
富山県	富山	(設置せず)	島根県	松江	出雲
石川県	金沢	(設置せず)	岡山県	岡山	倉敷、津山
長野県	松本	上田、長野、飯田	広島県	広島	福山
茨城県	水戸	結城	山口県	山口県連	宇部、山口、徳山、岩国
栃木県	宇都宮	足利	徳島県	徳島	小松島
群馬県	前橋	館林、伊勢崎、太田、藤岡	香川県	高松	(設置せず)

埼玉県	埼玉県連	本庄、春日部	愛媛県	松山	新居浜
千葉県	千葉	船橋、柏	高知県	高知	須崎、土佐清水
東京都	東京	八王子、立川、町田	福岡県	福岡	久留米、北九州、飯塚
神奈川県	横須賀	横浜、川崎、藤沢、相模原	佐賀県	佐賀	鹿島
			長崎県	長崎	(設置せず)
山梨県	甲府	(設置せず)	熊本県	熊本	(設置せず)
静岡県	静岡	沼津	大分県	大分県連	(設置せず)
岐阜県	岐阜	大垣、美濃加茂、羽島	宮崎県	宮崎	(設置せず)
愛知県	名古屋	岡崎、豊川、春日井	鹿児島県	鹿児島	鹿屋
三重県	四日市	津	沖縄県	那覇	沖縄、宮古島

○ジョブ・カード普及サポーター企業数、訓練実施計画の確認済・認定企業数、訓練修了者数・就労状況

サポーター企業数(社)	確認済・認定企業数(社)	訓練終了企業数(社)	訓練修了者数(人)	訓練修了後の正規雇用者数(人)		訓練実施企業で採用検討中(人)	求職中(人)	非正規雇用者数(人)
				訓練実施企業	他の企業			
12,322	4,531	1,147	1,659	1,287	7	84	63	218
				合計	1,294			

【参考】ジョブ・カード普及サポーター企業数、訓練実施計画の確認済・認定企業数、訓練修了者数・就労状況(20年度からの累計)

サポーター企業数(社)	確認済・認定企業数(社)	訓練終了企業数(社)	訓練修了者数(人)	訓練修了後の正規雇用者数(人)		訓練実施企業で採用検討中(人)	求職中(人)	非正規雇用者数(人)
				訓練実施企業	他の企業			
37,866	17,470	9,259	16,972	12,638	76	242	1,212	2,804
				合計	12,714			

19. 中小企業知的財産啓発普及事業

知的財産の活用に関心をもつ中小企業のため、委託事業として18年度から20年度まで、全国の商工会議所には知財の活用ノウハウや問題解決の相談窓口「知財駆け込み寺」が設置された。

委託事業終了後も引き続き、「知財駆け込み寺」を設置する各地商工会議所における23年度の相談実績は、累計で2,099件であった。

20. Chambers カード事業・慶弔サービス事業

「Chambers カード事業」については、全国 129 万の会員ネットワークを活かし、全国 5,300 店舗における割引等の優待サービスを展開。企業を対象とした社用経費の削減効果を持つ「事業所カード」および「個人カード」により、法人・個人両部門を幅広くカバーできるカードとして広く認知されている。同カードの利用促進に向けて、インターネット等の広報媒体を活用してより一層の普及に努めるとともに、未実施商工会議所に、カード事業の導入を働きかけた。なお、24 年 3 月末現在で、Chambers カード事業実施の覚書を締結した商工会議所数は 151、カードの発行実績は口座数で 24,721、枚数で 34,626 枚となっている。

また、7 年 10 月から実施の安価な掛金で葬儀など各種慶弔に関するサービスを受けることができる「慶弔サービス事業」の 24 年 3 月末現在の加入者は、117 事業所 (310 人) となっている。なお、保険業法の改正 (根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入) に伴い、サービスの提供方法等を再検討する視点から、現在、慶弔サービス制度については新規加入を一時停止しており、18 年 3 月末までに加入された者のみを対象とするサービスとなっている。

21. 休業補償プラン

9 年 12 月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業の 1 つとして創設した「全国商工会議所の休業補償プラン」は、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特徴を活かし、中小企業における従業員の福利厚生支援策の一つとして、広く全国の会員事業所に定着している。

23 年度も引き続き、商工会議所における導入促進ならびに会員事業所における一層の普及奨励を図り、各地商工会議所での加入促進活動を支援した。

加入者件数 (人数)		普及制度費支払会議所数	
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
17,691 名	17,808 名	411	404

22. 業務災害補償プラン

22 年度から創設された本プランは、就業中 (通勤途上含む) に「ケガ」をした場合に必要となる費用 (死亡・後遺障害、入通院、遺族への補償、葬祭費用等) や「ケガ」「過労自殺・過労死」が原因で労災認定され、企業等が法律上の賠償責任を負う場合に発生する賠償金 (慰謝料等) や争訟費用 (弁護士費用等) も保険金も対象となることから、従業員の福利厚生の充実および企業経営の安定等に役立つ制度内容や全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な保険料で加入できる保険制度である特徴を活かして、新規会員獲得のツールの 1 つとして、会員増加に貢献した。

これにより、23 年度の加入状況は、大幅な増加となった。

昨年に引き続き、CCI スクエアや「日商保険情報メール」を活用して随時情報提供を実施した。このほか、「会議所ニュース」「石垣」において特集記事を掲載するなど、各地商工会議所の会員事業者に対しても広く PR を行った。

本プランの取扱損保会社数は、22 年度から取扱いを開始している 2 社 (東京海上日動と損保ジャパン: 10 月保険始期) に加えて、23 年 4 月保険開始が 2 社 (日本興亜と三井住友海上)、10 月保険開始 1

社（あいおいニッセイ同和）が加わり、合計5社となった。

加入件数（件）		普及制度費支払会議所数	
平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
9,861件	19,680件	301	395

23. 広報事業

(1) 広報紙（誌）等

① 「会議所ニュース」（新聞型）

創刊 昭和28年4月（24年3月現在通算2407号）

サイズ ブランケット判（一般紙と同じ）

ページ 平均6ページ

発行頻度 旬刊（1・11・21日発行）、23年度発行回数31回（うちカラー版24回）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、関係団体、中央官庁、地方自治体など

② 「石垣」（雑誌型）

創刊 昭和55年6月（24年3月通算382号）

サイズ 変型A4判

ページ 平均68ページ

発行頻度 月刊（毎月10日発行）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、中央官庁など

③ 「所報サービス」（各地商工会議所が発行する会報の紙（誌）面づくりに協力するため、記事情報を提供）

提供記事本数：毎月7本（うち1本は隔月）

利用商工会議所数：363商工会議所（24年3月現在）

④ 「日商ニュース・ファイル」（当所の最近の動きを、希望する各地商工会議所正副会頭・常議員・監事へメールで紹介）

送信回数：49回 利用人数：1,085人（24年3月現在）

⑤ 「商工会議所CM」（商工会議所の認知度を高めるため、当所が製作した全国共通で利用できるCMコンテンツを各地商工会議所、都道府県商工会議所連合会に提供）

利用商工会議所、商工会議所連合会数：9商工会議所、1商工会議所連合会

(2) 記者会見

① 定例会頭記者会見

開催日	内 容	出席者数
4/7	東日本大震災、電力需給問題、景気認識	17名
4/21	東日本大震災、電力不足問題、科学技術開発	19名
5/12	福島第一原発事故に関する損害賠償の枠組み、浜岡原発の運転停止、電力不足問題、エネルギー基本計画の見直し	14名
6/9	東日本大震災、為替・景気動向、政治情勢、被災地支援、原子力発電所の再稼働	18名

6/16	※日商移動常議員会（高松）後の記者会見 四国ブロック商工会議所との懇談会、景気対策、電力需給問題、高速道路料金	14名
7/20	※日商夏季政策懇談会後の記者会見 日商夏季政策懇談会、電力不足問題・エネルギー政策、社会保障制度改革、円高の進行	17名
8/30	新政権に望むこと、円高・空洞化対策、エネルギー問題、TPP 交渉参加	17名
9/14	復興支援、復興財源問題、枝野経済産業大臣の就任、訪インド経済ミッション ※会見に引き続き、「TPP 交渉早期参加についての見解」について記者レク	16名
10/5	訪インド経済ミッション結果概要、株価下落、復興財源、円高、東京電力経営問題	17名
10/20	※日商移動常議員会（福島）後の記者会見 福島の復興、原発問題、TPP 交渉参加、タイの洪水被害、国家戦略会議、政権運営	16名
11/2	為替介入、TPP 交渉参加、新卒採用、景気動向、電力需給	17名
11/17	財界賞の受賞、オリンパスの損失隠し問題、新卒採用	23名
12/15	今年1年を振り返って、65歳までの再雇用の義務化、社会保障・税の一体改革、日銀短観、TPP 交渉参加、株・為替相場の見通し、野田政権の評価、中小企業金融円滑化法の延長、企業のコンプライアンス、産業構造転換	18名
1/12	政府への要望、イラン産原油輸入削減、ミャンマー等 ASEAN 経済への期待、エネルギー政策、内閣改造	19名
1/19	東京大学秋入学、特区制度、社会保障・税の一体改革、春季労使交渉、国家戦略会議	18名
2/2	企業業績・景気動向、東京大学秋入学、東京証券取引所のシステムトラブル、フェイスブックの上場、円高対策、春季労使交渉、新卒採用、社会保障・税の一体改革、電力システム改革、記録的な豪雪	15名
2/16	東京電力の経営問題、東京電力電気料金の値上げ、景況・春闘、オリンパスの損失隠し事件、大阪維新の会、休眠口座預金の活用、東京大学の秋入学	17名
3/1	※冒頭「東京電力の電気料金値上げ問題に関する意見書」について説明。同意見書に関する質疑、東京電力の経営問題、AIJ 投資顧問の企業年金資産消失問題、エルピーダメモリの経営破綻、景気動向、東日本大震災から1年、野田・谷垣会談、短時間労働者への社会保険の適用拡大、65歳までの再雇用義務化	19名
3/14	東日本大震災から1年、春季労使交渉、株・為替、景気動向、短時間労働者への社会保険の適用拡大	20名

② その他記者会見

開催日	内 容	出席者数
9/20	「訪インド経済ミッション」共同記者会見（於：タージ・マハル・ホテル）	7名
9/22	「訪インド経済ミッション」同行記者総括インタビュー（於：タージ・コネマラ）	4名
1/5	経済3団体長記者会見（於：ホテルニューオータニ） 景気見通し、野田総理のメッセージ、2012年の最優先課題、エネルギー政策、2012年に求められるリーダー像、企業統治	—

(3) 会頭コメントの発表

発表日	内 容
5/31	日本ペルーEPA 署名について
6/2	内閣不信任決議案の採決結果について
6/30	「社会保障・税一体改革成案」の政府・与党社会保障改革検討本部決定について
8/24	政府の円高対応策について
8/26	菅総理の辞意表明について
9/2	野田内閣発足について
11/11	TPP 交渉参加に関する総理表明について
12/10	平成 24 年度税制改正大綱について
12/24	平成 24 年度政府予算案について
12/30	社会保障・税一体改革の原案について
1/1	平成 24 年年頭所感（東商新聞掲載）
1/13	野田改造内閣の発足について
1/24	野田総理施政方針演説について
2/17	社会保障・税一体改革大綱の閣議決定について
3/30	「社会保障・税一体改革関連法案」閣議決定について

(4) 会頭インタビュー・取材

月 日	媒 体 名
5/11	朝日新聞
5/25	共同通信社
5/26	日本経済新聞
6/14	東京新聞
6/29	雑誌「財界」
7/29	読売新聞
8/24	時事通信社
8/25	NHK
9/5	産経新聞
9/5	日本経済新聞
9/7	日刊工業新聞
9/8	西日本新聞
9/13	産経新聞
10/5	東京新聞
10/14	朝日新聞
10/14	時事通信社
10/14	日本経済新聞
10/14	毎日新聞
11/21	毎日新聞
11/22	雑誌「財界」
11/22	共同通信社
12/7	雑誌「経済界」
12/16	産経新聞
1/31	読売新聞

3/13	時事通信社
3/21	東京新聞
3/29	日本経済新聞
3/29	朝日新聞

(5) 会頭共同インタビュー

4/21	連合との懇談会後
6/2	内閣不信任案の否決後
7/26	日韓商工会議所首脳会議後
8/4	政府日銀の為替介入実施後
8/29	民主党新代表選挙後
9/1	野田新代表との懇談会後
9/5	民主党輿石幹事長との懇談会後
9/6	鉢呂経済産業大臣との懇談会後
9/14	TPP 交渉早期参加について
9/15	枝野経済産業大臣との懇談会後
11/8	首都圏連合フォーラム後（官民連携インフラファンドの創設について）
11/11	TPP 交渉参加表明後
1/19	安住財務大臣との懇談会後
2/17	社会保障と税の一体改革閣議決定後
3/13	民主党前原政調会長との懇談会後

(6) 報道機関との懇談

7/7	経済団体記者会加盟社記者と会頭等との懇談会	26名
9/1	経済団体記者会加盟社記者と中村専務理事との懇談会	15名
12/1	経済団体記者会加盟社記者と会頭等との懇談会	29名
12/27	メディア各社経済部長と会頭との懇談会	12名

(7) 記者発表

発表日	形態	内容区分	内容・標題
4/7	資料配布	周知／取材依頼	連合から日商への要請について
4/15	資料配布	周知／取材依頼	日本商工会議所と日本労働組合総連合会（連合）との懇談会について（取材のお願い）
4/19	資料配布	周知／取材依頼	オーストラリア首相ジュリア・ギラード閣下歓迎昼食会の開催について（取材のお願い）
4/20	資料配布	事業	非放射能汚染証明に関する商工会議所の対応について
4/21	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向（12大都市）－2011年1～3月－
4/26	資料配布	提言・要望	「東北関東大震災」の復旧・復興に関する第二次要望－福島第一原子力発電所事故に関する要望について
4/28	資料配布	事業	平成23年度「地域力活用新事業」全国展開プロジェクト」100件を採択
4/28	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
4/28	資料配布	その他	平成23年5月の主な行事予定について
5/31	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
5/31	資料配布	その他	平成23年6月の主な行事予定について

6/13	資料配布	周知／取材依頼	平成 22 年度商工会議所各種検定試験最優秀者表彰式の開催について
6/14	記者レク	提言・要望	「東日本大震災」の復旧・復興に関する第三次要望について
6/30	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
6/30	資料配布	その他	平成 23 年 7 月の主な行事予定について
7/1	資料配布	周知／取材依頼	日本商工会議所「訪インド経済ミッション」同行取材のお願い
7/20	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向（12 大都市）－2012 年 4～6 月－
7/21	資料配布	提言・要望	「平成 24 年度税制改正に関する意見」について
7/21	資料配布	周知／取材依頼	第 5 回日韓商工会議所首脳会議について（取材のご案内）
7/31	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
7/31	資料配布	その他	平成 23 年 8 月の主な行事予定について
8/31	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
8/31	資料配布	その他	平成 23 年 9 月の主な行事予定について
9/7	資料配布	周知／取材依頼	第 114 回通常会員総会の開催について（取材のお願い）
9/7	記者レク	提言・要望	日本商工会議所岡村会頭の野田総理訪問について＜野田新内閣に期待する＞＜「東日本大震災」の復旧・復興および超円高・空洞化に関する要望＞
9/8	資料配布	事業	第 10 回『女性起業家大賞』受賞者決定について ～感動・変革への挑戦～
9/14	記者レク	提言・要望	TPP 交渉早期参加についての見解
9/14	資料配布	周知／取材依頼	第 114 回通常会員総会について
9/15	資料配布	事業	「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」の全国展開について－全国の 514 商工会議所のネットワークを活用して被災地復興支援の輪を拡大－
9/21	資料配布	周知／取材依頼	「フィリピン経済フォーラム」の開催について（取材のお願い）
9/29	資料配布	周知／取材依頼	第 49 回日豪経済合同委員会会議の開催について（取材のご案内）
9/30	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
9/30	資料配布	その他	平成 23 年 10 月の主な行事予定について
10/18	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向（12 大都市）の結果について －2012 年 7～9 月－
10/31	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
10/31	資料配布	その他	平成 23 年 11 月の主な行事予定について
11/2	資料配布	事業	平成 23 年度「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」について ～大賞に佐原商工会議所を決定～
11/2	資料配布	事業	「平成 23 年度全国商工会議所観光振興大会 in 関門」の開催について
11/8	資料配布	事業	「中小企業の会計に関する基本要領（案）」の公表について～パブリックコメントを募集いたします。～
11/8	資料配布	事業	第 38 回日本ニュージーランド経済人会議 議長総括
11/30	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
11/30	資料配布	その他	平成 23 年 12 月の主な行事予定について
12/6	資料配布	周知／取材依頼	地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト・テストマーケティング事業「feel NIPPON 新しい食・旅、そして技」の開催について（周知ならびに取材のお願い）
12/9	記者レク	提言・要望	「社会保障と税の一体改革」の推進に向けて参考資料

12/16	資料配布	その他	平成 24 年「岡村会頭年頭所感」について
12/19	資料配布	事業	平成 23 年度（第 52 回）全国推奨観光土産品審査会入賞品の決定について
12/21	資料配布	事業	遊休機械無償マッチング支援プロジェクト大船渡商工会議所被災会員企業への遊休機械の無償譲渡について
12/27	資料配布	事業	地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト・震災復興支援事業「feel NIPPON ふるさと祭り東京」の開催について（周知ならびに取材のお願い）
12/28	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
12/28	資料配布	その他	平成 24 年 1 月の主な行事予定について
1/6	資料配布	周知／取材依頼	東北三県における被災中小企業の事業再開支援に関する共同記者会見のご案内
1/16	資料配布	周知／取材依頼	第 37 回日印経済合同委員会会議の開催およびインド現地事情視察会について（取材のご案内）
1/18	資料配布	周知／取材依頼	安住財務大臣と日本商工会議所との懇談会の開催について（取材のお願い）
1/19	資料配布	事業	地域経済四半期動向（12 大都市）－2011 年 10～12 月－
1/31	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
1/31	資料配布	その他	平成 24 年 2 月の主な行事予定について
2/1	資料配布	周知／取材依頼	全国から 52 商工会議所が出展共同展示商談会「feel NIPPON 春 2012 & 震災復興支援」の開催について（周知ならびに取材のお願い）
2/1	資料配布	事業	「中小企業の会計に関する基本要領」の策定について～「中小企業の会計に関する検討会報告書（中間報告）」公表～
2/14	資料配布	調査結果	「商工会議所婚活事業（出会いの場提供事業、独身者交流会等）実施状況調査」集計結果 ～事業数、実施率とも大幅増加～
2/21	資料配布	事業	日豪経済委員会設立 50 周年記念懸賞論文の募集について
2/29	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
2/29	資料配布	その他	平成 24 年 3 月の主な行事予定について
3/1	資料配布	提言・要望	「東京電力の電気料金値上げ問題に関する意見」について
3/6	資料配布	周知／取材依頼	日商岡村会頭によるタイ王国インラック・シナワット首相表敬および同首相特別講演について＜取材のご案内＞
3/7	資料配布	周知／取材依頼	第 115 回通常会員総会の開催について（取材のお願い）
3/7	資料配布	事業	東日本大震災からの復興に向けて ～全国商工会議所女性会連合会「仙台アピール」～を採択
3/13	資料配布	周知／取材依頼	ASEAN・日本経済協議会日本委員会 トンシン・タンマヴォン・ラオス人民民主共和国首相との懇談会について＜取材のご案内＞
3/13	資料配布	周知／取材依頼	「第 6 回日本・パキスタン民間経済人会議」の開催について（取材のご案内）
3/13	資料配布	周知／取材依頼	日商会員総会後の「会員懇親会」取材のお願い～『東北まつりネットワーク』結成披露～
3/14	資料配布	周知／取材依頼	第 115 回通常会員総会の開催について（取材のお願い）
3/15	資料配布	その他	役員人事について
3/26	資料配布	周知／取材依頼	セバスティアン・ピニエラ・チリ共和国大統領閣下歓迎昼食会の開催について（取材のお願い）

3/27	資料配布	調査結果	「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について～「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用策について～
3/27	資料配布	周知／取材依頼	日豪・豪日経済委員会 50 周年記念レセプションの開催について（取材のご案内）
3/30	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事について（4月1日付）
3/30	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
3/30	資料配布	その他	平成 24 年 4 月の主な行事予定について

24. 1 級販売士資格更新講習会

販売士検定試験は、5年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新講習会」または「資格更新通信教育講座」を受講する必要がある。このうち、1級の「資格更新講習会」は、当所主催で開催しており、23年度の開催地、受講者数等は下表のとおり（2級・3級は各地商工会議所で開催）。

開催地	開催日	会場	受講者数
東京A	平成 23 年 12 月 1 日（木）	日精ホール	160 名
大阪A	平成 23 年 12 月 8 日（木）	大阪商工会議所	113 名
福岡	平成 24 年 1 月 12 日（木）	福岡商工会議所	51 名
大阪B	平成 24 年 1 月 26 日（木）	大阪商工会議所	60 名
東京B	平成 24 年 1 月 31 日（火）	日精ホール	180 名
合計			564 名

※23年度の1級資格更新対象者数は926名で、このうち、60.9%にあたる564名が講習会を受講した。

25. DCプランナー資格更新通信教育講座

DCプランナー認定試験（1級、2級）は、2年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新通信教育講座」等を受講する必要がある。資格登録者のうち、資格の有効期間が24年3月31日で満了となる1級DCプランナー（876名）と2級DCプランナー（2,190名）を対象とした「資格更新通信教育講座」を、商工会議所年金教育センターおよび一般社団法人金融財政事情研究会の協力のもと、開講した。

また、1級に関しては、22年度に引き続き「資格更新研修会」を商工会議所年金教育センターの協力のもと開催した。本研修会の参加者は、「資格更新通信教育講座」の受講を免除される。

23年度の受講者数等は下表のとおり。

	級	開催月	受講者数
資格更新通信教育講座	1 級	平成 23 年 10 月	635 名
	2 級	平成 23 年 10 月（第1次募集）	708 名
		平成 24 年 1 月（第2次募集）	762 名
		平成 24 年 4 月（第3次募集）	72 名
	小 計		
資格更新研修会	1 級	平成 23 年 11 月 12 日	73 名
		平成 23 年 11 月 23 日	72 名
	小 計		
合 計			2,322 名

※2級の資格更新通信教育講座の開催月（10月・1月・4月）、また、1級の資格更新研修会の日程（11月12日・23日）は、受講対象者の都合により選択できる。

26. 全国統一演習研修事業（経営指導員 Web 研修）

全国の経営指導員等が、地域の中小企業・小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業・経営革新につながる提案型指導ができるよう、16年度に経営指導員向けの「Eラーニングによる Web 研修システム」を開発し、運用を開始した。23年度は、この Web 研修の一層の普及・活用を図るとともに、メニューの再構成やシステムの改善を実施し、受講者の利便性向上を図った。

27. 青年部関係事業

<日本商工会議所青年部の組織>

会 長 兵頭 弘章（松山商工会議所青年部）

会 員 数 402 青年部（24年3月31日現在）

特別会員数 54 連合会 ※ブロック連合会 9 道府県連合会 45（同上）

(1) 会員総会

① 第 61 回会員総会（Web）

期 日 8月5日～8月11日

場 所 日本商工会議所青年部が使用している IT 連絡ツール「エンジェルタッチ」を使用し、Web 上で開催

出席者 392 青年部

議 事

審議事項

- (1) 平成 22 年度事業報告（案）について（議案第 1 号）
- (2) 平成 22 年度収支決算（案）について（議案第 2 号）
- (3) 平成 23 年度補正予算（案）について（議案第 3 号）
- (4) 副会長ならびに会長候補者変更（案）について（議案第 4 号）
- (5) その他

報告事項

- (1) 第 32 回（平成 24 年度）全国大会の開催期日について
- (2) 第 30 回（平成 24 年度）全国会長研修会の開催期日について
- (3) 役員変更について
- (4) その他

② 第 62 回会員総会

期 日 11月11日

場 所 米沢市市民文化会館（山形県米沢市）

出席者 304 青年部（うち委任状出席 150 青年部）

議 事

審議事項

- (1) 平成 24 年度役員を選任（案）について
- (2) その他

報告事項

- (1) 第 30 回（平成 24 年度）全国会長研修会開催地・開催日について
- (2) 第 32 回（平成 24 年度）全国大会開催地・開催日について
- (3) 平成 24 年度ブロック大会開催地・開催日について
- (4) 第 31 回（平成 25 年度）全国会長研修会開催地について
- (5) 第 33 回（平成 25 年度）全国大会開催地について
- (6) 平成 22 年度事業報告・決算の日商総会承認について
- (7) 平成 23 年度ブロック代表理事会議報告
- (8) 平成 23 年度各委員会活動報告
- (9) 東日本大震災義援金活用報告について
- (10) 2020 年第 32 回オリンピック競技大会の招致に関する決議報告について
- (11) その他

③ 第 63 回会員総会

期 日 24 年 2 月 17 日

場 所 富山国際会議場（富山県富山市）

出席者 270 青年部（うち委任状出席 90 青年部）

議 事

審議事項

- (1) 平成 25 年度会長候補者選任に関する件
- (2) 平成 24 年度事業計画（案）に関する件
- (3) 平成 24 年度収支予算（案）に関する件
- (4) その他

報告事項

- (1) 平成 23 年度ブロック活動報告
- (2) 平成 23 年度委員会報告
- (3) 友好青年団体活動報告
- (4) その他

(2) 第 31 回全国大会

期 日 24 年 2 月 16 日～19 日

場 所 富山市芸術文化ホール 他（富山県富山市）

参加者 4,675 名

主なプログラム 記念講演（講師 ジャーナリスト 櫻井よしこ氏）
分科会・物産展・業種別交流会 他

(3) ブロック大会

① 第29回中国ブロック大会（倉敷）

期 日 8月26日～27日

場 所 倉敷市民会館 他

参加者 1,312名

主なプログラム 記念講演（講師 作家 岩崎夏海氏）
式典、分科会、物産展

② 第30回東北ブロック大会（青森）

期 日 9月2日～4日

場 所 青森市民ホール 他

参加者 1,177名

主なプログラム 記念講演（講師 株式会社アミューズ 代表取締役会長 大里洋吉氏）
式典、分科会、物産展

③ 第24回北海道ブロック大会（恵庭）

期 日 9月16日～18日

場 所 恵庭市民会館 他

参加者 568名

主なプログラム 記念講演（講師 ハイテク AC 中村宏之氏）
式典、分科会、物産展

④ 第31回北陸信越ブロック大会（小松）

期 日 9月22日～24日

場 所 こまつ芸術劇場うらら 他

参加者 823名

主なプログラム 記念講演（講師 俳優、歌舞伎役者 市川亀治郎氏）
式典、分科会、物産展

⑤ 第28回四国ブロック大会（大洲）

期 日 9月30日～10月1日

場 所 大洲市民会館 他

参加者 560名

主なプログラム 記念講演（講師 中部大学教授 武田邦彦氏）
式典、分科会、物産展

⑥ 第31回九州ブロック大会（都城）

期 日 10月7日～9日

場 所 都城市総合文化ホール 他

参加者 1,331名

主なプログラム 記念講演（講師 宮崎県商工会議所連合会 会頭 米良充典氏）
式典、分科会、物産展

⑦ 第24回東海ブロック大会（各務原）

期 日 10月14日～15日

場 所 各務原市市民会館 他

参加者 1,426名

主なプログラム 記念講演（講師 トヨタ自動車 取締役会長 張富士夫氏）
式典、分科会、物産展

⑧ 第31回関東ブロック大会（さいたま）

期 日 10月21日～22日

場 所 ソニックシティ 他

参加者 1,812名

主なプログラム 記念講演（講師 前宮崎県知事 東国原英夫氏）
式典、分科会、物産展

⑨ 第29回近畿ブロック大会（明石）

期 日 10月28日～29日

場 所 アワーズホール 他

参加者 1,341名

主なプログラム 記念講演（講師 作家 岩崎夏海氏）
式典、分科会、物産展

(4) 第29回全国会長研修会

期 日 11月10日～12日

場 所 米沢市民文化会館 他（山形県米沢市）

参加者 1,392名

主なプログラム 全体研修（講師 株式会社フロイデ会長 兼 シニアパートナー
事業開発プロフェッショナル 坂本桂一氏）
対象者別研修会（第一分科会～第四分科会）
式典、物産展

(5) 役員会

回	開催日	場 所	出席者数	回	開催日	場 所	出席者数
208	4/15	えひめ共済会館 (愛媛県松山市)	65名	212	11/11	東京第一ホテル米沢 (山形県米沢市)	69名
209	5/20	京都市国際交流会館 (京都府京都市)	64名	213	12/3	ホテルハマツ (福島県郡山市)	69名
210	7/9	富山第一ホテル (富山県富山市)	71名	214	24/2/17	富山商工会議所 (富山県富山市)	71名
211	8/20	仙台商工会議所 (宮城県仙台市)	70名	215	24/3/17	須坂商工会議所 (長野県須坂市)	69名

(6) 23 年度新規加入・退会青年部

加入会員（2 青年部）：紋別（23 年 5 月 20 日付で加入）

佐賀（23 年 7 月 9 日付で加入）

退会会員（1 青年部）：中間（24 年 3 月 31 日付で退会）

(7) 23 年度ブロック代表理事会議・各委員会の活動状況

① ブロック代表理事会議

1. 第 31 回全国大会（富山）、第 29 回全国会長研修会（米沢）支援、協力
2. 各地ブロック大会支援、協力
3. 単会、県連、ブロックと日本 YEG の現状と今後について
4. 各地ブロック間における情報交換および連携と協力
5. 青年部未設置地域における設置促進、日本 YEG 未加入青年部の加入促進

② 各委員会

ア. 総務委員会

1. 日本 YEG 諸会議の運営
2. YEG 事業データベースの充実と YEG 大賞事業の企画・運営
YEG 事業データベース登録数 787 件（24 年 3 月 31 日現在）
YEG 大賞：応募総数 84 事業
3. 日本 YEG 規約等の整備
4. 各種対応窓口業務
5. 委員会事業の検証と記録

イ. 企画委員会

1. サイクル変更にとまなう全体スケジュールの検討
2. 平成 23 年度全国大会越中富山大会に関する事業
3. 平成 23 年度全国会長研修会山形米沢会議に関する事業
4. 平成 25 年度全国大会並びに全国会長研修会開催地決定に関する事業
5. 平成 24 年度全国大会及び全国会長研修会主管地の準備に関する事業
6. 各地 9 ブロック大会への協力・共催
7. ブロック大会開催地連絡会議の開催
8. 各大会の資料の検討と整備
9. 平成 23 年度全国サッカー大会の企画・運営補助
10. 委員会事業の検証と記録

ウ. 研修委員会

1. 翔生塾の企画・運営
2. 全国会長研修会における研修事業に関する企画・運営
3. ビジネスプランコンテストの企画・運営
105 プラン応募
集合研修会：参加者 36 名、24 年 2 月 3 日～5 日 静岡県浜松市（キャリアック）
4. YEG マニュアルの内容見直し

5. 長期ビジョン地域再生活活性化事業（起業教育など）の調査研究及び発信
6. 委員会事業の検証と記録

エ. 広報委員会

1. ホームページの管理
2. メールマガジン・委員会ブログ等の発行・更新
3. 外部への「YEG」情報発信・YEGブランドのアピール
4. DVD等の作成
5. 会員拡大（青年部設置・日本YEG加入促進）活動
6. オフィシャルツールとしてのAT普及・利用促進
7. 翔生・石垣等を活用しての広報活動
8. 委員会事業の検証と記録

オ. ビジネス情報支援委員会

1. 「ご縁満開ビジネスサイト」の充実および実質的成果の向上促進
2. 各種ビジネス情報の収集と提供
3. ビジネス交流会の企画・運営
4. 国際ビジネス情報の提供
5. 委員会事業の検証と記録

カ. YEG 提言策定委員会

1. 全国YEG情報の収集、分析
2. 全国YEGの情報に基づく各方面への政策提言、意見具申
3. YEG地域支援活動の窓口、地方で開催される風会議の支援
4. 委員会事業の検証と記録

キ. 交流委員会

1. 日本YEG出向者向け交流事業の企画・運営
2. 単会間の交流・連携事業の調査とまとめ
3. 全国組織を有する青年経済団体との交流・連携
4. 会長会議における単会会長間及び日本YEGとの意見、情報交換を企画・運営
5. 海外研修事業の企画・運営
6. 委員会事業の検証と記録

28. 女性会関係事業（全国商工会議所女性会連合会）

(1) 組織

会長 吉川稲（東京商工会議所女性会会長）

会員数 405 商工会議所女性会（24年3月末日現在）

23年度新入会員 総社商工会議所女性会、島田商工会議所女性部、太田商工会議所女性会

(2) 会議

全商女性連のより円滑な運営と会員交流を促進するため、全国大会、役員会などを開催するとともに、各委員会活動の強化を図った。

① 全国大会

第43回全国大会

期 日：10月6日（木）

場 所：静岡県浜松市（アクトシティ浜松）

参加者：約2,800名

○主な次第：(1) 第10回女性起業家大賞授賞式

(2) 全国商工会議所女性会連合会表彰授与式

(3) 東日本大震災について

(4) 2020年第32回オリンピック競技大会の招致に関する決議

(5) 次回開催地（北九州）女性会への全商女性連旗引渡し

○記念講演会 テーマ：「経営雑感」

スズキ株式会社 代表取締役兼社長 鈴木 修 氏

② 常任理事会（3回）

6月29日（於 カリアック）、10月6日（於 浜松）、24年3月2日（於 仙台）

③ 理事会（3回）

6月29日（於 カリアック）、10月6日（於 浜松）、24年3月2日（於 仙台）

※3月2日の理事会は、東北六県商工会議所女性会連合会（仙台商工会議所女性会）のご協力のもと、復興支援の意を込めて、役員と役員が所属する女性会の副会長1名（オブザーバー出席）を出席対象とする「拡大理事会」として開催した。

④ 会長・副会長会議（1回）

6月29日（於 カリアック）

⑤ 監事会

6月29日 出席者：5名

⑥ 委員会

ア．総務委員会

第1回 6月29日 出席者：23名

第2回 24年3月2日 出席者：127名

イ．政策委員会

第1回 6月29日 出席者：22名

第2回 24年3月2日 出席者：127名

ウ．広報委員会

第1回 6月29日 出席者：13名

第2回 24年3月2日 出席者：127名

エ．企画調査委員会

第1回 6月29日 出席者：14名

第2回 24年3月2日 出席者：127名

※第2回委員会は、「総務・政策・広報・企画調査合同委員会」として仙台で開催し、津波被害が甚大な被災地の女性会から当時の状況や復興に際しての女性会の取り組み等について話を聞いた。

⑦ その他会議

ア.「第10回女性起業家大賞」本審査会

期日：8月24日 出席者：15名

(3)「個として光る」女性会事業表彰の実施

20年度から新たに行動する女性会の積極的な展開を図るため、個として光り、他の範となる事業や活動をしている女性会の表彰を行うこととしているが、23年度の最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）には、須崎女性会の「須崎まつり花火大会における栈敷席・売店運営」が輝いた。須崎の夏の一大イベントである「須崎まつり花火大会に」で、13年から10年間にわたって、お弁当付きの栈敷席・売店を自主運営、その収益金を実行委員会に寄付し続けている（席数2,628、寄附金額291万円）。ポスターやチケット、地元食材を活かしたお弁当の作成・おもてなしなど女性会会員が行い、当初200席だった栈敷が300席を超える規模になるなど、地域の活性化や女性会の認知度向上に寄与していることが高く評価された。

(4) 女性起業家を支援

22年度に引き続き「女性起業家大賞」を実施。23年度で第10回となる。

「女性起業家大賞」受賞者（敬称略）

最優秀賞 住川 奈美（(株)アクセスライフ 代表取締役）

<スタートアップ部門（創業5年未満）>

優秀賞 田ノ本 智子（(株)マーズデザイン 代表取締役社長）

奨励賞 越前 文子（(株)グットスマイル 代表取締役）

後藤 展子（(株)菜っちゃん 代表取締役）

特別賞 温井 和佳奈（(株)ブルーミング・ライフ 代表取締役）

<グロース部門（創業5年以上10年未満）>

優秀賞 富田 祐子（センターフィールド（株） 代表取締役）

奨励賞 飯田 美加（(有)Angel's Closet 代表取締役）

特別賞 伊藤 久美子（(株)イズム 代表取締役）

女性の創業・起業の促進のため、各地商工会議所女性会や都道府県・ブロック女性会連合会が、女性起業家大賞受賞者を講師に招いて講演会等を実施する場合、「女性起業家支援金～女性の輪を広げよう～」から女性起業家大賞受賞者に対する講師謝金（1回の講演当たり1人5万円（手取り））に充当することとし、23年度は、2件の利用があった。

(5) 環境保全の推進

「環境・ゴミ問題」をテーマとして各地女性会で実施する小学生作文・絵画コンクールに対し、表彰状を贈呈した（贈呈女性会数13カ所）。

<作文部門>日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞0点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞3点

<絵画部門>日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞11点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞25点

(6) 対外広報活動の促進

女性会に対する理解の促進、単会の組織強化に寄与するため、商工会議所女性会パンフレットを作成し頒布（実績 91 カ所、5,772 冊）するとともに、女性会活動の活性化を図るため、「石垣」「会議所ニュース」の有効活用を通じて、各地女性会活動の広報に努めた。

(7) 東日本大震災への支援

震災に対する義援金（1口1,000円）を募金し、全国の商工会議所女性会からの義援金は、44,913,505円となった。合計額のうち、一般寄附金分（指定寄附金分）は被災地に所在する商工会議所女性会に配分し、特別な会費分は当所が決定した被害が極めて大きくかつ復興に相当な期間がかかる地域（東北ブロック、岩手県、宮城県、福島県）の商工会議所女性会連合会に配分した。

また、24年3月2日に開催した仙台市で開催した拡大理事会では、「がんばろう東北」の思いを込めて、今後も全国の女性会が連携し、一丸となって、共生・調和の精神で息の長い支援を改めて誓う「仙台アピール」を採択した。

29. 観光振興大会等

(1) 平成 23 年度全国商工会議所観光振興大会 in 関門

商工会議所会員の観光に対する意識改革と普及啓発を図り、地域のホスピタリティ能力の向上と魅力ある地域情報の発信に努めるとともに、その持てる自然や人的・物的資源の総合力としての「地域力」を最大限に活用し、「まちづくり運動としての観光振興」を継続的に推進していくことを目的に、23年11月24日～26日、福岡県北九州市、山口県下関市において、「平成 23 年度全国商工会議所観光振興大会 in 関門」を開催した。今回の大会で8回目となる。本大会では、「新しい時代の観光 ～連携観光の明日を考える～」をテーマに、全国から商工会議所会員や観光関係者ら、1,720人が参加。基調講演やパネルディスカッション、「関門アピール」採択などを行った。

11月24日（1日目）

① 本大会（13：00～17：30）

場所 アルモニーサンク北九州ソレイユホール（福岡県北九州市）

内容

- ・開会挨拶 日本商工会議所 会頭 岡村 正
- ・歓迎挨拶 北九州商工会議所 会頭 利島 康司 氏
下関商工会議所 会頭 林 孝介 氏
- ・来賓挨拶 観光庁 観光地域振興部長 志村 格 氏
北九州市長 北橋 健治 氏
山口県副知事 岡田 実 氏
- ・日商報告 日本商工会議所 観光委員会共同委員長 須田 寛
- ・「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」表彰式・事例発表
大賞 佐原商工会議所
振興賞 伊勢商工会議所 広島商工会議所
特別賞 ひたちなか商工会議所 久留米商工会議所
奨励賞 長井商工会議所 上田商工会議所 下諏訪商工会議所

※きらり輝き振興大賞表彰と事例紹介

- ・基調講演 「共生・エコ社会の日本を考える」 ～江戸に学ぶ、観光・文化・生活～
徳川宗家 18 代当主 (公財) 徳川記念財団理事長

(公財) 世界自然保護基金ジャパン会長 徳川 恒孝 氏

- ・パネルディスカッション

テーマ 「新しい時代の観光」 ～連携観光の明日を考える～

コーディネーター (社) 日本観光協会常務理事 丁野 朗 氏

パネリスト 北九州商工会議所副会頭・第一交通産業(株) 社長

田中 亮一郎 氏

(株) サンレー社長<作家 一条 真也 氏> 佐久間 庸和 氏

下関市立長府博物館 館長 古城 春樹 氏

下関ふく大使・TV リポーター 菊田 あやこ 氏

- ・関門アピール採択 日本商工会議所 観光専門委員会 共同委員長 島津 公保
- ・次回開催地挨拶 高知県商工会議所連合会 会頭 西山 昌男 氏

② 交流会 (18:00～19:45)

場所 リーガロイヤルホテル小倉 (福岡県小倉市)

来賓挨拶 観光庁 長官 溝畑 宏 氏

福岡県知事 小川 洋 氏

下関市長 中尾 友昭 氏

- ・2020 年オリンピック招致 PR
- ・パフォーマンス (関門フレンズ、フラッパーズ)

③ アフター交流会 (懇親会終了後) 全 2 コース

- ・夜景鑑賞バスツアー
- ・角打ちツアー

11 月 25 日～

④ 分科会 全 18 コース

<北九州観光>

○産業観光コース

- ・これぞ北九州！中心工場見学コース (A 1～A 3)
- ・日本のお家芸！最新自動車工場見学コース
- ・日本一に驚く！巨大製品工場見学コース
- ・最先端に学ぶ！医療と福祉の現場を巡るコース
- ・ふぐとよくばり産業観光コース

○環境都市コース

- ・公害都市から環境首都へ！エコタウン環境コース
- ・日本のエネルギーについて考えるコース

○歴史と食と自然コース

- ・北九州の中心地～小倉をまちあるき～

<下関観光>

○歴史と食と自然コース

- ・海峡千年の歴史と「ふく」のフルコースツアー
- ・ふくふくゼミナール（ふく料理体験学習とふくコース）
- ・高杉晋作・坂本龍馬と出会う旅（明治維新の史跡を訪ねる）
- ・西長門ブルーラインと長門湯本温泉大谷山荘に泊まる旅

<関門連携観光>

- ・関門海峡まるごとテーマパークコース
- ・海上から見る北九州工業地帯（海上クルージング）

<国際観光>

- ・中国 大連・旅順の旅
- ・韓国釜山の旅

※中国・大連コースでは、震災後の日本へのインバウンドに関する日本商工会議所 岡村会
頭名の親書(大連市長ならびに中国国際商会大連商會會長宛)を中国国際商会大連商會 張
副會長らに手渡した。

30. 地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト

18年度より実施している「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト（小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業・中小企業庁補助事業）」（前「地域資源∞全国展開プロジェクト」（小規模事業者新事業全国展開支援事業））を引き続き実施した。

同事業は、地域資源を活かし、新製品や観光資源の開発等、地域の魅力をPRし全国規模の市場展開を図るため、各地商工会議所が地域の事業者と一丸となって行う市場調査、専門家招聘、試作品開発、商談会・展示会の開催等の取り組みを総合的に支援するもの。

23年度は、地域資源を活用した複数の特産品、観光資源等を束ねて一定期間に集中的に行う新たな集客型の販路開拓または普及に関する事業について支援する「地域の魅力でおもてなし事業」を創設し、93件のプロジェクトを決定した。

【本体事業】（44件）

札幌、稚内、美幌、石狩、北上、燕、糸魚川、新井、加茂、輪島、岡谷、諏訪、茅野、佐久、足利、日光、行田、佐原、富士、磐田、蒲郡、刈谷、安城、津島、桑名、上野、敦賀、京都、岸和田、神戸、尼崎、大和高田、竹原、下関、萩、今治、北九州、直方、伊万里、熊本、本渡、津久見、日向、出水

【調査研究事業】（39件）

札幌、網走、美唄、富良野、弘前、花巻、横手、酒田、会津若松、上越、黒部、小松、七尾、上田、松本、岡谷、下諏訪、飯山、鹿沼、大田原、青梅、厚木、富士吉田、大垣、神岡、半田、安城、西尾、四日市、鳥羽、近江八幡、大阪、橋本、徳山、柳井、高松、多度津、竹田、いちき串木野

【地域の魅力でおもてなし事業】（10件）

帯広、天童、三条、小千谷、高岡、諏訪、京都、大阪、府中、延岡

また、各プロジェクトの円滑な事業展開を図るため、以下の事業を実施した。

○各種セミナーの開催

①本体事業および調査研究事業担当者向けセミナー

本事業の事務的説明とともに、地域資源のブランド化による地域活性化の取り組みの参考となるような内容で、採択商工会議所以外からも広く参加を呼びかけ実施した。

- ・日程：6月1日～2日
- ・場所：東京都千代田区（全国町村議員会館）
- ・参加者数：123名

②啓発セミナー

23年度のフォローアップ事業の一環として、地域資源を活用した事業の一層の推進を図ると共に、24年度に「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」の調査研究事業および本体事業を活用して、特産品開発、観光開発、コミュニティビジネスへの取り組みを具体的に検討している商工会議所を対象にしたセミナーを東京で開催した。事業を実施する際のポイント解説や、参加者によるワークショップの実施によって、事業をより効果あるものにするためのブラッシュアップを行った。

- ・日程 24年2月22日
- ・場所 東京都千代田区（東商ビル）
- ・参加者数 23名

○広報事業

事業の周知および認知度向上を目的とした広報事業を実施し、全国各地の地域資源を活かした新たな特産品開発や観光資源開発の取り組み支援を行った。

①平成23年度プロジェクト成果報告書の作成

23年度に本事業で取り組まれた各地プロジェクトの事業概要、成果、今後の展開、課題などを取りまとめた成果報告書を作成。全国の商工会議所に配布することで、本事業の認知度向上、各地実施プロジェクトのプロモーション支援に寄与した。

②平成23年度プロジェクト事業成果パネルの作成および展示

23年度の事業成果パネルを作成。商工会議所地域活性化情報センター（カリアック内）において、各地プロジェクトを紹介するパネル展示を実施。企業や学生等、研修など本施設の利用者（年間利用数約1万5千人）に対し、本事業で開発した各地の観光資源・特産品をPRした。また、24年2月に開催の共同展示商談会「feel NIPPON」や、12月に開催のテストマーケティング事業の会場内にも展示。来場者に対して、事業全体および出展プロジェクトの周知・PRに活用した。

③公式Webサイトの作成および運営

本事業の認知度向上、各地実施プロジェクトのプロモーション支援を目的に、Webサイトを活用した広報事業を実施。23年度採択プロジェクトの事業成果掲載と合わせてデザイン変更等のリニューアルを実施。また、各地の取り組みを掘り下げて紹介する特集記事のほか、過年度事業のその後を紹介する特集記事なども掲載することで、更なる効果拡大を図った。

○共同展示商談会の開催

本事業で開発された商品などのPRと販路拡大を目的に、共同展示商談会「feel NIPPON」を、東京・有明の東京ビッグサイトで開催した。

24年2月8～10日に開催の「feel NIPPON 春 2011」には、52 商工会議所が出展。国内最大級の見本市「東京インターナショナル・ギフトショー」および食の専門見本市「グルメ&ダイニングスタイルショー」との同時開催により、多様な業種のバイヤーや多くの来場者を集め、地域や開発商品等を PR し、販路開拓に取り組んだ。

○「feel NIPPON 震災復興支援」の実施

被災地域ひいては日本を元気にすることを目的に、震災により被害を受けた東北・北関東地域の 13 プロジェクトを「feel NIPPON 震災復興支援」ブースとして、共同展示商談会「feel NIPPON 春 2012」に併設して出展した。

- ・期 日：24年2月8日～10日
- ・出 展 数：13 商工会議所
- ・来場者数：約 19 万 6,000 人（同時開催のイベント来場者含む）

○「feel NIPPON ふるさと祭り東京」の実施

地域の伝統的な祭りと特色ある食が一同に集まる「ふるさと祭り東京 2012—日本のまつり・故郷の味—」に、本事業で開発した特産品や観光情報を出展した。東北地方のみならず全国各地が震災により影響を受けていることから、同プロジェクトにより開発された、新たな地域産品の PR や販路拡大、地域の情報を提供する機会を設けることを目的に、「feel NIPPON ふるさと祭り東京」を開催した。

- ・期 日：24年1月7日～15日
- ・場 所：東京ドーム
- ・出 展 数：26 商工会議所
- ・来場者数：約 38 万 4,000 人（ふるさと祭り来場者数）

○テストマーケティング事業の実施

18年度～22年度に実施の本事業において開発された食料品や工芸品などについて、首都圏における販路開拓と PR を目的とするテストマーケティング事業「feel NIPPON 新しい食・旅、そして技」を東武百貨店池袋店にて開催。23 商工会議所から 65 アイテムが出品され、首都圏の消費者の生の声を収集するとともに、百貨店バイヤーや有識者から意見も集め、今後の商品改良や適切な販路開拓に関するヒントを得た。

○事業基盤強化・専門家派遣事業の実施

条件付きで採択されたプロジェクト 34 件に対して、専門家述べ 17 人を派遣し、事業の円滑な推進を支援したほか、全採択プロジェクトに関して業務遂行上の課題について電話やメール等でアドバイスを実施した。また 18年度～23年度に採択された全プロジェクトにおいて、課題解決を図りたい 50 プロジェクトに対しては、抱えている課題に合わせてコンサルタントや専門家を 6 人派遣、合わせて電話やメールでのフォローアップを行った。

31. JAPAN ブランド戦略展開事業

16年度より実施されている「JAPAN ブランド育成支援事業（中小企業庁補助事業）」に取り組む各プロ

プロジェクトへの側面支援を行った。具体的には、各プロジェクトが事業を効果的かつ円滑に遂行することを目的に、各プロジェクト等のニーズに応じた情報提供等を行った。

なお、23年度のJAPANブランド育成支援事業17件（商工会議所が実施主体のもの）は以下のとおり。（順不同）

- 戦略策定支援事業 (4件) : 旭川、ひたちなか、三木、福山
- ブランド確立支援事業 1年目 (4件) : 燕、小山、千曲、長門
- ブランド確立支援事業 2年目 (7件) : 札幌、弘前、下諏訪、城陽、和泉、宇和島、北九州
- ブランド確立支援事業 3年目 (2件) : 東京、甲府

32. 大学等との産学連携による人材育成支援事業の推進

大学等との連携により、産業界が求める実践的な人材育成を通じて、(ア) 雇用のミスマッチの解消、(イ) 地域の企業の人材確保、(ウ) 就業能力の向上と強化を図るために、特に地域活性化と人材育成の重要な役割を担う大学等と連携し、学生のキャリアアップ教育、自己評価とキャリアマネジメントの再確認、就業支援等に取り組んだ。

23年度は22年度に引き続き、城西国際大学に加えて城西大学とともに、浜松市内の中小企業の経営者とのトーキングセッションと企業の現場視察、またそれらを踏まえた学生同士によるワークショップで構成される合宿研修に取り組んだ。

学 校 名	期 間	参 加 者
城西国際大学	平成24年2月16日～17日	学生18名、引率2名
城西大学	平成24年3月13日～15日	学生18名、引率1名

協力経営者：館山寺サゴロイヤルホテル 社長 小野 晃司氏

鳥居食品 社長 鳥居 大資 氏

フードランド 社長 中村 健二 氏

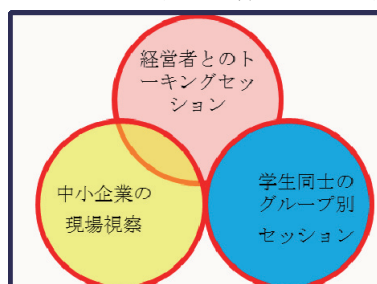
ブティックビギ 社長 石井 義勝 氏

浜松総務部 社長 木村 玲美 氏

また、城西国際大学においては、経営情報学部の1・2年生を対象としたミニマム・スタンダードとして、日商簿記検定に加えて日本語検定の受験が義務づけられるとともに、24年度からはPC検定が受験奨励検定として追加されることとなった。

一方、明治大学商学部とは、地域企業でのインターンシップを希望する学生に対して企業紹介を行った。

《インターンシップ事業スキーム図》



(2) 意見活動

- (3月31日) 「東日本大震災」の復旧・復興に関する要望
- 第1号(4月26日) 「東日本大震災」の復旧・復興に関する第二次要望 ー原子力発電所事故に関する要望ー
- 第2号(6月14日) 「東日本大震災」の復旧・復興に関する第三次要望
- 第3号(7月21日) 平成24年度税制改正に関する意見
- 第4号(9月7日) 野田新内閣に期待する
- 第5号(9月7日) 「東日本大震災」の復旧・復興および超円高・空洞化対策に関する要望
- 第6号(9月14日) TPP交渉早期参加についての見解
- 第7号(9月15日) 2020年第32回オリンピック競技大会の招致に関する決議について
- 第8号(10月20日) 東日本大震災からの復興に向けて ～日本商工会議所「福島アピール」～
- 第9号(11月17日) 高速道路の整備と料金制度のあり方について
- 第10号(1月6日) 観光立国推進基本計画の見直しに関する意見について
- 第11号(1月31日) 「会社法制の見直しに関する中間試案」に対する意見
- 第12号(2月23日) 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度創設に対する意見
- 第13号(2月29日) 観光立国推進基本計画の改定案に対する意見
- 第14号(3月1日) 東京電力の電気料金値上げ問題に関する意見

「東日本大震災」の復旧・復興に関する要望

平成 23 年 3 月 31 日

日本商工会議所

去る 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」は、巨大な津波を伴い、沿海部を壊滅的に破壊するとともに、東北から関東にわたる広い範囲に、甚大な被害をもたらした。地震、津波、原発事故の同時発生により、三重苦の災害となっており、特に原発事故は、未だ収束の見通しが立たず、国民不安が強まっている。大震災により、多くの国民の生命・財産が失われ、地域経済と雇用を支える中小企業をはじめ事業者も多大な被害をこうむっている。

今回の大震災は、阪神・淡路大震災を大幅に超える被害の大きさ、範囲の広さのみならず、質的にも、過去の震災と大きく異なっている。津波によりコミュニティ全体が根こそぎ消滅しており、そうした地域においては、単なる企業やインフラの復旧ではなく、広範に、地域全体を新たに作り直さなければならない事態となっている。また、中小企業の中には、廃業の決断を迫られている者も多く、再生に向け、残された時間は少なくなっている。被災者の生活支援と中小企業への支援に一体的に取り組む必要がある。

震災対策にあたっては、20 兆円を超えると言われる被害の大きさとその特徴を踏まえ、阪神・淡路大震災時を大幅に超える支援を、大胆、強力かつ迅速に進めていくことが重要である。

日本商工会議所では、以下の考え方による復旧・復興への強力的な取り組みを強く期待する。

記

1. 復興に対する基本方針の早急なとりまとめを

復旧・復興が遅れるならば、日本の国力の低下をもたらしかねない。政府におかれては、今回の大震災の特徴を踏まえ、これまでにない新たな発想に基づき、将来にわたる復興の道筋をはじめとする復興への基本方針を早急にとりまとめるとともに、県や地元自治体による復興計画の策定、推進について、全面的に支援すべきである。また、被災者や被災した中小企業をはじめ事業者が、公的支援をどこまで受けられるのか、その範囲と枠組みを早期に示すことが必要である。国が、これまでの慣例や制度を超えて、ギリギリまで支援の手を差し伸べることが、極めて重要である。

2. 阪神・淡路大震災時を上回る大規模かつ短期集中的な予算投入を

復旧・復興にあたっては、20 兆円を超える被害に見合った、阪神・淡路大震災時を大幅に上回る、大規模な予算の投入が不可欠である。また、3 年以内で復興するとの強い方針のもと、短期集中的に復旧・復興を進めることが必要である。これら予算の投入に当たっては、被災地域の自治体の疲弊を十分考慮し、国費を中心に、対策を講じていかなければならない。

財源確保については、まずは、厳しい財政状況の中で、子ども手当、高速道路の無料化など、あらゆる政策を見直し、選択と集中による大幅な予算の組み替えを行うべきである。不足する財源は、大震災で大きな影響を受けているわが国経済の動向に十分留意しつつ、税制措置により、安定的に確保するこ

とが必要である。法人税引き下げなど平成 23 年度税制改正で講じる予定の措置を当面棚上げし、平成 24 年度以降、復興税として消費税増税を行うことについては、十分な復興資金を確保するとともに、国民が広くその負担を分かち合うとの観点から、やむを得ないものとする。

3. 新しい地域社会の形成を

何よりも、失われた生活と道路、堤防、港湾、鉄道等のインフラ（被災地域の高速道路無料化を含む）をはじめとする社会基盤、産業基盤を早期に復活させることが、緊急の課題である。

その上で、深刻な被害を受けた東北・関東地域の復興を、新しい地域経済・社会を形成していくものと位置づけて、進めていくことが重要である。その際、地方自治体、商工会議所、住民など地域を構成する者が、将来を見据え、自らの地域のあり方を議論していくことが不可欠である。

産業集積となっている自動車部品や精密機械をはじめとする事業者の中には、事業の再開が極めて厳しい状況に直面している者が多く見られる。また、農業や漁業についても、単独での事業継続をあきらめる者も出てきている。復興にあたっては、単に原状の復帰や一企業の再建ではなく、地域全体の再生を通じて、産業や中小企業をはじめ事業者の回復と、他地域への流出の抑制を図っていかなければならない。

さらに、地域としての復興の早期化を図るため、税制の特例を含む「復興特区制度」を創設することが必要である。

このような地域やコミュニティの形成を通じて新たなまちづくりを進めるため、土地利用や都市計画をはじめ必要な法的枠組みの整備も不可欠である。

4. 過去最大級の金融支援等中小企業の再生を早急に

地域経済と雇用を支えてきた中小企業の再生に、全力を注がなければならない。中小企業は、大震災による直接的な被害のみならず、風評など間接被害の影響も大きく受けており、規模と質において過去に例を見ない支援が不可欠である。また、被災者の生活支援とも一体的に取り組む必要がある。

甚大な被害を受けた中小企業に対しては、納税の免除をはじめ、既往債務の金利免除や追加の無利子融資をはじめとするリーマン・ショック時を超える過去最大級の金融支援（リーマン・ショック時の金融支援は 57 兆円）、がれき撤去等事業再開支援、風評被害・間接被害への支援などの措置を、強力に講じることが必要である。

また、地域金融機関が、中小企業の金融支援に万全な対応を図るという自らの機能を確実に果たすための基盤強化の枠組みを、早急に講じるべきである。

5. 「復興庁」（仮称）創設により、地域が主体となった復興のための強力な対策を

地震の被害は極めて広域に及んでおり、行政機能を喪失した地域もある。複数の県域にわたる被災地域が主体となった復興を進めていくための対策を講じていくためには、各自治体と緊密な連携を図りつつ、復旧・復興の企画立案、執行、予算配分等について強力な権限を有する「復興庁」（仮称）を時限で被災地域に組織し、省庁の縦割りを排し、効果的・効率的な支援を行う体制を構築することが必要である。

6. 福島第一原子力発電所事故の早期収束を

福島第一原子力発電所の事故については、何よりも事態の早期収束が不可欠である。放射能による被害を最小限にとどめ、被災者はもとより、国民の不安を払拭しなければならない。放射性物質の封じ込めと収束プロセスを、現在実施中の対策を含めて、可能な限り早期に国民に提示し、わかりやすく、明確な説明、情報提供のもとに、国民の理解を得ることが重要である。

特に、原発事故に関する風評被害については、事態が長期化すれば、さらに拡大するおそれがあり、特段の措置が必要である。すでに風評被害が生じていることを踏まえ、積極的な情報発信に最善を尽くして、国内はもとより、海外においても、その防止を図る必要がある。

7. 電力不足問題に最大限の対応を

電力不足問題は、国民生活や経済に深刻な影響を与えている。電力不足が危機的状況となる夏季までに、あらゆる手段を講じて、電力供給力の拡大を図らなければならない。

また、国民生活や経済への影響を最小限にするため、一層の節電と、使用最大電力の制限も含め、業界や地域単位でのきめ細かい対応による電力需要の分散化に取り組まなければならない。商工会議所として、会員企業をあげて、節電にとどまらず、需要の分散化に全面的に協力していくこととしている。

8. 政治が結集し、強いリーダーシップを

大震災からの復旧・復興に、あらゆる政策を総動員し、迅速に対処していかなければ、わが国の将来はない。日本が再び繁栄の道を歩み始めることができるのか、あるいは、このまま衰退の一途をたどるのか、わが国は重大な岐路に直面している。今こそ、党派を超えて政治が結集し、迅速な復旧・復興対策の実行とその裏付けとなる安定的な財源確保に向け、強いリーダーシップを発揮すべきである。

それによって、国民・経済界が一致団結し、復旧・復興に向けて力強く進んでいくことができるものと確信する。

日本商工会議所では、復旧・復興にあたり、上記の基本的な考え方のもと、被災地域の商工会議所の要望を踏まえ、当面必要と思われる事項について、別添のとおり、強く要望する。同時に、日本商工会議所と各地商工会議所は、被災地域の復興はもとより、日本経済の再生に向け、あらゆる努力を行う覚悟である。

なお、未曾有の危機から立ち上がるために、被災地外の地域において、経済活動や地域活性化にこれまで以上に取り組んでいくことが重要である。各地域の経済の活力ある成長に向けた取り組みが、引いては、被災地域に対する強い支援になり得るものとする。

以 上

当面の具体的な要望事項

平成 23 年 3 月 31 日

日本商工会議所

「東日本大震災」による被災者および被災した事業者の復旧・復興支援として、以下に掲げる措置をはじめ、阪神・淡路大震災の際に特別立法により講じられた施策を大幅に超える支援を、過去の枠にとらわれず、大胆、強力かつ迅速に講じられたい。

I. 新しい地域社会の形成に向けて

1. インフラ整備等

(1) 復興ビジョンの実現に向けた「災害復興支援交付金制度」の創設

被災地域が県境を越え一体となって策定する復興ビジョンを実現するため、自治体が自らの判断で民間支援を行えるよう「災害復興支援交付金制度」を創設する。

(2) インフラ整備の促進等

地域の復旧・復興を実現するためにも、道路、鉄道、港湾、空港、堤防等の社会・産業基盤を早急に整備する。

(3) 燃料の確保

地域の復旧作業はもとより、住民の生活や経済活動を行ううえで不可欠なガソリン、軽油、灯油、重油等は、被災地では今でも不足しており、更なる安定供給を支援する。

(4) 災害に強い新たなまちづくりの推進

災害に強く少子高齢社会に対応し、コンパクトシティの形成や地域コミュニティの強化に資する、新たな考えに基づくまちづくりを推進するため、土地利用や都市計画等の法的支援を行う。

(5) 地元事業者の優先発注と被災地域の物産の販売促進

被災地域の復旧・復興事業に関し、地元事業者への優先発注を徹底するとともに、被災地域の物産の販売促進を支援する。

(6) 東北、常磐自動車道等の料金無料化

東北自動車道、三陸・常磐自動車道など東北域内の高速道路料金を無料化する。

2. 事業再開・新たな再生への支援

(1) 事業用敷地内における災害廃棄物の撤去に対する国の支援

事業再開・新たな再生への支援の喫緊の課題である、敷地内のがれき等災害廃棄物の撤去・処理について、自治体は、早急に撤去・処理を図る。国は、独自で撤去等を行った事業者の費用を負担する制度を創設する。

(2) 被災事業者の工場、店舗、事務所等の建物や設備に関する支援

事業に不可欠な工場、店舗、設備、事務所等の再生（補修・建設・購入等）への公的補助（復旧に限らず、新たな再生に向けた支援も含む）等を行う。

(3) 自治体、第三セクターによる仮設工場・店舗設置への補助

自治体や第三セクターによる被災地の事業者向けの仮設工場・店舗等の設置を早急に進めるべく、設置する自治体等への補助制度を創設する。

(4) 事業協同組合等が行う地域の共同施設復旧への補助

事業協同組合等の組織が行う商店街のアーケードやカラー舗装、組合事務所等の共同施設への補修、復旧に対する補助を講じる。

(5) 人材の確保や部品調達等への支援

被災地域の企業における人材の確保や部品調達等に対するマッチング等ソフト面での支援を行う。

(6) 地域の中核となっている産業・企業への強力な支援

企業の安定的な生産体制の確立のため、広い裾野を有する中小企業に限らず地域に必要な産業や中堅・中小企業等の復興の向けて強力な支援を行う。

(7) 下請け中小企業の工業団地等への早期移転の支援

中核企業を支える取引先中小企業の近隣工場団地等への早期の促進を強力に行う。

3. 復興特区の創設

上記「2.」の事業再開・新たな再生への支援を集中的に行うため、被災地域に税制面（法人税、固定資産税等の減免）、雇用面（雇用促進の助成措置）等思い切ったインセンティブを備えた復興特区を創設し、地域の核となる企業・産業の再建・立地を促すとともに、新産業の誘致と雇用の促進を図る。

4. 被災者生活支援

(1) 災害廃棄物の撤去等

大津波等による損壊家屋や自動車等の膨大な量の災害廃棄物の早急な撤去ならびに津波被害を受けた低平地の早急な排水につき、国の全面的な支援を図る。

(2) 被災者の生活再建への支援

被災者の住宅の確保、ライフライン（電力、ガス、通信、上下水道等）の早期復旧、医療、教育体制の整備、被災者生活再建支援金の拡充・支給等、早急な被災者の生活支援に万全を期す。

5. 被災事業者等の事業再開および再生の円滑化に向けた経済法令関係整備

(1) 罹災地に登記上の本社が所在する会社に関する特別措置（会社法）

定時株主総会の開催の延期等を可能にする措置、取締役会の書面・電子開催を可能にする措置、震

災に伴う緊急措置につき役員の実任を免除・限定する措置等を講じる必要がある。

(2) 罹災地の債権債務関係に関する特別措置（民法）

時効障害消滅時期の画一化、指名債権譲渡通知の公示送達、貸金等根保証の特別解約権（工場・自宅罹災の場合）に関する措置を講じる。

(3) 罹災地の破産等手続に関する特別措置（破産法等）

被災者の手元財産の保護のため、自由財産の上限引き上げ（99万円→2百万円）や預金債権の自由財産への繰り入れ（2百万円未満）、罹災地特定自由財産制度における対象の拡大（自動車、ストーブ、電話等必需品）を講じるとともに、小規模個人再生の上限引き上げ（5千万円→1億円）を図る。

6. 被災地域における商工会議所等経済団体に対する支援

(1) 被災地域における商工会議所等、地域支援、経営支援機能をもつ経済団体への事業機能の維持・整備のための支援

- ①被災地域の商工会議所における小規模企業等に対する相談・指導体制強化のための助成等の支援
- ②被災地域の商工会議所会館等の建て替え・大規模改修に向けた補助金、税制優遇、指定寄附の指定等の特段の支援

(2) 被災した商工会議所に対する商工会議所法上の特別措置等

- ①被害が大きい商工会議所が再建するまでの間、商工会議所法における法定台帳、議員総会、報告をはじめとする規定（第10条、第38条、第39条、第40条、第45条第1項、第45条第3項、第48条第1項、第49条第1項、第51条第3項、第52条第1項、第57条）の免除
- ②商工会議所等の機能・組織・財政基盤の強化に向けた寄附金の優遇措置

II. 中小企業の再生に向けて

1. 被災中小事業者等への納税免除および還付、社会保険料の免除等

(1) 納税免除および還付

- ①法人税、所得税、固定資産税等国税・地方税の納税免除
- ②被災中小事業者等の3年間の繰戻し還付

(2) 社会保険料、労働保険料、子ども手当拠出金の免除

- ①事業主、本人負担免除の特例措置（医療、年金、介護、雇用保険、労災保険、子ども手当）。年金および雇用保険は、免除期間中も保険料納付したものとみなす
- ②給与が低下した場合の標準報酬月額改定の特例（医療、年金、介護、子ども手当）

2. リーマン・ショック時（57兆円）を超える過去最大級の金融支援

(1) 被災中小企業（間接被害も対象）の既往債務について、金融機関に利息を含む一定期間の返済猶予を行わせる特例措置

(2) 地域金融機関が中小企業の金融支援に万全を図るという自らの機能を確実に果たすための特例措置（経営責任を問わない形での一律の基盤強化）

(3) 被災中小企業（間接被害も対象）の既往債務に係る一定期間の金利免除（利子補給を含む）

(4) 無担保・無保証・無利子（利子補給を含む）融資制度の創設（間接被害も対象）

(5) 公的金融機関による貸付の大幅な拡充・要件緩和

日本政策金融公庫の災害復旧貸付および商工中金の危機対応業務（損害担保付貸出等）の事業規模の大幅な拡充（リーマン・ショック時の21兆円以上）、間接被害（風評被害、計画停電を含む）への幅広い適用、貸付限度額の拡大（別枠で10億円）、貸付条件の緩和（貸付期間の延長、優遇金利の引き下げおよび優遇対象上限額の拡大）を図る。

(6) 「災害関係保証」のセーフティネット保証との別枠での設定

災害関係保証については、セーフティネット保証とは別枠で設定するとともに認定要件の緩和（直接被害はもとより、風評被害、計画停電を含め間接被害も対象）、直接被害を受けた中小企業への保証料の免除を図る。

(7) マル経融資制度の拡充

被災小規模事業者に対する融資限度額の拡大（設備資金枠と運転資金枠に分け、各々上限額を1,500万円とする）、据置期間の延長（5年）、貸付期間の延長（設備資金15年、運転資金10年）、適用金利の大幅な引下げ（現行金利マイナス0.9%以上）、書類・手続きの大幅な簡素化による借換の促進を図る。

(8) 中小企業倒産防止共済の共済金貸付限度額の引上げ・貸付期間の延長

(9) 未決済手形・小切手の決済猶予措置の当面の継続、同振出人および受取人に対する超低利の決済資金貸付制度の創設

3. 被災地域における雇用安定と失業者のための雇用機会の確保

(1) 雇用調整助成金の支給要件緩和・拡充

①生産指標の確認期間の短縮（3か月⇒1か月）（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の災害救助法適用地域に限らず、間接被害を受けた者まで対象とする。）

②対象被保険者の拡大措置の継続（雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満である者を、平成23年7月以降も対象とする。）

③手続きの簡素化・迅速化、手続きを行うことが困難な地域における代行制度の創設

(2) 復旧・復興事業等による被災地失業者の雇用創出対策

①地域の復興ニーズを反映した復興支援緊急雇用創出事業（仮称）の創設

- ②復旧・復興事業における被災地失業者の優先雇用、被災者雇用に対する賃金助成
- ③新卒者対策の強化に向けて、震災による内定取消者等を採用する事業主に対する新卒者就職実現プロジェクト事業等の奨励金の増額

(3) 被災地企業の離職者の生活安定、再就職支援

- ①被災地企業の離職者に対する雇用保険の給付日数の延長
- ②被災地企業の離職者で雇用保険を受給できない者を対象とした「職業訓練および訓練期間中の生活支援給付制度」の利用期間の上限延長
- ③小規模事業者等に対する休業補償の創設

(4) 被災地企業の経営者および従業員の健康確保

健康診断（臨時健康診断、電離放射線健康診断等）やメンタルヘルス相談等の実施および助成。

4. その他

- (1) 被災地における納付事業者の公害健康被害汚染負荷量賦課金の免除等
- (2) 罹災証明の申請受付と発給の簡便化・迅速化（申請受付後のみなし扱いによる迅速化等）

Ⅲ. 原発事故の早期収束と復興に向けた迅速な対応

1. 原発事故の早期収束

(1) 早期収束が復旧・復興の絶対条件

関係者の懸命の努力に敬意を表するとともに、引き続きあらゆる手段を講じ、事態の早期収束に努める。

(2) 屋内退避地域、周辺地域の住民への支援

屋内退避地域および隣接する周辺地域の行方不明者の搜索、ライフラインの復旧、物資の供給、病院機能の維持等に早急に取り組む。

(3) 直接的被災地への支援

放射能汚染による直接的被災地の再生にあたっては、国の全面的な支援のもと、長期的な再生ビジョン（移転含め）の策定・推進を図る。

(4) 事故収束後の住民および地域への迅速・万全な支援

事故収束後、復旧・復興事業により失業者救済、地元企業復活を図るとともに、休業補償や操業再開に向けた金融措置、商店街への支援等を図る。

(5) 避難地域、屋内退避地域および周辺地域におけるきめ細かい観測の実施と開示

放射能汚染の状況は住民にとって極めて重要な情報であり、よりきめ細かく検査を行い開示する。

2. 風評被害対策および支援

(1) 風評被害の防止、風評・間接被害への支援

- ①国は、正確でわかりやすい説明を国内外に積極的に情報発信する。特に、原発地域に対する放射能偏見や風評被害が発生しないよう対応を強める。また、海外における渡航自粛やイベント中止等の過剰な対応が行われないよう働きかけを行う。
- ②農畜製品の生産者だけではなく、直接・間接の風評被害は工業製品や流通過程（資材、市場、小売店、輸送等）観光等広範に及んでおり、さらには水産物等にも拡大する恐れがあることから、被害を受けた事業者等に対する補償を行う。

(2) 風評被害により生じた通関時の行き過ぎた対応への対策

- ①国は、通関時に放射能汚染に関し、明確な基準もなく行き過ぎた対応を行う国への是正を申し入れる。
- ②非放射能汚染に関する証明書の政府による円滑な発給の確保、官民挙げての検査体制の拡充および検査費用の軽減措置を講じる。

3. 電力不足問題への対応

(1) 計画停電の見直し

政府・東京電力は、国民や企業の声を踏まえて、徹底的な見直しを図り、分かりやすく周知する。

(2) 電力供給力強化に向けた支援

事業者による自家発電設備の導入促進や活用助成（設備購入や燃料費への助成等）を行う等、政府はあらゆる手段を講じる。

(3) 電力需要の分散化

国民生活や経済への影響を最小限にするため、一層の節電、使用最大電力の制限も含め、業界や地域単位でのきめ細かい対応の取組みを進める。

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

○23年度第一次補正予算（5月2日成立）

予算規模約4兆円。震災からの早期復旧に向け、年度内に必要と見込まれる経費を計上。財源については、国債市場の信認確保の観点から追加の国債を発行せず、歳出の見直し等により確保。

【23年度第一次補正予算の概要】※財務省公表資料から抜粋

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 災害救助等関係経費 | 4,829億円 |
| （仮設住宅等の災害救助費等） | |

2. 災害廃棄物処理事業費 (津波等に発生した災害廃棄物の処理費等)	3,519 億円
3. 災害対応公共事業関係費 (道路、港湾、下水道、住宅、農地等)	1兆2,019 億円
4. 施設費災害復旧費等 (学校施設、社会福祉施設、中小企業組合等共同施設等)	4,160 億円
5. 災害関連融資関係費 (中小企業等の事業再建及び経営安定のための融資等)	6,407 億円
6. 地方交付税交付金 (災害対応の特別交付税の増額)	1,200 億円
7. その他震災関係経費 (自衛隊等活動費、医療保険減免等)	8,018 億円

【23年度第一次補正予算案の財源】

既定経費の減額

1. 子ども手当の減額	2,083 億円
2. 高速道路原則無料化社会実験の一時凍結	1,000 億円
3. 基礎年金国庫負担の年金特会への繰入減額等	24,897 億円
4. 周辺地域整備資金活用に伴うエネルギー対策 特会への繰入減額	500 億円
5. 政府開発援助等の減額	501 億円
6. 議員歳費の減額	22 億円
7. 経済危機対応・地域活性化予備費の調整	8,100 億円

税外収入

1. 日本高速道路保有・債務返済機構 納付金	2,500 億円
2. 公共事業費負担金収入	551 億円

I. 新しい地域社会の形成に向けて

1. インフラ整備等

○災害に強い燃料供給体制の整備 (24年度予算額：145 億円)

東日本大震災において被災地等への石油製品の供給に大きな支障が生じたことを受け、油槽所等における石油製品の供給能力の抜本的向上、災害対応型の中核サービスステーション (SS) の整備等により、災害等緊急時にも石油製品を確実に供給できる体制の整備を強化。

○被災地産品販路開拓

- ・伝統的工芸品産業復興対策支援補助金 (24 年度予算額：2 億円)。伝統的工芸品の被災地を中心に、倒壊設備の支援等の生産基盤確立・強化を行うとともに、風評被害への対策を講じ、日本ブランドの復興を支援する。
- ・博覧会出店に伴う復興関連情報発信事業 (24 年度予算額：1 億円)。麗水国際博覧会等の場を活用して、震災復興イベント等を実施し、日本の魅力を世界に発信することで、復興を支援する。

- ・中小機構は、8月に震災復興に向けた「食」の展示商談会である「復興へ！TOHOKU FOOD EXPO 2012」を開催。県域を越えた農業関係機関・金融機関、中小企業支援機関及び行政機関が一体となって連携し、農水産事業者、食品製造業者等の生産品や製品を、国内及び海外のバイヤーに対し販路の開拓・拡大を行う。
- 中小企業庁は、東日本大震災により影響を受けた中小企業の新規取引先の確保を支援するため、被災地に工場等を有する中小企業を対象として「下請中小企業震災復興特別商談会」を開催。23年度は岩手県・宮城県・東京都で3回開催し、約570社の受注企業が参加。
- 全国中小企業取引振興協会は、取引斡旋サイト「ビジネスマッチングステーション」において被災地で復興し受注を希望している企業や、震災で影響を受けた受注企業の操業状況について情報提供中。

2. 事業再開・新たな再生への支援

- 厚生労働省は、23年度三次補正予算において「雇用復興推進事業」のための基金として約1,510億円を手当。また、復興を支える人材育成等を含めた「日本はひとつしごとプロジェクト」フェーズ3（総額6.1兆円、雇用創出・雇用下支え効果58万人程度）を実施。
- 求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援（24年度予算額：76億円）
- 新規学卒者等の就職支援の強化（24年度予算額：4.4億円）
- 中小機構では、「産業用地ナビゲータ」を通じて被災地域における産業用地・工場跡地等の情報を提供中。

4. 被災者生活支援

- 24年5月1日時点で、必要戸数53,916戸に対し53,089戸の応急仮設住宅が着工済み（着工率98.5%）。
- 住宅セーフティネットの充実（24年度予算額：455億円）
 - ・民間賃貸住宅を有効活用した住宅セーフティネットを構築するため、空家をリフォームし、子育て世帯・障害者世帯等の住宅確保要配慮者向けに、適切な契約・管理の下で賃貸する民間事業者等を支援する制度を創設。
 - ・高齢者住まい法に基づき登録されるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、建設・改修費に対して、民間事業者・医療法人・社会福祉法人等を支援。
- 被災施設の災害復旧等（23年度三次補正予算額：594億円）。医療施設、社会福祉施設、保健衛生施設、水道施設等の施設整備等支援。
- 地域医療提供体制の再構築（23年度三次補正予算額：720億円）。医療機関等の再整備、医療機関相互の情報連携の基盤整備、医師・看護師等の人材確保。
- 水道施設の復旧・復興（24年度予算額：200億円）
- 災害救助法による災害救助（24年度予算額：494億円）
- 被災地域の復興に向けた医薬品・医療機器の実用化支援（24年度予算額：10億円）
- 公立学校施設の災害復旧（24年度予算額：151億円）
- 東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業（24年度予算額：5億円）

5. 被災事業者等の事業再開および再生の円滑化に向けた経済法令関係整備

- 震災の影響により、定款所定の時期に定時株主総会を開催できない場合、事業年度終了後の一定時期

に開催すれば、ただちに定款違反とはならない旨の見解を法務省が公表。

- 有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置（6月22日政令施行）。特例措置として、震災により本来の提出期限までに有価証券報告書、四半期報告書等の提出がなかった場合であっても、新たに特例措置を延長するための政令を制定し、本年9月末までに提出すれば可となった。
- 震災復旧関連法案に、定款が定める期限から最大1年間延期できること等が盛り込まれた。
- 震災の影響により決算の確定が遅れ、または6月定時株主総会の通常どおりの開催が困難になっている企業のために、「当面の株主総会の運営に関するガイドライン」を経済産業省が公表。
- 罹災地の破産等手続きに関する特別措置。仙台地裁は自由財産拡張の認定例を公表し、被災者の手元財産保護のため、地震保険等の受取金額のうち、一定の範囲で自由財産の拡張を認め、取扱事例を公表。個人版私的整理ガイドラインの運用の見直しにより、被災者の私的整理における自由財産の範囲を500万円まで拡張。

6. 被災地域における商工会議所等経済団体に対する支援

- 商工会議所会館の建て替え・大規模改修にあたり、11商工会議所・支所が「中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の施設復旧事業）」を活用し、指導・相談施設等の災害復旧事業を実施。
- 義援金（一般寄附金扱い分）における指定寄付の指定について、経済産業省・財務省との断続的な事務協議を経て、6月24日、商工会議所が募集する義援金（一般寄附金扱い分）が、指定寄附として告示された（財務省告示第209号）。これにより、商工会議所に対し、義援金（一般寄附金扱い分）を拠出した法人は全額が損金算入可能、個人は「寄附金（所得の80%が限度）－2,000円」を所得控除（寄附金控除）できるようになった。期間は、23年3月22日から12月31日で、約7.5億円が全国の商工会議所等から拠出された。なお、今回、財務省告示により対象とされた義援金は次のとおり（以下、財務省告示第209号からの抜粋）。「東日本大震災により被害を受けた地域を地区とする商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき行うその地区における商工業に関する施設の復旧及び経済の早期の復興を図る事業（商工会議所法（昭和28年法律第143号）第9条第3号から第8号まで及び第10号から第18号まで（事業の種類）に掲げるものに該当するものに限る。）に要する費用に充てられるものの全額」。

Ⅱ. 中小企業の再生に向けて

1. 被災中小事業者等への納税免除および還付、社会保険料の免除等

- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（4月27日施行）
第1次は当面必要な税制措置について立法措置。以下の☆は阪神・淡路大震災時にはない新規項目。
○は阪神・淡路大震災時より拡充された項目。

<国 税>

【所得税】

- (1)雑損控除の特例（前年適用、繰越し期間）
(2)災害減免法による所得税の減免措置の前年度分適用の特例
- (3)被災事業用資産の損失の特例（前年適用、繰越し期間）

- (4)住宅ローン減税の適用の特例
- (5)財形住宅・年金貯蓄の目的外払戻し非課税

☆(6)大震災関連寄付に係る寄附金控除の拡充

【法人税】

- (1)震災損失の繰戻しによる法人税額の還付（2年間）
 - (2)利子・配当等に係る源泉所得税額の還付
- (3)被災代替資産等の特別償却
 - (4)特定の資産の買換えの場合の課税の特例
 - (5)買換え特例に係る買換資産の取得期間等の延長

【資産税】

- (1)指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例、申告期限の延長
- ☆(2)住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等
- (3)被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税
- ☆(4)被災した船舶・航空機の再建造等に係る登録免許税の免税”

【消費課税】

- (1)消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
- (2)消費税の中間申告書の提出に係る特例
- (3)特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書等の印紙税の非課税
- ☆(4)建設工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税
- ☆(5)被災自動車に係る自動車重量税の特例還付
- ☆(6)被災者の買換え車両に係る自動車重量税の免税措置

【その他】

- ・寄附金の指定（寄附金控除等の対象化）
- ・揮発油税等の「トリガー条項」の一時凍結（適用停止）

<地方税>

【個人住民税】

- (1)雑損控除の特例（前年適用、繰越し期間）
- (2)被災事業用資産の損失の特例（前年適用、繰越し期間）
（※前年適用は所得税の措置の自動影響。個人事業税も同様）
- ☆(3)住宅ローン減税の適用の特例
 - (4)財形住宅・年金貯蓄の目的外払戻し非課税
（※所得税の措置の自動影響。還付の規定を整備）

【法人事業税・法人住民税】

- ☆(1)法人事業税及び法人住民税における減免措置
- (2)申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略

【固定資産税・都市計画税】

- ☆(1)津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する23年度分の課税免除
- (2)被災住宅用地の特例

☆(3)被災代替住宅用地の特例

○(4)被災代替家屋の特例

○(5)被災代替償却思案の特例

【不動産取得税】

○(1)被災代替家屋の取得に係る特例

☆(2)被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

【自動車取得税】

☆(1)被災代替自動車の取得の非課税

【自動車税、軽自動車税】

☆(1)被災代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税

《総務省通知関係》

①地方税に係る期限の延長、減免措置等についての適切な取扱い（3月14日発出通知）

②被災者又は被災団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等について、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受ける場合の取扱い（3月25日発出通知）

③地方税における期限の延長や減免措置等の具体的取扱いについて（3月28日発出通知）

⇒各自治体の判断で納税等期限の延長、固定資産税等の減免措置が可能。

減免を行った場合の財政措置として、自治体は歳入欠かん債の発行が可能。

歳入欠かん債の償還財源は、国が交付税措置で負担（負担割合は検討中）。

<参考>被災地域の地方税の減免、期限の延長等（各県のHP公表ベース）

・減免措置された税目

青森：個人事業税、不動産取得税、自動車税

岩手：個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税

宮城：自動車税、自動車取得税

福島：自動車税

茨城：個人事業税、不動産取得税、自動車税

千葉：個人事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税（大規模償却資産）

・申告・納付期限の延長等

青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉

○特定被災地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、健康保険、船員保険および厚生年金保険の保険料ならびに子ども手当の事業主拠出金が免除（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 5月2日公布、施行）

○震災により、住宅、家財、その他の財産について、おおむね1/2以上の損害を受けた者、原発事故に伴い、避難等の指示を受けた市町村に、23年3月11日現在住所を有していた者等は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除（4月20日および25日、厚生労働省通知）

○被災地域における事業所の被保険者に係る健康保険、船員保険および厚生年金保険の標準報酬月額に

ついて、賃金に著しい変動の生じた月から改定ができることとされた（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、5月2日公布・施行）

2. リーマン・ショック時（57兆円）を超える過去最大級の金融支援

- 中小企業金融円滑化法を25年3月末まで延長。
- 金融円滑化法の趣旨を踏まえ、震災の影響を直接・間接に受けている全国の中小企業の貸付条件の変更等やつなぎ資金の申し込みについて、出来る限り応じるよう金融庁が金融機関に要請。
- 同時に、金融庁は監督指針を改定し、条件変更に必要なとされている経営再建計画について、当初の計画策定期限を1年間延長するとともに、再建までの期間（従来は原則5年）を柔軟に対応することとした。
- 金融機関が公的資金の資本注入を申請しやすいよう、公的資金の申請に際し、経営責任を求めないこと等、金融機関の経営強化計画や国の資本参加基準の要件を緩和した改正金融機能強化法が成立（6月22日）。
- 二重債務問題の対応策として、産業復興相談センターが再生可能と判断した者に対する既往債務の利子補給制度を新設。
- 経済産業省は、原発事故の計画区域等に事業所を有し、移転を余儀なくされる事業者に対し、中小機構が福島県を通じて無利子で融資する制度を創設。
- 中小企業庁は、「東日本大震災復興特別貸付」の中で、利子補給を行い、無利子化する制度を創設。
- 中小企業庁は、日本公庫・商工中金による「東日本大震災復興特別貸付」制度を創設。従来の災害復興貸付とセーフティネット貸付・危機対応業務を束ねた制度（直接被害・間接被害に対応、両者併せ、貸付限度10.2億円（別枠））。金利については1億円（国民事業は3千万円）を限度として、全壊・原発計画区域内の事業者等について、中小機構の基金を活用し、県を通じた利子補給を行い、無利子化（当初3年間）。その他、貸付期間の拡大（10年⇒最大20年）、優遇金利のさらなる引下げ（▲0.5%）、優遇対象上限額の拡大（1千万円⇒直接被害1億円、間接被害3千万円）が実現。
- 中小企業庁は、直接はもとより、風評被害を含む間接被害者を対象とする「東日本大震災復興特別保証」制度を創設（5月23日より適用、無担保1.6億円、最大5.6億円）
- 中小企業庁は、被災者（直接被害および一定要件の間接被害）のための特別枠を創設（5月23日より適用、別枠：1,000万円、金利：当初3年間現行金利マイナス0.9%）。
- 通達により、事情に応じて審査会を開催せず審査委員長が決裁することも可能とするとともに、確認書類についても緩和。
- 共済金貸付要件を緩和（「災害による不渡り」「死亡・行方不明者等となった事業者への債権」等についても貸付要件に追加）。
- 貸付期間は6カ月間延長。6カ月間を超える期限の延長についても個別に弾力対応（最大1年程度）
- 未決済手形・小切手の決済猶予措置については、24年3月末まで継続。

3. 被災地域における雇用安定と失業者のための雇用機会の確保

- 生産指標の確認期間の短縮（3カ月→1カ月）については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の災害救助法適用地域に加えて、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の災害救助法適用地域へも適用拡充。

- 上記地域の事業所と「取引関係が緊密な事業所」や「取引関係が密接な事業所との取引関係が密接な事業所（二次下請け等）」についても適用拡充。
- 雇用された期間が6カ月未満である者も対象に加える拡大措置の継続。
- ハローワークの窓口強化のため相談員増員（全国から延べ20,576人の応援派遣）。
- 重点分野雇用創造事業（都道府県に基金を設け、介護や環境等の成長分野で新たに事業をおこし雇用を創出する事業）のスキームを利用して、基金を積み増し拡充した上で「震災対応事業」として実施。また、補正予算にて基金の積み増しを実施し拡充。基金事業における被災地県の雇用状況（雇用数/募集計画：％）は以下のとおり。

岩手県	(6,992/10,000 : 70%)
宮城県	(10,989/11,000 : 99%)
福島県	(14,260/11,000 : 130%)
三県合計	(32,241/32,000 : 101%)
- 特定求職者雇用開発助成金(※)の対象に、被災離職者と被災地に居住する求職者を追加し、雇い入れた事業者に助成金（中小企業90万円）を支給
 (※)高年齢者等を新たに雇用した場合に事業主に対して助成。
- 成長分野等人材育成支援事業を拡充し、被災地に所在する中小企業が、被災者を新規雇用または、一旦離職した被災者を再雇用した場合に助成。助成対象はOff-JTまたは、Off-JTとOJTを組み合わせた訓練。
- 被災した卒業3年以内の既卒者に限定した求人を提出し、採用する事業主に対して、特例措置として奨励金の支給額を増額。
- 被災地企業の離職者に対する雇用保険の給付日数の延長は、被災者へは通常の再就職困難者に対する60日間個別給付延長の特例に加えて、さらに60日間の給付延長を行う特例措置。加えて、沿岸部など特に雇用情勢が厳しい地区では、90日間の再々延長を行う特例措置。
- 被災地企業の離職者で雇用保険を受給できない者を対象とした「職業訓練および訓練期間中の生活支援給付制度」について、以下の要件緩和を実施。
 - ・被災者等の基金訓練の受講要件緩和（複数受講要件を緩和、受講終了後1年未満の者も再受講可能に）
 - ・被災者の訓練・生活支援給付の要件緩和（土地・建物要件、年収要件の緩和）
- 被災地域の中小企業の労働者を対象に、臨時の健康診断を実施。
- 福島第一原子力発電所で緊急作業に従事した労働者に対して、電離放射線健康診断を実施し、結果を厚生労働省でデータベース化。
- 被災者へのメンタルヘルス相談を実施。
- 厚生労働省HP「こころの耳」に被災労働者やその家族、支援者向けの特設ページを設置（3月23日付）。

4. その他

- 環境省は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の事業者に対しては、手続きなしで申告・納付期限の延長を認める、その他事業者についても手続き経て認めることを決定。
- 津波被災地域である大船渡市、気仙沼市、石巻市など多くの自治体では、罹災証明を即日発行。

- 被災者生活再建制度に係る支援金支給申請の際、罹災証明書取得を不要化（住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その写真の添付をもって申請することが可能）。
- 災害復旧貸付（日本政策金融公庫）における利率引き下げ措置は、損壊の程度を記した念書の提出で申請が可能。ただし、罹災証明の発行が開始された後、遅滞なく提出することが必要。

Ⅲ. 原発事故の早期収束と復興に向けた迅速な対応

2. 風評被害対策および支援

- 各国政府における輸入通関規制に関する情報の公表
 - ・政府（鉱工業品は経済産業省、農水産品は農林水産省、酒類は国税庁）は、各国政府における輸入通関規制に関する情報を HP で公表（随時更新）。
- 各地域の放射線量の測定結果の公表
 - ・文部科学省は、都道府県ごとの放射線量を公表（随時更新）。
 - ・国土交通省は、主要港湾・空港の放射線量を公表（随時更新）。
- 政府における関係証明の発行
 - ・食品関係の政府証明書として、指定都県以外の地域は道府県による産地証明を、指定都県は検査機関を通じた放射能適合証明を順次発行開始。
 - ・国土交通省は、東京、横浜、川崎の各港湾において、貨物単位の放射線証明書を平成 23 年 4 月 28 日から順次発行開始（24 年 5 月時点では、横浜のみ継続実施中）。
- 官民挙げての放射線量検査体制の拡充
 - ・輸出者が、輸出先政府または輸入者からの要請により放射線量検査を受けるための検査機関の増加により、検査体制を拡充。
 - ・24 年 5 月 18 日現在で確認される放射線量検査機関は、全般（55 カ所）、食品（20 カ所）、工業製品（10 カ所）および地方自治体関係（49 カ所）の計 134 か所（ジェットロ調べ）。
- 検査費用にかかる軽減措置の実施
 - ・23 年度第一次補正予算において、経済産業省が輸出品の放射能検査に要する経費の一部を 13 の指定検査機関を通じて事業者へ補助（貿易円滑化事業、予算規模 6.7 億円。検査料の補助率：中小企業 9 / 10、大企業 1 / 2（いずれも補助上限額 10 万円）。6 月 20 日から実施）。

3. 電力不足問題への対応

- 第 4 回エネルギー・環境会議／第 3 回電力需給に関する検討会合において、「電気の使用制限や電力コスト上昇を極力回避する」とされた。
- 節電対策の取り組みと経営への影響調査の結果が、資源エネルギー庁「電力需給に関する検討会合幹事会」資料に盛り込まれた。
- 政府の節電策の方針に、企業の生産活動への配慮が反映。
- 資源エネルギー庁「節電サポート事業」の立ち上げ（節電.go.jp サイト）（6 月 1 日）
 - < 主要事業 >
 - ・小口需要家（契約電力 50kW～500kW の高圧受電事業者）に対する巡回指導の実施
 - ・超小口需要家（契約電力 50kW 未満等）に対しての節電行動計画作成に関する説明会の開催
 - ・政府の節電サポート事業サイトの開設 等

○経済産業省「電気事業法第 27 条による電気の使用制限の発動」を公表（5 月 25 日）。

<制限内容>

- ・東京電力・東北電力管内の 7 月 1 日～9 月 9 日（平日）の 9 時から 20 時。
- ・原則、「昨年の上記期間・時間帯における使用最大電力の値（1 時間単位）」の 15%削減した値を使用電力の上限とする。
- ・上記値が分からない場合や契約電力に増減があった場合は、所要の補正措置を講ずる。

<適用除外・制限緩和>

- ・避難所や原発の周辺地域に立地する事業所等は適用除外。
- ・社会・経済活動に与える影響を最小化するため、電力の利用実態を踏まえ、個々の業種・業態に応じた一定の緩和措置を講じる。削減率は 0%、5%、10%の 3 区分。倉庫業、ホテル業等に緩和措置が設定。

○経済産業省「夏期の電力需給対策について」を公表（5 月 13 日）。

- ・需要抑制目標は、一定の余裕を持つ必要があることから、東京電力・東北電力ともに、大口・小口・家庭の全部門均一に▲15%とする。
- ・大口需要家は、需要抑制の具体的な自主的な取り組みを尊重しつつ、電気事業法第 27 条を活用できるよう必要な準備を進める。
- ・小口需要家には、「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を活用した節電取組の周知等の措置を講じる。需要家の取り組みの策定を支援するサイトを立ち上げ、需要家が自主的に計画を登録できるようにする。説明会を開催し、積極的な取り組みを呼び掛ける。

○23 年度第一次補正予算により、自家発電設備の導入や燃料補助を行う自家発電設備導入促進事業を実施。

- ・自家発電設備導入促進 100 億円
- ・電力需要抑制対策 77 億円

※その他の実現状況については、「東日本大震災の復旧・復興に関する第三次要望」（平成 23 年 6 月 14 日）、
「東日本大震災の復旧・復興および超円高・空洞化対策に関する要望」（平成 23 年 9 月 7 日）の実現状況
をご参照。

「東日本大震災」の復旧・復興に関する第二次要望

－原子力発電所事故に関する要望－

平成 23 年 4 月 26 日

日本商工会議所

大震災後、1 か月半が経過し、この間、政府は懸命な復旧活動に取り組まれている。しかし、原発事故による被害は現在も継続し、拡大し続けている。避難している住民の苦境はもとより、地域の事業者は事業継続の瀬戸際に立たされており、地域は未だ復旧のスタートラインにさえ立つことができない。

先ず、原子力発電所事故の早期収束が求められることは言うまでもないが、苦境に立つ事業者等への損害賠償をはじめ、支援策の迅速な実行が求められる。

ついで、当所が3月末にとりまとめた『東日本大震災』の復旧・復興に関する要望に加え、下記事項を要望するものであるため、政府、東京電力におかれては、その実現に向けて、全力で取り組んでいただきたい。

記

1. 原子力発電所事故の損害賠償に関する迅速な対応

(1) 被害を受けた事業者、住民に速やかな損害賠償を

被害を受けた事業者、住民に対し、速やかに損害賠償が行われることが重要である。事業者や住民が、先行きの見通しを立てるためには、範囲、内容はもとより、手続きやスケジュールなどを含めた損害賠償の全体像が早急に示される必要がある。

また、政府および東京電力は、速やかに損害賠償請求に関する受付・相談窓口を設置し、周知していくことが重要である。

あわせて、損害賠償額の確定までには時間を要すると考えられることから、賠償額の確定前に仮払いを実施するよう強く求める。

(2) 警戒区域等に限定せず損害賠償を

今回の原発事故は、警戒区域等のもとより周辺の地域でも、直接的な被害をもたらしている。また風評被害の影響はより広範に生じている。そのため、損害賠償の対象となる地域については、警戒区域等に限定されるべきではない。

(注)「警戒区域等」とは、「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」およびその他の30キロ圏内の地域を指す。

(3) 被害の実態を踏まえた対応を

風評被害を含め、事業者が受けている被害の実態は深刻かつ多種多様である。こうした被害の実態を踏まえた判定指針を策定するために、商工会議所を含めた地域の団体に積極的に意見を聞くことが重要である。

2. 原子力発電所事故に関する住民・国内・国外への適切な情報提供

(1) 放射線監視の拡充・強化を

放射線汚染の状況は、極めて重要な情報であり、放射線量の測定については、国がきめ細かく、迅速に実施し、国民に分かりやすく情報を伝えることが重要である。

(2) 住民や事業者の立場に立った区域の設定と十分な説明を

屋内退避区域については、住民や事業者に自主的な判断を求めるグレーゾーンであるため、復旧活動をはじめ、生活や経済活動に大きな混乱を生じさせた。新たに設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域についても、住民や事業者に対する設定の理由や講じられる措置の説明が不十分であり、混乱が生じている。このような混乱を踏まえ、政府指示による区域の設定にあたっては、機械的な線引き（同心円）ではなく、科学的な数値等の根拠をもって、きめ細かく設定、または見直しされるべきである。あわせて、住民や事業者に対し、設定の理由や区域内で講じられる措置について、わかりやすく丁寧に且つ迅速に説明を行い、理解を得ることを強く求める。

(3) 国内外の過剰な反応や不当な措置への積極的対応を

国内外で放射能汚染に対する過剰な反応や不当な措置が生じている。政府は国内はもとより国際社会の不安を払しょくし、風評被害の拡大を防ぐため、正確でわかりやすく、きめ細かな情報発信に一層努めることが不可欠である。海外諸国に対しては、英語・中国語・韓国語をはじめとする多言語での情報を直接提供することが重要である。また、各国に対し、過剰に反応して不当な輸入禁止等の措置を行うことのないよう、引き続き強く申し入れる必要がある。

(4) 放射線検査機関の拡充を

全国の事業者が放射能検査を受けられるよう、民間の関係機関・大学等を活用した検査体制の整備に向けて、国として積極的な支援・助成を進めることが重要である。

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

1. 原子力発電所事故の損害賠償に関する迅速な対応

○原子力損害賠償紛争審査会による第二次指針の策定(5月31日)

- ・風評被害についても賠償対象にし、どのような風評被害が認められるかは、今後、業種別（中小企業、製造業、観光等）17分野ごとの専門委員より類型化していくとした。
- ・農林漁業の風評被害については、4月までの出荷制限指示等が出された区域で産出された全ての農林水畜産物（食用にかぎる）が対象となる。
- ・観光業の風評被害については、当該県内に営業拠点を有する観光業について損害が認められるとした。ホテル、旅館、旅行業等の宿泊関連産業から、レジャー施設、旅客船等の観光産業やバス、タクシー

等の交通産業、観光地での飲食業や小売業等までも含み得るが、個別具体的な損害額の算定に当たっては、それぞれの事情を十分検討する。

- ・発生県以外の地域については、引き続き市場動向等の調査、分析等を行った上で、今後検討する。ただし、震災自体による消費マインドの落ち込みという理由による蓋然性の検討も必要とする。

○避難区域等の中小企業への仮払い補償を開始

- ・東京電力は5月31日、避難区域等の中小企業に対して3月12日～5月末日の粗利相当分の1/2（上限250万円）を仮払い補償額として6月1日より請求受付を開始。5月12日の政府決定を受けて設置された「原子力災害被災中小企業に対する仮払い補償の実施に向けた協議会」（福島商工会連合会、福島商工会議所連合会、福島県中小企業団体中央会、東京電力で構成）での検討結果を踏まえて東京電力が決定したものの。

○原子力災害対策本部が「当面の取組方針（ロードマップ）」を公表（5月17日）

- ・事業者への賠償実施を含む当面の取組方針（ロードマップ）を発表。前文において「国も、東京電力任せではなく、できる限りの対応を（する）」「原子力政策は、我が国が国策として進めてきたものであり、今回の原子力事故による被災者の皆さんは、いわば国策による被害者です。最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応（する）」等と記載あり。

○原子力損害賠償紛争審査会（文部科学省）による第一次指針の策定（4月28日）

- ・政府の指示・制限等のあった区域を対象に、第3回会合（4月28日）で第一次指針を策定・公表。事業者関係では、営業損害（減収分や追加的費用）、財物価値の喪失又は減少等、検査費用などが損害に該当するとされた。

○風評被害について、第5回会合（5月23日）で以下の論点について整理中。

- ・損害項目として営業損害（取引拒否、価格下落等による減収、返品、廃棄、販促費等の追加的費用）、検査費用等と整理。
- ・ホテル・旅館業等の観光業、その他の業種に分けて整理。いずれも地域の範囲は「事故発生県」と「周辺都県」と整理。
- ・業種別（中小企業、製造業、観光等）の17分野について、専門委員による精緻な調査・分析の開始が予定されている。

○中小企業に対する融資制度の拡充や特別支援制度の創設

- ・中小企業者に対して、日本公庫等による融資制度の拡充や政府の避難指示を受けて警戒区域等からの移転を余儀なくされる場合の事業維持のために、中小企業基盤整備機構と福島県とが連携して、長期・無利子の貸付けを行う特別支援制度の創設など、政策支援を大幅に拡充。

○第4回原子力損害賠償紛争審査会（5月16日）において、当所が「中小企業の被害の状況」について説明。避難指示・制限等の対象内区域（原町）、福島県、全国の三部構成で「警戒区域等に限らず被害がある」「被害は深刻かつ多種多様」「被害が長期化しており、家賃や人件費などの固定費を損害として明確化する必要」「風評被害も因果関係の明らかな被害」であることを強調。固定費を損害として明確化する点については前進あり。

※その他の実現状況については、「東日本大震災の復旧・復興および超円高・空洞化対策に関する要望」（平成23年9月7日）の実現状況をご参照。

「東日本大震災」の復旧・復興に関する第三次要望

平成 23 年 6 月 14 日

日本商工会議所

東日本大震災から 3 か月が経過したが、沿岸部はいまだ復旧の入口にとどまっており、内陸部においても、復旧需要による一時的な回復の状況にあるものの、地域経済の自律的な回復には至っていない。原発事故は収束せず、福島地域は、復旧のスタートラインにさえ立つことができない状況にある。

こうした実情を踏まえ、地域が主導する復旧・復興を速やかに実現するとともに、復興を、わが国経済の持続的な成長につなげていかなければならない。

日本商工会議所では、これまで二次にわたり、震災からの復旧・復興に関する要望を行ってきたが、現下の被災地域の厳しい実情を踏まえ、下記の基本的な考え方に基づく第二次補正予算の早期編成を要望する。

政府・国会におかれては、その実現に向け、全力で取り組まれることを強く求める。

I. 復旧・復興に向けた基本的な考え方

1. 国の全面的な支援により、地域が主体となった復旧・復興を

国は、被災地が直面している実態を再確認して、復旧・復興に、全面的に責任を持って取り組むべきである。復旧・復興が遅れば、それだけ、わが国の国力が低下することになる。自治体や被災住民・事業者の窮状を踏まえて、大規模かつ大胆な国費投入を柱とする第二次補正予算を直ちに編成し、がれきの処理、二重債務問題をはじめ、遅れている復旧・復興を大きく動かすことが極めて重要である。

財源確保については、まずは、あらゆる政策を見直し、予算の組み替え、徹底した行財政改革を行い、その成果を国民に示すことが大前提である。不足する財源は、わが国経済の動向に十分留意しつつ、償還財源を担保するために、消費税増税を行うことについては、やむを得ない。

復興に向け、国が定める基本方針のもと、「地域」を復興の主体として推進することが必要である。自治体、商工会議所をはじめとする地域の経済界、市民などが、自らの地域をどのように再生していくのか、ビジョンを打ち立て、その実現に向けた取り組みを主体的に行っていくことが重要である。国は、その歳出に対して、全面的な支援を行うことが肝要と考える。

2. 復興へ向けた工程表の早期提示と一層の加速化を

被災した事業者は、再出発する意欲を有していても、今後の事業再開への見通しを立てることができず、再び立ち上がることができない者が多い。津波により被災した事業者のうち、1 / 4 が廃業の瀬戸際に立たされている地域もある。

今、求められているのは、当面の対策と中長期の政策の明確化を図り、急ぐべき対策を確実かつ迅速に実施することである。

国は、被災地に対し、これらを明らかにした工程表を早期に提示するとともに、災害に強い国づくりと持続的な経済成長の実現に向けた力強いメッセージを、国民に示すことが必要である。

3. 復旧・復興をテコにわが国経済の発展を

被災地を震災発生前の状態に戻すだけでは、わが国を取り巻く危機に対応することができず、海外諸国との競争に劣後することになる。阪神・淡路大震災では、港湾機能の復旧後も出荷額の低下が続き、アジアにおける物流拠点としての地位が低下した。

過去の轍を踏まないためには、被災地の復旧・復興をテコに、わが国経済の持続的な成長との好循環を確立し、強い日本を再び作り上げていくことが必要である。そのため、平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた法人実効税率と中小法人の軽減税率の引き下げの平成24年度での実現や、空洞化回避のための政策展開を図ることが強く求められる。

こうした政策を通じ、日本全体の経済・産業を再活性化させることにより、被災地の復興を一層加速することが可能となる。

II. 東北・北関東の震災からの本格的な復興に向けて

1. 遅くとも8月末までに災害廃棄物収集の完了を

津波により発生した災害廃棄物は膨大な量にのぼり、いまだ仮置場への搬入済量は、災害廃棄物全体のわずか2割にも満たず、被災地復興の大きな妨げになっている。建築物以外にも汚泥や海中にある災害廃棄物の処理も遅れており、国の予算不足を指摘する地域が多い。

国は、処理予算を大幅に拡充するとともに、自治体との連携のもと、場合により国自らが直接実施することも含め、生活環境に支障が生じる災害廃棄物を遅くとも8月末までに収集するなど、マスタープランのスケジュールを可能な限り前倒して、処理を図るべきである。

2. 民間保有を含めたインフラの早期復旧を

鉄道や港湾、空港などのインフラの機能回復が遅れている。地域の再生には、産業基盤の早期復旧が極めて重要であり、民間保有分も含め、国の財政負担でインフラ整備に取り組むべきである。その際、住民や企業等の利便性確保のため、復旧スケジュールを早期に明確化することが重要である。

また、整備にあたっては、震災からの復興をわが国の経済成長への確固たる足がかりとしていくことが重要である。東北地域全体の連携強化を念頭においた道路網の整備（三陸自動車道の早期全線開通や、東北自動車道との接続による東西方向の道路網構築など）、災害時の避難路確保や物資運搬等の円滑化（幹線道路の複線化、日本海側の港湾の充実化）などを復興予算に組み入れ、防災・減災の観点を含む代替性・多重性の確保をはじめ、災害に強いインフラ整備を果敢に行うことが必要である。

なお、沿岸部の主要産業である水産業の再生のため、漁港の整備をはじめ、加工・流通を含む漁港機能全体の早期復旧を図ることが必要である。

3. 事業再開へ向けた強力な支援の実施を

(1) 二重債務問題の解消を

事業者にとって、既往債務を抱えたまま新たな借入れを行わなければならない、いわゆる二重債務問題が、事業再開の大きな足枷となっている。特に被害が甚大であった沿岸部における中小企業の既往債務残高は、1兆4千億円規模にのぼると言われている。

この問題に対処するため、事業資産を消失し、再起を目指す事業者に係る金融機関やリース事業者の債権を公的機関が買い取る「債権買い取りスキーム」を創設するとともに、既往債務負担の軽減や

新規借入が行われるような仕組み（例えば、買い取った債権の金利負担の軽減、DDS*化、原則として新規融資を債権買い取りの前提とすること）を、あわせて構築することが必要である。

なお、中小企業再生支援協議会の機能強化を図ることも重要である。

また、事業再開のみならず、起業や第二創業を促進するため、補助金や税の減免などにより、積極的な支援を行うべきである。

*DDS（デット・デット・スワップ）とは：

貸付金を、資本的性質を有する劣後ローンに変更すること。

(2) 今後の資金需要を見据えた万全の資金繰り対策を

第二次補正予算における資金繰り対策については、今後の資金需要を見据え、万全の支援策として、事業規模の倍増（20兆円）が必要である。また、信用保険および信用保証協会の財務基盤を抜本的に強化することにより、復旧・復興のための資金が円滑に供給される体制を構築すべきである。第一次補正予算で手当てされた10兆円の資金繰り支援策は、当面の復旧資金に対応するものであり、今年度後半に想定される復興資金需要の盛り上がりには不十分である。

また、東日本大震災復興特別貸付・マル経融資について、次に掲げる支援措置を講じるべきである。

- ・金利低減措置が講じられる間接被害の対象事業者の拡大（特に原発被害の影響が甚大である福島県内については、特段の配慮を図りたい）
- ・既往借入に加えて新規借入をする場合の借換え一本化制度の導入（既往借入の借換え部分について金利低減化）
- ・全壊等の被災事業者に対する支援措置の拡充（貸付期間・無利子期間の延長、金利のさらなる低減、担保等に関する弾力的取り扱い）

(3) 被災事業者の工場、店舗、事務所等の建物や設備に対する支援の拡充を

被災事業者にとって、事業再開の第一歩となる仮設工場・仮設店舗については、被災事業者等から極めて多くの要望が寄せられている。第二次補正予算においては、増加が見込まれる希望事業者が全て入居できるよう、仮設工場・仮設店舗の整備事業費を大幅に拡充するとともに、迅速な提供のための関係法規制の弾力的な運用、手続きの迅速化を講じるべきである。

また、被災地域の中小企業のグループ等が行う共同生産・販売等施設の整備への国と自治体の連携による助成についても、同様に、多くのニーズに応えられるよう、大幅に拡充すべきである。

さらに、被災事業者における早期の事業再開には、新たな機械設備・車両等の確保が不可欠であるため、全国の遊休機械設備等を被災事業者に無償提供する仕組み（提供者側において全額損金算入可能とすることを含む）を早急に構築するとともに、輸送・据付等の費用に対する公的助成の創設が必要である。

被災事業者の販路拡大や新事業展開等への積極的な支援も重要である。

(4) 事業再開支援税制等による被災地経済の再生を

事業の再開と、その後の経営の安定化、さらなる投資の拡大を強力に進めるため、次に掲げる税制等の支援措置を講じる必要がある。

- ・被災地における大幅な設備投資減税
- ・固定資産税等の減免
- ・事業承継税制の適用要件の緩和（雇用継続要件の緩和、資産管理会社該当要件の緩和等）
- ・中小企業基盤整備機構が被災地域で行う仮設工場・仮設店舗等の整備事業を促進するための税制措置の創設
- ・雇用や賃金を維持する被災事業者への社会保険料等の免除措置の適用拡大など

4. 雇用創出基金事業の早期執行等による被災地の雇用機会の拡大を

被災3県（岩手、宮城、福島）では、有効求人数が、有効求職者数の1/10程度に止まっている。国は、雇用創出基金事業の早期執行や基金のさらなる積み増し等により、被災地域の自治体による直接・間接の雇用機会（行政事務、避難所での炊事・洗濯等軽作業、がれきの仕分け・片付け等）を大幅に拡大することが重要である。

雇用創出基金事業の執行等が遅れている地域では、国や県の主導により、次に掲げる措置を講じることが必要である。

- ・被災地域の自治体との連携のもと、近隣自治体の企画・立案による、被災地域を含めた基金事業等の展開
- ・被災地域の自治体の取り組みを補完するため、基金事業等の受け皿となる、株式会社など法人組織の設立

5. 観光の再生に向けた支援の強化を

国は、早急に、東北・北関東地方における観光開発計画や、インバウンド回復に向けた具体的取り組み、国内観光に関する一元的な情報発信体制の整備などを盛り込んだ、「観光復興マスタープラン(仮称)」をスケジュールとともに明示し、計画的に実施すべきである。

インバウンドにおいては、訪日外客数の約6割を占める韓国、中国、台湾からの観光客を増加させることが重要である。国は、日中韓観光大臣会議の合意事項（正確な情報発信や特別プロモーションなど）に基づく具体的な施策を実行すべきである。

東北の6大祭りが集結した「東北六魂祭」など、各地では地域資源の活用や地域連携による新たな観光振興への取り組みが行われている。こうした祭りをはじめとする新たな連携による地域の取り組みに対する国の支援が求められる。また、毀損した文化財等、地域の観光資源の修復、復元についても迅速な支援が必要である。

6. 新しいまちづくりへの取り組み支援を

市町村は復興計画を早期に策定し、コンパクトシティなど将来のあるべきまちの姿を明確に示すことが重要である。

県は、国が策定する復興ビジョンに基づき、市町村の計画を妨げない県全体の発展の方向性を示すとともに、市町村自らが計画策定を困難とする場合には、住民等の声を十分に反映した複数の計画案を選択肢として提示することが求められる。

国は、要請に基づき、計画策定に関する専門家の派遣などの支援を行うことが必要である。また、計

画的なまちづくりの障害となる土地の権利調整の解決策（個人の財産権と公共目的による利用を調和させる政策など）を示すべきである。

さらに、新しいまちづくりには、経済界、市民、NPOをはじめ、地域の関係者が自らの手で行える仕組み（地域の関係者によるまちづくり株式会社を活用した事業活動）を構築することも必要である。

7. 復興特区の活用を

被災地域の自治体が、地域の実情に合わせた復興を主体的かつ戦略的に推進するため、地域と期間を限定して、大幅な土地利用計画の迅速な変更、手続きの一元化等を可能とする規制緩和や税制優遇措置等を講じ、地域再生の早期実現を図るべきである。

地域主体の復興に向けて、特区制度を最大限活用できるよう、国は、指定基準等を含めた基本方針を明示するとともに、同方針に基づいた地域からの特区申請については、指定の迅速化と、税財源および権限の思い切った移譲を図るべきである。

特区指定後も地域の再生に向けて必要な措置があれば、国と特区との協議により、適宜追加できるようにすべきである。

8. 復興庁の早期設置と復興担当大臣の被災地での常駐化の実現を

復興庁設置法を早期に制定し、被災地が主体となった復興を支援するために、復興に関わる国の行政を一元化した復興庁を、企画立案、予算配分、執行などの機能を持たせて、早急に被災地に設置することが必要である。

復興庁には、復興担当大臣を常駐させ、各自治体と連携を図りながら、復旧・復興に取り組んでいくことが不可欠である。

9. 地域支援機能の充実強化を

被災地域における一刻も早い商工業の再生や地域経済の復興に向け、経営支援および地域支援機能をもつ商工会議所等の事業機能の維持・強化のため、国および地方自治体による特段の支援が必要である。

Ⅲ. 福島への再生に向けて

原発事故の早期収束に、国は引き続き全力を傾ける必要がある。同時に、福島への再生に向けて、以下の事項に強力に取り組むべきである。

1. 原発事故の被災中小企業に対する本格的な補償の実施を

政府は、5月13日に東京電力による損害賠償を支援する枠組みを決定したが、この枠組みを実行するための法整備が遅れている。政府は、被災中小企業に対する本格的な補償を実施するため、枠組みの法律化を急ぐ必要がある。法整備の遅れは、東京電力の資金調達環境を悪化させ、迅速な補償の実施のみならず、電力の安定供給にも支障を生じさせかねない。

また、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針とりまとめ（7月中）にあたっては、被災中小企業が被った損害の実情を十分調査し、それら多様な損害が、賠償の対象から漏れることのないようにすべきである。

さらに、仮払いも含め、被災中小企業に対する補償が円滑に行われるよう、国の役割の明確化と、地

元自治体を中心とする支援体制の一層の充実が不可欠である。また、指針内容の解釈や算定方法等について、被災中小企業に対する分かりやすい周知を行う必要がある。

2. 地元の声を踏まえた福島県復興に関する特別立法の検討を

地震・津波に加えて原発事故の被害を受けた福島県特有の問題を解決し、地域経済・コミュニティの復興、事業者の経営基盤の再生、雇用機会の確保を図るため、特段の支援措置が必要である。現在、福島県においては、原発事故収束後の復興に向けた検討が官民で進んでいることに鑑み、特別な立法措置を検討すべきである。

3. 放射能汚染の除去対策の早急な実施を

国においては、放射能汚染された表土の除去や除去した表土を含む汚染土壌の処理をはじめ、除染対策を早急に実施する必要がある。特に、学校等公共スペースにおける表土除去作業などにより、児童・生徒の安全・安心な教育環境の確保を保証すべきである。

4. 放射能検査機関に対する助成措置の継続を

現行の放射能検査機関に対する助成措置については、少なくとも1年間継続するとともに、全国各地の事業者が容易に利用できるよう、助成対象となる検査機関数を大幅に増やすべきである。

IV. 新しい経済社会の実現に向けて

大震災により、日本企業は、ストックの毀損やサプライチェーンの寸断、電力供給など、多くの制約を受けており、東北地方はもとより、わが国からの企業・人材の流出や、海外からの日本企業誘致など、空洞化圧力が強まっている。

このまま手をこまねいているならば、わが国産業の競争力は低下し、企業の海外展開の加速化や、外国企業の日本外しなどにより、空洞化がさらに進んでしまう。

競争力の低下や空洞化を回避するための政策展開が不可欠であり、厳しい制約条件を克服して、投資環境の整備や立地競争力の強化を図り、わが国経済の力強い成長を実現していかなければならない。

新しい経済社会の実現に向け、国は、次に掲げる諸点に取り組み、わが国の持つ強みを再復活させることが強く求められる。

1. 原発の安全性確保と電力の安定供給が喫緊の課題

定期点検で停止していく原発が再稼働しなければ、東京電力・東北電力管内だけでなく、全国で深刻な電力不足が生じることになる。安全確保を条件として、原発が適切に再稼働できるよう、国においては、原発立地地域はもとより、国民に対して、事故を踏まえた新たな安全対策について明確な説明を行い、当面の電力供給の不安を解消すべきである。

また、中小企業に対する自家発電設備や省エネ機器の導入の助成措置について、拡充を図るべきである。

2. わが国経済の成長力強化を

落ち込んだ経済状態から力強い成長を達成するため、平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた法人実

効税率と中小法人の軽減税率の引き下げの平成 24 年度での実現や、FTA・EPA の一層の加速化と TPP 参加への検討に取り組むべきである。また、農業についても、大胆な政策展開により、生産性や国際競争力の向上を図り、「産業力」を強化することが不可欠である。

さらに、環境・エネルギーや健康など、今後の成長が見込まれる分野における新産業の形成、創業や新事業への挑戦、技術開発など、「新たな成長の糧」を創り出していくことが重要である。たとえば、東北地方においては、研究開発分野における先導的プロジェクトによる地域づくりなどが想定される。

3. サプライチェーン再構築の戦略的展開を

わが国産業の空洞化を防止し、引き続き競争力を強化していくためには、投資環境の整備はもとより、産業インフラの充実強化等により、強いサプライチェーンを再構築しなければならない。

このため、地域経済と雇用を支えているものづくり中堅・中小企業の育成・強化を戦略的に進めていくことが不可欠である。まずは地域におけるこれら中堅・中小企業の経営実態を踏まえて、供給力の分散化や設計の標準化等に取り組む企業に対する支援措置を講じることなどにより、サプライチェーンが抱える脆弱性の克服を図ることが必要である。さらに、立地競争力の向上に向けた、企業立地や新たな設備投資を促進する補助金の大幅拡充、出資や資本性の長期融資などを通じた資本性資金の充実化により、中堅・中小企業の経営基盤の強化を図ることが強く求められる。

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

I. 復旧・復興に向けた基本的な考え方

1. 国の全面的な支援により、地域が主体となった復旧・復興を

○東日本大震災復興基本法（平成 23 年 6 月 24 日施行）

○第 2 次補正予算（平成 23 年 7 月 25 日成立）

予算規模約 2 兆円。東日本大震災の直近の復旧状況等を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すための経費を計上。財源については、追加の国債を発行せず、平成 22 年度決算剰余金により賄う。

【平成 23 年度第 2 次補正予算の概要】※財務省資料から抜粋

1. 原子力損害賠償等関係経費	2,754 億円
2. 被災者支援関係経費	3,774 億円
3. 東日本大震災対策本部運営経費	5 億円
4. 東日本大震災復旧・復興予備費	8,000 億円
5. 地方交付税交付金	4,573 億円

○「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日策定（8 月 11 日改定））

- ・東日本大震災復興基本法第 3 条に基づく国による復興のための取組みの基本方針。また、被災した地方公共団体による復興計画等の作成に資するため、国による復興のための取組みの全体像を明らかにしたものの。

- ・復興期間は10年間とし、復興需要の高まる当初の5年間を「集中復興期間」と位置付け。事業規模は、「集中復興期間」の5年間で少なくとも19億円程度、10年間で少なくとも23兆円程度。
- ・復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連体詞負担を分かち合うことを基本。
- ・5年間の「集中復興期間」の財源は、23年度第一次補正予算、第二次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却、特別会計、公務員人件費等の見直し、さらなる税外収入の確保、時限的な税制措置により13兆円程度を確保。
- ・税制措置は、基幹税などを多角的に検討。

2. 復興へ向けた工程表の早期提示と一層の加速化を

○復興施策の事業計画及び工程表（8月26日公表）

海岸対策、河川対策、下水道等、交通網などの対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方や目標を記載。

II. 東北・北関東の震災からの本格的な復興に向けて

4. 雇用創出基金事業の早期執行等による被災地の雇用機会の拡大を

○福島県における雇用創出基金の活用事例

県と市町村との連携により、広域的に被災者雇用を創出。概要は以下のとおり。

- ・福島県では、雇用創出基金を活用し、市町村と連携した被災者雇用支援事業「がんばろう福島！絆づくり応援事業」を6月1日から開始。
- ・福島県内を複数の市町村から構成される6ブロックに分割。各ブロックごとに委託する派遣会社を決定。
- ・派遣会社は、市町村等からの求人に対応する人材を、就労希望の被災者から、行政区域を越えて雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事いただく。

(参考)

基金事業における被災地県の雇用状況（雇用数/募集計画：％）

岩手県 (6,992/10,000 : 70%)

宮城県 (10,989/11,000 : 99%)

福島県 (14,260/11,000 : 130%)

三県合計 (32,241/32,000 : 101%)

5. 観光の再生に向けた支援の強化を

○被災3件訪問外国人に対する査証代免除措置（11月より約4年5カ月）

東日本大震災を受けて、特に被害が甚大であった岩手県、福島県、宮城県の被災三県に対する復興支援策として、被災三県を訪問する外国人に対する査証料を免除する措置を決定。本措置期間は復興基本方針の「集中復興期間」にあわせて、2011年11月15日～2016年3月31日。

○東北地方における観光開発計画への支援

被災地において、広域的な連携による滞在型観光を推進しつつ、観光を通じた復興を図るための事業計画の策定に対する補助として被災3県（岩手県、宮城県、福島県のいずれかを含む地域）を対象とし

た「観光地域づくりプラットフォーム支援事業（復興支援型）」を創設。

Ⅲ. 福島の再生に向けて

1. 原発事故の被災中小企業に対する本格的な補償の実施を

○政府は原子力損害賠償紛争審査会の下に和解の仲介の申立に対応する「原子力損害賠償紛争解決センター」を東京都内と福島県内（郡山）に設置。

○東京電力は中間指針を受けて、各損害項目に対する算定基準、必要書類、請求様式の作成等の諸準備を進めるとともに、体制の強化（要員の増強等）を図り、9月請求受付開始、10月支払い開始。

○原子力賠償紛争審査会「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」の公表（8月5日）

○政府の避難指示等の対象区域における損害

減収分（逸失利益）や追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用、事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）、財物価値の喪失又は減少等、検査費用などが損害に該当。指示等の解除後も一定の範囲で損害に該当。

○農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害

農林水産業者および関連の事業者に加えて、加工・流通業者の減収分や追加的費用が損害に該当。

○風評被害

業種毎に示す一定の範囲の類型（以下①～④参照）については、原則損害に該当。損害項目は、買い控え、取引停止等による営業損害（減収、追加的費用）、就労不能等に伴う損害、検査費用。

①農林漁業・食品産業（加工業・製造業・流通業）についての買い控え等の被害。

②観光業：福島、茨城、栃木、群馬県における解約・予約控え等による減収等。ただし、外国人観光客に関する損害については、全国を対象に、5月末までの通常の解約率を上回る解約による減収等。

③製造業・サービス業：福島県に所在する拠点で発生した買い控え、取引停止等による被害。ただし、外国人来訪に係るものは、全国において発生した被害で、少なくとも5月末までの解約による減収分及び追加的費用。

④輸出に係る風評被害：被害対象地域限定なし。輸出先国側の要求によって現実に生じた検査費用や証明書発行費用等。輸入拒否により、廃棄、転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたため生じた減収分及び追加的費用。

○間接被害

一次被害者との関係で、取引に代替性がない場合（販売先又は調達先が地域的に限定されている事業で必然的に生じた）は、損害に該当。

【原子力災害復興関係経費 24年度予算：4,811億円】

・除染、汚染廃棄物処理等 4,513億円

・福島避難解除区域生活環境整備事業【新規】 42億円 等

原子力発電所事故による避難区域等の解除に伴い、長期避難のために放置されていた公共施設の機能回復等を進め、住民の速やかな帰還を実現

【原子力災害復興関係経費 23年度第三次補正予算】

除染に関する経費、福島県原子力災害対応・復興基金を創設するための経費等

- ・放射性物質により汚染された土壌等の除染、汚染廃棄物の処理等 2,459 億円
- ・放射線治療に関する国際的医療センター整備及び地域医療の再生 687 億円
- ・原子力損害賠償仮払金 264 億円
- ・環境創造センター（仮称）の整備 80 億円

【原子力損害賠償法等関係経費 23 年度第二次補正予算】

原子力損害賠償法等関係経費として 2,754 億円を計上

(1) 原子力損害賠償法関係経費 2,474 億円

- ・政府補償契約に基づく補償金支払い 1,200 億円
- ・福島県原子力被災者・子ども健康基金 962 億円
- ・除染ガイドライン作成等事業 2 億円
- ・放射能モニタリングの強化 235 億円
- ・福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業 50 億円
- ・「日本ブランド」復活のための対外発信力強化 53 億円 等

(2) 原子力損害賠償支援機構法（仮称）関係経費 280 億円

- ・原子力損害賠償支援機構（仮称）への出資金 70 億円
- ・交付国債償還財源に係る利子負担 200 億円 等

3. 放射能汚染の除去対策の早急な実施を

○政府・原子力災害対策本部が、放射能物質の除染に関する基本方針を決定（8月26日）（除染推進に向けた基本的考え方、除染に関する緊急実施基本方針）。

- ・国が直接的に除染を推進し、年間20ミリシーベルトを下回ることを目指す。
- ・年間20ミリシーベルトを下回っている地域は、1ミリシーベルトに近づくことを目指す。
- ・子どもの生活圏（学校、公園等）の徹底的な除染を優先。
- ・2年後までに、年間被ばく線量を約50%減少した状態を実現することを目指す。
- ・今後2年間で学校、公園など子どもの生活環境を徹底的に除染することによって、2年後までに、子どもの推定年間被ばく線量がおおむね60%減少した状態を実現することを目指す。
- ・モニタリング、調査、精査等を通じ、定期的に目標を見直す。
- ・土壌等（稲わら、たい肥、がれき含む）の処理は、早急に処分場の建設に向けたロードマップを作成するが、当面の間は、市町村又はコミュニティ毎に仮置場を持つことにし、国として財政面・技術面で市町村の取組に対する支援をする。

○「放射性物質による環境汚染に対応する特別措置法」が成立（8月26日）。国が汚染の著しい地域を指定し、土壌や草木、建物の除染のほか、がれきの処理を実施する。”

IV. 新しい経済社会の実現に向けて

1. 原発の安全性確保と電力の安定供給が喫緊の課題

○第12回新成長戦略実現会議（8月3日、首相官邸）に岡村会頭が出席・発言。

- ・電力の不足とコスト増に対してもっと厳しい見方が必要。製造業の海外移転により中小企業は影響を受けている。早期に具体的な対策が必要。

- ・安全性が確認された原発の再稼働へ責任をもって対応すべき。
- ・需要抑制対策や供給対策の推進が必要。第三次補正予算、24年度予算編成で中堅・中小企業に対する支援が必要。

2. わが国経済の成長力強化を

3. サプライチェーン再構築の戦略的展開を

○日本公庫・商工中金において、金融検査上資本と看做せる貸付制度を創設（12月12日）

（無担保無保証、中堅・大企業は商工中金のみ）

貸付限度：中小企業7.2億円、中堅・大企業20億円

貸付期間：10年（期限一括償還）

金利：業績赤字時0.4%

業績黒字時約3.6%～約4%

○被災地域の未上場企業に対する機動的なリスクマネーの供給（投資）を行うため、官民連携ファンド（東日本大震災中小企業復興支援投資事業有限責任組合）を創設（24年1月31日設立、ファンド総額70億円、うち35億円を中小機構が出資）

※その他の実現状況については、「東日本大震災の復旧・復興および超円高・空洞化対策に関する要望」（平成23年9月7日）の実現状況をご参照。

平成24年度税制改正に関する意見

平成23年7月21日

日本商工会議所

基本的な考え方

（力強く持続的な経済成長に向けて、あらゆる政策を実行すべき）

わが国は、危機的な財政赤字の中、グローバル化、少子高齢化、財政健全化等の構造的な課題に加え、東日本大震災からの復旧・復興という新たな困難に直面している。これらわが国を取り巻く諸課題の解決に必要なのは、長期にわたる停滞から抜け出し、力強く経済を成長させることである。デフレ脱却と、力強く持続的な経済成長の実現を経済運営の基本として、成長のためにあらゆる手段を総動員すべきである。

一方、国際的に高水準にある法人の税負担が、わが国の立地競争力を低下させ、対日投資の減少はもとより、企業の海外への生産拠点の移転を招き、空洞化を加速させる大きな要因となっている。法人税率をアジア諸国並みの20%台に引き下げる等、魅力ある国内事業環境を早急に整備し、わが国の国際競争力を強化することが、極めて喫緊の課題である。

（中小企業の発展と地域の活性化なくして、経済成長や雇用の維持・創出は実現できない）

東日本大震災によるサプライチェーンの寸断により、わが国のものづくりが中小企業によって支えられていることが再認識され、改めて、中小企業の重要性が明確になった。企業数の99.7%、雇用の約7

割を占め、法人税の約4割、消費税の5割強を納付する中小企業の発展を「新成長戦略」の最重点項目として明確に位置付け、生産性の向上や技術開発、販路拡大への強力かつ具体的な支援策を抜本的に拡充する必要がある。

また、地域の活性化なしに、わが国の力強い経済成長はあり得ない。疲弊している地域経済・社会を早急に立て直し、地域の活力をわが国の成長につなげる必要がある。

税制面においては、中小法人の軽減税率の引き下げをはじめ、中小企業の設備投資等を後押しする租税特別措置の拡充や地域の活性化に向けた取り組み支援が強く求められる。

(国民に負担増を求める場合、徹底的な行財政改革の実行と経済状況等への配慮が必要)

社会保障制度や医療等の分野において歳出増加要因が高まっているが、安易に負担増を求めるのではなく、まずは、歳出削減を進めることが大前提である。歳出増加を抑制しない限り、すぐにまた財源不足に陥り、さらなる増税が必要となることは明らかである。

ついては、無駄な歳出の抜本的な見直し、社会保障制度のさらなる効率化や議員定数の削減、公務員制度改革等の徹底的な身を切る行財政改革を断行すべきである。そして、それら改革の成果を具体的な数値で明示することが不可欠である。こうした取り組みと成果なしに、負担増に対する国民の理解を得ることは、到底不可能である。

もとより、国民に負担増を求める場合には、デフレの解消や景気回復の状況等に十分な配慮が必要であることは言うまでもない。

わが国は、東日本大震災からの復旧・復興をテコに、経済の持続的な成長との好循環を実現し、強い日本を再び創造していかなければならない。上記の「基本的な考え方」に基づき、平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた中小法人の軽減税率を含む法人実効税率の引き下げの平成24年度からの確実な実施など、力強く持続的な経済成長を実現するための税制の構築が不可欠である。政治のリーダーシップにより、本意見に掲げる税制改正の実現を強く求める。

【目次】

基本的な考え方

(力強く持続的な経済成長に向けて、あらゆる政策を実行すべき)

(中小企業の発展と地域の活性化なくして、経済成長や雇用の維持・創出は実現できない)

(国民に負担増を求める場合、徹底的な行財政改革の実行と経済状況等への配慮が必要)

I. 震災復旧・復興に向けた税制措置

1. 大規模・大胆な震災復興対策の実行と財源の確保について

(1) 3年間の短期間に大規模かつ大胆な国費投入で復旧・復興を果たすべき

(2) 復興財源として、法人税、所得税の増税は空洞化を加速させるため反対

2. 平成24年度税制改正を待たずして直ちに被災地域等において措置すべき事項

(1) 事業再開と経営安定化に向けた税制支援を

(2) 中小企業の事業継続のため、津波被災地域等における相続税は非課税とすべき

(3) 間接被害に対する税の減免措置の創設を

II. 税制抜本改革について

1. 法人税率はアジア諸国並みの20%台まで引き下げ、中小法人の軽減税率は11%以下に引き下げるべき

2. 経営基盤強化の観点から、個人事業者の所得税の負担軽減を図るべき
3. 経済成長や中小企業の円滑な事業承継に向けて、資産課税のあり方を検討すべき
4. 地域の「自主・自立」の確立に向けた地方税改革を

Ⅲ. 社会保障と税の一体改革について

1. 社会保障給付のさらなる効率化が必要
2. 中長期的な国民負担率と持続可能な社会保障制度に向けた具体的な方策の明示を
3. 消費税の引き上げは、国民や企業の納得と理解を得ながら進めることが不可欠

Ⅳ. 平成 24 年度税制改正に関する意見

I. 経済成長の実現に向けた税制改正

1. 中小法人の軽減税率の確実な引き下げを
2. 法人実効税率の確実な引き下げを
3. 中小企業等の成長に資する租税特別措置の拡充・恒久化を
 - (1) 中小企業等の租税特別措置等の利用制限は容認できない
 - (2) 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化を
 - (3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の拡充・恒久化を
 - (4) 研究開発税制の拡充・恒久化を
 - (5) 中小法人における交際費の全額損金算入の実現を
 - (6) 特定の事業用資産の買換えおよび交換の場合の譲渡所得の課税特例の恒久化を
 - (7) 商工中金の抵当権設定登記に係る登録免許税、事業税の軽減措置の延長を
 - (8) 中小企業等基盤強化税制および中小企業情報基盤強化税制の延長を
 - (9) 企業立地促進税制の延長を
4. 中小企業の円滑な事業承継の実現を図るべき
 - (1) 親族内承継の円滑化を図るべき
 - (2) 親族外承継の円滑化を図るべき
 - (3) 円滑な事業承継のための新たな税制措置の導入
5. 新規創業、ベンチャー支援税制を拡充すべき
 - (1) 創業する中小企業に対する法人税の免税、欠損金の繰越控除期間の無期限化を
 - (2) 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税枠(1000万円)の創設を
 - (3) エンジェル税制の拡充を
 - (4) ベンチャー企業への投資促進を拡充すべき
6. 中小企業の国際化（海外展開）を支援する税制を拡充すべき
 - (1) 中小企業の海外展開への取り組みに係る費用の税額控除の創設を
 - (2) 海外展開で得た利益の国内への還流促進に資する税制措置の拡充を
7. 環境・新エネルギー等への取り組み促進に資する税制措置を
 - (1) グリーン投資減税の拡充を
 - (2) 新エネルギー等の技術開発を促進する税制を創設すべき
 - (3) 省エネ製品の普及に資する税制措置を
 - (4) エネルギーコスト上昇につながる地球温暖化対策税は再検討すべき
8. 内需振興に資する税制を拡充すべき

- (1) 事業所税の廃止を（特に負担感が大きい中小企業に対しては直ちに廃止すべき）
- (2) 固定資産税に係る負担軽減
- (3) 住宅税制を拡充すべき
- (4) 環境や震災に強いまちづくりを促進する税制を拡充すべき

II. 企業の活力強化に資する税制改正

1. 中小企業の経営力強化や市場開拓等を支援する税制措置を
2. 雇用促進・能力開発を支援する税制措置の創設を
3. 欠損金制度を拡充すべき
4. 留保金課税を廃止すべき
5. 役員給与に係る税制措置を拡充すべき
6. 印紙税を廃止すべき
7. 事業再生・再編を支援する税制措置を拡充すべき
8. 中小企業の企業年金制度等を拡充すべき
9. 消費税制度に関する改善すべき事項
10. グループ法人税制に関する改善すべき事項

III. 地域活性化に資する税制

1. 都市再生・地域活性化に資する租税特別措置の拡充を
2. 中心市街地等の活性化のための税制措置の拡充を
3. 大規模地震対策の促進を

IV. 納税環境整備の充実

1. 社会保障と税の共通番号制度の早期導入による行政の効率化を
2. 中小企業の納税事務負担軽減措置の創設・手続きの簡素化が必要
3. 利子税・延滞税・不納付加算税の軽減が必要
4. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充を

V. 経済活動・国民生活に資する税制

I. 震災復旧・復興に向けた税制措置

1. 大規模・大胆な震災復興対策の実行と財源の確保について

(1) 3年間の短期間に大規模かつ大胆な国費投入で復旧・復興を果たすべき

わが国にとって、震災からの復旧・復興は現下の最優先課題である。震災被害の甚大性、自治体や被災住民・事業者の窮状等を踏まえ、3年間の短期間に大規模かつ大胆な国費投入により、遅れている復旧・復興を大きく前進させることが必要である。

そのための財源の確保に関しては、徹底的な身を切る行財政改革は当然として、子ども手当をはじめ、あらゆる政策を見直し、「選択と集中」による大幅な予算の組み替えを行うことが不可欠である。

こうした見直しを行った上で、不足する財源に関しては、平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた法人実効税率の引き下げ等の平成23年度中の棚上げと、わが国経済の動向に十分留意しつつ、償還財源を担保するため、消費税増税を行うことはやむを得ないと考える。

(2) 復興財源として、法人税、所得税の増税は空洞化を加速させるため反対

震災復興財源として、法人税と所得税を増税することは、国際競争力強化に向けた国内事業環境整備を阻害する。また、震災復興には大規模な財源が必要になるが、法人税と所得税を財源とする場合、かなりの長い期間にわたり増税を継続しなければならない。空洞化の加速をはじめ、景気や雇用に及ぼす影響を考慮すれば、法人税と所得税の増税は行うべきでない。

他方、消費税は、十分な復興資金を短期間（例えば、2年間）かつ低率で確保することができ、国民が広く負担を分かち合うとの観点から、他の税目よりも望ましい。また、被災地域の住民への負担軽減措置を講じることは可能であると考えられる。

2. 平成 24 年度税制改正を待たずして直ちに被災地域等において措置すべき事項

(1) 事業再開と経営安定化に向けた税制支援を

被災事業者の事業再開とその後の経営の安定化、さらなる投資や事業活動へ向けたキャッシュフローの充実を強力的に支援するため、以下に掲げる措置が必要である。

①設備投資減税等の税制支援を

被災事業者に対する設備投資減税（即時償却、税額控除）や固定資産税の減免、新規創業者や会社設立に対する税制支援措置を講じるべきである。

②遊休機械・設備の無償譲渡は全額損金算入を

被災事業者が早期に事業再開するためには、機械設備・車両等の確保が不可欠である。地方自治体や商工会議所等のマッチングにより、被災事業者に遊休機械・設備を無償譲渡する場合は、提供者がその提供に要する費用を全額損金算入できる措置を早急に講じるべきである。

(2) 中小企業の事業継続のため、津波被災地域等における相続税は非課税とすべき

中小企業の技術の継承や雇用の維持を図るため、津波や原発事故による甚大な被害を受けた地域における相続税を非課税とするとともに、それ以外の被災地域における災害資産は実態に見合った評価に減額すべきである。

また、被災地域の実態を踏まえると、現行の相続税・贈与税の納税猶予制度における雇用維持要件、代表取締役の継続年数要件、株式継続保有要件、会社継続要件等の緩和が不可欠である。さらに、従業員等親族外の者に事業を承継せざるを得ないことも生じており、後継者を親族に限る要件も緩和すべきである。

(3) 間接被害に対する税の減免措置の創設を

今回の震災では、地震や津波の直接被害を受けた企業と取引関係にある等の間接被害や原発事故に伴う風評被害等により、被災地以外においても、中小企業を中心に、多くの事業者が厳しい経営状況に直面している。間接被害や風評被害を受け、急激な経営環境の悪化に直面している事業者に対し、固定資産税等の減免措置を講じる必要がある。

Ⅱ. 税制抜本改革

1. 法人税率はアジア諸国並みの20%台まで引き下げ、中小法人の軽減税率は11%以下に引き下げるべき

グローバル競争が激化する中、わが国の国際競争力の強化に向けた税制の構築が不可欠である。加えて、東日本大震災で日本企業は、ストックの毀損やサプライチェーンの寸断、電力供給等、多くの制約を受けている。投資環境の整備や立地競争力の強化を図るため、税制措置をはじめとする大胆かつ多様な政策展開が喫緊の課題である。

特に、わが国の法人実効税率は、諸外国と比べて高水準である。この状況が続けば、対日投資の減少はもとより、わが国企業の海外への生産拠点の移転が進み、空洞化がさらに加速する。それにより、雇用も失われ、国民生活に大きな影響を与えることは明らかである。

については、平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた法人実効税率の引き下げについて、平成24年度から確実に実行するとともに、将来的には、わが国の競争相手であるアジア諸国並みの20%台まで引き下げる必要がある。

また、わが国の経済成長の源泉である中小企業も国際競争に晒されている。中小企業のさらなる活力や競争力強化を図るため、中小法人の軽減税率の引き下げについて、国際競争に打ち勝つ水準（11%以下）まで引き下げる必要がある。加えて、中小企業の設備投資等を後押しする租税特別措置は拡充する必要がある。

（企業活力の強化を図る政策減税は、予算全体かつ複数年度で効果を考えるべき）

今後の財政運営においては、経済の拡大により歳入増を図り、中長期的な財政健全化を進めていくことを基本とすべきである。このため、「ペイアズユーゴー原則」（新規政策のためには安定財源の確保が必要）のもと、同じ税目の中で増減税を調整するのではなく、本来の趣旨に則り、予算全体の中で財源確保を図るべきである。特に、企業活力の強化を図る政策減税は、企業の発展により将来的な税収増をもたらすものであり、財政に及ぼす効果を複数年度で考える必要がある。

2. 経営基盤強化の観点から、個人事業者の所得税の負担軽減を図るべき

個人事業者の経営基盤の強化を図るため、中小法人の軽減税率の引き下げにあわせて、個人事業者の所得税について負担軽減措置を講じることが必要である。

また、所得税の引き上げの議論があるが、対日投資や海外の高度人材の確保に障害となるのみならず、わが国人材の海外流出や消費マインドの悪化が懸念されるため、慎重に検討すべきである。

3. 経済成長や中小企業の円滑な事業承継に向けて、資産課税のあり方を検討すべき

戦後創業した中小企業においては、経営者の世代交代期を迎えているが、厳しい経営環境下で事業存続が危ぶまれる企業が少なくない。高度な技術等を有する中小企業の円滑な事業承継の実現のため、事業承継税制のさらなる拡充を図る必要がある。

また、国際的にみると、相続税自体が存在しない国やシンガポールや香港のように国際競争力の観点から廃止した国・地域もあり、国際競争力の強化の観点からも相続税の見直しが必要である。円滑な事業承継の実現に向けて、事業用資産については、実態やニーズを踏まえ、非課税とすることも視野に入れて検討すべきである。

資産課税については、贈与の大幅な拡充（基礎控除の拡充）を図ることによって、生前の再分配機能を高める税制を構築した方が、経済の活力強化につながると考えられることから、こうした観点も踏まえた見直しが必要である。

4. 地域の「自主・自立」の確立に向けた地方税改革を

将来的な道州制も見据えて、地域における「自主・自立」の確立に向けて、国から地方、官から民への流れを加速させ、それぞれの地域が創意工夫により経済・社会の活性化を図ることが可能となる財政運営体制を構築する必要がある。

そのためには、税制抜本改革の中で、地方法人二税に過度に依存せず、税源の偏在性が少なく、安定的な地方税体系の構築を図る必要がある。その際、地方における徹底した行財政改革を断行するとともに、地方自治体は、必要となる歳出額を具体的に明示する必要がある。

①地方への権限および税財源の移譲が必要

国および地方の徹底した業務の見直しや歳出削減を行うと同時に、国と地方の役割分担を明確化し、地方への権限および税財源の移譲が必要である。

②法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、行政において人件費を含めて徹底的に歳出削減をした上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財政状況や当該税制の政策目的を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

Ⅲ. 社会保障と税の一体改革について

1. 社会保障給付のさらなる効率化が必要

少子高齢化が進展する中、社会保障制度の再構築にあたり、増大する社会保障給付費について、専ら現役世代や企業に負担を求めていくことも限界に達している。過度な公的負担増は経済成長を阻害するため、社会保障給付の効率化や適正化等の改革が必要不可欠である。

2. 中長期的な国民負担率と持続可能な社会保障制度に向けた具体的な方策の明示を

政府・与党社会保障改革検討本部で決定された「社会保障・税一体改革成案」では、2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げることが盛り込まれた。しかし、国民的合意を得るためには、2010年代半ば以降の中長期的な税・保険料を含めた国民負担率を明らかにするとともに、社会保障制度の持続可能性を担保する具体的な方策（効率化・重点化、短時間労働者への社会保険適用問題における中小企業への配慮等）を国民に明示することが不可欠である。

改革成案の個別具体的内容については、未だ議論の尽くされていない部分やさらに慎重な検討を要すべき部分も多い。今後、税制抜本改革を含めて、国民や企業の意見に耳を傾けて具体化を図り、工程表を明らかにして改革を推進すべきである。

また、社会保障の効率化・重点化への切り込みは甘いと言わざるを得ない。特に、70～74歳の医療費窓口負担の引き上げやデフレ下でのマクロ経済スライド調整の実施、年金支給開始年齢の引き上げ等については、具体化の検討を継続し、先延ばしにしてはならない。「短時間労働者への社会保険適用拡大」問題についても、適用対象の範囲や全体の枠組みを示した上で、経営面、とりわけ賃金・雇用等の面に

における中小企業への配慮等を講じる必要がある。

さらに、生活保護制度は、社会政策上極めて重要であるが、一部には勤労者との均衡が保たれていないとの指摘があり、見直しが必要である。同時に、より効果的な政策とするためにも、生活保護制度における自立支援を後押しするような仕組みを整備すべきである。

3. 消費税の引き上げは、国民や企業の納得と理解を得ながら進めることが不可欠

少子高齢化の進展を鑑みれば、将来的には、社会保障制度の見直し、徹底的な行財政改革を進めても財源不足が見込まれることから、消費税を引き上げざるを得ないと考ええる。

しかしながら、消費税の引き上げは、国民や企業の納得と理解を得ながら進めつつ、その導入のタイミングや仕組みについては、景気や経済成長を最大限阻害しないよう、十分慎重に検討すべきである。

税制調査会において、消費税制度の信頼性確保のための課税の適正化が検討課題にあがっているが、免税点や簡易課税制度については、数次にわたり見直しを行ってきており、中小企業の益税問題は十分適正化が図られているものと考ええる。むしろ、長引く景気低迷とデフレのもと、厳しい値下げ要請や価格競争により、仕入れに係る消費税分の価格への転嫁も困難となっており、結果的に損税が生じているとの声もある。中小企業の負担軽減のために存在する免税点や簡易課税制度の縮減は、中小企業に対して過度な納税事務負担を新たに課すものであり、行うべきではない。

また、中小企業の円滑な価格転嫁の確保に万全を期すことや、事務負担やコスト増につながる複数税率とインボイスの導入の回避をはじめ、社会保障制度を支える地方の安定財源の確保等を確実に実施することが不可欠である。

IV. 平成24年度税制改正に関する意見

平成24年度税制改正にあたっては、企業の活力強化に向けて、中小軽減税率を含めた法人実効税率の引き下げをはじめ、創業や事業承継、地域経済や雇用を支える中小企業の成長力および経営基盤の強化に資する租税特別措置の拡充・延長・恒久化、地域活性化に向けた税制措置の拡充等について、従来の枠に捉われず思い切った税制改正を図るべきである。

I. 経済成長の実現に向けた税制改正

1. 中小法人の軽減税率の確実な引き下げを

中小企業は、わが国の経済成長の源泉として、地域経済や雇用、サプライチェーン等に大きな役割を担っている。中小企業の経営基盤や成長力の強化を図る観点から、中小法人の軽減税率は、国際競争に打ち勝つ水準（11%以下）まで引き下げ、適用所得金額制限（800万円まで）も撤廃すべきである。個人事業主についても、中小法人との不公平が生じないように、負担軽減措置を講じる必要がある。

少なくとも、平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた中小法人の軽減税率の引き下げ（本則は22%から19%に引き下げ、特例措置は18%から15%に3年間の時限措置として引き下げ）については、平成24年度から確実に実行すべきである。

2. 法人実効税率の確実な引き下げを

空洞化を回避し、わが国企業の競争力を強化するとともに、対日投資の活性化を図る観点から、速やかに法人実効税率を国際水準まで引き下げる必要がある。これにより、国内雇用の創出・確保、所得増

による消費の拡大を図り、自律的な経済成長を実現させ、結果として、財政健全化にも貢献することが期待される。

平成 23 年度税制改正大綱に盛り込まれた法人実効税率の 5%引き下げは、国際的なイコールフットイングの確保に向けた第一歩であり、平成 24 年度から確実に実行すべきである。将来的には、国際的な競争相手のアジア諸国並みの 20%台までの引き下げが不可欠である。

3. 中小企業等の成長に資する租税特別措置の拡充・恒久化を

経済成長や雇用を支える企業、特に中小企業の技術開発・研究開発・設備投資等の取り組みを税制面から支援していくことは、極めて重要である。震災を経て、中小企業の再生・発展を国家戦略として進めていく必要性がより高まっている。

そのため、多様な中小企業の成長力をより一層高める観点から、中小企業がその成長に伴い発生する様々なニーズに応じて選択し、活用できる税制メニューを揃え、中小企業の利便性を高めておくことが重要となる。租税特別措置等について、過去の利用実績等に基づき、安易に廃止等を行うようなことがあってはならない。中小企業の成長に資する租税特別措置は、従来の枠にとらわれず、思い切った拡充・恒久化を図るべきである。

(1) 中小企業等の租税特別措置の利用制限は容認できない

昨年、会計検査院から意見表示がなされた「大企業並みの所得のある中小企業の軽減税率と租税特別措置の適用範囲の見直し」に関しては、平成 23 年度税制改正大綱において検討事項とされているが、中小企業に対する軽減税率や租税特別措置は、企業活力を増大させ、成長を促進させるものである。会計検査院の指摘は、そうした中小企業の将来に向けた発展を否定するものであり、到底容認できるものではない。

(2) 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化を

中小企業の生産性の向上や成長力の強化を図るためには、新規の設備投資が不可欠である。十分な資金を確保できずに設備投資に遅れが見られる中小企業のキャッシュフローを支援することが極めて重要であり、中小企業の前向きな設備投資に向けて、以下のとおり、拡充を図るとともに、これら措置を恒久化すべきである。

- ①対象資産の拡充（器具備品（検査機器や測定機器等）等）
- ②特別償却割合や税額控除割合の引き上げ
- ③税額控除における法人税額 20%限度要件の引き上げ
- ④繰越年数の延長

(3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の拡充・恒久化を

中小企業の生産性向上および納税事務負担の軽減の観点から、利用頻度が多く、恒常的に利用されている中小企業に対する少額減価償却資産の特例は恒久化すべきである。なお、経営環境の変化に伴い随時更新が必要となるサーバやセキュリティ機器、製造業や建設業の日々の作業で減耗の激しい器具等については、対象価額を超えるケースが見られており、現行の対象価額(30万円未満)や取得合計額の制限(合計額 300万円まで)の引き上げが必要である。

(4) 研究開発税制の拡充・恒久化を

わが国のものづくりを支える中小企業の技術や研究開発力の強化を後押しする観点から、以下のとおり、拡充を図るべきである。また、国税に連動して措置されている法人住民税における中小企業の試験研究費に係る特例についても、恒久化を図るべきである。

- ①総額型について、税額控除限度額を法人税額の30%とする措置の恒久化と、中小企業に対する一律12%の控除率の引き上げ
- ②上乗せ部分の増加型および高水準型について、それぞれ控除率の引き上げと恒久化

(5) 中小法人における交際費の全額損金算入の実現を

交際費は、既存顧客との関係維持や新規顧客の開拓に必要な費用であり、とりわけ、取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、営業活動を行う上で、特定の取引先に対する販売促進活動が必要である。中小企業の事業実施にあたり必要となる交際費は、全額損金算入すべきである。少なくとも、現行の中小企業特例（交際費600万円以下の90%を損金算入）については、さらに拡充すべきである。

また、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費（1人当たり5,000円以下）についても、上限を1万円程度まで引き上げるべきである。

(6) 特定の事業用資産の買換えおよび交換の場合の譲渡所得の課税特例の恒久化を

特定事業用資産の買換え等の特例措置は、企業の新規投資を後押しするものであり、恒久化することが必要である。

(7) 商工中金の抵当権設定登記に係る登録免許税、事業税の軽減措置の延長を

中小企業等および商工中金の負担が軽減されるよう、商工中金の抵当権設定登記に係る登録免許税および商工中金に対する事業税の特例措置について、維持・延長が必要である。

(8) 中小企業等基盤強化税制および中小企業情報基盤強化税制の延長を

厳しい事業環境の中、経営資源の乏しい中小企業が生産性の向上や成長力の強化を図るためには、人材育成や戦略的なIT投資、経営革新計画等に伴う設備投資を支援する中小企業等基盤強化税制の延長が必要である。

(9) 企業立地促進税制の延長を

平成23年度末で適用期限となる企業立地促進税制については、地域の特性・強みを活かした産業の集積化による競争力の強化および地域経済の活性化を図る観点から、延長すべきである。

4. 中小企業の円滑な事業承継の実現を図るべき

東日本大震災により、中小企業はさらに厳しい経営環境に晒され、高度な技術等を有しながらも廃業や倒産に追い込まれる企業が少なくない。地域経済の中核を担い、雇用の受け皿として重要な役割を担う中小企業の円滑な事業承継は、わが国の成長戦略の観点から、極めて重要である。

事業承継税制は、本格的な活用を図る段階に入っているが、中小企業の実態やニーズに即した制度の

充実を図り、より多くの中小企業の円滑な事業承継に資する必要がある。

(1) 親族内承継の円滑化を図るべき

(相続税・贈与税の納税猶予制度における措置)

①雇用維持要件の緩和

東日本大震災やリーマンショックのような外的要因による経営悪化により、事業継続のために雇用維持が困難となることを配慮し、5年間雇用8割という雇用維持要件については、金融支援措置のように一定要件（売上高の減少等）があれば、納税猶予取消しとはならない措置を講じるべきである。

②発行済議決権株式の総数等の「2/3要件」の100%への拡充

納税猶予の対象となる自社株式について、相続等により取得した議決権株式等と、相続開始前から保有していた議決権株式等を合わせて、発行済議決権株式の総数等の3分の2までの上限があるが、この上限を撤廃し、全ての株式を対象とすべきである。

③制度趣旨に即した納税猶予額の計算方式の見直し

非上場株式を相続税の対象外とし、それ以外の相続財産だけに相続税を課すとの制度趣旨から、株式の納税猶予について、農地と同様に税率の高い部分から猶予されるように見直すべきである。

④以下の措置における年数制限（5年）の適用緩和

(7) 会社が解散した場合の納税猶予取消における破産・特別清算した場合の除外

(4) 納税猶予対象株式の一部を譲渡等した場合について、納税猶予全部取消から一部取消への変更

(9) 納税猶予対象株式の全部を譲渡等した場合について、譲渡価額が猶予税額を下回る場合の差額税額の免除

⑤対象会社の範囲拡大

本税制の対象会社を中小企業基本法の中小事業者から、グループ法人税制基準の資本金5億円に拡大すべきである。

⑥被相続人または贈与者の要件の緩和

「代表時は全ての同族関係者の筆頭株主」とする要件を、確認・認定時の要件である、「経営承継相続人等または後継者を除く同族関係者の中での筆頭株主」にすべきである。

⑦5年間の税務署長への継続届出書と経済産業大臣への報告の統合化

(相続税の納税猶予制度における措置)

①相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ

経営承継円滑化法成立時の付帯決議において検討課題とされた、相続税の納税猶予割合の100%への引き上げについて、円滑な事業承継のために実現すべきである。

②相続税の納税猶予制度取消しの場合の延納・物納の認可

非上場株式は換金性に乏しいため、相続税の納税猶予が取り消された場合の延納・物納の選択を認める措置を創設すべきである。

③経営承継相続人（後継者）の「相続開始直前における会社役員である」要件の緩和

(贈与税の納税猶予制度における措置)

①贈与税納税猶予が取り消された場合に相続時精算課税の選択を認める措置の創設

②贈与者の役員退任要件の緩和（有給の取締役でも可とすべき）

（親族内承継の円滑化に資する措置）

- ①相続時精算課税制度を適用した土地等に対する小規模宅地等の特例の適用
- ②取引相場のない株式評価に係る純資産価額計算における事業用土地の小規模宅地等の評価の適用

（2）親族外承継の円滑化を図るべき

親族外承継が4割にも上る現状において、親族外承継に対する税制優遇措置を拡充することにより、中小企業の事業継続および雇用の維持・創出を図る必要がある。

- ①納税猶予制度における、後継者の「先代経営者の親族であること」要件の撤廃
- ②法人が株式売買の当事者である場合における、中心的な同族株主に該当する場合の小会社強制適用規定の廃止
- ③同族株主判定の際の特例的評価方式の適用範囲の拡大（親族範囲の縮小）
- ④親族外役員、取引先等純然たる第三者とは言えない者が同族株主から株式を取得する場合の財産評価基本通達の原則的評価の不適用

（3）円滑な事業承継のための新たな税制措置の導入

①法人経営のために担保提供した個人資産の相続財産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、加えて、所有と経営が一体である中小企業において、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は換金性に乏しく、借入金の返済に充てるというリスクを包含しているにも拘わらず、相続税の評価対象であり、円滑な事業承継の障害となっている。

法人経営のために担保提供した個人資産については、事業用資産に準ずるものとし、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、評価方法の見直しを検討すべきである。

②分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。他の発起人が株式を費用負担なし（受贈）、もしくは額面負担で取得している場合、当該非上場株式の評価が高く評価されるため、後継者による買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面負担で譲渡している場合、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

「中小企業における経営承継の円滑化に関する法律」における安定的な事業継続を確保する観点から株式の集中化を図るという政策目的を実現するため、分散した株式の集中化を支援する措置を創設すべきである。具体的には、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りの認可、一定の条件下での他の株主へのみなし贈与課税の適用停止、譲渡株主（個人）のみなし配当課税の適用停止等の措置が必要である。

③取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し

取引相場のない株式の評価については、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。「経営承継法における非上場株

式等評価ガイドライン」(平成 21 年 2 月)において、実務上広く活用されている収益還元方式や DCF (ディスカウント・キャッシュ・フロー)方式など多様な評価方法が提示されている。

こうした点を踏まえ、円滑な事業承継を加速する観点から、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直す必要がある。

5. 新規創業、ベンチャー支援税制を拡充すべき

開業率が廃業率を下回る状況が続いており、企業数の減少に歯止めがかかっていない。震災の影響もあり、さらなる廃業の増加が見込まれる。このままでは、わが国の経済の縮小を招き、失業者の増大等が懸念される。創業は、経済社会に新陳代謝をもたらし、経済活力を増大するのみならず、雇用の増加にも大きく貢献するものであり、新規創業・ベンチャー企業を税制面から強力に支援していくことが必要である。

創業時においては、会社設立の資金をはじめ、初期の設備投資や運転資金、顧客開拓資金等の多額の資金に係る一方、十分な資金を調達することが困難なケースが多く、果敢にチャレンジする企業が苦難を乗り越えて成長していけるよう、以下の新規創業・ベンチャー企業を支援する税制措置が必要である。

(1) 創業する中小企業に対する法人税の免税、欠損金の繰越控除期間の無期限化を

創業する中小企業の経営基盤確立、成長力強化を支援するための、創業後 5 年間の法人税免税およびその間に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を図るべきである。加えて、会社設立に係る印紙税および登録免許税を廃止するとともに、設立に係る手続きを簡素化すべきである。

(2) 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税枠(1,000万円)の創設を

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000 万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである

(3) エンジェル税制の拡充を

適用企業要件である売上高成長率(25%超)の引き下げや、創業 3 年以内を 5 年以内に延長する等の要件緩和を図るとともに、ベンチャー企業への投資促進の観点から、投資額の所得控除の上限額(総所得金額の 40%もしくは 1,000 万円のいずれか低い方)を引き上げるべきである。また、エンジェル投資家の一層の拡大の観点から、エンジェル税制の利用対象者を個人に限定せず、法人も対象に含めるべきである。

(4) ベンチャー企業への投資促進を拡充すべき

ベンチャー企業の株式購入時に投資額の一定割合を税額控除できる制度を創設するとともに、個人投資家のベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算の実現を図るべきである。

6. 中小企業の国際化(海外展開)を支援する税制を拡充すべき

(1) 中小企業の海外展開への取り組みに係る費用の税額控除の創設を

少子高齢化に伴う国内市場の縮小、震災からの復興、経済のグローバル化の進展に対応するために、中小企業においても輸出や事業の国際化等の海外展開を積極的に推進し、アジア等の活力を取り込ん

で成長していくことが重要となる。

しかし、ヒト・モノ・資金・情報等経営資源が限られている中小企業においては、海外展開への取り組みは困難かつ相当な費用やリスクを伴う。そのため、海外の見本市や商談イベント等に要する費用、F/S（フィージビリティ・スタディ）調査等の海外進出の事前調査に係る費用、海外展開支援専門家のコンサルティング費用、中小企業の海外展開や海外市場の開拓、販売促進に係る費用、海外特許調査や取得に係る費用等の一定割合の税額控除により、中小企業の国際化を支援することが必要である。

(2) 海外展開で得た利益の国内への還流促進に資する税制措置の拡充を

海外市場の開拓により、輸出による外需の取り込み、現地生産による新たな需要の創出等の動きが今後も加速する中、わが国企業が国内に研究開発拠点等の機能と雇用を残しつつ、海外において利益を確保し、それを国内に還流させ、新たな投資と雇用につなげていく好循環を創り上げていくことが極めて重要であり、次の税制措置が必要である。

①中小企業における受取配当金を全額益金不算入とすべき

平成 21 年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進させるため、外国子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として 5%分が相殺され 95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開に対してより一層の税制支援を行う観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

②租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直しを

成長著しい中国等を中心とした各国との租税条約の改定を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。

7. 環境・新エネルギー等への取り組み促進に資する税制措置を

(1) グリーン投資減税の拡充を

震災により、エネルギーの安定供給確保が急がれる中、平成 23 年度税制改正で創設された「グリーン投資減税」について、企業のグリーン投資のさらなる活発化を図るために、即時償却（初年度 100% 償却）措置を設けるべきである。

(2) 新エネルギー等の技術開発を促進する税制を創設すべき

電力不足問題が顕在化する中、わが国の世界をリードする環境分野の技術革新を加速させ、国際競争力で他国の追随を許さない優位性を確保するという観点から、省エネ技術や新エネルギー等に係る研究開発費について、研究開発税制に上乗せで税額控除する措置を創設すべきである。

(3) 省エネ製品の普及に資する税制措置を

温室効果ガス削減対策が遅れている業務・家庭部門の取り組みを加速するよう、家庭・オフィスにおける省エネ製品（電気製品、照明器具、ガス・石油機器等）への買換えを促す税制上のインセンティブを創設すべきである。

(4) エネルギーコスト上昇につながる地球温暖化対策税は再検討すべき

平成 23 年度税制改正法案では、石油石炭税率を上乗せする地球温暖化対策税が盛り込まれ、また、税制調査会は、地方の地球温暖化対策を総合的に進めるために地方の財源確保を検討すべきとの方向性を示している。さらに、独自課税による増税を検討している地方自治体も出てきている。

しかし、当面の電力安定供給への不安が解消されておらず、またエネルギーコスト上昇への懸念もある中で、国内空洞化を加速させかねない新たな税負担を、従来の方針に沿って課すことには反対である。わが国の温暖化対策については、震災後の状況を踏まえて、再検討が必須となっており、地球温暖化対策税についても、同様に再検討すべきである。

8. 内需振興に資する税制を拡充すべき

(1) 事業所税の廃止を（特に負担感が大きい中小企業に対しては直ちに廃止すべき）

都市計画税が徴収されている中、すでに本税の目的は達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、対象都市部への新規開業や事業所の立地を阻害している。事業所税は、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担や、算出根拠となっている「事業所面積の拡大」、「従業員給与の増加」に抑制的な仕組みであるなどの問題があり、企業の成長力、地域経済の成長を阻害する。こうしたことから事業所税は廃止すべきであり、特に、負担感が大きい中小企業に対しては、直ちに廃止すべきである。

(2) 固定資産税に係る負担軽減

①土地に係る固定資産税の負担軽減を図るべき

平成 24 年は 3 年に一度の固定資産税の評価替えの年であり、赤字法人も固定的に係る固定資産税の負担軽減を図ることにより、わが国の立地競争力の強化を図るべきである。土地評価方法を見直すとともに、固定資産税の負担の適正化・均衡化を図るため、負担水準の上限（70%）を 60%へ引き下げる等により、固定資産税が過度な負担にならないよう適切な措置を講じることが必要である。少なくとも、現行の商業地等に係る条例減額制度は、その適用期限を延長すべきである。

また、固定資産税は担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても、一律で課税されており、特に規模の小さい中小企業に相対的に過重な負担となっている。このため、中小企業に対する軽減税率を創設すべきである。

②建物に係る固定資産税の評価方法の見直しを

建物に係る固定資産税については、年数が経過しても評価額が下がらない等の問題点が指摘されており、現行の再建築価格方式を早急に見直すべきである。

③償却資産に係る固定資産税の廃止を

償却資産への課税は国際的に稀であり、産業の空洞化および国際競争力の観点から早急に廃止すべきである。廃止できない場合においては、評価額の最低限度（5%）の 1 円までの引き下げおよび免税点（150 万円）の引き上げを図るべきである。

また、少額減価償却資産の対象資産について、国税と地方税（固定資産税）の償却資産の対象が異なるため、事業者は申告のための帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に対する固定資産税は、廃止すべきであるが、当面、国税の基準に統一すべきである。

(3) 住宅税制を拡充すべき

経済成長や景気回復のためには、経済波及効果が大きい住宅需要を喚起する必要がある。そのため、住宅取得を支援する租税特別措置等は延長が必要である。

①新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置の恒久化を

住宅取得に係る負担軽減に寄与しており、全国的な住宅需要を安定的に支えている観点から、新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置について、恒久化すべきである。

②住宅取得等資金への非課税制度の延長を

若年層の住宅資金への支援を行う観点から、相続時精算課税の選択の特例、住宅取得等資金の贈与税の非課税制度について、延長すべきである。

③居住用財産（特定居住用財産）の買換え特例の延長を

マイホームの買換えや住み換えを促進する観点から、特定居住用財産を買換えた場合に譲渡益の課税を繰り延べる特例、居住用財産（特定居住用財産）の買換え、譲渡の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例を延長すべきである。

④長期優良住宅普及促進税制の延長を

住宅の長寿命化を目的に制定されている認定長期優良住宅制度については、優良な住宅ストックを重視する観点から、所得税額の特別控除（投資減税）、登録免許税・不動産取得税・固定資産税の減免制度について、延長すべきである。

⑤不動産取得税の減免制度の延長を

不動産流通の促進を図る観点から、不動産取得税に係る標準税率の特例措置、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置、土地取得から新築までの期間を3年に延長する要件の特例措置、宅地の課税標準額を1/2とする特例措置については、延長すべきである。

(4) 環境や震災に強いまちづくりを促進する税制を拡充すべき

環境対策や震災に強いまちづくりを促進するため、以下の減免措置が必要である。

①中小企業等が耐震目的で改修工事や建替えを行った場合における、建物・工場等の固定資産税の減免

②中小企業等が省エネ目的で、改修工事や建替えを行った場合の、建物や工場等に係る固定資産税の減免

③防災や帰宅困難者への支援等を目的に、中小企業が新たな設備投資（災害備蓄品の購入、災害対策資産等）を行った場合の、固定資産税、法人および個人事業税の減免

Ⅱ. 企業の活力強化に資する税制改正

1. 中小企業の経営力強化や市場開拓等を支援する税制措置を

(1) 中小企業の経営力強化に資する税制措置の創設を

中小企業の収益性の向上が、雇用の増大や地域の活性化につながる好循環を作り出すため、経営コンサルティング費用やISO取得費用等の一定割合の税額控除等、中小企業の経営力向上や事業意欲向上に資する税制措置を創設すべきである。

(2) 中小企業の市場開拓や販売促進等を支援する税制措置の創設を

中小企業が事業を創出し、育て収益を上げていくためには、技術開発・研究開発・設備投資により開発した製品の市場開拓や販売促進が不可欠であり、中小企業の市場開拓や販売促進等を支援する税制措置の創設が必要である。

(3) 減価償却制度のさらなる見直しを図るべき

技術革新のスピード等に対応した減価償却資産の法定耐用年数の短縮化等、減価償却制度のさらなる見直しを図るべきである。

2. 雇用促進・能力開発を支援する税制措置の創設を

(1) 人材確保・能力開発支援税制（仮称）の創設を

中小企業は雇用の約7割を占め、地域経済社会を支える基盤である。その中小企業の雇用の維持および増大を後押しするため、雇用促進税制が創設されたが、人材確保に積極的に取り組む中小企業に対し、採用活動に伴う費用や人件費の増加額の一定割合を税額控除する制度が必要である。従業員の能力開発の観点から、教育訓練費についても本制度の対象とすべきである。

(2) 雇用安定化に資する措置の創設を

中小企業の雇用の安定化を支援するため、新規創業・ベンチャー企業や継続的に従業員を雇用している中小企業に対し、社会保険料の事業主負担分の一定割合を減免する措置を創設すべきである。

3. 欠損金制度を拡充すべき

(1) 中小企業の欠損金の繰戻還付期間を2年へ拡充すべき

欠損法人のキャッシュフローの改善を支援するため、欠損金の繰戻還付期間を2年に拡充すべきである。

(2) 欠損金の繰戻還付制度の適用対象を中堅企業にも拡充すべき

地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業（例えば、資本金1億円から10億円程度）の財務基盤強化の観点から、欠損金の繰戻還付制度の対象を中堅企業にまで拡大するとともに、繰戻期間を2年に拡充すべきである。

(3) 欠損金の繰越控除期間のさらなる延長を

わが国企業が果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整備するため、国際水準に合わせて、欠損金の繰越控除期間を延長すべきである。

4. 留保金課税を廃止すべき

激しい経済変化に対応していくとともに、国際競争力を確保するためには、企業の資金繰りや信用力の向上、技術開発や研究開発等の将来投資の資金確保を円滑にする環境整備が不可欠である。企業の事業継続の向上や経営基盤強化の観点から、留保金課税を廃止すべきである。

5. 役員給与に係る税制措置を拡充すべき

役員給与は、税務上は原則損金不算入とされ、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3種類の役員給与のみ損金算入を認めるという制度となっている。役員給与は職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」については、事業年度開始から3カ月以内に限られ、3カ月後以降は「特別な事情」がない限り認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態に鑑み、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、柔軟化を図るべきである。

6. 印紙税を廃止すべき

電子商取引やペーパーレス化の進展により、文書を課税主体とすることに合理性がなく、電子媒体を通じた取引の度合いや手形の利用に伴い、電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏り、課税上の不公平感が生じている。

また、課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多く、速やかに廃止すべきである。

7. 事業再生・再編を支援する税制措置を拡充すべき

中小企業をめぐる経営環境は依然厳しく、震災の影響もあり、さらなる倒産の増加が見込まれる。地域経済の活力維持や雇用確保の観点から、中小企業の事業再生・継続への取り組みを力強く支援していくべきである。

(1) 産業活力再生特別措置法の改正に基づく「第二会社方式」(※)により認定を受けた計画に基づき実施される事業譲渡における登録免許税および不動産取得税を軽減する措置について、適用期限を延長すべきである。

なお、事業再生局面において「第二会社方式」を用いる場合は、産業活力再生特別措置法を利用しない場合においても、不動産取得税の軽減を図るべきである。

(※) 経営困難に陥っている会社から事業譲渡によって採算見込みのある事業を分離し、当該事業の再生・継続を図る手法

(2) 産業活力再生特別措置法の改正に基づく「第二会社方式」により認定を受けた計画に基づき再生に取り組む企業においては、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を支援すべきである。

(3) 法的整理および「民事再生法の法的整理に準じた一定の私的整理」により事業再生が図られた場合に、法人税では、資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる、いわゆる「事業再生税制」について、現行では、「一定の私的整理」の要件の一つとして「2以上の金融機関が債務免除すること」が盛り込まれているが、事業再生の迅速化を図るため、「1以上の金融機関」とすべきである。

(4) 事業再生の局面においては、資産価値を時価に再評価し、簿価が時価よりも低い場合には減損を行っているが、固定資産税の評価においては、これらの実態に即した評価替えが行われておらず、再生に取り組む企業にとっては過度な負担となっている。このため、法的整理および「一定の私的整理」に基づく事業再生においては、固定資産税の評価においても減損を行い、負担軽減を図るべきである。

(5) 現在、会計では資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には減損会計が適

用されるが、法人税では一定の要件を満たさない限り損金算入が認められていないため、事業再生の局面においては損金算入を認めるべきである。

8. 中小企業の企業年金制度等を拡充すべき

わが国の雇用の7割を支える中小企業が最適な企業年金・退職金制度を充実させることは、従業員の将来への不安の払しょくや福利厚生の上昇に資するものであり、次の税制措置を講じるべきである。

(1) 最適な企業年金制度・退職金制度を構築するための環境整備が必要

- ①特別法人税については、「拠出時・運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反しており、完全撤廃すべきである。
- ②総合型確定給付企業年金および総合型確定拠出年金への従業員単位での任意加入を認可すべきである。
- ③確定拠出年金については、脱退一時金の支給要件の一層の緩和など、制度のさらなる改善を図るべきである。
- ④中小企業における退職給付引当金に対する損金算入制度を復活すべきである。

(2) 特定退職金共済制度の拡充を

特定退職金共済制度における加入対象者について、中小企業退職金共済制度と同様に、同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できるようにするなど、その範囲を拡大すべきである。

9. 消費税制度に関する改善すべき事項

(1) 新設中小法人に係る消費税の免税事業者となる資本金基準の見直しを

新設中小法人に係る消費税の免税事業者となる資本金基準（資本金1,000万円未満の法人）を「1億円以下」に引き上げるべきである。

(2) 仕入税額控除の要件緩和を図るべき

仕入税額控除の適用を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿および請求書等の両方を保存する必要があり、かつ、仕入先の名称、仕入の年月日、資産の譲渡または役務の提供等の取引内容を記載しなければならず、法令上、法人税や所得税よりも記載要件が厳格に要求されている。このため、事業者にとって多大な事務負担が生じており、また、帳簿等の「記載内容」の不備を理由に仕入税額控除が認められない事例も発生している。

事業者の納税事務負担の軽減および課税側の徴税コスト削減の観点から、例えば、請求書等の証憑書類に上記事項の記載がある場合は、帳簿への記載事項を一部省略できるようにするなど、仕入税額控除の記載要件を緩和すべきである。

(3) 消費税の納税手続きに関する制度の改善を

消費税の納税事務の円滑化を図るため、以下のとおり、納税手続きを改善すべきである。

- ①消費税の少額滞納を防止する観点から、自ら希望する場合、課税額の多寡によらず、中間申告および納付回数を任意に選択できる制度に改めるべきである。

②法人税および法人住民税、法人事業税では一定の理由がある場合には、申告書の提出期限を1カ月間延長できるのに対し、消費税には提出期限の延長制度がない。納税者の利便性を図る観点から、法人税および法人住民税、法人事業税と同様に、消費税の申告期限の延長措置を創設するべきである。

(4) 個別消費税等との二重課税を解消すべき

消費税は、個別消費税（揮発油税、自動車取得税、酒税等）や印紙税等との二重課税となっており、石油製品や自動車関連等の特定の業界や消費者に税負担が偏っていることから、公平性を欠いている。このため、消費税と以下に掲げる個別消費税等との二重課税は、早期に解消すべきである。

- ①石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ②自動車に課せられる税（自動車取得税）
- ③嗜好品に課せられる税（酒税、たばこ税、たばこ特別税）
- ④その他の税（印紙税、ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

10. グループ法人税制に関する改善すべき事項

中小企業等の経営力強化の観点から、グループ法人税制の活用促進に向けた運用改善を図る必要がある。

特に、個人による完全支配関係の場合の本税制適用の可否等において、親族の範囲が広範にわたり、親族の現況を確認することが困難であることが支障となるケースが出てきており、非上場株式等に係る納税猶予制度と同様に、親族範囲の見直しを検討すべきである。

Ⅲ. 地域活性化に資する税制

1. 都市再生・地域活性化に資する租税措置の拡充を

都市再生や地域活性化は、力強く持続的な成長に不可欠である。地域資源を最大限活用して、都市再生や地域力の向上を図り、魅力ある地域経済を形成していく取り組みを税制面から後押ししていく必要がある。

(1) 都市再生・地域活性化に資する租税特別措置の延長を

①住宅以外の家屋に係る不動産取得税の特例措置

都市再生の拠点となる地区や中心市街地において、都市機能の維持・増進に資する優良な非住宅家屋の整備を図る観点から、住宅以外の家屋に係る不動産取得税の特例措置を延長する必要がある。

②特定の事業用資産の買換えおよび交換の場合の譲渡所得の課税特例の恒久化を

特定事業用資産の買換え等の特例措置は、都市再生・地域再生を進める上で、老朽化した建物の更新に大きな効果が期待されるものであり、延長する必要がある。

(2) 立地競争力の強化に資する税制措置を拡充すべき

立地競争力強化のため、以下の措置が必要である。

- ①小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置
- ②地域における創業を後押しするため、創業後5年間は地方税を減免する措置の創設

2. 中心市街地等の活性化のための税制措置の拡充を

地域活性化に向けて、遊休地等の有効利用の促進、地域の関係者や民間事業者等が主体となって取り組む中心市街地等の活性化を支援するため、以下の税制措置が必要である。

(1) 建物の償却期間の見直し

遊休地等の有効利用の促進を図るため、事業用の借地期間に比べ建物の償却期間が長い場合は、建物の償却期間を借地期間に合わせるべきである。

(2) 地域活性化のための協賛金等の全額損金算入

地域活性化のための行事や活動への協賛金等について、全額損金算入できるような措置が必要である。

3. 大規模地震対策の促進を

東日本大震災の発生により、日頃の地震対策の重要性を再認識するとともに、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に資する動きも活発化している。

地震対策のより一層の促進や景気浮揚の観点から、特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、地震対策のために改修や建替えを行った場合、その工事に伴って取得等をする建物部分を特別償却の対象としつつ、特別償却率を時限的に100%等とする等、思い切った措置を講じる必要がある。

IV. 納税環境整備の充実

1. 社会保障と税の共通番号制度の早期導入による行政の効率化を

行政の効率化や行政コストの削減、記録管理の正確性の向上、事業者や加入者の行政協力費用の負担軽減を図るため、社会保障と税の共通番号制の早期導入が必要である。

政府・与党社会保障改革検討本部が取りまとめた「社会保障・税番号大綱」においては法人にも番号が振られることとなっているが、法人番号の具体的な利用範囲やメリット、個人事業主の取り扱いを明示するとともに、共通番号の導入に伴う事業者等の事務負担を最小限にする配慮が不可欠である。

また、行政コストの削減のため、税と社会保険料の賦課徴収体制の効率化についても、あわせて検討すべきである。

2. 中小企業の納税事務負担軽減措置の創設・手続きの簡素化が必要

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき納税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な事務を負担している。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因ともなっている。

については、中小企業の納税事務負担軽減を図るため、以下に掲げる措置が必要である。

- (1) 納税事務負担の軽減に向けて年末調整や確定申告手続きの簡素化が図られてきている中で、年末調整への寄附金控除の対象拡大等の納税事務負担増につながるような改正は行うべきでない。
- (2) 中小企業が本業に専念できるよう提出書類の免除・簡素化等を図り、中小企業の負担を軽減するとともに、納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すべきである。

- (3) 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引要件の緩和等所要の改善を図るべきである。
- (4) 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日も税務署の窓口において受け付けるべきである。
- (5) 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化に向けて、以下の取り組みを行うべきである。
- ① e-Tax（国税）と eLTAX（地方税）を統合し、恒常的な税額控除制度を創設すること。
上記①が実現するまでの間、以下の措置を講じること。
 - (7) e-Tax（国税）について、税額控除額（5,000円）を拡充し、一度限りでない恒常的な制度とすること。なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発すること。
 - (1) eLTAX（地方税）について、導入自治体の一層の拡大や税額控除制度を創設すること。
 - ② 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること。
 - ③ 国や都道府県や市町村毎に行っている書類等の提出や納付窓口等について、本社や本店所在地のある自治体において、手続きを一元化できるようにすること。
 - ④ 固定資産税の償却資産の申告期限を各社の法人税申告期限と統一すること。
 - ⑤ 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること。
 - ⑥ 法人による法人税や消費税の振替納税を導入すること。
 - ⑦ 「法人事業概況説明書」の提出を省略すること。
 - ⑧ 連結納税における連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出を省略すること。
 - ⑨ 個人事業者における確定申告の時期を選択できるようにすること。
 - ⑩ 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること。
 - ⑪ 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書などの提出期限を、前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。

3. 利子税・延滞税・不納付加算税の軽減が必要

(1) 利子税・延滞税の軽減を

利子税の税率は、特例基準割合で 4.3%、延滞税の税率は、2カ月を経過する日まで特例基準割合の 4.3%が適用され、2カ月経過後は 14.6%となっている。14.6%という税率は、昭和 37 年に制定された国税通則法に規定されたものであるが、当時の公定歩合は 6.57%、平均貸出金利は 8～9%程度であり、14.6%は相応の罰則負担であったといえる。

しかし、昨今の金利情勢に照らして余りにも高利率であり、資金繰りに余裕のない中小企業に対し過酷な負担を強いているため、以下の対応を講じるべきである。

- ① 利子税は延納期間の約定利息、延滞税は遅延利息に相当するものであるため、市中金利との格差を踏まえ、利子税・延滞税の利率を軽減すべきである。
- ② 延滞税の軽減割合の適用期間（2カ月）を拡大すべきである。
- ③ 予定納税に関して、予定納税時期の納税が遅れた場合にも延滞税が課せられているが、予定納税は前払い的な性格を有するものであるため、予定納税時期の納税が遅れた場合の延滞税の課税を廃止すべきである。

(2) 不納付加算税の軽減を

中小企業は、人的資源に乏しく本業に人員を充てたい中、経理担当の社員をわざわざ雇い、従業員の給与所得の源泉徴収事務等、本来、国が負うべき納税事務に協力をしている。例えば、源泉所得税の納付期限は翌月の10日と極めて短期間に設定されているにもかかわらず、これを順守している。特に年末調整等は、中小企業は本業において多忙を極め、その中であっても必死になって納税事務を行っている状況にある。

このような中で、源泉所得税の納付遅延が起これば、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、次の対策を講じるべきである。

- ①給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月10日）を、「翌月20日」とする。
- ②不納付加算税（源泉所得税の10%）を軽減する。

4. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充を

東日本大震災における、被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄附金について、指定寄附金とされたが、今後の災害時においても、早期の地域経済社会の復旧・復興を担う商工会議所等への寄附金については、指定寄附金とすべきである。

また、平時においても、中小企業・小規模事業者の振興や地域の再生・活性化に取り組む商工会議所など、特別法に基づき設立された特に公益性の高い非営利法人については、地域における公益的な活動をさらに促進するため、特定公益増進法人以上の寄附金の優遇措置を認めるべきである。

V. 経済活動・国民生活に資する税制

1. 所得税関係

- (1) 課税の簡素化・中立化の観点から、区分毎に税率が分かれている金融所得については、多様な金融商品を幅広く捉えて課税方式の均衡化を図るとともに、損益通算の対象範囲を非上場株式等に拡大する必要がある。
- (2) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (3) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象とすること。
- (4) 個人事業主の事業承継や事業主報酬に係る勤労性に配慮した所要の税制措置の実現を図ること。
- (5) 二世帯・三世帯同居促進に向けた住宅減税を図ること。

2. 法人税関係

- (1) 中小企業等の貸倒引当金の特例を延長すること。
- (2) 商工組合等の留保所得の特別控除を延長すること。
- (3) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置を創設すること。

- (4) 高校生・大学生等を対象にしたインターンシップにおいて、インターンおよび雇用期間に応じて、費用の一定割合の税額控除を認める措置を講じること。

3. 所得税・法人税共通関係

- (1) 平成10年4月以降に取得した建物については、償却方法が定額法に限定されており、定率法も選択できるようにすること。
- (2) 中小企業等が排出する機密書類を再生紙としてリサイクルする「エコマーカ事業」について、紙の焼却を行わないことによる二酸化炭素の排出削減と紙リサイクルの推進の観点から、本事業の利用促進に資する税制措置を講じること。

4. 地方税関係

- (1) 法人住民税均等割額の損金算入を認めること。
- (2) 法人事業税への外形標準課税を撤廃すること。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が拡大されることは、絶対にあってはならない。
- (3) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと。
- (4) 地方税について、欠損金の繰戻還付制度の創設を検討すること。
- (5) 個人事業税の事業主控除額（290万円）を引き上げること。
- (6) 個人住民税の各種所得控除額を所得税の所得控除額と同額まで引き上げること。
- (7) 法人住民税の均等割課税標準となる資本金等の額について、欠損填補による無償減資を行った法人に対し、資本金等の金額から無償減資額を控除する措置を講じること。
- (8) 土壌汚染された土地に関する固定資産税等を減免する措置を講じること。

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

- 震災復旧・復興に向けた税制措置において以下の項目が盛り込まれた。
- ・被災事業者に対する固定資産税等の減免
 - ・復興産業集積区域における新規立地促進税制（新規立地新設企業を5年間無税とする措置）の創設
 - ・遊休機械・設備の無償譲渡の全額損金算入（日商で遊休機械無償マッチング支援プロジェクトを9月15日から実施）
- 『経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律』（第179回通常国会に提出され、11月30日成立、12月2日公布・施行）に盛り込まれた主な内容は以下のとおり。
- ・法人実効税率の引き下げ（30%→25.5%）
 - ・中小法人の軽減税率の引き下げ（18%→15%）
- ※ただし復興財源として、24年から3年間、法人実効税率の引下げの実施とセットで法人税額に対して

10%の付加税。

○『平成24年度税制改正大綱』（12月10日閣議決定）に盛り込まれた項目は以下のとおり（『租税特別措置法等の一部を改正する法律案』として、第180回通常国会に提出され、24年3月30日成立、31日公布、4月1日施行）。主な実現した内容は以下のとおり。

- ・ 中小企業投資促進税制の拡充、延長 ・ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長
- ・ 中小法人の交際費の損金算入特例の延長 ・ 研究開発税制の上乗せ措置の延長（増加型・高水準型）
- ・ 特定事業用資産の買換え・交換の譲渡所得の特例の延長
- ・ 商業地に係る固定資産税の負担水準の据え置き措置の延長
- ・ 住宅用地特例措置の延長 ・ 新築住宅に係る固定資産税の減免措置の延長等
- ・ グリーン投資減税の拡充（太陽光発電等における設備の即時償却）

野田新内閣に期待する

平成23年9月7日

日本商工会議所

わが国は、少子高齢化の加速、労働力人口の減少、長期デフレによる経済の停滞、悪化する財政など多くの国家的課題を抱えているが、それに加え、大震災という新たな危機に直面している。これら、わが国を取り巻く厳しい状況の克服には、一刻の猶予も許されない。

特に、大震災からの復旧・復興の足取りは大幅に遅れており、地域主導による復旧・復興を加速しなければならない。そのため、第3次補正予算の早期編成とともに、復旧・復興を推進するための体制等の整備および地域における復旧・復興を裏打ちする財源の確保が急務である。

他方、大震災以前からのわが国の危機的状況を打開するためには、地域経済を含めた日本経済の成長が不可欠であり、大震災からの復旧・復興と日本経済の再生は、同時に進めていかなければならない。

まず第一に、足元の超円高を是正するため、政府・日銀が一体となってあらゆる政策を動員するとともに、第3次補正予算に、復旧・復興対策に加え、超円高や空洞化に対応した経済対策を盛り込むことが重要である。さらに、デフレからの脱却と景気回復、地域経済の再生と中堅・中小企業の活性化、グローバル経済に対応する経済連携の推進等に大胆な政策を迅速に打ち立て、実行していくことを強く期待する。

持続的な経済成長を支える安定した社会の実現のためには、社会保障制度の再構築が不可欠である。社会保障・税一体改革成案を踏まえ、さらなる効率化や重点化を具体化し、遅滞なく実施することにより、社会保障制度の持続可能性を確保しなければならない。また、税制抜本改革にあたっては、行財政改革の断行を徹底するとともに、法人税をアジア諸国並みの水準に引き下げることが不可欠である。

もとより、日本商工会議所は、全国の商工会議所と連携し、大震災からの復旧・復興と山積する重要政策課題の克服に可能な限り尽力し、日本経済の再生に向け、全力を傾注する覚悟である。

新内閣におかれては、野田内閣総理大臣の強力なリーダーシップのもと、今日の閉塞感を打破し、国

民、企業が明るい未来を確信できるよう、全力で国政に邁進されることを真に切望する。また、国会においては、与野党間の意見調整を精力的に行い、国益を最優先に、重要政策課題に迅速に取り組みたい。

については、地域経済を担う全国 514 商工会議所の総意として、下記事項の実現を強く期待する。

記

1. 大震災の復旧・復興は、地域主導かつスピード重視で

大震災から間もなく半年を迎える中で、地域主導の復旧・復興は大幅に遅れている。国は、早期に第 3 次補正予算を編成し、復旧・復興の具体的な枠組みを一層明確化するとともに、国と地方の財政の負担割合を明示した予算化を早急に講じるべきである。あわせて、地域主導による復旧・復興を実現するため、①復興庁の被災地域への早期設置、②自由度の高い一括交付金の創設、③復興特区制度

の早期創設、④市町村の復興計画の早期策定に向けた国の方針等の早期明示、により、復旧・復興に向けた体制等を速やかに整備することが必要である。また、地域経済の中核を担う企業をはじめ、被災した中堅・中小企業のビジネス再開に向け、二重債務対策や資金繰り対策など、万全な支援を行うべきである。

また、原発事故に苦しむ福島県の再生に向け、特別立法による思い切った措置を講じるとともに、原発被害に見舞われている住民や商工業者等に対して、速やかに補償が行われることが必要である。

復興財源については、空洞化を加速させる法人税、所得税によるべきではなく、他方、十分な資金を短期間かつ低率で確保でき、国民が広く負担を分かち合える観点から、時限の消費税増税はやむを得ない。

2. 大震災からの復旧・復興と日本経済の再生を両立させる大胆な成長戦略を

復旧・復興と日本経済の再生を両立させるため、成長を重視した政府の迅速な政策判断と実行が不可欠である。新成長戦略の着実な実行は言うまでもないが、特に、次の三点について取り組まれることを強く求める。

第一に、大震災を契機に加速する空洞化に歯止めをかけなければならない。中小法人を含む法人実効税率 5 % の平成 24 年度からの確実な引き下げはもとより、法人実効税率のアジア諸国並みの引き下げや、国内外の企業の国内立地を促進するための補助措置の強化を図るべきである。また、電力不足については、今冬、来夏を見据えて克服していかなければならない。このため、原発の安全性の確認を急ぎ、立地自治体や国民の理解を得て、国の責任において、再稼働させるべきである。

第二に、科学技術・研究開発によるイノベーションの実現が重要である。第 4 期科学技術基本計画の実施にあたり、民間投資を誘発させるよう、政府の研究開発投資を前倒しする必要がある。併せて、国際競争力あるものづくりの実現のため、技術開発や教育を含めた人材育成に、これまで以上に注力すべきである。

第三に、米国や欧州等との関係を強化し、今後も着実な拡大が見込まれるアジアの需要を取り込む観点から、TPP を含む質の高い経済連携を進めていくことが重要である。その際、経済連携と両立し得る持続可能な農林漁業の実現をはじめ、地域対策の充実を図る必要がある。

3. デフレ、超円高に苦しむ中堅・中小企業の活力強化を

中堅・中小企業は、長期にわたるデフレの中で低迷を余儀なくされ、加えて、超円高の波にさらされている。大震災によって明らかになったように、中堅・中小企業は、地域経済と雇用を支え、成長の源泉である。「日本再生のための戦略に向けて」に盛り込まれた中堅・中小企業の育成・強化や、創業・起業の促進ならびに中小企業の国際化に対する支援などの方策を、早急に具体化していくことが強く求められる。

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

実現状況については、「東日本大震災の復旧・復興および超円高・空洞化対策に関する要望」（平成 23 年 9 月 7 日）の実現状況をご参照。

「東日本大震災」の復旧・復興および超円高・空洞化対策に関する要望

平成 23 年 9 月 7 日

日本商工会議所

東日本大震災から半年を迎えようとしているが、復旧・復興の足取りは大幅に遅れている。被災地域では、国が復旧・復興を強力に推進する大きな枠組みがまだ整備されていないうえに、地域が実施する事業の裏付けとなる予算措置や、土地利用等の方針の提示が遅れているため、復興計画の策定さえ進んでいない。

遅れている復旧・復興を地域主導で大きく前進させるため、国は、早期に第三次補正予算を編成し、復旧・復興の具体的な枠組みを一層明確化するとともに、国と地方の財政の負担割合を明示した予算化を早急に講じるべきである。また、速やかに復興庁、自由度の高い交付金、復興特区という復興を強力に進める体制の整備と、地域における復旧・復興事業の核となる国の考え方や基準の提示が必要である。

特に、被災事業者の事業再開に当たり、二重債務問題が大きな足枷となっており、早急に効果的な支援を開始する必要がある。

他方、震災復興と同時に、震災以前から危機的状況に陥っている日本経済の再生を果たしていかなければならない。わが国は、高い法人税をはじめ立地競争力の面で競争相手国に大きく劣後しているが、加えて、電力供給制約や中小企業の存続の限界を超えた空前の超円高に見舞われている。第三次補正予算において、超円高対策とともに、地域経済や雇用を支える産業の空洞化に歯止めをかけるための思い切った措置が必要である。もとより、法人税の引き下げや経済連携の推進等、わが国の成長を支えるための重要政策の着実な実行が極めて重要であることは言うまでもない。

復興財源については、空洞化を加速させ、景気や雇用に影響の大きい法人税と所得税の増税は絶対に行うべきではない。徹底的な行財政改革等を断行したうえで、財源が不足する場合は、わが国経済の動向に十分留意しつつ、消費税の増税はやむを得ない。消費税は、十分な復興資金を短期間かつ低率で確保でき、国民が広く負担を分かち合う観点から他の税目より望ましい。被災地域の住民に対しては、一定額の給付等の負担軽減措置を別途講じる必要がある。

第三次補正予算の編成にあたっては、必要かつ効果的な施策と財政措置が大胆に盛り込まれなければ、日本経済の命取りになることを十分認識し、以下に掲げる要望項目の実現に向けて、全力で取り組まれることを強く求める。

I. 遅れている、地域主導の復旧・復興の加速を

国は、地域主導で復旧や復興を強力に進められるよう、復旧・復興の具体的な枠組みを一層明確化するとともに、国と地方の財政の負担割合を明らかにすることを含め、予算措置を早急に講じるべきである。また、復興庁、自由度の高い一括交付金、復興特区を大至急整備すべきである。被災事業者が「地元での事業再開」の可否を決定するタイムリミットはすでに過ぎつつある。

第三次補正予算で整備される事業再開への支援メニューは、被災事業者自らが選択し、活用できるよう、国は被災事業者の立場からのメニューの体系化と周知等に万全の措置を講じる必要がある。

【I. 地域主導の復旧・復興を強力に推進する枠組みの早期整備を】

1. 復興庁の被災地域への早期設置を

被災地域が主体となった復興を強力に推進するため、年内に被災地域に復興庁を設置することを強く求める。復興庁については、出先機関を沿岸被災地に設置し、地域の実情を踏まえ、縦割り行政を排して、地域単位でワンストップサービスが提供できる組織にするとともに、福島県内に原発事故を所管する部門を設置すべきである。また、国・県・市町村が一体で復興を推進するため、被災地域に復興担当大臣を可能な限り常駐させるとともに、十分な事務局体制の下、企画立案や執行等の機能が強力に果たせる仕組みとする必要がある。

2. 自由度の高い一括交付金を創設し、複数年度分の一括交付を

被災自治体にとって、復興に向けた最大の問題は財源である。例えば、岩手県は、市町村と連携して個別企業への補助金制度を創設し、独自に中小企業への支援を始めたが、財源の確保が実施の障害の一つとなっている。

国は、市町村が自ら策定する復興計画に基づき必要な各種施策を展開できる「復興一括交付金（仮称）」を創設し、年内に交付すべきである。その際、地域の復興計画の実行に十分な規模の予算確保と、市町村の裁量で交付金を柔軟に活用できるよう基金の設置や複数年度分の一括交付等が必要である。

3. 復興特区制度の年内設置を

復興特区においては、都市計画法、農業振興地域整備法、森林法、港湾法等に基づく土地利用の手続きのワンストップ化、迅速処理をはじめ、規制緩和、税制、財政、金融面において総合特区制度を上回る優遇制度を講じるとともに、地域の実情に応じた特例措置の拡充を図るべきである。

国は、年内に復興特区を法制化するとともに、指定基準等を含めた基本方針を早期に明示し、特区を

速やかに指定する必要がある。また、全ての被災地域が様々な復興特区として指定されるべきである。

4. 市町村の復興計画の早期策定に向けた方針やスケジュールの早期提示を

被災地域の土地利用計画や各種インフラの整備計画に関連する国および県の具体的な指針や財政支援が不明確であることが、市町村における復興計画の早期策定の障害となっている。例えば、防災集団移転促進事業等における国による土地の買い上げや換地にかかるスキームおよび手続き、地盤沈下した土地の対応や防波堤に関する規格・基準等の明確な方針が示されていない。国は、こうした地域の復興計画の核となる方針やスケジュール等の早期明示とともに、十分な予算の確保を図る必要がある。

【Ⅱ. 早期ビジネス再開に向けた基盤整備と政策支援を】

1. 地域経済復興を支えるインフラの早期復旧および整備は国の主導で

(1) 沿岸部の産業復興のため、幹線道路等の前倒し整備を

東日本大震災により、国道45号線や常磐自動車道、国道6号線をはじめとする沿岸部を南北に貫く道路が寸断された。現在は原発事故の影響が残る常磐自動車道、国道6号線の一部を除き概ね復旧が進んでいるものの、被災地域、特に沿岸地域の早期復興を果たすためには、たとえば、気仙沼市・仙台市間の移動に自動車約3時間、宮古市・盛岡市間の移動に約2時間を要する状況を改善しなければならない。

国は、被災地域の今後の産業および観光の復興、防災の観点から、被災地域の南北と東西を結ぶ道路の高規格化等、以下に掲げる道路網の整備を短期的かつ集中的に行う必要がある。

- ◆三陸沿岸道路（三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫自動車道、八戸・久慈自動車道）の未着工区間の早期整備（5年程度以内の完工の前倒し実施）
- ◆沿岸部と内陸部を結ぶ高規格幹線道路等未着工区間（東北横断自動車道花巻～釜石間、東北中央自動車道福島～相馬間の未事業化区間）やそれへのアクセス道路（東北横断自動車道一大船渡市間等）の整備、その他国道の高規格化の早期実現（国道106号線等）
- ◆原発事故の影響で福島県内で不通となっている常磐自動車道、国道6号線等の代替復旧道路の整備および常磐自動車道の早期整備

(2) 基幹産業の事業再開のため、港湾の早期復旧を

沿岸部の被災地域では、水産業が地域の基幹産業となっている。基幹産業の事業再開のため、堤防、岸壁等公共港湾施設の整備はもとより、民間のバースや棧橋、冷凍冷蔵施設、加工場、魚市場や造船所等、水産業に関わる施設を一体的かつ早急に復旧させるべきである。

また、海中に流出している災害廃棄物については、その量の推計もなされておらず、被災地沿岸の漁場が震災以前の環境を回復するに至っていない。国は、港湾の外の海中災害廃棄物処理につき、災害廃棄物処理特別措置法に基づき、責任省庁を明確にしたうえで、処理方針を早急に策定し、速やかに実施する必要がある。

(3) 沿岸部鉄道事業者の事業復旧に対する国の全面的な支援を

交通インフラの中でも鉄道は、現在でもJR、三陸鉄道において運休が続いており、未だ再開のめどが立っていない路線がある。

被災した沿岸地域のような需要の少ない路線の鉄道事業者にとって、復旧にかかる負担は、事業規模と比べて過大となっている。防潮に大きな機能を発揮する鉄路をはじめ沿岸部の鉄路の復旧については、国が思い切った費用負担をすべきである。

2. 災害廃棄物の中間処理の加速化のため、広域処理の強力な支援を

被災地域における災害廃棄物は、仮置場に収集されただけであり、搬出はおろか、その後の処理がほとんど進んでいない。建物の解体工事等により今後発生する災害廃棄物も膨大であり、これらを迅速に処理するために、一刻も早く仮置場から搬出し、選別や焼却などの中間処理を行う必要がある。国は、災害廃棄物処理特別措置法に基づき、市町村による中間処理場の確保が困難な場合には、広域的な調整・支援を強力に図り、迅速な処理を行うべきである。

3. 地域の雇用を担う中堅・中小企業への個別の助成措置等の支援を

被災地域における事業者の事業再開の遅れは、例えば、将来を担う若年層等の労働者の域外流出をもたらす等、地域経済への影響が強く懸念されている。地域経済の再生に向けて、雇用をはじめ地域経済社会を支え、地域の再生の中核を担う中堅・中小企業への支援が必要である。自治体は、地域の実情にあわせ、個別の中堅・中小企業に対する助成措置等を創設するとともに、国は、復興一括交付金（仮称）等による財政的な支援を行うべきである。

4. 被災事業者の事業再開のためには、二重債務問題等の早期解決が不可欠

(1) 事業再開のためには、二重債務問題への迅速かつ大胆な対応が必要

二重債務問題については、再起の意欲ある事業者が救済され、震災前と同様に事業を営めるよう、国は県とともに前面に立って債権買取りの早期実施に向け全力で取り組むべきである。現在、進められている「債権買取りスキーム」については、リース債権を含め、以下の対応が必要である。

①債権買取り規模の確保—十分な債権買取り規模の確保が重要であり、現在、政府の買取り規模は2,000億円程度と言われているが、買取りの状況に応じ増額すべきである。債権買取りの対象となり得る融資の残高が現時点で約1兆円と言われているが、今後、被災地域における中小企業の業況悪化等により、増加することも想定される。

②相談体制の整備—生業を営む個人・小規模事業者をはじめ、数多くの事業者からの相談に対し、迅速かつきめ細かい対応を図るような体制の整備が必要である。早急に、相談に対応する専門家を十分に確保し、被災沿岸部に配置すべきである。

③金融機関等の負担軽減—被災しなければ、事業を継続していたと考えられ、再建の意欲がある事業者は、既往貸出・リース債権の買取りが円滑に行われ、広く救済されるべきである。被災地域において、政府案では金融機関等の負担軽減が十分には考慮されておらず、救済される事業者が相当程度限定されることを懸念している。とりわけ、被災地企業との取引割合が大きい地域金融機関にとっては、厳しい負担を強いられることになる。損失負担を強いられる金融機関による被災事業者再生の取組みを円滑に進めるため、金融機能強化法を最大限活用して、金融機関の経営基盤の強化を図るとともに、返済を要しない資金の金融機関への投入といった特例措置が求められる。あわせて、リース事業者の損失負担軽減にかかる検討を行われたい。

(2) 新規リースによる二重債務負担の軽減のための助成措置を

リースは、中小企業の約9割が利用しており、被災地域における中小企業向けリース残高は約5,500億円と言われている。被災事業者の迅速な事業立ち上げに向けて、リースの活用が期待されるが、二重債務負担の軽減のため、事業再開から経営状況が回復するまでの一定期間の新規リース料を減免するなど、中堅・中小企業を対象に大胆な措置を講じる必要がある。

(3) 今後の資金需要を見据えた万全の資金繰り対策の拡充を

第三次補正予算における資金繰り対策については、今後の資金需要を見据え、風評被害等の二次的被害や超円高対策への対応枠を含め、新たに15兆円を大きく超える事業規模を確保し、万全の資金繰り対策をとるべきである。また、信用保険および信用保証協会の財務基盤を抜本的に強化することにより、復旧・復興のための資金が円滑に供給される体制を構築する必要がある。

東日本大震災復興特別貸付、マル経融資震災対応特枠については、平成23年9月までの制度期限を延長するとともに、以下の支援措置の拡充が必要である。

- ◆金利低減措置が講じられる間接被害の対象事業者の要件緩和および被災地内で設備投資や雇用を図る企業の金利低減措置への対象追加
- ◆既往借入に加えて新規借入をする場合の借換え一本化制度の導入（既往借入の借換え部分について金利低減化）
- ◆全壊等の被災事業者に対する支援措置の拡充（貸付期間・無利子期間の延長、金利のさらなる低減、担保等に関する弾力的取り扱い）

また、大震災により、生産設備の毀損、売上減少等が生じ、自己資本を毀損した企業が多い。商工中金・日本公庫における資本性の長期融資制度の新設・拡充により、これら中堅・中小企業の経営基盤の強化を図ることを強く求める。

さらに、リーマンショック以降、景気対策のため、セーフティネット保証（5号認定）は、原則全業種を対象としているが、中小・零細企業の業況が、超円高等の影響により、震災前まで回復していない状況にあることから、引き続き全業種を対象とすべきである。

(4) 中小企業等のグループが行う施設の整備に十分な支援を

被災地域において、中小企業等のグループが行う施設・設備の復旧・整備支援を求める声は極めて強い。第二次補正予算で措置されたものの、補助を受けられない、または必要な補助額を十分に受けられないグループが多数存在することから、グループ毎に補助する制度にかかる予算を大幅に拡充し、ニーズに対応した事業規模を確保すべきである。

(5) 被災事業者への遊休機械の無償譲渡にかかるマッチング等への支援を

日本商工会議所では、「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」を立ち上げ、全国の商工会議所の協力を得て、全国規模で被災事業者の事業再開支援を行うこととした。同プロジェクトの円滑な実施を通じ、より多くの被災事業者の早期事業再開に役立つよう、提供可能な機械や被災事業者側の支援ニーズの発掘、マッチング作業、機械の輸送据付等に関する公的支援や提供者側に生じた費用の全額損金算入を求める。

(6) 仮設店舗・工場等の早期建設を

早期の事業再開を望む被災中小企業の期待に反し、仮設店舗・工場等の着工・建設が大幅に遅れている。中小企業基盤整備機構は、8月1日に「事業用仮設施設整備の迅速化に向けた方策」を策定したところであるが、同方策に基づき早急な建設を進めていくべきである。

仮設店舗・工場等への入居希望事業者が多数にのぼると見込まれることから、施設整備にかかる予算を十分に確保するとともに、本整備事業にかかる不動産取得税や固定資産税等の免税措置を図る必要がある。

(7) 被災事業者の事業再開や事業承継を税制面等からも強力に後押しすべき

被災事業者の事業再開や事業承継とその後の経営の安定化、さらなる投資促進や事業活動に向けたキャッシュフローの充実を図るため、以下に掲げる税制措置等を講じる必要がある。

- ◆大幅な設備投資減税（即時償却、税額控除）
- ◆非上場株式等にかかる相続税および贈与税の納税猶予制度の適用要件の緩和（雇用継続要件、資産管理会社該当要件等）
- ◆間接被害や風評被害を受け、急激な経営環境の悪化に直面している事業者に対する固定資産税等の減免
- ◆地方自治体の地方税減免措置による減収分にかかる国の補填措置の拡充
- ◆被災事業者の社会保険料（厚生年金、医療、介護、子ども手当拠出金）・労働保険料の免除（雇用・賃金を維持する事業者への免除措置の適用拡大）

5. 地域経済復興に資する観光振興への取り組みを

観光名勝・文化施設の復旧にとどまらず、三陸復興国立公園（仮称）の整備や漁港に隣接したフィッシャーマンズワープ（飲食・市場等複合施設）の設置など、地域の資源、産業を十分に活用した観光振興の促進を図る必要がある。また、被災地域における祭り等の大型イベントの実施や国際会議の誘致などの取り組みを強力に支援すべきである。

6. 地域支援機能の充実強化を

被災地域の早期復興、地元企業の再生や地域経済の再建に向けて、商工会議所等は自らが被災しながらも、地域における復興の牽引役として最大限の支援活動を行っている。一刻も早い復旧・復興を実現するために、会館の再建をはじめ、商工会議所等の機能強化につながる国および地方自治体による特段の支援を求める。

【Ⅲ. 被災地域における雇用機会の拡充を】

1. 雇用創出基金事業の基金積み増しで、雇用機会の拡大を

被災地域の雇用情勢は、求人倍率が全国平均を大きく下回る等、依然厳しい状況にある。さらに今後は、失業給付の受給期間が終了する被災者が確実に増加する。被災地域の雇用機会を大幅に拡大するため、国は雇用創出基金事業の基金をさらに積み増すとともに、期限の延長・雇用期間の長期化を行う必要がある。特に、市町村の機能低下等で事業の執行が遅れている地域では、国や県の主導により執行を加速させるべきである。

2. 一般財源投入で再雇用にも「被災者雇用開発助成金」の適用を

「被災者雇用開発助成金」は、一度解雇した従業員の再雇用については適用対象外となっている。雇用継続する事業所との均衡の問題はあるが、沿岸部など被害が甚大な地域では、大半の事業所が従業員を解雇せざるを得なかった実態に鑑み、こうした地域では一般財源の投入により再雇用も適用対象とすべきである。

3. 職業訓練の拡充や若年層の地域外の就業支援で復興を担う人材育成を

被災地域においては、失業者を直ちに地元の企業等で吸収することは難しい。国は、他の地域での当面の就業や、地域の復興計画による新たな産業集積を視野に入れた職業訓練により、将来の地元の復興を担う人材の確保・育成に取り組む必要がある。特に、若年層については、一時的に地域外で就業して職業能力を向上させ、将来は被災地域の復興に携わせる就業支援など思い切った雇用措置を講じるべきである。

4. 民間委託による求人開拓の強化ときめ細かな職業相談の重点化を

被災地域では、一般求職者の就職難に加え、大学・高校等の新規卒業者の地元での就職機会が大幅に減少し、来春の就職状況の悪化が強く懸念される。国・ハローワークは、近隣県を含めた企業の求人情報の掘り起こしを格段に強化するため、民間委託の大幅導入や、求人開拓推進員、大卒・高卒ジョブサポーターの人員体制の拡充を進めるべきである。あわせて、就業に不安を持つ新卒者や、職種転換等を考える一般求職者向けのきめ細かな職業相談の重点化を図るべきである。

Ⅱ. 福島の再生に向けて

原発事故の早期収束と最終的な安全宣言に向けて、国は引き続き全力を傾ける必要がある。同時に、福島の再生に向けて、以下の事項に強力に取り組むべきである。

1. 徹底した除染対策の早急な実行を

現下の最優先課題は除染対策と、子どもの被ばく対策をはじめとする住民の健康管理の徹底である。国は、「除染に関する緊急実施基本方針」（平成23年8月26日決定）を速やかに実行に移す必要がある。住民が生活する地域の除染がいつどのように進められるのか分かるように、具体的な除染計画の策定と、それに基づく速やかな実行が不可欠であり、国、県、市町村は、地域住民と連携を図りながら、汚染の除去に責任を持って取り組むべきである。あわせて、除染対策は住民にとって大きな希望であり、一貫した強力な取り組みの実施が強く求められる。

2. 福島再生のための「特別立法」の早期制定を

国は、福島県民が困難を乗り越え、将来に向けて希望を持つことができるよう、長期的かつ広域的な福島再生に責任を持って取り組まなければならない。そのため、地域の住民や団体等の声に十分に耳を傾け、原子力災害の克服、地域の再生、産業振興と就労支援等の継続的、計画的な実行を担保する特別立法を早期に制定すべきである。特別立法による具体的な支援措置として、以下の事項に取り組む必要がある。

(原子力災害の克服)

- ・除染等の環境回復や住民の健康管理・安全確保に対する支援
- ・放射能汚染対策や放射線医療の研究等に関する国内外の研究機関、医療機関、産業等の誘致、原子力安全関連の政府機関や国際的研究機関等の誘致

(地域の再生)

- ・道路・鉄道・港湾等インフラの優先的整備、公共事業費の地方負担の軽減

(産業振興と就労支援)

- ・福島県内全域における金融面の格段の支援、納税や社会保険料・労働保険料負担の長期間にわたる免除措置
 - ・中小企業や農林水産業の振興、農畜産物・食品の販路確保等のための商談会等への出品や広告宣伝費への支援
 - ・公共事業の地元事業者への優先発注、新エネルギー関連の研究機関・産業集積の整備、就労支援等
- また、放射性物質の汚染状況により当面の生活再建が難しい区域がある場合は、地域の要望を十分に踏まえたうえで、国による借り上げ、買い上げ等による十分な補償措置を実施すべきである。

3. 本格的な原子力損害賠償の実施

福島の再生に向けて、地域の経済再生に重要な役割を果たす企業等に対して迅速、適正な原子力損害賠償が実施される必要がある。中小企業をはじめとする地域の事業者に対する本格的な原子力損害賠償の実施のため、国および東京電力は責任を持って取り組むべきである。

(1) 事業者への積極的な周知と支援

原子力損害賠償紛争審査会から中間指針が示され、東京電力でも中間指針を受けて本補償に向けて準備を進めているが、賠償の対象となることを十分に理解できていない事業者も少なくない。また、中間指針の記載だけでは、被害を受けた事業者は具体的な請求行為を行うことは極めて困難である。東京電力と個別に対応することに不安を抱える中小企業も多い。そのため、政府・東京電力は、中小企業をはじめとする事業者への説明会の開催等により積極的な周知に努めるとともに、中小企業が被害の実態に応じた賠償請求を安心して行えるよう、相談から申請まで万全の支援体制を整えるべきである。

(2) 被害の実態を踏まえた追加指針の早期策定

中間指針は、被害を受けた事業者の利害に関わる重要な点で未確定・不明確な部分が多数含まれている。また、賠償範囲とする地域の限定が狭すぎる等、原発被害の実態を踏まえたものとなっていない。このため、国においては、被害を受けた事業者の損害が賠償の対象から漏れることがないように、これらの内容を盛り込んだ追加指針を早期に策定すべきである。

(未確定・不明確な部分の例)

- ・原発事故と他原因（例えば、東日本大震災自体による消費マインドの落ち込み等）との双方の影響が認められる場合の賠償範囲の考え方
- ・被害の終了時期の考え方一等

(賠償範囲の限定が狭すぎる例)

- ・製造業・サービス業の風評被害の地域限定（福島県のみ）
- ・観光業の風評被害の地域限定（福島県、茨城県、栃木県、群馬県のみ）
- ・外国人観光客に関する観光業の風評被害について解約による減収に限定（予約控えが対象となっていない）等

4. 放射能検査機関に対する助成措置の継続を

わが国からの輸出品について、外国政府や海外取引者から放射線量検査の実施や証明書の添付が依然要求されているが、放射能検査機関に対する助成措置は、実施期限が9月迄となっている。輸出者の検査料負担を軽減するため、少なくとも1年間の助成措置の延長を図るべきである。

Ⅲ. 超円高・空洞化阻止への強力な対策を一持続的な経済成長に向けて一

震災からの復旧・復興と同時に、日本経済の再生を進めることが急務である。第三次補正予算において、喫緊の課題である超円高対策と産業空洞化対策を大胆に措置するとともに、法人税の引き下げやグローバル経済に対応する経済連携への積極的な参画等、わが国の成長を支えるための重要政策を着実に実施しなければならない。また、経済成長と国民に安心感を与える社会の両立に向けて、社会保障制度改革を一層進めていく必要がある。

1. 超円高対策と産業空洞化対策は可及的速やかに実施を

第三次補正予算においては、超円高の是正と産業空洞化阻止に向けて、以下の措置を盛り込むことが不可欠である。

(1) 早急な経済対策の実施と行き過ぎた超円高の是正には断固たる措置を

中小企業の存続の限界を超える空前の超円高は、わが国の再生や震災復興の足枷となりかねない。政府は、早急に経済対策の実施とともに、日銀との緊密な連携の下、行き過ぎた円高是正のため、為替介入や一層の金融緩和等の断固たる措置を躊躇すべきではない。

超円高に苦しむ中小企業に対しては、資金繰りを緩和するため、公的融資・信用保証の拡充策を講じるとともに、中小企業の販路開拓や円高を利用したM&A等の海外展開を支援する必要がある。

(2) 空洞化対策のための補助金の拡充を

国内立地および産業復興のため、サプライチェーンの中核となる部品・素材分野や成長産業分野を中心に、生産や研究開発拠点に対する国内立地補助を大幅に拡充するとともに、企業によるリスク分散を目的とする国内拠点の整備についても、補助金等の支援策を講じるべきである。

(3) 電力需要抑制に最大限の支援措置を

電力需要抑制に取り組む企業や国民に対する政策支援の充実が急がれる。そのため、自家発電設備、蓄電池、高効率空調、LED 照明、太陽光発電、コージェネレーション、BEMS（建物のエネルギー管理システム）、スマートメーター等の導入・活用を支援する助成措置や税制優遇措置等の創設・拡充を図るべきである。

(4) サプライチェーンの担い手であるものづくり企業への支援の拡充を

サプライチェーンを担うものづくり中堅・中小企業における技術革新や新商品開発、新規取引先の開拓等、イノベーションの促進に向けた助成措置を講じるべきである。

(5) 中堅・中小企業の海外展開に対する支援の拡充を

中堅・中小企業にとっても、アジアの成長とともに、海外展開が必要となっている。中小企業等は、経営資源が限られており、海外展開の事前調査やコンサルタントに関わる費用負担、進出に際しての高いリスクが大きな障壁となっている。海外展開を目指す中小企業等に対して、費用面や販路開拓に関する支援を拡充するとともに、官民が連携したサポート体制をビジネスに直結するものとして強化させる必要がある。特に、中小企業等は海外進出後の早期撤退事例が多く、進出国でのサポート体制の強化を図るべきである。

また、アジア諸国等への海外展開を図る中小企業の円滑な資金調達がより重要性を増している。公的金融機関が邦銀や現地金融機関と連携して、中小企業の資金調達を支援する仕組みを拡充・強化し、広く活用されることが必要である。

(6) 中小企業の防災対策推進に対する支援の拡充を

東日本大震災を契機に、全国レベルで企業の防災対策の重要性が高まっている。災害に強い産業基盤を構築するためにも、中小企業における事業所・工場等の耐震化にかかる金融および税制支援の強化、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）策定や事業所保有データのバックアップ体制の構築等に対する助成措置を講じるべきである。

(7) 被災地域の早期復興を促す東北地域の高速道路料金の無料化を

現在、被災者支援のための高速道路料金無料化が行われているが、被災者確認手続き等が渋滞を引き起こし、モノやヒトの流れを滞らせる要因となっている。

被災者支援とともに、モノやヒトの動きを活性化させ、被災地域の早期復興を促すためにも、東北自動車道、三陸・常磐自動車道等東北地域内の高速道路の利用料金を、当面の間、全ての利用者に対し無料にすべきである。

2. 経済成長と経済社会の安定化を図るための基盤づくりを

震災からの復旧・復興と日本経済の再生を両立させるためには、経済成長と経済社会の安定が不可欠である。新成長戦略の実行はもとより、以下の重要政策について、着実に取り組む必要がある。

(1) 高い法人税のアジア諸国並みの引き下げを

高い法人税は直ちに引き下げる必要がある。将来的にアジア諸国並みの20%台への引き下げが必要であるが、少なくとも平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた中小法人の軽減税率を含む法人実効税率の引き下げは、平成24年度から確実に実施すべきである。

(2) 効率化、重点化による社会保障制度の持続可能性の確保を

持続的な経済成長を支える安定した社会を実現するためには、持続可能な社会保障制度の再構築が

不可欠である。社会保障・税一体改革成案がとりまとめられたことは評価するが、効率化や重点化については切り込みが甘いと云わざるを得ない。特に、年金給付額のデフレ下でのマクロ経済スライド調整の実施や、年金支給開始年齢の引き上げ、70～74歳の医療費窓口負担の引き上げ等を具体化し、先延ばしせず実施することにより、社会保障制度の持続可能性を確保しなければならない。

また、少子高齢化の進展を鑑みれば、将来的には、財源不足が見込まれることから、消費税を引き上げざるを得ないと考える。しかしながら、消費税の引き上げは、徹底的な行財政改革を断行し、国民や企業の納得と理解を得ながら進めつつ、その導入のタイミングや仕組みについては、景気や経済成長を最大限阻害しないよう、十分慎重に検討すべきである。

(3) 包括的経済連携と国内対策の一体的推進を

米国や欧州等と関係を強化し、今後も着実な拡大が見込まれるアジアの需要を取り込む観点から、TPP、日EU・EIA、日中韓FTAを一体的かつ集中的に推進する必要がある。これらの連携協定により、関税引き下げや各国毎に異なる輸出入・投資にかかる諸手続ならびに規制の簡素化・調和が図られ、海外取引リスクに苦しむ中小企業の貿易や海外展開を促進し、国全体としてのグローバルな経済関係が一層活性化されると期待される。また、高いレベルの経済連携と両立し得る持続可能な農林漁業の実現に向け、「食と農林漁業の再生実現会議」で早急に最終結論を出したうえで、地域振興策を含む具体的施策を着実に実行していくことが必要である。

(4) エネルギーの安定供給が最重要課題

①新たなエネルギーのベストミックスは総合的な観点から検討を

国は、安全性が確認された原発の再稼働による当面の電力安定供給を確保したうえで、中長期のエネルギー政策を示す必要がある。そのためには、新たなエネルギーのベストミックスについて、安全性、安定供給、コスト、自給率、品質、環境制約等の総合的な観点から、再生可能エネルギーのみならず、火力、原子力を含めて総合的に検討すべきである。

また、再生可能エネルギーの導入促進、火力の高効率化、原子力の安全性向上等のための技術開発を促進する必要がある。

②当面の需給安定策の最優先課題は安全性を確認したうえでの原発の再稼働

定期点検中の原発の再稼働について未だ見通しが立っていない。今冬、来夏において今夏のような節電策が継続した場合、企業の生産性の低下、産業の空洞化を加速させ、地域経済や中小企業の経営に深刻な影響を与えることになる。

当面の電力需給安定策の最優先課題は、安全性を確認したうえで、定期点検中の原発を再稼働させることである。国は、原発の安全評価について、既存の安全確認の枠組みに加え、7月11日に公表された政府方針に基づき、確実かつ迅速に実施すべきである。また、政府方針の混乱により立地自治体の不信や不安が高まっており、国は、原発毎の型式、経年数、地理条件等を踏まえた安全性の検証等を行うべきとの立地自治体の要望を踏まえ、原発の安全確保について立地自治体へ丁寧な説明を行っていくことも必要である。

③地球温暖化対策の抜本的な見直しが必要

④「エネルギー基本計画」の見直しに伴い、わが国の地球温暖化に関する中期目標や対策等は抜本的に見直さざるを得ない。また、現行の地球温暖化対策費（国・地方で約 2.8 兆円）の費用対効果については、再検証が必要である。

(5) 「起業 100 万社」実現に向けた取り組み強化を

わが国経済の持続的な成長のためには、創業や第二創業（経営革新）を促進し、雇用の拡大や新たな需要を喚起し続けていくことが重要である。新成長戦略に掲げられている「起業 100 万社」の着実な実現を図るため、以下の内容を含めた支援策を強力に推進すべきである。

- ①学校段階からの起業家教育や、広く一般を対象とした啓発の実施
- ②事業計画や経営革新計画の立案に向けた実践的講座の実施
- ③創業資金調達の円滑化（融資制度拡充、創業資金にかかる贈与税非課税枠の創設等）
- ④創業後の販路開拓や資金繰りへの継続的支援の強化

(6) 新たな成長産業分野の育成と新事業創出を

わが国が今後も科学技術創造立国として成長していくため、産学官連携や研究開発を促す環境作り、基礎研究の実用化に向けた取り組み等を官民一体となって推進するとともに、政府研究開発投資の対 GDP 比 1 % の前倒し実施等により、環境・エネルギーや医療・介護をはじめとする新たな成長産業分野の育成や、将来の雇用を支える新事業創出を進めていかなければならない。

(7) 企業立地および投資促進等に向けた規制改革を

工場立地法の緑地規制や建築基準法の容積率規制等、企業の立地や投資の障壁となっている規制・制度を見直す必要がある。国土利用計画法、都市計画法、農地法、建築基準法、大気汚染防止法等、用地取得・土地造成段階から工場等の建設・設備の設置段階に存在する多くの立地手続きのワンストップサービス化による迅速化等を実現すべきである。

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

○23 年度第三次補正予算（10 月 7 日成立）

予算規模約 12 兆円（その他経費（災害対策費）3,210 億円、B 型肝炎関係経費 480 億円を含む）。東日本大震災・原子力災害からの本格的な復興予算として、復興の基本方針に基づき、真に復興に資する施策に重点的に措置。財源は、11 兆 5,500 億円の復興債の発行および歳出削減等により賄う。

【平成 23 年度第三次補正予算の概要】※財務省資料から抜粋

1. 東日本大震災関係経費	11 兆 7,335 億円
(1) 災害救助等関係経費	941 億円
(2) 災害廃棄物処理事業費	3,860 億円
(3) 公共事業等の追加	1 兆 4,734 億円
(4) 災害関連融資関係経費	6,716 億円
(5) 地方交付税交付金	1 兆 6,635 億円
(6) 東日本大震災復興交付金	1 兆 5,612 億円
(7) 原子力災害復興関係経費	3,558 億円
(8) 全国防災対策費	5,752 億円
(9) その他の東日本大震災関係経費	2 兆 4,631 億円
(10) 年金臨時財源の補てん	2 兆 4,897 億円
2. その他の経費	3,210 億円
3. B型肝炎関係経費	480 億円

I. 遅れている、地域主導の復旧・復興の加速を

【I. 地域主導の復旧・復興を強力に推進する枠組みの早期整備を】

1. 復興庁の被災地域への早期設置を

- 24 年 2 月 10 日に復興庁が発足。本庁は東京に設置し、岩手県、宮城県、福島県に復興局を設置。復興局の下には津波被災地との連携強化のため、宮古・釜石（岩手県）、気仙沼・石巻（宮城県）、南相馬・いわき（福島県）の 6 支所を設置。
- 設置期間は 23 年度から 32 年度までの 10 年間。

2. 自由度の高い一括交付金を創設し、複数年度分の一括交付を

- 23 年度三次補正予算において、1 兆 5,612 億円の「東日本大震災復興交付金」を計上。基幹事業（被災地の復興事業に必要なハード事業、5 省 40 事業）と効果促進事業（使途自由度の高いハード・ソフト事業）について、国が全額を手当て。
- 第 1 次配分における国費総額は 2509.4 億円（3 月 2 日復興庁公表）。

3. 復興特区制度の年内設置を

- 12 月 3 日付で「東日本大震災復興特別区域法」が成立。既存の土地利用計画（都市、農地、森林等）の枠組みを超えた迅速な土地利用再編を行う特別措置や国と地方の協議会を通じた特例措置の追加・拡充が可能となる。
- 復興整備計画（土地利用再編に係る特例を受けるための計画）策定状況（5 月 16 日現在）
 - ⇒9 市町村（岩手県：4 市町村、宮城県：5 市町村）で公表済み。
 - ⇒大船渡市、陸前高田市、石巻市で策定済み。その他の地域では策定検討中。
- 復興推進計画（個別規制や手続きの特例、税制上の特例等を受けるための計画）策定状況（4 月 24 日現在）
 - ⇒14 件（青森県：1 件、岩手県：2 件、宮城県：6 件、福島県：4 件、茨城県：1 件）の復興推進計

画が認定済み。

4. 市町村の復興計画の早期策定に向けた方針やスケジュールの早期提示を

○復興計画策定状況（24年3月31日現在）

市町村が策定する復興計画は、43市町村のうち39市町村で策定済み。

○防災集団移転促進事業の緩和措置

東日本大震災復興特別区域法の制定に伴い、被災地を対象とした下記特例措置を適用。

- ・住宅団地における住宅建設等補助の限度額引き上げ
- ・住宅団地の用地取得造成費の限度額の引上げ
- ・補助対象経費の合算限度額を撤廃
- ・公益的施設用地の取得造成費を補助対象に追加
- ・住宅団地の戸数要件の緩和 等

○地盤沈下した土地のかさ上げ

- ・東日本大震災復興交付金の中で、都市再生区画整理事業（津波防災整地費への支援）を手当。補助率は1/2。

○防波堤の規格・基準等

- ・国土交通省は、7月11日付で「設計津波の水位の設定方法等」を策定。設計津波の水位設定の設定方法や堤防等の天端高の設定方針等を提示。
- ・「海岸における津波対策検討委員会」（国土交通省所管）は、11月16日付で「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した海岸堤防等の復旧に関する基本的な考え方」をとりまとめ。
- ・社会資本整備総合交付金（海岸堤防や津波防護施設等の整備事業を含む）として、23年度第三次補正予算で711億円、24年度予算で14,395億円を計上。

【Ⅱ. 早期ビジネス再開に向けた基盤整備と政策支援を】

1. 地域経済復興を支えるインフラの早期復旧および整備は国の主導で

○道路の復旧状況（24年5月7日現在、国土交通省公表資料）

- ・高速道路（東北自動車道、常磐自動車道）
原発警戒区域を除く全線で復旧。
※常磐自動車道の原発警戒区域区間（16.4km）を除く。
- ・直轄国道（国道4号、45号、6号）
原発警戒区域を除く全線で復旧。
※国道6号の原発警戒区域区間（42.6km）を除く。

○国土交通省は、23年度第三次補正予算で道路整備事業として827億円を計上。また、24年度予算で復興道路・復興支援道路の緊急整備費用として1,088億円を計上。太平洋沿岸軸（三陸沿岸道、常磐自動車道）、沿岸部と東北道を接続する道路（国道106号線、東北横断自動車道 秋田釜石線、相馬福島道路等）の整備を支援。

○港湾の復旧状況（5月7日現在、国土交通省公表資料）

- ・78%（291バース／373バース）が復旧済み。
※八戸港～鹿島港にかけてのバース単位での復旧状況。

- ・復興庁は、産業・物流上、特に重要な港湾施設については、概ね2年以内を目処に全ての施設の本格復旧を完了する成果目標を公表。
- ・港湾整備事業として23年度第三次補正予算に59億円を計上。うち、港湾区域における水底瓦礫調査費用として2,000万円を計上。また、24年度予算で148億円を計上。

○水産業の復興

23年度第三次補正予算において、以下の関連費用を計上。

- ・共同利用漁船等復旧支援対策事業：121億円 水産業協同利用施設復旧整備事業：731億円
- ・水産業協同利用施設復旧支援事業：259億円 漁港関係等災害復旧事業：2,346億円

24年度予算において、以下の関連費用を計上。

- ・水産基盤整備事業：250億円 水産業復興支援対策：313億円

○海中に流出した災害廃棄物の処理方針

- ・農林水産省、国土交通省、環境省は、11月18日付で「東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針」を公表。区域ごとの処理主体等を提示。

○鉄道の復旧状況（5月7日現在）

	（災害対策利用）	（一般利用）
新幹線	100%	100%
在来幹線	99%	99%

○23年度第三次補正予算において「鉄道施設安全対策事業」65億円を計上。また、24年度予算において「被災した鉄道の復興支援」23億円を計上。三陸鉄道の災害復旧事業を引き続き実施し、26年4月頃の全線運行再開に向けた早期復旧を支援。

2. 災害廃棄物の中間処理の加速化のため、広域処理の強力な支援を

○災害廃棄物処理の進捗状況（環境省公表資料から抜粋）

- ・仮置場への搬入済割合（24年5月7日時点）
全体2251万トンのうち仮置場搬入率は77%、処理・処分率は12%。
- ・沿岸都市別の災害廃棄物処理の進捗状況（商工会議所のある市を抜粋）

市／がれき推計量／仮置場への搬入済量割合（※）／処理・処分割合

宮古市	71.5万トン	90%	4.7%
釜石市	76.2万トン	50%	3.0%
大船渡市	75.6万トン	95%	37.3%
陸前高田市	101.6万トン	92%	11.7%
仙台市	135.2万トン	97%	18.3%
石巻市	616.3万トン	50%	19.6%
塩釜市	25.4万トン	100%	0.0%
気仙沼市	136.7万トン	99%	1.9%
いわき市	70万トン	80%	16.8%
相馬市	25万トン	97%	6.5%
南相馬市	64万トン	79%	1.1%

※解体により生じるものを含む。

○環境省では、24年1月16日に広域処理推進に向けた政府メッセージや処理手順等を紹介する「広域処理情報サイト」を開設。また、24年3月30日付で35道府県と10政令指定都市に対して、総理大臣、環境大臣名で広域処理要請文書を発出。

○災害廃棄物の受け入れに関する自治体の動向（5月17日現在、環境省公表資料）

《既に受け入れを行っている自治体（4都県）》

- ・東京都：3年間で50万トン処理予定
- ・山形県：宮城県で生じた約5万トンを受入中
- ・青森県：不燃物（約5,000トン）、木くず（約3,960トン）、廃飼料（約10トン）等を受入中
- ・秋田県：岩手県で生じた約13.5万トンを受入中

《受け入れを検討している自治体（24道府県）》

- ・北海道
- ・新潟県
- ・群馬県
- ・埼玉県（木くず約84トンの試験処理実施）
- ・千葉県
- ・神奈川県
- ・山梨県
- ・静岡県（島田市で約10トンの試験処理実施）
- ・富山県
- ・石川県
- ・福井県
- ・岐阜県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・大阪府
- ・関西広域連合
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・兵庫県
- ・鳥取県
- ・山口県
- ・愛媛県
- ・福岡県
- ・沖縄県

○23年度第三次補正予算において、災害等廃棄物処理事業費3,178億円、24年度予算において3,440億円を計上。

4. 被災事業者の事業再開のためには、二重債務問題等の早期解決が不可欠

○債権買取のため「産業復興機構」を各県ごとに設立、債権買取実施（岩手、宮城、福島、茨城、千葉5県で設立済、当初の買取規模370億円）。買取った債権は、5年を目途に見直しを行い、計画通りの進捗の場合、買取価格まで減免し、金融機関等が買戻し（計画通りでない場合、最大15年まで債権保有）。

別途、東日本大震災事業者再生支援機構法（野党議員提出）に基づく同支援機構も債権買取業務等を実施（買取規模5,000億円、業務開始24年3月5日）。

○産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構ともに、リースも含め債権買取が可能となった。

○産業復興相談センターが再生可能と判断した者に対する既往債務の利子補給制度を新設。

○個人債務者に係る債務整理が進むよう、私的整理ガイドラインを作成（法的整理と違い信用情報登録機関への登録なし）。

○被災地事業者の相談をワンストップで受け付ける産業復興相談センターを、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉県に設置。被災沿岸部については、岩手・宮城県の沿岸部商工会議所、商工会の一部に復興相談センターの支部を設置し、随時相談を受け付ける体制を構築。

○23年度第三次補正予算で「被災中小企業復興支援リース補助事業」（100.5億円）の実施が盛り込まれ、被災したリース債務を抱える中小企業が、再度リースで設備を導入する場合にリース料の10%を補助されることとなった。なお、同事業の施行を当所が受託し、12月12日から施行中。

○23年度第三次補正予算にて、事業規模11.6兆円の資金繰り対策がとられた。また、信用保険および信用保証協会の財務基盤強化等のため、23年度第四次補正予算にて7,413億円の予算が追加された。

○東日本大震災復興特別貸付、マル経融資震災対応特枠については、25年3月まで制度期限を延長された。

○中堅・中小企業に対する資本性の長期融資制度については、商工中金、日本公庫に制度が創設・拡充された。

- セーフティネット保証（5号認定）にかかる業種の拡充措置は、24年9月まで延長。
- 23年度グループ補助（一次補正、二次補正、二次補正予備費）において、204グループ、4,558社に対して2,202億円を補助。24年度予算において、500億円を計上。5月末まで申請公募受付中。
- 遊休機械の無償譲渡
提供者側に生じた費用を、機械の帳簿価額を広告宣伝費として損金算入する措置の実現。
- 24年4月4日現在で、322カ所で仮設工場・仮設店舗が竣工済み。23年度補正で274億円、24年度予算で50億円を計上。
- 事業用設備等の特別償却等
復興産業集積区域内において、28年3月31日までの間、震災により雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が取得等をした機械・装置および建物・構築物について、特別償却又は税額控除ができる制度を創設。
- 事業承継税制（相続税・贈与税）における事業継続要件等の緩和
非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、認定会社が震災により受けた被害の態様に応じ、その認定会社の雇用確保要件等を緩和する等の措置を講ずる。
- 津波により甚大な被害を受けた区域、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち、市町村長が指定する区域における土地および家屋に係る24年度分の課税免除等。
- 労働保険料および23年度一般拠出金の免除、申告・納付期限の延長、納付の猶予等の特例措置を実施。
震災の被害により、労働保険料等の支払いが困難である事業者に対し、一定の要件等を満たした場合、
- ①労働保険料および23年度の一般拠出金の免除、②申告手続きや納付期限の延長、③納付を最大で1年間猶予する特例措置を実施。

5. 地域経済復興に資する観光振興への取り組みを

- 23年度第三次補正予算および24年度予算で、広域連携観光復興対策事業（東北観光博）を予算化。
・広域連携観光復興対策事業（東北観光博）【23年度:5.5億円、24年度:2.5億円】
観光による被災地復興を図るとともに、広域的なエリアを単位とした、新たな観光地づくりのモデルを構築するため、東北地方全体を博覧会と見立てた「東北観光博」を実施。地域の再生・活性化を目的とした官民の様々な取り組みを連携させ、統一的な情報発信等を行う。

6. 地域支援機能の充実強化を

- 政府の24年度予算において、23年度第一次補正予算と同様、「中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の施設復旧事業）」が盛り込まれた。補助対象経費は、①家屋等修繕事業費、②建物に付随する設備復旧事業費、③取り壊し・撤去事業費、④建て替え事業費の4つで、補助率は1/2。24年5月7日付で各地商工会議所に交付申請の案内を周知。

【Ⅲ. 被災地域における雇用機会の拡充を】

1. 雇用創出基金事業の基金積み増しで、雇用機会の拡大を

- 23年度第三次補正予算にて、合計3,150億円の基金積み増しを実施。
- 基金事業における被災地県の雇用状況（雇用数／募集計画：％）は以下のとおり。
岩手県 （6,992／10,000：70％）

宮城県	(10,989/11,000 : 99%)
福島県	(14,260/11,000 : 130%)
三県合計	(32,241/32,000 : 101%)

＜参考＞求人倍率（3月度）

岩手県（0.81）、宮城県（0.94）、福島県（0.82）、全国平均（0.76）

2. 一般財源投入で再雇用にも「被災者雇用開発助成金」の適用を

○雇用継続する事業所との均衡の問題から適用対象の拡大は実施されていないが、適用対象者が10名以上となった場合、助成金の追加増額支給を行う特例措置の導入。

○成長分野等人材育成支援事業を拡充し、被災地に所在する中小企業が、被災者を新規雇用、または一旦離職した被災者を再雇用した場合に助成。助成対象はOff-JTまたは、Off-JTとOJTを組み合わせた訓練。

3. 職業訓練の拡充や若年層の地域外の就業支援で復興を担う人材育成を

○「成長分野等人材育成支援事業」を拡充し、地域の産業の高度化や新産業創出を担う中核人材を育成する東北3県の中小企業が、県外の大学院や研究機関に人材を派遣する場合に住居費等を助成する特例措置。

4. 民間委託による求人開拓の強化ときめ細かな職業相談の重点化を

○新卒者支援の施策を実施し、中・高卒者の内定率は、東北3県全て前年比上昇。

- ・ハローワークに全国から延べ20,576人の応援派遣
- ・ジョブサポーターを2,003人（H23期初）→2,203人（23年度第三次補正予算）へと増員
- ・高校生を対象にバス送迎による首都圏を中心とした企業面接会の実施
- ・被災大学新卒者対象の面接会を18回実施

○緊急人材育成支援事業等を通じて、建設用重機運転訓練などの職業訓練を東北3県で610名実施。

II. 福島の再生に向けて

1. 徹底した除染対策の早急な実行を

○放射性物質汚染対処特措法（24年1月1日より全面施行）において、除染に関する地域を指定。

- ・除染特別地域：現在の警戒区域・計画的避難区域の11市町村、環境省が除染実施
- ・汚染状況重点調査地域：年間1mSv以上の地域、市町村（104市町村）が調査結果に基づき除染区域を決定し除染実施

○避難等に関する区域の再設定（4月から順次）

- ・避難指示解除準備区域：年間積算線量20mSv（ミリシーベルト）以下の区域
- ・居住制限区域：年間積算線量20mSv～50mSvの区域
- ・帰還困難区域：年間積算線量50mSv超の区域

※4/1田村市と川内村の警戒区域を解除（田村市の警戒区域は「避難指示解除準備区域」に、川内村の警戒区域は「避難指示解除準備区域」と「居住制限区域」に）。

※南相馬市における区域の見直しは4月16日に実施。

○中間貯蔵施設について

- ・政府は福島県双葉郡の年間換算の放射線量が100mSv以上の地域に設置したい考え。
- ・12月28日に細野環境・原発事故担当大臣が福島県知事に、中間貯蔵施設を福島第一原発周辺の双葉郡内に建設したい考えを伝達。
- ・同郡8町村長と町村議長で作る「双葉地方電源地域政策協議会」は24年1月5日、福島県知事と協議。県が国との交渉に主体的に加わるよう要請。双葉町長は明確に反対の意向を示している。
- ・24年1月8日、野田首相は福島県知事と会談。福島復興再生協議会でも、双葉郡内の中間貯蔵施設設置について改めて要請。

※双葉郡：富岡町、浪江町、大熊町、双葉町、広野町、楡葉町、川内村、葛尾村の8町村

2. 福島再生のための「特別立法」の早期制定を

「福島復興再生特別措置法案」の概要

- 福島地方公共団体の自主性・自立性を尊重しつつ、国の責務として総合的な施策を策定、実施。
- 福島復興再生協議会を国と福島との協議の場として規定。
- 施策の総合的な推進をはかるための基本的な方針を閣議決定。

【特別な措置の概要等】

(1) 避難解除等区域の復興及び再生等のための特別な措置

「避難解除等区域復興再生計画」（県の申出により国が決定）を策定。計画に基づき、国による公共施設の工事の代行、生活環境整備事業の実施、事業者への課税の特例、避難者の居住の安定の確保等を実施。

(2) 放射線による健康上の不安の解消、安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

健康管理調査、農産品等の放射能濃度の測定、除染等の措置等の迅速な実施、児童等の被ばく放射線量の低減、国民の理解の増進等を実施。

(3) 原子力災害からの産業の復興および再生

「産業復興再生計画」（県が作成し国が認定）を策定。計画に基づき、規制や手続等の特例、東日本復興特区法の課税の特例を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置、農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興等を実施。

(4) 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

「重点推進計画」（県が作成し国が認定）を策定。再生可能エネルギー源の利用促進、高度医療技術等に関する研究開発拠点の整備、その他の新たな産業の創出等に寄与する取組を重点的に推進する。（独）中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡、研究開発の推進、企業立地の促進等を実施。

政府は原発事故の収束に向けた道筋のステップ2（冷温停止状態、放射線量を大幅に抑制等）の完了を確認（12月16日）。1～4号機の廃炉に向けた中長期ロードマップ及び実施体制を決定（12月21日）。以下のスケジュール（目標）で現場作業や研究開発を行う。

- ・第1期（2年以内）：使用済燃料プール内の燃料取り出し開始まで
- ・第2期（10年以内）：核燃料取り出し開始まで
- ・第3期（30～40年後）：廃止措置終了まで
- ・継続実施：要因の計画的育成・配置、意欲向上策、作業安全確保に向けた取り組み

3. 本格的な原子力損害賠償の実施

○原子力損害賠償紛争解決センター：総括基準を策定(24年2月16日)。共通する申し立て項目につき原子力損害賠償紛争審査会指針以上の損害等に関する基準。①長期化している避難者の慰謝料増額、②身障者等の避難者への精神的損害の増額、③自主的避難者の個別事情に対応した増額、④避難で現状確認できない等の財物損害への速やかな賠償。

○原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」制度（事業を継続・再開するために必要な事業資金の融資）を25年3月末まで1年延長（24年3月26日、福島県・経済産業省）

○「原子力損害賠償支援機構よりのお知らせ」および「東京電力からのお詫びと賠償のご請求について」のお願い」チラシの配布。

機構および東京電力では、原子力損害賠償について、その内容が適切に被災企業に伝わっていないことを課題として認識しており、全国に向けて周知を強化するため、チラシを作成、配布。全国各地の商工会議所にも送付。

○原子力損害賠償紛争審査会「中間指針第二次追補（避難区域等の見直し関連）」公表（24年3月16日）。

- ・営業損害・就労不能損害：終期は個別事情に応じて判断。特別の努力による収益・収入は損害額から控除しない。

- ・不動産：帰還困難区域は価値の100%が賠償対象、居住制限区域・避難指示解除準備区域は避難指示解除までの期間等を考慮して価値減少率を推認。

- ・除染等に係る損害：除染作業等に伴い生じた損害は財物損壊・営業損害も含めて賠償対象。

○10月26日、東京電力は「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を受けて示した賠償基準である福島、栃木、群馬、茨城の4県の観光業の損害賠償の減額幅（3月～8月20%）を見直した。①3～5月20%・6月以降0%、②3～8月10%・9月以降0%のどちらかを選択できる。この件に関しては、見直し前、算定式の考え方の問題等が各地から指摘があり、当所からも、中小企業庁および経済産業省原子力損害対応室へ改善の必要性を伝えていた。

4. 放射能検査機関に対する助成措置の継続を

○23年度第三次補正予算において、23年度第一次補正予算の「貿易円滑化事業」の拡充・延長が図られた（予算規模13億円。指定検査機関数：12機関。補助率等は23年度第一次補正予算の際と同様。12月1日から実施）

○24年度予算（4月5日成立）では、同事業の再延長のため、1億円が予算計上された。

Ⅲ. 超円高・空洞化阻止への強力な対策を —持続的な経済成長に向けて—

1. 超円高対策と産業空洞化対策は可及的速やかに実施を

○「円高への総合的対応策」について（10月21日閣議決定）

①市場の安定の維持、②円高や空洞化に対処し、成長を下支えする効果的な施策を厳選、③円高による「痛み」を最小化する一方、メリットを最大化、④進捗管理により成果を出す、⑤新たな成長に向けた取組、の5つが基本原則。具体的対応策として、円高による「痛み」の緩和、リスクに負けない強靱な経済の構築、円高メリットの徹底活用を掲げた。景気の下振れリスク最小化および産業空洞化阻止に全力を尽くすとし、本対策の効果として、実質GDP押し上げ→0.5%程度、雇用創出・下支え→30万人程

度を見込んでいる。

○政府・日銀による為替介入

8月、10月、11月に、米ドル買い・日本円売りの単独介入を実施。

○国内企業立地推進事業費補助金

23年度第三次補正予算額：3,300億円

○需要家による省エネ投資の促進（需要構造の改革） 計2,493億円

- ・省エネ設備の導入（高性能モーター等） 151億円
- ・住宅・ビルの省エネ投資（二重窓断熱改修等） 1,824億円
- ・HEMS/BEMSの導入（ITを利用した空調等の制御） 300億円
- ・蓄電池の導入（リチウムイオン蓄電池） 210億円
- ・節電診断を活用した各主体による節電の取組 8億円

○多様な主体が参加した供給力増強支援（供給構造の改革） 計3,301億円

- ・再生可能エネルギーの導入（予算措置による導入） 1,183億円
- ・住宅用太陽光発電の導入（予算措置による導入） 1,543億円
- ・自家発・コジェネレーションシステムの導入 438億円
- ・家庭用燃料電池システムの導入（エネファーム） 137億円

○自家発電設備導入促進 100億円

○平成24年度税制改正（24年4月1日施行）

研究開発税制の上乗せ特例の継続が盛り込まれた。

○12月1日から24年3月31日、被災地支援、観光振興を目的として、東北自動車道、常磐自動車道等を含む東北地方の高速道路の無料開放を実施。また、原発避難者の支援を目的として、福島県内の一部インターチェンジ利用者に対する無料開放を9月30日まで継続。

2. 経済成長と経済社会の安定化を図るための基盤づくりを

○経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（12月2日施行）

法人税率、中小法人に対する軽減税率の引下げが盛り込まれた（ただし、24年～26年の3年間は、一度税率を引き下げた後、復興財源として10%の付加税がかかることとなった）。

○「社会保障・税一体改革大綱」が24年2月17日に閣議決定。

大綱では、「過去の物価スライドを据え置いた特例水準の解消」「高所得者の年金減額」「年金の受給資格期間の短縮（25年→10年）」「厚生年金と共済年金の一元化」等、当所が主張する項目も盛り込まれる一方、「デフレ下におけるマクロ経済スライドの適用」「70～74歳の医療費窓口負担を2割から法定の1割へ戻す」「介護保険における利用者負担の引き上げ」等、社会保障給付の重点化や効率化を図る項目の多くが先送りされた。

○中長期的な政策の検討では、「総合資源エネルギー調査会基本問題委員会」でのエネルギー基本計画の見直し、「原子力委員会新大綱策定会議」（大橋副会頭が委員として参画）での原子力政策大綱の5年ごとの見直し、「エネルギー・環境会議」での革新的エネルギー・環境戦略の策定の3つが並行して進んでいる。

○24年5月頃にエネルギーミックス／原子力政策／エネルギー・環境戦略の選択肢を提示。国民的議論

を経て、夏頃に新エネルギー基本計画／新原子力政策大綱／革新的エネルギー・環境戦略（地球温暖化対策の中期目標（2020年に1990年比25%削減）の見直し含む）を策定する予定。

・総合資源エネルギー調査会基本問題委員会

2030年時点のエネルギーミックスについて審議。原発比率0、15、20、25、35%とする5つの電源構成案に基づき温暖化、GDP、電力価格、産業への影響等の経済影響分析を実施。24年5月9日の中間報告では、原発比率が低いほど電力価格は大幅上昇し、また、CO₂削減コスト、再エネ買取制度、系統対策費用等が懸念材料に上げられた。

・原子力委員会新大綱策定会議

新たな原子力政策大綱の策定を審議（24年5月9日）使用済燃料の処理について、「全量再処理」「直接処分」「再処理と直接処分の併存」の3つの選択肢を、貯蔵・立地条件、国際的立場、経済性等から評価検討中。

○政府は、繰り返し「原子力の安全性を徹底的に高める」「定期点検中の原発の再稼働について、安全性の確認を前提に、地元自治体の理解を得て、進めていく」ことを表明し、安全対策の実施、事故の教訓を踏まえた検証作業、原子力規制庁（仮称）の設置・規制の見直しの準備等を進めている。現在は立地自治体の理解がまだ得られていない状況。

○「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」（4月6日、第3回4大臣会合）

(1) 基本的な理解

- ・事故・調査検証委員会、事故の技術的知見に関する意見聴取会、地震・津波に関する意見聴取会、建築物・構造に関する意見聴取会、高経年化技術評価に関する意見聴取会の調査・検証の結果、事故原因及び事象の進展に関する以下の「基本的な理解」が得られた。
- ・地震によって①外部電源喪失が起きたが、大きな問題は、津波による②浸水により所内電源喪失（非常用発電機、蓄電池、配電盤などの安全上重要な設備・機器が同時に機能喪失）したこと。これにより⇒③冷却停止⇒④炉心損傷⇒⑤水素発生⇒⑥水素漏えい⇒⑦水素爆発が起きた。

(2) これまでの動き

- ・緊急安全対策（23年3月30日）：津波により3つの機能（全交流電源、炉心、燃料プールの冷却機能）を全喪失しても事故を防止するための対策を指示（短期対策は5月6日に実施を確認済み）
- ・浜岡原発停止の要請（5月6日）
- ・シビアアクシデント対策（6月7日）
- ・IAEAに政府報告書を提出（6月7日）
- ・IAEA会議。日本の対策について評価（6月20日）
- ・ストレステスト実施を指示（7月6日）
- ・ストレステスト一次評価を判断材料に再稼働を判断する等の政府統一見解（7月11日）
～（9月以降）複数の意見聴取会の開催～
～（11月以降）ストレステスト審査が開始～
- ・政府事故調査委員会が中間報告。政府諸機関の対応の問題点を指摘（12月26日）
- ・原子力組織制度改革法案（規制庁設置、規制の見直し）を国会提出（24年1月31日）
- ・大飯3、4号機のストレステスト一次評価（保安院）が終了（24年2月13日）／評価結果を原子力安全委員会が了承（24年3月23日）
- ・第15回地震・津波意見聴取会：大飯原発周辺の3つの断層の連動について評価（24年3月28日）

- ・事故原因に関する技術的知見についてとりまとめ、30の安全対策を提示（24年3月28日）

○中央環境審議会地球環境部会

2020年、2030年までの温室効果ガス削減率および温暖化対策の選択肢を審議し、24年6月上旬にエネルギー・環境会議に報告予定。総合資源エネルギー調査会の原発比率から他の電源構成、3段階の強度の温暖化対策案とそれに伴う温室効果ガス排出量を試算。これに基づき経済影響分析を実施し選択肢を検討中。

○科学技術関係予算

23年度は、当初予算額36,479億円に加え、補正予算額5,832億円を加え、計42,311億円を計上。24年度予算では、36,693億円を計上。

○9月末に工場立地法施行規則改正

- ・「緑地」の定義を改正
- ・地域準則に定める緑地面積率および環境施設面積の下限を引き下げ
- ・山林地域等の区域を新たな第4種区域として規定

TPP交渉早期参加についての見解

平成23年9月14日

日本・東京商工会議所

1. 東日本大震災の復旧・復興の加速、原発事故の早期収束と福島再生を

東日本大震災と巨大津波は、未曾有の被害をもたらし、多くの被災者は今なお様々な苦難を強いられている。震災復旧・復興の足取りは遅く、地域主導での取組みを加速する必要がある。このため商工会議所は政府に対し、復興庁の被災地域への早期設置、自由度の高い一括交付金の創設、復興特区制度の早期創設、地域復興計画策定のための国の方針等の早期明示等、復旧・復興を強力に推進する枠組みの早期整備などを要望しているところである。

さらに、福島県における原発事故は、福島県民の生活基盤に甚大で計りしれない被害を与え、福島県の存立自体を脅かす事態になっている。事故発生から半年が経過しているにも拘わらず、原発事故は今なお収束せず、復旧・復興の見通しが立たない状況にある。政府としては、地域住民・団体等の声に十分耳を傾け、除染対策はもとより、原子力災害の克服、地域再生・産業振興や就労支援等の継続的・計画的な実行を担保する特別立法を早期に制定するなど、福島再生に最優先で取り組むことが必要である。

2. 大震災と原発事故からの復興を支える日本経済の持続的成長の実現

福島の再生を図るためには、地域経済を含めた日本経済の成長が不可欠であり、原発事故の早期収束・福島の再生と日本経済の再生は同時に進めていかなければならない。日本全体の成長がなければ、復興に向けた取組みを計画通りに進めることができず、「成長なくして復興なし、復興なくして福島の再生なし、福島の再生なくして日本の再生なし」との認識と強い危機感を持って、福島の再生に全力で取り組むことが必要である。

日本は、大震災前から、様々な構造問題に直面しており、構造問題の解決の遅れが国全体の閉塞感の高まりを招き、活力の回復を遅らせていると言える。国内外の情勢は急速に変化しており、構造問題の解決をこれ以上遅らせると、経済は縮小均衡に陥り、先進国から取り残され、新興国に追い越されて震災復興や福島再生も迅速かつ強力に実行することができなくなる。最優先の課題である震災復興や福島再生で着実な成果を挙げていくためにも、持続的な経済成長が不可欠であり、その前提となる構造問題の解決は喫緊の課題と言える。

(1) 日本が直面する構造問題

<国内>

①財政赤字とデフレ経済

日本経済は、東日本大震災以前から、財政赤字拡大や国内需要低迷によるデフレの長期化等の構造問題を抱え、非常に厳しい状況にあった。わが国の国・地方の債務残高は、対GDP比で見ると先進国中最も高い水準にあり、国際金融市場での信認を失わないためにも、財政再建は急務である。また、デフレが長期化する中、2008年秋のリーマンショックが引き金となった国際的な金融危機により、国内外の生産・消費は大きく落ち込んだ。世界経済は、欧米先進国や中国における財政による景気刺激策や金融緩和策により比較的順調に回復した。また、国内の生産活動も、中国・アジアを中心とした外需の拡大により持ち直した。一方、国内の需要喚起については、財政面での制約から金融政策に依存しているが、ゼロ金利政策の下でも需要が回復する兆しは一向に現れない。

②エネルギー制約

国内では、今回の大震災による生産と消費の落ち込みは一時的なものに止まり、夏にかけて回復し震災前の水準に近づきつつあるが、経済活動により大きなインパクトを与えたのは、原発の一部稼働停止に伴う電力エネルギーの制約の顕在化であった。当面のエネルギーの安定供給とともに、原発事故を踏まえた新たな前提に基づく、短期ならびに中長期のエネルギー政策の見直しが急務になっている。

③立地競争力低下と超円高による産業空洞化懸念

アジア諸国との比較で相対的に高い法人税率やFTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）への取組みの遅れ等によりわが国の競争力が低下しているのに加え、震災直後からの超円高の定着により、製造業では海外移転が促され、地域の中小企業では、このままでは仕事がなくなるのではないかという危機感が高まっている。製造業の海外移転による産業空洞化は、日本経済の再生にとっての大きな制約要因になるため、迅速かつ大胆な対策が必要になっている。

④少子高齢化の進行による社会活力の減退と国内市場縮小

少子高齢化の進行により、社会保障給付費増大と財源不足の問題が顕在化している。このため、国民・企業の将来への不安が高まり、そうした不安の高まりが、経済活動を抑制し、社会の活力を減退させているとの見方もある。国民・企業の将来への不安を払拭して、健全な経済活動を促し、社会の活力を回復させるためにも、税財源と一体化した持続可能性のある社会保障制度の見直しが

喫緊の課題になっている。また、国内市場の拡大が期待できない中、内需依存型企業は、従来の延長線上では将来の事業の成長を見込み難く、海外展開を含め、グローバルな視点での取組みが求められる。

⑤農林漁業の構造改革

農林漁業は長期衰退傾向にあり、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）参加問題は別にしても、従事者の高齢化・後継者不足対策、農地集約化、六次産業化等農林漁業再生に向けた構造改革は待ったなしの課題である。たとえば、高品質の農産品を生産する耕作技術を有する日本の農業は成長産業に成し得るとの声があり、全体の70%の農家が生産するコメも生産性向上・価格引下げにより競争力ある輸出品目にすべきである。日本の農業は大きな可能性を秘めており、高いレベルの経済連携と両立し得る持続可能な農林漁業の実現に向け、「食と農林漁業の再生実現会議」で早急に議論をした上で、地域振興を含む具体的施策を着実に実行していくことが必要である。

⑥地域経済の疲弊

①人口減少や高齢化、地域基幹産業の停滞・衰退、さらには国・地方の財政悪化による公共事業減少等により地方の活力が減退し、地域経済の疲弊の度は深まっている。地域の実情に合った魅力ある街づくりや産業活性化が当面の課題であり、国と地域の連携により生活基盤の確保と地域経済の成長力の強化に取組んでいく必要がある。

<海外>

①世界経済の構造変革

リーマンショックが引き金となった国際的な金融危機を契機に、中国・インドを中心とした新興国経済の影響力が強まり、一方で先進国経済の地盤沈下が鮮明になった。特に、アジアの成長は目覚ましく、2020年にはアジアのボリュームゾーン（中間層）が約20億人に拡大するとの試算がある。アジア諸国の経済発展と、それに伴う国民の生活水準の向上により、アジア域内の需要は、引続き着実に拡大すると見込まれている。

②FTA・EPAへの対応の遅れ

世界経済の健全な発展のための貿易・投資活動の枠組みともいえるWTOドーハラウンドでも新興国・発展途上国の発言力が高まり、参加国数の増加と相まって交渉は難航し、現時点では妥結の目処が立たない状況になっている。WTO交渉の困難さを踏まえ、先進・新興各国は、二国間ないし複数国間でのFTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）締結拡大にしのぎを削りあっており、円滑な国際経済活動の観点から、日本としても競合国に遅れることなくFTA・EPAへの積極的な取組みが求められている。

③グローバルな競争の激化と日本の競争力低下

わが国がこれまでFTA・EPAを発効、あるいは署名した国々との貿易額が貿易総額に占める比率（貿易カバー率）は、17.6%に過ぎず、米国（38.0%）・韓国（35.8%）に大きく水をあけられ、中国（21.5%）にも遅れをとっている。特に、韓国は、米国・EU等主要市場とのFTAを合意・締結するなど日本を

大幅に上回るスピードで経済連携を推進しており、韓国製品の輸出拡大を強力に後押ししている。日本としては、少なくとも韓国企業とのイコールフットイングを実現させるために、政府の強いリーダーシップで戦略的に FTA・EPA を推進し、FTA・EPA によるわが国の貿易カバー率の拡大に取り組むことが喫緊の課題になっている。

(2) 震災を通じて再認識されたサプライチェーンの問題と国際的な絆の大切さ

① サプライチェーン

大震災は、自動車・電子機器関連の部品生産に大きなダメージを与え、サプライチェーンが寸断されて世界的な生産停滞をもたらした。被災企業の復旧に向けた不断の努力と関連企業の手厚い支援等により、サプライチェーンは当初の予想よりも早く復旧したが、この間の国内外の生産動向を通じ、サプライチェーンにおける日本の中小企業を中心とした部品産業の役割・機能の重要性が再認識される一方、日本企業がサプライチェーンから脱落する懸念も出てきた。

② 国際的な絆

①大震災発生直後から被災地救援・支援に寄せられた海外約 130 カ国からの好意は、日本国民の胸に国際協調の有難さ・大切さを深く刻み込んだが、こうした海外からの支援はこれまでの外交・貿易経済政策の賜物であり、諸外国との多角的な関係強化の重要性が再認識された。特に、米国とは、同盟国として、長年の重層的・多角的な関係に基づいた相互信頼と一層の関係強化の重要性が再認識された。

③ 震災から得た教訓を活かす

以上の震災による教訓から、グローバルな経済の下では、災害時等の不測の事態にも強いサプライチェーンを再構築することが、わが国経済にとって極めて重要であると強く再認識された。また、強いサプライチェーンの再構築は、世界経済の発展にも貢献することになる。そうした強いサプライチェーンを幅広い地域で実現するためには、二国間の EPA よりも、より大きな経済効果が見込め、かつ、貿易・投資手続きの簡素化・統一化等により企業の負担を軽減できる、複数国間の EPA が必要であることも併せて強く再認識された。

(3) TPP 交渉参加についての総合評価と見解

商工会議所は、昨年 10 月に、TPP 交渉参加への早期表明ならびに貿易自由化に耐え得る強い農業との両立を前提に質の高い EPA の締結を政府に要望し、地域社会の基盤である農業の活性化には国費を投入することもやむを得ないとの考えを示した。その後 1 年経過したが、TPP 参加国による交渉が進展している中、商工会議所では、交渉参加国の交渉当事者や民間関係者より独自に関連情報の収集に努め、改めてこの時点で TPP 参加による効果と影響を分析し、現在と将来について総合的な評価をし、TPP 交渉参加の是非を判断することとした。

日本が直面する構造問題を解決し、経済を再び持続的成長の軌道に乗せて、社会全体の活力を取り戻すために、政府は、震災復興と福島再生を最優先に取り組みながら、同時並行して成長戦略を強力に推進していく必要がある。

成長戦略の中でも、アジアを包含する包括的経済連携の推進が極めて重要であり、今後も着実な拡大が見込まれるアジアの需要を国内の成長・雇用につなげる好循環を実現し、日本経済の持続的成長を図っていく必要がある。特により多くの国・地域を包含する高いレベルの FTA・EPA を推進していくことは、グローバルなビジネス環境の改善につながり、日本企業の海外展開を強力に後押しすることになる。また、これが、強いサプライチェーンの再構築に向けた環境づくりとしても役立つという認識は、前述の通りである。

アジアを包含する包括的経済連携協定の中で具体的な交渉が進んでいるのは TPP のみであり、TPP は、日本も長年取組んでいる FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏構想）へのステップになり得る。また、TPP には、市場経済、法秩序と民主主義という共通の価値観を持つ米国をはじめとした先進国が、透明で高いレベルのルールに新興国・発展途上国を組み入れることで、当地域内の貿易・投資活動を一層活性化させるという側面もあり、推進の意義は大きい。

TPP 交渉参加について判断を下すに当たっては、政府が震災復興と福島再生を最優先で取組んでいることを踏まえ、震災や原発事故によって大きな被害を受けている福島県等の農業者・漁業者の心情、地域コミュニティの存続等に十分に配慮するとともに、復旧・復興に向けて万全な対策を講じ、迅速に実行していくことが不可欠である。TPP に参加した場合の影響について、各地商工会議所から様々な懸念の声があがっており、産業・経済・社会基盤が受ける影響への不安は切実なものがあるため、地域社会・経済への影響を克服するための地域対策を前広にしっかり講じる必要があると考える。

また、TPP に反対する声が根強くあることは承知しているが、反対の主張には、TPP が正しく理解されていないことに起因しているものもある。商工会議所としては、TPP の交渉分野・内容、留意すべき事項や影響等を総合的に判断して、将来の国づくりに TPP 交渉への参加が欠かせないと考えており、また、様々な懸念については、交渉に早期に参加して綿密な交渉を行い、影響を極小化するとともに、適切な対策を講じることにより克服していくべきものと考えている。

TPP 参加国による交渉の進捗は、当初の想定よりも遅れており、本年 11 月開催予定の APEC 首脳会議（於：ハワイ）における合意は事実上困難で、大枠合意に止まると見られているが、来年の米国の大統領選挙が本格化する前にできる限り交渉を前に進めるとの意向がある模様。東日本大震災の発生で TPP 交渉参加への可否判断が遅れている日本政府としては、参加表明から実際の交渉参加までには相応の時間を要することを考えると、速やかに交渉参加の決断を下すことが必要と考える。

3. TPP とは

TPP の交渉分野・内容については、日本が当事国として交渉に参加していないため入手できる情報が限られているが、商工会議所として収集した限られた情報に基づき分析し、TPP の交渉分野・内容における留意すべき事項、TPP に関して懸念されている事項、ならびにそれらを踏まえて国内での影響を極小化するためにとるべき対策についての考え方を以下の通り整理した。

(1) TPPの交渉分野・内容における留意すべき事項<特徴・期待される効果>

①国内での (behind the border) ビジネス環境改善に焦点を当てていること

交渉事項の中で、関税問題のような国境における (at the border) 措置と併せて、参加国の国内での (behind the border) 規制緩和・手続き標準化などのビジネス環境整備に焦点を当てていることが最大の特徴と言える。

②中小企業にとってのビジネス環境改善を目指していること

中小企業に焦点をあて、中小企業が利用し易い協定作りを目指している。各国ごとに異なる規制や手続きを可能な限り整合化・調和して一貫性を持たせることを目指しており、そのためのメカニズムを策定しようとしている模様である。また、メカニズム策定に当たって民間の意見を反映させる機会を確保する仕組みづくりも議論される。

③二国間の EPA の積み上げではできない分野・内容が盛り込まれていること

二国間 FTA・EPA は、企業の国際展開を後押しし、円滑な事業活動のための環境改善に役立つが、その効果および対象市場は二国間に限られる。TPP により、より多くの参加国間のルールを共通化・普遍化することは、二国間 FTA・EPA の積み上げではできない。TPP には、国により異なる規制・手続の統一化や非関税分野を含む幅広い分野を自由化・透明化する利点があり、企業の広域的な国際展開が一層促進され、国際経済関係の一層の拡充強化につながる。ルールの共通化により、わが国にとってプラスの効果が見込まれる事項としては、以下があげられる。

- ▶ 技術を守り、技術で稼ぐ：
投資受け入れ条件としての技術移転要求の禁止 模造品・海賊版の取り締まり強化 等
- ▶ 海外での利益を守る：
自国民の雇用要求
政府調達での国籍による差別禁止
規制変更前から本国への説明・意見公募の義務化
投資先の利益送金制限の禁止 等
- ▶ 事業活動を不利にせず、雇用を守り、増やす：
自国産部品の優遇措置の禁止
環境保全規制や労働者保護規制の徹底 等
- ▶ 経済や社会の安全を確保：
資源・食料が不足した国に対する輸出制限の禁止・抑制
安全基準や事故情報を共有 等
- ▶ 中小企業の海外展開を促進：
貿易手続きの簡素化
貿易手続き・規制の公表等ルールの透明化 等
- ▶ 日本の強みを活かせる標準をつくる：
規制・基準づくりの初期段階からの意見提出の可能性 等

④先進国並みの制度を途上国に整備させる分野・内容が盛り込まれていること

透明で高いレベルの包括的経済連携の実現により、参加国域内における事業活動の一層の促進を目指している。具体的には、以下の事項があげられる。

- ▶ 投資・サービスに関して、自由化されない品目・分野がネガティブリスト方式により明確になることで、企業の市場参入の判断がし易くなる。
- ▶ 投資に関する紛争解決では、国家間の紛争解決に加え、投資家が約束を守らなかった相手国を訴えることができる措置も議論している。企業の投資保護、事業環境改善に大いに役立つと言える。
- ▶ 貿易・投資に関する各国の規制・手続きが共通化されることで、中小企業は、1カ国に対応できれば他の協定締約国への対応が飛躍的に容易になり、新たな市場へ円滑に参入・進出する機会が増える。また、規制・手続きの一貫性に加え、貿易・投資コストの低減を通じた企業の競争力向上策について民間の意見が反映されることにより、民間にとって使い勝手のよい協定を実現することができる。
- ▶ これまで日本のEPAでは取り上げていなかった環境・労働について、競争を有利にする、あるいは貿易・投資を誘致する目的で規制や基準を緩和する行為を規律することが議論される見通しであり、既に高いレベルの環境基準・労働基準に対応しているわが国企業の競争力確保につながると見られる。

⑤質の高い貿易自由化を目指す、交渉によりセンシティブ品目等を確保する余地があること

TPPは、例外なき関税撤廃による高いレベルの協定を目指しているが、これまでの交渉経過に関する情報によれば、即時関税撤廃を求めているのではなく、また、センシティブ品目等を交渉で確保していく余地があると見られる。関税を扱う分野では、以下の点が指摘できる。

- ▶ 物品市場アクセス（物品の関税の削減・撤廃）において、交渉方法は、参加国全体の交渉と関係当事国である複数国だけの交渉が並行して行われている模様。輸入の増加によりその国の社会や経済に大きな影響を与える恐れがあるセンシティブ品目について、米国は既にFTAを締結した国との間で除外した品目を、TPPでも同様に除外する方向で協議している模様。わが国が、センシティブ品目を除外するように交渉し、確保することもあり得る。
- ▶ 関税自由化は、即時関税撤廃を意味するものではなく、WTO協定で認められている10年以内に関税撤廃すればよく、その間に、各国は国内事情に応じた地域対策等様々な対策を講じることができる。ただし、米国が締結済みのFTAでは10年を超える関税譲許（削減・撤廃など）の事例（りんご20年、牛肉18年、砂糖16年等）があり、交渉により10年を超える期間での関税撤廃を確保することもあり得る。
- ▶ 関税（段階的撤廃、交渉対象からの除外）以外でセンシティブ品目を守る方法として考えられるセーフガード措置（輸入急増時の国内産業保護のための緊急措置）については、現状では物品市場アクセス交渉が収斂していないため、未だ本格的な交渉は始まっていないようである。TPPでセーフガードを規定に盛り込むとともに、例えば農産品など特定のセンシティブ品目に関するセーフガード措置を交渉する余地はあると考えられる。
- ▶ 関税減免の対象となる「締約国原産品」として認められる条件についての原産地規則については、協定ごとに異なる規則が一本化されることで企業の負担は大幅に軽減される。

⑥生活・社会面で論議を呼んでいる事項

従来の社会ルールや秩序、慣習等が破壊され、国民の安心安全な生活基盤が脅かされるとの声が、一部に上がっている。具体的には、金融・保険や看護師などの労働力の自由化も交渉内容になっており、わが国の仕組みや基準がアメリカンスタンダードに一変しかねない極めて大きな問題を含んでいるとの認識である。しかし、これまで入手した情報によれば、以下のように理解すべきと考える。

- ▶ 医師・弁護士・看護師・介護福祉士等外国人専門職の資格の相互承認をするための交渉は行われる可能性があるが、この場合でも、関係法令による取り決めや、それぞれの具体的な資格の性格を踏まえて、わが国が主体的に判断することになる。
- ▶ これまで FTA で単純労働者が自由化の対象にされた例はない。米国等の先進国も、単純労働者の受入れには反対している。「労働」の項目では、国際的な労働の基準の遵守を交渉対象にしている。
- ▶ TPP 交渉参加国が過去に締結した FTA では、「社会保障制度」は交渉対象から除外されている。TPP でも、除外と考えるのが自然であり、条文ベースの交渉が開始している現時点でも議論しているとの情報は無い模様。日本としても、国内問題として議論されるべきテーマである。
- ▶ わが国は WTO や既存の EPA で医療サービスへの外資規制は行わない旨約束しているが、営利目的の医療機関の開設・経営は認めていない。また、混合診療については、健康保険制度が各国で異なる中で、共通ルールとして規定されることは考え難い。TPP とは関係なく、国内問題としては議論されるべきテーマと言える。
- ▶ 食品安全規制については、過去の FTA・EPA と同様、手続きの迅速化や透明性の向上が主たる交渉内容であり、遺伝子組み換え食品など個別分野の基準創設は議論されていない。
- ▶ 金融サービスは、途上国の規制の撤廃・緩和を通じて市場開放を促進することを中心に交渉が進められることになっている。わが国の金融市場については、広い意味では日本郵政の問題が懸案事項としてあるが、既に相当程度自由化されており、この分野における焦点は、途上国の金融サービス市場を開放することにあると言える。

(2) TPP による影響ととるべき対策

<影響>

競争力の弱い産業および地域経済への影響

TPP への参加により、農林漁業を中心にこれまで関税で保護されてきた産業や競争力の弱い産業、ならびにそうした産業に立脚する地域経済が大きな影響を受けることを懸念する声がある。このため、政府は TPP 交渉に参加する場合は、並行して、TPP により生じる影響を極小化するための国内対策・地域対策を最大限講じていく必要があり、これが交渉参加の条件である。

<対策>

①持続可能な強い農林漁業の実現

政府は、「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」（平成 23 年 8 月 2 日 食と農林漁業の再生実現会議）で 7 つの戦略を示し、競争力・体質強化、地域振興を 5 年間で集中展開し、食と農林漁業の再生を早急に図る必要性を明記している。高いレベルの経済連携と両立し得る持続可能な農林漁業の実現に向け、「食と農林漁業の再生実現会議」で早急に議論をした上で、地域振興を含む具体的施策を着実に実行していくことが必要である。

②統一した基準による影響の試算と試算に基づいた綿密な地域対策の立案・実行

TPP の影響額については各種試算が公表されているが、関税を撤廃しても何らの対策を講じないなど、試算の前提が各々異なるために比較検討ができず、具体的な支援・助成措置を検討することが極めて難しくなっている。TPP 参加国との貿易による影響を基準に、明確な根拠に基づいた影響額の試算が必要であり、そうした試算を踏まえた支援・助成措置の検討・立案が不可欠である。影響額を正確に試算するためにも早期に交渉に参加し、交渉の内容を正確に把握することが必要である。

米国では、USTR(通商代表部)が、TPP 参加による効果、すなわち関税引き下げによる需要・輸出の増加額や雇用への影響等を州ごとにまとめて公開している。また、商務省では、輸入で影響を受けた地域(州より小さなコミュニティ単位)を対象にした貿易調整支援制度と、失業率・平均所得や貿易パターンの変化による悪影響等特殊事情を基準に選定した地域を対象に、新産業の誘致・振興や地域クラスター育成等を目的とした経済調整支援制度を設けている。

日本でも、地域経済への影響について、交渉に参加して得られる情報をもとに政府が統一して輸出入それぞれの効果と影響を綿密に試算し、米国の事例なども参考に、影響を極小化する地域対策を講じる必要がある。

③交渉によるセンシティブ品目等の確保を通じた影響極小化

前述の通り、TPP では、交渉により、食料の安定供給に必要な農産品や競争力の弱い産業を守る余地があり、戦略的な検討・取組みが必要不可欠である。具体的には、以下のような段階的な取組みが求められる。

- ▶ 前述の通り、持続可能な農林漁業の実現を目指す「食と農林漁業の再生実現会議」における議論を踏まえた具体策ならびに実施工程を検討・立案すること。
- ▶ 物品市場アクセスの交渉において、センシティブ品目を慎重に選定した上で、他の交渉参加国による容認実現に向けてわが国の立場を明確に主張し、粘り強く交渉を行うこと。
- ▶ 影響を受ける農産品等に対する関税削減期間における国内対策等のセーフティーネットを策定し、その内容・実施工程を綿密に検討・立案すること。

4. TPP と日 EU・EIA、日中韓 FTA の一体的推進

本年5月の日・EU 首脳会談で、本年中の本格交渉開始が合意された日 EU・EIA(経済統合協定)については、日本が TPP 参加を真剣に検討し始めたことが、長年交渉のテーブルにつくことをためらっていた EU 側を前向きな姿勢に変えさせた一因と見られている。また、EU 側は、非関税障壁等国内措置(behind the border)に強い関心を示しており、TPP の交渉内容と類似性があることも踏まえ、一体的に推進していくことが望ましい。

日中韓3カ国では、中国との関係で TPP 交渉参加の意義は大きいと考えられる。すなわち、投資や知的財産などの分野で TPP の透明で高いレベルのルールを前提に中国との交渉に臨むことで日本が交渉の主導権を握ることができ、日本企業にとって中国でのビジネス環境の改善につながる FTA の実現が期待できる。

韓国は、米国との FTA に合意済みで、両国議会で批准されれば、いつでも TPP 交渉に参加することができるようになる。万一、韓国が日本より先に TPP 交渉に参加すると、ますます韓国企業の優位性が強まることになり、こうした事態は絶対に回避しなければならない。すなわち、日本が韓国より先に TPP 交渉参加を決断することが不可欠と言える。

特に、海外で事業展開する中小企業にとっては、より広い地域を対象にしたルールの共通化がもたらす効果は大きく、協定締結国域内の最適な場所に事業拠点を設置・移転しやすくなるなど、国際分業の推進やサプライチェーン強化の観点からも好影響をもたらすと考えられる。また、貿易等による直接の利用がない中小企業にとっても、取引先大企業の海外展開拡充を通じて取引が拡大するなど、間接的に協定の効果を楽しむことも期待できる。

5. TPP 交渉への参加を一刻も早く決断を

以上見てきた通り、TPP は、企業の海外での事業展開を一層促進し、とりわけ中小企業の国際展開を後押しし、わが国経済の再生と将来の国づくりに欠かせない基盤になるため、TPP 交渉への参加は必要と判断される。TPP に参加した場合の様々な影響については、交渉に参加してわが国の立場を明確に主張することで影響を極小化できるものと思われる。また、統一された前提・基準による影響の試算に基づいた地域対策を着実に実行することで、懸念されている地域への影響を克服することができると思える。

商工会議所としては、政府を中心とした政治の強いリーダーシップで、TPP 交渉に早期に参加するという決断を迅速に下すことを強く求める。その際、地域経済や農林漁業への影響を克服するための地域対策が不可欠である。また、交渉においては、わが国の立場をしっかりと主張し、影響の極小化につながるセンシティブ品目の除外や関税撤廃までの期間の延長等を最大限確保すべきである。

以 上

<提出先>

国会議員等

<実現状況>

- 11 月に APEC 首脳会議（於：ハワイ）にて野田総理大臣が、TPP 交渉参加に向けた関係国との協議に入ることを表明。
- 24 年 1 月に TPP 交渉参加に向けた関係国との協議を開始。

2020年第32回オリンピック競技大会の招致に関する決議について

平成23年9月15日

日本商工会議所

このたびの東日本大震災は、大地震や巨大津波、原子力発電所事故、風評被害、電力の供給不足等の未曾有の複合災害を引き起こし、被災地は甚大な被害を受けるとともに、直接、被災していない地域においても、サプライチェーンの寸断、国内外の観光客の激減、わが国の農水産物や工業製品に対する輸入規制、そして電力の安定供給への不安等、日本全国に深刻な影響を与えた。さらに、歴史的水準を記録した円高や産業の空洞化懸念、少子高齢化と社会保障制度改革・財源問題などの諸課題が加わり、世界の日本への期待や信用が揺らいできており、わが国は戦後最大の国難に直面している。

わが国では現在、国民が絆と連帯の精神で一丸となって、被災地の復旧・復興はもとより、日本経済の再生に向けて、全力で取り組んでいるところであるが、被災地をはじめ日本全体が大震災からの復旧・復興・再生を果たしていく過程において、日本国民が心を奮い立たせ、夢を持てるような「共通の目標」が必要である。

折しも、日本オリンピック委員会は本年8月30日、国際オリンピック委員会に対し、2020年（平成32年）オリンピックについて日本招致（東京開催）の申請を行った。オリンピックの日本招致が実現できれば56年ぶりの日本開催となるが、1964年（昭和39年）に開催されたオリンピックは、日本が戦後の荒廃から抜け出し、高度経済成長を迎え、経済大国としてまさに飛躍を遂げようとした時代の象徴的なイベントとして歴史に刻まれている。

大震災では、海外から、心温まる多大な支援をいただいております。日本が復興・再生した姿を世界に伝えることは、わが国の責務であると言っても過言ではない。世界の人々に感動と共感を与え、世界の注目を集めるオリンピックを日本で開催することができれば、わが国の復興と再生を果たし輝きを取り戻した日本を世界に対し強力にアピールするとともに、日本が世界経済の発展に貢献していく心意気を表明する絶好の機会となる。

日本商工会議所は、全国514商工会議所の総意として、2020年（平成32年）第32回オリンピック競技大会の日本招致（東京開催）を強く希望するとともに、2013年（平成25年）9月の国際オリンピック委員会総会における開催都市決定に向け、関係機関の招致活動を全面的に支援するものである。

以 上

<提出先>

当所ホームページ等で公表

東日本大震災からの復興に向けて ～日本商工会議所「福島アピール」～

東日本大震災から7カ月が経過したが、被災地の復旧・復興は大幅に遅れており、地域主導の復旧・復興を加速しなければならない。同時に、何よりも原発事故を早期に収束させ、原発事故に苦しむ福島再生に向けて、大きな歩みを始めることが求められている。

このたび、日本商工会議所は、第607回常議員会・第226回議員総会等を福島市で開催し、東北六県のそれぞれの代表の意見発表を踏まえ、被災地の復旧・復興支援、福島の再生への支援を拡充・強化していくことを再確認した。

遅れていた第三次補正予算や復興特区がようやく編成、具体化されるこの時から、地域主導による被災地の完全復旧・復興を果たすまで、商工会議所は、その514のネットワークを活かし、これまで以上に支援活動を、長期にわたり、強力かつ粘り強く継続して実施していくこととする。

商工会議所は、この福島の地で、被災地の完全復興を目指して、総力を結集していくことを改めて誓い、下記のとおりアピールする。

記

1. 福島の再生に向けて

商工会議所は、政府等に対して、特に、以下の事項の実現を強く働きかけるとともに、福島の再生に資する活動を全国商工会議所の総力を挙げて取り組む。

- (1) 原発事故の早期収束
- (2) 綿密かつ徹底した面的調査の実施による安全宣言の随時発出
- (3) 徹底した除染対策の早急な実行、および風評被害対策への強力的な支援
- (4) 福島再生のための特別立法の早期制定
- (5) 本格的な原子力損害賠償の実施

2. 事業の再開および新たな事業の創出に向けて

商工会議所は、全国514商工会議所の連携・ネットワークで実施してきた復旧・復興支援活動をさらに拡充・強化する。特に、次の活動については、地域経済の再生や事業展開、雇用維持等のため重点的に取り組む。

- (1) 遊休機械無償マッチング支援
- (2) 観光振興キャンペーン、各種イベント開催
- (3) 復興まちづくりへの積極的参画
- (4) 被災地企業の経営支援等に係る人的支援
- (5) 被災地企業の販路確保、取引拡大支援

3. 要望・提言活動を強力に展開

商工会議所は、これまで以上に、被災地の現場の声を定期的に収集・集約するとともに、新たな課題

を含め、復旧・復興のフェーズに応じた要望・提言活動を継続して行い、その実現を図る。

以 上

平成 23 年 10 月 20 日 福島県福島市において

<提出先>

当所ホームページ等で公表

高速道路の整備と料金制度のあり方について

平成 23 年 11 月 17 日

日本商工会議所

1. 高速道路についての基本的な考え方

- ① 高速道路は、国土全体のネットワーク化を通じて、地域間の物流や人流の活発化、地域経済の活性化、および防災や医療など地域の生活の安全、安心の実現に寄与するとともに、生産拠点と港湾・空港などを結節し、物流の効率化、人流の円滑化を実現することで、わが国産業の国際競争力の維持、向上を図るなどの効果をもたらす。
- ② 高速道路がその効果を実現するためには、まずはミッシングリンク（未整備区間）を解消し、ネットワークを早急に完結させることが不可欠である。同時に、高速道路の利用を最適化し、かつ上記の効果を持続的に実現するような、一定の受益・負担関係に基づいた、低価格でシンプル、かつ安定した料金制度を構築しなければいけない。
- ③ 現下の国ならびに地方自治体の財政状況を鑑みると、高速道路の整備や料金制度の構築にあたっては、大規模な財政出動をさせないことを原則とするべきである。

2. 高速道路の整備方針について

高速道路整備において、地域活性化、国際競争力向上の観点からもミッシングリンクの解消が不可欠である。

- ① 高速道路の整備にあたっては、わが国全体の産業やインフラ、地域のあり方、および財政に対する考え方を明確に定めつつ、国際競争力の維持強化に寄与する路線、大都市環状線、港湾・空港などとの連絡道路、防災・医療の観点から代替道路の役目も果たす条件不利地域の路線など、喫緊の課題を持つ道路から順次整備するべきである。
- ② 実際の整備に際しては、規格の柔軟化（たとえば、上下の車線数を柔軟化する、路肩幅を拡幅するといった工夫、出口の増設など）を進めるとともに、高速道路以外の高規格道路や現在供用されている国道なども活用して、より早期かつ経済的に整備が進捗するように努力するべきである。

3. 高速道路の料金制度について

一定の受益・負担関係に基づきながら、現状よりも低価格でシンプル、かつ安定した料金制度を実現するべきである。

① 高速道路のメリットに対して、一定の受益者の負担が必要である。したがって現在の高速道路整備や料金制度の基本原則である償還後無料化制（料金収入による償還が完了した後は高速道路を無料で開放する）や、これまで議論されてきた無料化案を撤回し、高速道路を恒久的に有料化するべきである。

② 過度に複雑化した料金制度を見直し、対距離制およびプール制を維持しつつ、原則として全国共通の基準に従った、シンプルな仕組みにするべきである。高速自動車国道以外の有料の高規格幹線道路も全国ネットワークに組み込み、料金制度を原則共通ルールに従ったものにするべきである。

ただし例外として、著しく高い建設コストに起因する割増料金、高速性確保や手続き簡素化のための大都市圏の均一料金等、特段の事情がある料金区間が存在することは理解できる。また、高速道路における走行を最適化するような料金差（長距離通減制、混雑緩和のための料金差など）を設けることも望ましいと考える。

③ 料金水準については、国際競争力の観点からも全体的な引き下げを行うべきである。そのためには、料金を高価にしている「償還主義原則」を廃止し、既存の高速道路整備に関する用地費相当の債務・出資金を除外するなど、料金収入によって返済すべき債務の範囲を見直して、コストを引き下げなければいけない。同時に、高速道路会社に対しても、コスト削減努力を含む一層の経営努力を促す必要がある。これらの取り組みを通じて、コストの水準を見直し、その水準に見合う料金水準にするべきである。また、鉄道、海運など他の交通機関に十分配慮しつつも、「公正妥当主義原則」の過度な適用によって高速道路料金が硬直化することを避けるべく、同原則を見直していく必要がある。

本四架橋のような代替路線がない割高区間に関しては、利用料金の格差を縮小すべきであり、過度に自治体への負担を求めるのではなく、プール制の中での配分の工夫などにより財源措置を講ずる必要がある。

④ 料金制度は、安定的に維持すべきものであり、頻繁または大幅な改変は行うべきではない。ただし、債務などの範囲を見直した後、返済が概ね完了した時点での抜本的な見直しは必要である。

<提出先>

国土交通省

<実現状況>

○高速道路のあり方検討有識者委員会「今後の高速道路のあり方」中間報告の「明確なプライオリティに基づく戦略的整備」に下記の項目が盛り込まれた。

- ・「日本経済を牽引する拠点地域」として、大都市・ブロック中心都市におけるネットワークの緊急強化
- ・「繋げてこそネットワーク」を改めて認識し、脆弱な地域の耐災性を高め、国土を保全するネットワーク機能の早期確保を最優先課題として、厳しい財政状況を踏まえつつ、地域毎に抱えている問題の深刻度合に応じて、整備効果及び緊急性の高い箇所から重点的に強化を行っていく必要がある。

○「今後の高速道路のあり方」中間報告に盛り込まれた項目は以下のとおり。

- ・ ミッシングリンクの解消
- ・ 公正妥当な料金の実現と低減への努力
- ・ 安定的でシンプルな料金設定
- ・ 都市高速道路以外の高速道路の料金水準（料率）については、全国で共通とすべき
- ・ 本四高速の料金について、本四間フェリーなどの他の交通機関に影響を与えないことに配慮しつつ、全国と共通の料金水準を基本とした料金体系を目指すべきである。

平成 24 年 1 月 6 日

観光立国推進基本計画の見直しに関する意見について

日本商工会議所
観光専門委員会

観光は、旅行業や宿泊業のみならず小売業や製造業等、関連する産業分野の裾野が広いことから、地域活性化の重要な鍵となり、新成長戦略においても、7つの戦略分野の一つとして観光立国の実現を掲げている。

他方、東日本大震災は被災地域に壊滅的な被害をもたらし、加えて原子力発電所事故に伴う放射能汚染問題やそれに関連した風評被害等によって、全国の観光関連産業に極めて深刻な影響を及ぼしている。

一般の観光立国推進基本計画の見直しにあたっては、改めてわが国における観光振興の重要性を踏まえつつ、震災によって失われた日本ブランドに対する信頼を回復すべく、マイナスからの再生という強い危機意識を持って今後の対応や施策の策定を図るべきである。

こうした観点から、新たな観光立国推進基本計画について、以下のとおり意見を申しあげる。

1. 現基本計画の検証・見直しと新基本計画への反映

(1) 現基本計画の目標数値の検証

現基本計画の目標数値（訪日外国人旅行者数、国内観光消費額等）については目標とした平成 22 年の実績値と乖離していることから、まずは施策の遂行状況の検証と乖離要因の究明を行うべきである。

(2) 新基本計画における目標数値の策定

新基本計画の策定にあたり、目標を高く設定すること自体は良いと考えるが、現基本計画の検証結果を踏まえたうえで、さらに震災後の落ち込みからの回復策を含めた対応を念頭に計画を策定する必要があり、裏付けとなる施策を伴った目標値とすべきである。

2. 日本ブランドの信頼の回復と強化に向けた取り組み

(1) 諸外国へ向けた正確な情報発信

東日本大震災から 10 ヶ月が経過するが、未だに諸外国においては震災の影響、とりわけ放射能問題

についての誤った認識が定着しており、震災直後から大幅に減少した訪日外客数は徐々に回復傾向にあるものの、平成23年の通年では3割減の見込みである。

観光庁では、日本政府観光局（JNTO）や在外公館と連携し、説明会やプロモーション活動を実施されているが、日本の安全性に関してより一層の理解を求め、正確で消費者の目線にたった効果的な情報発信を実施されたい。

(2) 関係省庁、関係団体との連携強化

訪日外国人の増加に向けた取り組みについては、関係省庁や関係団体との連携のもとに、施策を講じていただきたい。特に、海外に向けた広報活動においては、単に観光そのもののPRにとどまらず、クールジャパン（アニメ、音楽等）やジャパンプランド（匠の技、伝統工芸品等）など、わが国の産業、文化、商品・サービスとの連携に基づくPRの取り組みを行うことが必要である。

なお、観光庁においては、こうした連携の強化を含め、わが国の観光振興の推進に強力なリーダーシップを発揮していただきたい。

3. 国際競争力の強化

(1) 受け入れ体制の強化

訪日外国人の来訪環境に関して課題となっている言語環境（案内表示、通訳等）、消費環境（旅行費用、物価等）の改善が不可欠である。特に消費環境については、鉄道や航空機のラウンド割引料金の設定や、格安航空会社（LCC）の参入等訪日外国人のニーズに応じた対策が必要である。また、産学官連携による観光人材の育成や、訪日外国人受け入れの際に指標となる観光統計の整備・活用の推進を行うべきである。

(2) MICE の誘致促進

MICE の誘致は、訪日外国人の増加のみならず会議、展示会等の開催に伴う消費、地域雇用の拡大といった大きな経済波及効果が見込めることから、積極的な推進が必要である。

しかしながら、MICE 関連事業は、アジア新興国による誘致競争が激化しており、ハード・ソフト両面のインフラ整備と幅広い情報の提供・交換を促進するなど、官民挙げて誘致実現のための具体的な取り組みを行う必要がある。

4. 国内観光の促進に向けた取り組みの強化

国内観光の動向をみると、旅行回数、年間宿泊数共に減少傾向であり、その拡大に向けた具体的かつ有効な取り組みが不可欠である。

特に、旅行ゼロ回層と呼ばれる、旅行を行わない若者層についての対応策として、義務教育段階から地域の文化や歴史を含めた観光（産業観光、歴史観光）教育を行うことが必要である。

また休暇取得の促進に向けた環境の整備など、国内旅行の促進につながる施策を講じる必要がある。なお、休暇取得の促進にあたっては、有給休暇取得促進など休暇を取りやすい環境の整備がまず必要であり、国による休暇の地域別分散化などは行うべきではない。

5. 観光関連施策の拡充と重点配分

観光立国を実現するには、具体的かつ効果的な施策が必要である。平成 23 年度の観光関連予算は年間 100 億円程度であるが、今後、観光を成長戦略の一つの柱として振興していくためにも、施策の着実な実行の裏付けとなる予算の拡充と重点的な配分が必要である。

<提出先>

観光庁

<実現状況>

○平成 24 年 2 月 29 日に提出した「観光立国推進基本計画の改定案に対する意見」の実現状況を参照。

平成 24 年 1 月 31 日

「会社法制の見直しに関する中間試案」に対する意見

日本商工会議所

東京商工会議所

平成 23 年 12 月 14 日付「会社法制の見直しに関する中間試案」に関する意見募集に対し、以下の通り意見を申し述べる。

第 1 部 企業統治の在り方

第 1 取締役会の監督機能

1 社外取締役の選任の義務付けについて

C 案に賛成する。コーポレートガバナンス強化と社外取締役の選任の関連については様々な意見がある。コーポレートガバナンスの強化は社外取締役の選任のほか、監査役の効果的な活用、専門部署の設置や内部通報の取締役会への報告義務をはじめとする内部統制の体制整備など複数の選択肢から、各企業が総合的に、最適な制度を構築することが効果的であるとする。そのための一手段に過ぎない社外取締役選任のみを一律に義務付けることには反対である。

そもそも実効性のある監督機能を期待するためには、①社外取締役に就任する者が、監督にふさわしい識見・能力を有すること、②すでに構築されている社内のガバナンス強化の取り組みを減退させないことが不可欠であり、これらは法律では強制できないものである。

社外取締役が本当にガバナンスの強化にとって必要不可欠なのか、社外取締役に必要とされる能力はどのようなものか、また社外取締役が内部統制システムにおいて有意な存在になるためにはどのような仕組みが必要か等についての議論がなされずに、形式的な義務化を行うことはかえって各企業の内部統治システムを混乱させ、減退を招くと考える。社外取締役の義務化は慎重な検討が必要である。

2 監査・監督委員会設置会社制度について

監査・監督委員会の設置は各企業のガバナンスを強化するための選択肢を増やすものであり、設置に賛成する。現在の委員会設置会社は3つの委員会を必ず設置しなければならない、企業にとっての導入のハードルが高い。そこで、「代表取締役の選解任権を有する取締役としての地位を有する者が監査・監督にも従事する」という本制度の設置は望ましいものとする。具体的な制度設計としては、現在の監査役制度と同程度の独立性を有する監査・監督委員から構成されるものとし、監査・監督委員の選任は株主総会が行うべきである。

3 社外取締役及び社外監査役に関する規律について

(1) 社外取締役等の要件における親会社の関係者等の取扱い

B案に賛成する。

各企業は社外取締役にふさわしい識見・能力を有した人物を広く募っており、独立性の要件をさらに付加する必要はない。形式的な基準を満たしていることは実質的、精神的な独立性を保証するものではないし、形式的な基準に該当しない人物であっても独立性を持つ場合もある。また、上場企業においては独立役員について定めた東京証券取引所等の上場規程を遵守して企業統治の強化に努めている。決議の無効など重大な効果が発生しうる会社法で要件の厳格化を行うことには反対である。監査役についても、同様の理由から反対である。

なお、仮にA案を採用することになった場合であっても、試案に記載のAとイはセットで検討する必然性はない。A案については次のような記述にするべきである。

①Aの親会社の取締役や使用人などは社外取締役等として選任できないという規定は置くべきではない。親会社の取締役や使用人が社外取締役等として有効に機能することもありうる。

②イのうち、「その他の使用人」の血族・姻族である者を「社外」要件から除外することは厳しすぎる。平社員等、企業的意思決定に絡まない使用人等の親族が社外取締役等に就任しても、有効な監査、監督が困難になるとは考えにくい。支配人その他役員に近い影響力を有する者に限定すべきである（執行役員・部長クラス）。要件を明確にするために幅広い対象を社外取締役等の要件からははずすことは、企業活動に対する制約が大きいのみならず、結果的に各企業の適正な企業統治システム構築を阻害することになるのではないかと懸念される。

A案（注2）にある社外取締役等の要件に「重要な取引先の関係者」でないことを付け加える必要はない。重要な取引先であるからこそ有効な監督が可能になることもありうる。また、「重要な取引先」の概念は不明確であり、さらに、取引先は頻繁に変動するものである。このような概念を導入することは各企業の社外取締役等選任に関する実務をいたずらに混乱させ、得られる成果も少ないものと考えられる。

近時生じた企業不祥事も「社外取締役が取引先でなければ」防止できたのかも極めて疑わしい。会社法制を検討する際には個別の事件に過度に影響されることがあってはならない。拙速な改正は避けるべきである。

(2) 社外取締役等の要件に係る対象期間の限定

①(1)でA案を採用するかどうかと社外取締役等の要件に係る対象期間の限定には論理的な関係はない。社外取締役等を積極活用し企業のガバナンスを強化することの必要性は、(1)でA案を採用する

か否かとは関係がない。全体として社外性の要件を強化したいという趣旨でこのような提案の仕方になったとすれば、その配慮は本末転倒だと考える。この前提は削除すべきである。

②各企業とも社外取締役等に適した人物を探しており、一度でも当該企業の在籍経験がある者を一切排除することは厳しすぎる。対象期間の限定には賛成である。

その上で、10年という期間は長すぎるのではないか。企業は毎年大きく状況が変化するため、経営者からの独立性を確保する目的であれば10年の期間は必要ない。10年の間には合併等の組織再編を行うことも多く、状況も大きく変わる。対象期間を5年、あるいは7年程度にしてはどうか。

第2 監査役の監査機能

1 会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定

C案に賛成する。いわゆる「インセンティブのねじれ」の問題は現行法で監査役が有している選任議案提出の同意権、報酬の同意権を適切に行使することで解決可能である。

2 監査の実効性を確保するための仕組み

以下の理由から、本制度の導入は慎重に考えるべきである。

①監査を支える体制の強化は第一義的にはそれぞれの企業がコンプライアンス強化の取り組みの一環として実施することが望ましく、企業側に過度な負担が生じないよう留意する必要がある。また、企業には幅広い利害関係人がいるにも関わらず、「使用人からの情報収集」のみを取り上げるのはバランスを欠く。

②従業員による通報については公益通報者保護制度があり、企業も十分な配慮をしている。

③会社法施行規則第118条は中小企業でも適用される規則であり、事業報告の内容に記載するとなると、小規模な会社になるほど負担が大きい。そのため、仮に本制度の導入について検討する場合にも、公開会社に限定するべきである。

また、(注)の監査役の一部の選任に関し、従業員が議案の内容を決定すべき、との規定については、株主や様々な利害関係者から構成される会社に対し善管注意義務を負うべき監査役を、従業員という特定のステークホルダーから選ぶことになり、監査役制度の本質と相容れないと考える。このような規定は導入すべきではない。

第3 資金調達の場合における企業統治の在り方

1 支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等

(1) 株主総会の決議の要否

C案に賛成する。

まず、本案の前提は「公開会社」とのことであるが、技術開発型のベンチャー企業や中小企業の中にも会社法上の公開会社に該当するものがあり、かかる会社が外部から出資を受け入れ、事業を拡大する場合に、このような規定が存在することは資金調達の迅速性を害するおそれがある（例えば、資本金1,000万円のベンチャー企業がベンチャーキャピタル等からの出資により1,000万円調達するような例は頻繁に見受けられる）。

次に、本案の前提を「上場企業」とした場合であっても、東京証券取引所の規則が平成21年8月か

ら施行されており、この効果を見定めてから検討を行ってはどうか。現段階で会社法にこのような規定を導入することは、資金調達迅速性を大きく阻害する懸念がある。

第2部 親子会社に関する規律

第1 親会社株主の保護

1 多重代表訴訟

以下の理由からB案に賛成する。

①多重代表訴訟を導入しなければ親会社株主の利益保護が図れない事例がどれだけあるかについて、実態の議論が不十分である。多重代表訴訟のような特例を設けなければならないほどの不都合が存在しており、法改正をしなければ正義に反するという「立法事実」が存在するとは思えない。現行法上も、親会社は子会社の内部統制構築に関する義務があり、十分な親会社株主の利益保護が図られていると考える。株主代表訴訟は中小企業の取締役にとっても非常に大きな応訴負担を伴う制度であり、その導入を論ずる際には十分な検討が必要である。

②現状において、グループ企業全体での内部統制システムの構築に努めている。子会社の役員に対する責任追及のほかに、人事権や大株主としての同意などを背景として子会社の状況を把握し、業務に関する監督を行っている。多重代表訴訟の導入は、かえってこのような内部統制システムの構築の障害になるのではないか。また、多重代表訴訟の導入は、親会社に子会社を含めたグループ全体の内部統制構築義務を課する現行法との関連でも慎重な検討が必要であると考えられる。

③わが国の株主代表訴訟においては、米国のように濫訴が防止される仕組みにはなっていない。このような状況の下、株主代表訴訟をさらに進めて多重代表訴訟を導入することとなれば、濫訴の弊害が生じるのではないか。なお、株主代表訴訟を恐れる余り、リスクがある経営判断を行うことが困難になると想起されるなかで、このような制度を導入することは子会社取締役の判断を萎縮させ、企業活動の停滞を招くことを懸念する。

④海外子会社が多重代表訴訟の対象となる場合、相手国（州）の司法の状況によっては、企業にとって極めて負担が大きくなる懸念がある。

また、B案の（注）ア、イについては反対である。

親会社取締役は子会社管理のみを行っている訳ではなく、親会社自身の事業に関する意思決定、業務執行者の監督なども行っている。ア、イのような規定を置いた場合には実質的には親会社取締役は子会社管理に相当程度時間を割かれることになり、親会社の競争力をそぐことになりかねない。

また、企業の子会社にも重要な子会社とそうではない子会社があると認識している。そのすべてを親会社の取締役が監督しなければならないというのは範囲を広げすぎなのではないか。例えば、企業がスピノフベンチャーのような子会社を設立し、子会社の取締役らに思い切った権限委譲を行い、新しい試みをさせようということもある。ア、イの規定が存在すると、挑戦的な試みを阻害し、グループ戦略に影響を及ぼすことが懸念される。

2 親会社による子会社の株式等の譲渡

親会社による子会社株式の譲渡が、「事業の重要な一部の譲渡」と実質的に異なる場合には、親会社株主総会の承認を認める余地はある。しかし、競業避止義務を負う事業譲渡と異なり、株式譲渡の場

合は企業に与えるインパクトは相対的に小さい。このように考えると、1/5程度の譲渡では「事業の重要な一部の譲渡」といえないのではないかと。①の要件については見直すべきである。

第2 子会社少数株主の保護

1 親会社等の責任

B案に賛成する。

親子会社間においては日常的に取引がなされており、子会社を含めたグループ全体の利益の最大化は取引の全体像を把握しなければ困難であると考えられる。A案のような規定を置いた場合、個別の取引に着目した訴訟が数多く提起され、グループ経営の支障となることが懸念される。

A案を採用する場合、①で取引なかりせば基準を採用し、②で不利益の有無及び程度を判断するとなると、不利益がなかったことの立証責任は企業側が負うことになるように思える。大企業などではこの点の立証の負担はあまり大きくないと思われるが、中小企業にこの不利益の有無・程度の立証責任を負わせることは非常に酷である。仮にA案を採用する場合であっても①の法文を「不当な不利益」と定めるなど工夫して、訴訟において原告の側も当該取引の不当性についてある程度の証明の負担を負うものとすべきである。

第3 キャッシュ・アウト

1 特別支配株主による株式売渡請求等

経済情勢が大きく変化するなか、企業が成長していくためには、M&Aの推進や機動的な組織再編が不可欠であると考えられる。現在の会社法ではM&AやMBOを実施した際のキャッシュ・アウトは全部取得条項付種類株式を利用した形でなされているが、株主総会決議を不要とするキャッシュ・アウトは組織再編の実務上望ましく、導入に賛成である。

但し、閉鎖会社において、株主総会決議不要型のキャッシュ・アウトを実施する場合には別途の配慮が必要であると考えられる。閉鎖会社において少数株主が存在する場合、これらの者は対価を求めているわけではないケースも多く、これを話し合いのプロセスなくキャッシュ・アウト可能とすることはいたずらに紛争を惹起する懸念がある。

もとより閉鎖会社がM&Aで買収される場合など、キャッシュ・アウトが必要な場面もあると考えられるが、この場合は既存の全株取得条項付種類株式を活用した株主総会決議必要型のキャッシュ・アウトの制度で足り、株主総会を省略する制度の適用は必要ないものと考えられる。

第5 組織再編等の差止請求

B案に賛成する。企業の競争力を強化するためには組織再編は不可欠であるが、この組織再編行為が個別の株主による差止請求の対象となることは、企業に対する萎縮効果が大きい。また、経済のグローバル化に伴い、組織再編においても一層迅速な経営判断が求められている。このような組織再編行為が個別の株主の関与を認めると企業再編の判断に不可欠なスピードが損なわれる。組織再編に不満を持つ株主の保護は株式買取請求権で図られている。

第6 詐害的な会社分割における債権者の保護

1 詐害的な会社分割における債権者の保護

会社分割が濫用的に利用されている事例は見逃すことができない。しかし、事業再生や事業承継において、会社分割は極めて有効な手段であり、有用な会社分割まで対象とするような制度は導入すべきではない。

しかるに、本提案をみると「承継されない債務の債権者を害することを知って」との規定がなされている。仮に本要件が裁判所で広く解釈されると、承継会社等への履行請求が非常に容易に認められることになってしまい、その結果、会社分割という制度の実効性を逆に削ぐ結果にもなりかねないのではないか。これにより現在行われている第二会社方式を活用した事業再生・事業承継が過度に抑制されることが懸念され、慎重な検討が必要であると考えます。

例えば正当な会社分割を保護するために、①本規定による請求は訴訟上で行うことを規定し、かつ②訴訟の場では他の債権者に意見陳述の機会が与えられる旨を規定することを検討すべきである。

2 不法行為債権者の保護

分割会社に知られていない不法行為債権者の保護を図るため、このような規定を置くことについて反対しない。

第2部（後注）について

（後注）のような制度を導入することには反対である。組織再編や事業譲渡はスピーディーな意思決定が不可欠であり、従業員の意見の開示のようにその効果が不明確なものに時間をかけることは、極めて負担が大きく、得られる成果も少ないものと考えます。組織再編や事業譲渡において、従業員の意見表明が必要と考える場合に、各企業は適切に対応しており、会社法にこのような一般的な規定を置くべきではない。

第3部 その他

第3 その他

2 監査役の監査の範囲に関する登記について

制度を導入する場合、中小企業が実務面・コスト面で負担にならないような措置を講ずるべきである。

以 上

<提出先>

法務省民事局

<実現状況>

法制審議会会社法制部会にて審議中。

集团的消費者被害回復に係る訴訟制度創設に対する意見

平成 24 年 2 月 23 日

全国商工会連合会

日本商工会議所

全国中小企業団体中央会

全国商店街振興組合連合会

現在、消費者庁において、詐欺的な商法、解約に伴う代金返還のトラブル、違法な勧誘などで主に少額の被害を受けた多数の消費者に代わり、消費者団体（内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体）が、事業者に対し損害賠償を求めることができる集合訴訟制度の創設が検討されている。

本制度は、これまで被害の拡大を防ぐ差し止め請求に止まっていた消費者団体の権限を拡大し、消費者団体が多数の被害者を束ね、消費者団体を原告として損害賠償請求を起こすものである。

本制度では、まず一段階目の手続で消費者団体が企業を訴えて責任の有無について判決を受け、勝訴した場合は二段階目の手続として個々の消費者が訴訟に加わり、確定した賠償額を受け取ることになる。このため、これまで訴訟手続きの手間や費用を考えて自ら訴えることをせず、泣き寝入りをしてきたような少額の被害者が、ひとつの裁判手続きの中でまとめて救済されることとなる。

しかしながら、本制度の導入は、消費者向けの商品やサービスを提供する事業者に新たな集団訴訟制度への対応強化を求めることになり、また、米国のような訴訟社会を招くことになれば、正当な企業活動が委縮するなど、経済活動への弊害を懸念する声もある。

については、本制度が、多数の消費者の少額の被害を救済することになり、また、正当な企業活動が委縮しない制度となるよう、下記のとおり中小企業関係団体の意見を申し述べる。

記

1. 一段階目の手続に関して

(1) 早期に解決を図る和解手続きの整備を

善良な事業者は、万が一消費者被害が発生した場合、被害の拡大を防ぎ速やかな救済を図るため、相談窓口を設けたり、自主的に商品回収を行うなど、被害者救済に誠意をもって取り組んでいる。

速やかに消費者被害の救済を図るため、特定適格消費者団体が一段階目の訴訟を起す場合は、いきなり提訴するのではなく、事前に個々の被害者と事業者との間に立って救済のための協議を十分行い、和解で早期に解決を図る法制上の手続きを整備すべきである。

(2) 訴訟の対象は多数の消費者への少額な代金返還などに限定を

本制度は、1人当たりの被害額が少額のため、これまで泣き寝入りをしてきた多数の被害者の救済

を目的に検討されてきたものであることから、訴訟の対象は「少額」かつ「多数」の被害者が存在する事案に限定すべきである。

また、消費者契約に基づき提供した製品やサービスの代金の返還など、あらかじめ各被害者の賠償金の額を特定できるものに限定すべきである。

①個人の感情によって慰謝料の額に大きな差が出る個人情報流出による被害、②個人差の激しい食中毒による被害、また、③製造物責任（PL）法や金融商品取引法など別の法律において救済制度がある製品事故や有価証券報告書虚偽記載による被害などは、対象とすべきでない。

（参考）民事訴訟法の少額訴訟制度では、訴訟の目的の額が60万円以下とされている。また、大規模訴訟制度では、100名以上が著しく多数とされる。

(3) 事業者が勝訴した場合の規定の整備を

本制度には、原告である特定適格消費者団体が勝訴した場合の手続きの規定はあるが、事業者側が勝訴した場合の仕組みが欠落しており、裁判制度としての公平性を欠いている。このため、事業者が勝訴した場合は、事業者が原告である特定適格消費者団体に対し、訴えられたことに起因する逸失利益などを請求できる規定を、特に中小企業に配慮して設けるべきである。

2. 訴訟を担う消費者団体の監督強化を

原告となって裁判を起し、勝訴した際には賠償金の受け取りと分配まで行う特定適格消費者団体は、その重責に鑑み、現行の差止請求制度における適格消費者団体以上に組織体制や財政基盤を強化し、被害者から信頼される公平で透明性の高い適正な運営が行われるための法制上の措置が必要である。また、担う役割の公共性に鑑み、行政庁による監督を強化する必要がある。

3. 制度運用状況等の不断の検証と見直しを

本制度施行後において運用状況や効果を不断に検証し、わが国経済社会に悪影響を与える事態が生じた場合は、適正な制度となるように見直しを行うべきである。

以 上

<提出先>

消費者庁

<実現状況>

24年通常国会への関連法案提出を準備中。

平成 24 年 2 月 29 日

国土交通省観光庁総務課企画室 意見募集担当者 御中

観光立国推進基本計画の改定案に対する意見

日本商工会議所
観光専門委員会

1. 氏名 日本商工会議所 観光専門委員会
2. 住所 東京都千代田区丸の内 3 丁目 2 番 2 号
3. 電話番号 03 - 3283 - 7874
4. 電子メールアドレス Ryutsu@jcci.or.jp
5. 意見

東日本大震災およびそれに伴う原子力発電所事故やその風評被害は、依然として全国の観光関連産業に深刻な影響を及ぼしており、復旧・復興の緒についたばかりである。特に、福島県をはじめ東日本の多くの地域で風評被害が甚大であり、観光庁は「東北観光博」をはじめ復興に向けた施策に着手されているが、強い危機意識を持って様々な対応を図るべきである。

日本商工会議所では、平成 24 年 1 月 6 日に「観光立国推進基本計画の見直しに関する意見について」を提出したところであるが、今般の観光立国推進基本計画の改定案について改めて下記のとおり意見を申しあげる。

1. 新基本計画における基本的な方針について

観光が地域の再生に及ぼす影響は単に観光客を呼び込むことのみならず、地域が観光振興を自らのまちづくりにつなげ、地域経済の活性化とともに地域社会・コミュニティの再構築にも資することを明記すべきである。

2. 日本ブランドの信頼の回復と強化に向けた取り組み

(1) 正確な情報発信システムの構築

東日本大震災から 10 ヶ月が経過するが、未だに諸外国においては震災の影響、とりわけ放射能問題についての誤った認識が定着しており、震災直後から大幅に減少した訪日外客数は徐々に回復傾向にあるものの、平成 23 年の通年では約 3 割減となっている。特に、東日本の多くの地域においては、依然外国人観光客数は激減したままであり、回復基調とは程遠い状況である。

観光庁では、日本政府観光局（JNTO）や在外公館と連携し、説明会やプロモーション活動を実施されているが、日本の安全性に関してより一層の理解を求め、正確で消費者の目線に立った効果的な情報発信を実施されたい。

観光振興を図るには、情報の的確な発信が不可欠であり、特に災害に関する安全情報については、国と自治体が連携して情報提供のシステムを構築し、そのフォローアップを行うことが必要である。

なお、MICE やオリンピック等の国際行事は、海外に対する極めて有効な情報発信の機会であり、人的交流の活性化にもつながることから、2020年の東京オリンピック、パラリンピックの招致については、国を挙げて取り組むべきである。

(2) 関係省庁、関係団体との連携強化

訪日外客数の増加に向けた取り組みについては、関係省庁や関係団体との緊密な連携のもとに施策を講じていただきたい。特に、海外に向けた広報活動においては、単に観光そのもののPRにとどまらず、クールジャパン（アニメ、音楽等）やジャパンプランド（匠の技、伝統工芸品等）など、わが国の産業、文化、商品・サービスとの連携に基づくPRおよび具体的な施策を実施することが必要である。

なお、観光庁においては、こうした連携の強化を含め、わが国の観光振興の推進に強力なリーダーシップを発揮し、地域における具体的な取り組みを総合的に支援されたい。

3. 新基本計画における目標値について

新たな基本計画の策定にあたっては、現基本計画の目標数値の達成状況の検証を踏まえ、具体的な取り組み方法と算定根拠を明確にしたうえで目標数値を設定すべきである。また、その数値もさることながら中身が重要であり、例えば訪日外客数にしても、日帰りのゴルフ客と一週間滞在する客とでは観光消費額が大きく異なる。目標となる数値のみにとらわれず、その内容を精査し充実させることも重要である。

4. 国際観光の促進に向けた受け入れ体制の強化について

国際観光の促進に向け外国人の来訪環境の更なる改善が必要である。一度訪日した際に不満を感じた旅行者については、再訪を期待できないことから、課題となっている言語環境（案内表示、通訳等）、消費環境、旅行費用、物価等の改善が不可欠である。特に消費環境については、諸外国で導入されているような、海外旅行者向けの鉄道割引料金の設定等、訪日外国人のニーズに応じた対策が必要である。

5. 国内観光の促進に向けた取り組みの強化

国内観光の動向をみると、旅行実施率（旅行回数、宿泊数等）は減少傾向であり、特に、旅行ゼロ回層や旅行離れが顕著な若年層についての対応策が急務である。解決策としては、休暇取得の促進に向けた環境の整備など、国内旅行の促進につながる施策を講じる必要がある。ただし、休暇取得の促進にあたっては、有給休暇取得促進など休暇を取りやすい環境の整備がまず必要であり、東日本大震災後、企業も勤務日程や休暇の付与を柔軟に多様化させ対応を図るなど、今後も厳しい電力需給の見通しが続く中で、国が休暇の地域別分散化を実施することは現実的ではない。

6. 観光に関する統計の整備について

観光入込客数や観光消費額等、成果の評価基準が地域によって異なっているが、「観光入込客統計に関する共通基準」などの統一的基準を、都道府県のみならず市町村にも導入を図られたい。

7. 観光関連施策の拡充と重点的活用

観光立国を実現するには、具体的かつ効果的な施策が必要である。平成24年度の観光関連予算案は年

間 100 億円程度であるが、今後、観光を成長戦略の一つの柱として振興していくためにも、施策の着実な実行の裏付けとなる予算の拡充と重点的な活用が必要である。

以 上

<提出先>

観光庁

<実現状況>

○24 年 3 月 30 日に閣議決定された新たな「観光立国推進基本計画」において、「正確な情報発信」「M I C E 分野の国際競争力の強化」「2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの招致」「オールジャパンによる訪日プロモーションの実施」「クールジャパンの海外展開」「観光旅行の促進のための環境の整備」等、当所の要望項目が盛り込まれた。

東京電力の電気料金値上げ問題に関する意見

平成 24 年 3 月 1 日

日本商工会議所

関東商工会議所連合会

先般、発表された東京電力の電気料金の値上げは、あまりにも値上げ幅が大きく、東京電力管内の商工会議所会員の中小企業からは、値上げの回避または大幅な圧縮を求める強い声が寄せられている。安定供給の維持のためとしても、電力多消費産業、とりわけ電力依存度の高い中小企業には企業存続にかかわる深刻な問題であり、さらには国内空洞化の加速等により、経済全体に影響を及ぼすことになる。国内企業立地において 5 重苦と言われるような厳しい経営環境に、さらに電力供給不安と大幅な料金上昇が加わるような事態は避けなければならない。

東京電力の責任、今後の役割はもとより重要であるが、原子力損害賠償を着実に実施しつつ、電力の安定供給と料金抑制を維持継続していくことは、国の責務でもある。そのため、両者は協調して、下記のとおり取り組みを行うべきである。

なお、国においては、燃料費負担増加と電気料金上昇懸念が全国規模の問題となっていることを踏まえ、対応すべきである。

全国商工会議所の総意として、ここに要望する。

記

1. 東京電力は最大限の経営努力を行うべき

東京電力には、電気料金の値上げ幅の圧縮のために、経費節減をはじめ最大限の経営努力を行うこと

を強く求める。特に電力依存度の高い中小企業に配慮すべきである。また、今夏を含め今後、電力の安定供給をどのように維持していくのか、将来の料金水準をどのように抑制していくのか等について、事業者、国民に対して、分かりやすく丁寧に説明すべきである。

2. 政府は電気料金抑制の具体的、総合的な措置を講ずるべき

政府は、値上げ幅の大幅な抑制や、電力多消費産業、とりわけ電力依存度の高い中小企業の負担軽減のための具体的な措置を講ずるべきである。また、東京電力が値上げ幅を圧縮するためには、経費節減だけではなく、長期的に回収することで値上げ幅を圧縮する等の方策を検討できるような将来の見通しも必要である。そのため、政府においては、電力の安定供給と料金抑制を両立させるための総合的な措置を講ずるべきである。

3. 安全・安心の確保を前提とした原発の再稼働を

当面の安定供給と料金抑制の両立のためには、安全・安心の確保を前提とした定期点検中の原発の再稼働が必要である。政府は、原子力の安全性強化と再稼働について、国民、特に原発立地自治体の理解を得るため、明確な説明を行い、体系的且つ迅速に取り組みを進めるべきである。

以 上

<提出先>

内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣・原発担当大臣、国家戦略担当大臣、内閣官房長官、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、内閣府、内閣官房（原子力関係）、原子力委員会、原子力安全委員会、原子力損害賠償支援機構、民主党、自民党、公明党、東京電力 等

<実現状況>

○第6回4大臣会合開催（24年4月13日）

大飯原発3、4号機の運転再開を「妥当」と判断。同原発の安全性を最終確認。大幅な電力不足が懸念される今夏の需給状況も考慮。

(3) 刊行物等

- 販売士メールマガジン 第57号～第68号
- 日商ニューズファイル第829号～第877号
- Eメール通信 第686号～第733号
- メールマガジン「全国展開ナカマガ」 第85号～第108号
- メールマガジン「Quali」 第128号～第139号
- DCプランナー（企業年金総合プランナー）メールマガジン 第201号～第224号
- ネット試験インフォメーション 第37号～第55号
- 会議所ニュース（旬刊）第2377号～第2407号
- 石垣（月刊）第371号～第382号
- 所報サービス（月刊）2011/4～2012/3
- 日商保険情報メール 第41号～第68号

(4) 技術・技能の普及

①検 定

ア. 珠 算

(i) 珠算能力検定試験（文部科学省後援）

珠算能力検定試験は、6月26日（第192回1級～3級）、10月23日（第193回1級～3級）、24年2月12日（第194回1級～3級）の3回施行した。その結果、受験者数は、1級29,926名、2級44,628名、3級58,117名の合計132,671名で、22年度（131,247名）と比較して1,424名の増加（1.1%増）となった。合格者数は、1級8,755名、2級16,145名、3級30,354名の合計55,254名であった。

○第192回珠算能力検定試験

（6月26日（日）、413商工会議所で施行）

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	9,591	9,391	2,727	29.0
2級	14,454	14,067	5,665	40.3
3級	19,713	19,131	10,659	55.7
合計	43,758	42,589	19,051	—

○第193回珠算能力検定試験

（10月23日（日）、403商工会議所で施行）

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	9,239	9,002	2,787	31.0
2級	13,640	13,186	4,667	35.4
3級	18,501	17,865	9,635	53.9
合計	41,380	40,053	17,089	—

○第 194 回珠算能力検定試験

(24 年 2 月 12 日 (日)、411 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	11,096	10,751	3,241	30.1
2 級	16,534	15,944	5,813	36.5
3 級	19,903	19,145	10,060	52.5
合計	47,533	45,840	19,114	—

○珠算能力検定試験 1 級満点合格者

各回の満点合格者数は、以下のとおり。

- 1) 第 192 回 23 名
- 2) 第 193 回 26 名
- 3) 第 194 回 45 名

(ii) 視覚障害者珠算検定試験

当所ならびに全国盲学校長会主催による第 47 回視覚障害者珠算検定試験は、11 月 11 日～24 年 1 月 31 日までの間に、全国 40 カ所の盲学校等で施行した。受験者数は 191 名で、合格者数は 98 名であった。

○第 47 回視覚障害者珠算検定試験

(11 月 11 日 (金)～24 年 1 月 31 日 (火)、40 カ所の盲学校等で施行)

クラス	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
A クラス	4	4	2	50.0
B クラス	16	16	3	18.8
C クラス	36	36	12	33.3
D クラス	45	43	27	62.8
E クラス	36	36	21	58.3
F クラス	54	54	33	61.1
合 計	191	189	98	—

イ. 簿記検定試験

簿記検定試験は、6 月 12 日 (第 128 回 1 級～4 級)、11 月 20 日 (第 129 回 1 級～4 級)、24 年 2 月 26 日 (第 130 回 2 級～4 級) の 3 回施行した。その結果、受験者数は、1 級 35,713 名、2 級 225,646 名、3 級 361,501 名、4 級 2,657 名の合計 625,517 名で、22 年度と比較して 99,598 名の減少 (13.7% 減) となった。合格者数は、1 級 3,284 名、2 級 63,596 名、3 級 126,094 名、4 級 712 名の合計 193,686 名であった。

○第 128 回簿記検定試験

(6月12日(日)、493 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	16,635	13,160	1,365	10.4
2 級	69,890	52,546	18,299	34.8
3 級	118,775	93,091	34,075	36.6
4 級	1,094	918	312	34.0
合計	206,394	159,715	54,051	—

○第 129 回簿記検定試験

(11月20日(日)、493 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	19,078	14,731	1,919	13.0
2 級	83,716	64,052	28,489	44.5
3 級	135,400	105,106	52,326	49.8
4 級	860	715	220	30.8
合計	239,054	184,604	82,954	—

○第 130 回簿記検定試験

(24年2月26日(日)、491 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
2 級	72,040	53,404	16,808	31.5
3 級	107,326	80,887	39,693	49.1
4 級	703	569	180	31.6
合計	180,069	134,860	56,681	—

ウ. 販売士検定試験 (全国商工会連合会との共催、経済産業省・中小企業庁後援)

販売士検定試験は、1 級を 24 年 2 月 15 日 (第 39 回)、2 級を 10 月 5 日 (第 39 回)、3 級を 7 月 9 日 (第 68 回) と 24 年 2 月 15 日 (第 69 回) に施行した。その結果、受験者数は、1 級 1,343 名、2 級 12,547 名、3 級 30,871 名の合計 44,761 名で、22 年度 (48,625 名) と比較して 3,864 名の減少 (7.9% 減) となった。合格者数は、1 級 276 名、2 級 5,457 名、3 級 14,816 名の合計 20,549 名であった。

昭和 48 年度に第 1 回試験 (3 級のみ) を施行して以来、これまでに、延べ 1,725,607 名が受験し、849,447 名が合格している。24 年 3 月末日現在の販売士資格登録者数は、1 級 4,717 名、2 級 75,153 名、3 級 154,204 名の合計 234,074 名となった。

○23年度結果

級	施行会議所数	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	154 (第39回)	1,343 (4)	1,097 (4)	276 (1)	25.2 (25.0)
2級	290 (第39回)	12,547 (88)	11,348 (84)	5,457 (26)	48.1 (31.0)
3級	308 (第68回)	15,038 (150)	13,820 (141)	5,813 (45)	42.1 (31.9)
3級	315 (第69回)	15,833 (154)	14,433 (145)	9,003 (80)	62.4 (55.2)
合計	—	44,761 (396)	40,698 (374)	20,549 (152)	—

※ () は、各地商工会連合会の受験者数等 (内数で表示)。

エ. キーボード操作技能認定試験

(i) キータッチ 2000 テスト (文部科学省後援)

キータッチ 2000 テストは、合格・不合格を判定するものではなく、試験時間の 10 分間に入力できた文字数でタッチタイピング技能を証明するもの。試験時間内に 2,000 字全ての入力を終えた受験者には、「ゴールドホルダー」の称号を付与している。

23 年度の受験者数は 1,828 名 (ゴールドホルダー 156 名) であった。

また、本検定試験の普及を図るため、10 月 6 日から 8 日にかけて、キータッチ 2000 テストの結果を競い合う「キータッチ 2000 グランプリ」を初めて開催。全国から 52 チーム、156 名が参加した。

(ii) ビジネスキーボード認定試験

ビジネスキーボード認定試験は、基本的なタイピング技能を認定する「キータッチ 2000 テスト」の中・上級試験にあたり、ビジネス実務で要求される速くて正確なキーボードの操作技能を証明する試験。試験は、日本語、英語、数値の 3 科目で構成されており、3 科目すべてにおいて最上位の S 評価を取得した者は、「ビジネスキーボードマスター」として認定する。

23 年度の受験者数は 600 名であった。

オ. DC プランナー (企業年金総合プランナー) 認定試験 (一般社団法人 金融財政事情研究会との共催)

DC プランナー (企業年金総合プランナー) 認定試験は、9 月 11 日 (第 17 回 2 級)、24 年 1 月 22 日 (第 16 回 1 級) の 2 回施行した。

受験者数は、1 級 1,012 名、2 級 2,571 名の合計 3,583 名で、22 年度と比較して 1 級は、68 名の増加 (7.2%増)、2 級は 583 名の減少 (18.5%減) となった。合格者数は、1 級が 353 名、2 級は 872 名の合計 1,225 名であった。

○23 年度結果

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級 (第 16 回)	1,012	800	353	44.1
2 級 (第 17 回)	2,571	2,127	872	41.0
合計	3,583	2,927	1,225	—

合格者のうち、希望者は DC プランナー（企業年金総合プランナー）としての資格を登録できる。資格の有効期間は 2 年間。1 級の登録者は「1 級 DC プランナー（企業年金総合プランナー）」、2 級の登録者は「2 級 DC プランナー（企業年金総合プランナー）」の称号を付与しており、24 年 3 月末日現在の「1 級 DC プランナー（企業年金総合プランナー）」は 2,112 名、「2 級 DC プランナー（企業年金総合プランナー）」は 4,021 名である。

カ. 電子メール活用能力検定試験

電子メール活用能力検定試験は、電子メールの利用に際し、必要とされる知識や能力の習得・育成を図り、その適切かつ有効な利用を推進するため、15 年 7 月に創設したもの。試験の実施から採点までの全てを、インターネットを介してダウンロードした自動実行プログラムで行うネット試験で施行している。

23 年度の受験者数は 121 名で、合格者数は 60 名であった。

キ. 日商ビジネス英語検定試験

日商ビジネス英語検定試験は、企業実務で日常的に使用する英語のビジネス文書（計画書や企画書、報告書、契約書、提案書、履歴書、電子メールによる文書など）の作成および海外取引に関する知識を有し、IT を活用しながら国際的にビジネスコミュニケーションを展開できる人材を育成するために、15 年 9 月に創設。現在は 1 級～3 級の試験を施行している。

23 年度の受験者数は 1 級 32 名、2 級 185 名、3 級 635 名の合計 852 名で、合格者数は 1 級 5 名、2 級 74 名、3 級 425 名の合計 504 名であった。

ク. EC（電子商取引）実践能力検定試験

EC 実践能力検定試験は、社会のあらゆる分野で情報ネットワークの利用が基盤となる本格的なネット社会を迎える中、企業においてネット社会への対応を推進する、幅広い知識と実践的なスキルをもつ人材の育成に資することを目的に、16 年よりネット試験により施行している。

23 年度の受験者数は、1 級 1 名、2 級 10 名、3 級 222 名の合計 233 名。合格者数は、1 級 1 名、2 級 8 名、3 級 115 名の合計 124 名であった。

ケ. 電子会計実務検定試験（日本公認会計士協会・日本税理士会連合会後援）

電子会計実務検定試験は、本格的なネット社会を迎え、会計実務においても、パソコンソフト等の活用による電子会計が、業種・業態、企業規模を問わず普及していることから、企業、特に中小企業における電子会計の実践およびこれに対応できる人材の育成に資することを目的に、17 年 6 月に創設した。現在、初級・中級・上級を施行しており、試験対応会計ソフトは「勘定奉行」「弥生会計」「会

計王「PCA 会計」の4種類となっている。

23年度の受験者数は上級1名、中級617名、初級3,055名の合計3,673名、合格者数は上級0名、中級530名、初級2,300名の合計2,830名であった。

コ. 日商 PC 検定試験

日商 PC 検定試験は、IT を活用した昨今の企業実務の実態を踏まえ、単にパソコンの操作スキルを問うだけではなく、どのように活用すれば効率的・効果的に業務を遂行できるかを問う検定で、文書作成、データ活用分野については18年度より1～3級、Basic（基礎級）を施行、プレゼン資料作成分野については10月より3級を施行している。

受験者数は文書作成分野が合計23,407名、合格者数は合計14,986名であった。データ活用分野の受験者数は合計15,878名、合格者数は合計10,702名であった。プレゼン資料作成分野3級の受験者数は合計617名、合格者数は合計420名であった。

また、本検定試験の普及を図るため、公式テキストを出版しているほか、商工会議所ネット試験会場に対して、全国各地で指導者説明会を開催した。

○23年度試験結果

<文書作成>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	22	7	31.8
2級	4,261	2,280	53.5
3級	17,171	10,981	64.0
Basic	1,953	1,718	88.0
合計	23,407	14,986	—

<データ活用>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	25	5	20.0
2級	2,976	2,225	74.8
3級	11,270	7,308	64.8
Basic	1,607	1,164	84.6
合計	15,878	10,702	—

<プレゼン資料作成>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	—	—	—
2級	—	—	—
3級	617	420	68.1
合計	617	420	—

また、指導者説明会の実績は、次のとおり。

○日商 PC 検定試験指導者説明会

日商 PC 検定試験を施行しているネット試験機関を対象に、指導、運営方法を中心とした説明会を開

催した。具体的には、同検定試験の学習指導を通じて実務能力の習得を図り、「就職力」の向上につなげる方法や、同検定試験の指導内容とも一致する国の職業訓練事業「求職者支援制度」について紹介した。

日付	開催地	開催場所	試験機関数
9/2	東京会場	日本自動車会館	92
9/5	福岡会場	天神クリスタルビル	46
9/8	名古屋会場	名古屋商工会議所	43
9/9	大阪会場	関西経理専門学校	87
9/16	仙台会場	仙台商工会議所	25
10/14	札幌会場	札幌商工会議所	22

上記のア～コの各種検定試験等の認知度の向上及び普及を図るために、主に以下の媒体を通じ、受験者をはじめ関係機関（学校や企業）等に対してPRを行った。

種 別	部 数 等
検定ホームページ http://www.kentei.ne.jp/ (携帯サイト) http://www.kentei.ne.jp/mobile/	3,380万ビュー ※延べ3,160万人が利用
商工会議所検定試験ガイド(23年度版)	220,000部
PRポスター(6種)	123,000枚
パンフレット ・販売士検定	20,000部
検定情報ダイヤル(NTTハローダイヤル) TEL:03-5777-8600	9,868件

さらに、新聞や資格関連情報誌などの媒体を活用し、以下のとおりPR活動を展開したほか、日本貿易会や全国商業高等学校長会の会合、(株)学情が実施した合同会社説明会「Super Business Forum」などでも検定全般のPRを行った。

媒体名など	事業者等	PRした検定、内容
COBS マガジン (8月号)	毎日コミュニケーションズ (現マイナビ)	簿記
COBS ONLINE (8～10月)	毎日コミュニケーションズ (現マイナビ)	同上(COBS マガジン掲載記事を ネットで配信)
稼げる資格 (2011年下半期版)	リクルート	販売士
With Navi ウィズナビ(5週連載)	大学生協	簿記(8/25～)、販売士(12/12～)
グーグルとの提携サイト (9～10月)	グーグル	簿記、販売士、日商PC
CanCam別冊付録 (10月号)	小学館	簿記、キータッチ2000テスト
日経10/30(日)朝刊	日経新聞	販売士
朝日1/10(火)夕刊	朝日新聞社	1～3月に実施する検定試験全般
日経キャリアマガジン (1月号)	日経HR	販売士、簿記ほか

稼げる資格 (2012年上半期版)	リクルート	販売士
マイナビニュースマガジン (3月号)	マイナビ	簿記、販売士、ビジネス英語
マイナビニュース (3～5月)	マイナビ	同上(マイナビニュースマガジン掲載記事をネットで配信)

②各種検定試験最優秀者の表彰

22年度に施行した各種検定試験の1級合格者のうち、各回の最優秀者を表彰した。

なお、表彰式は6月21日(火)に行った。

第125回簿記	吉原 優志(大阪)
第126回簿記	齋藤 雅明(東金)
第38回販売士	新藤 健樹(町田)
日商PC<文書作成>	岡 美有紀(坂出)
日商PC<データ活用>	福本 穰斎(大阪)
日商ビジネス英語	白井 晃子(大阪)
電子会計実務	—

※敬称略。()内は、受験した商工会議所名。

③日商マスター認定制度

日商マスター認定制度は、企業や教育現場において求められるニーズに対応した、質の高い指導ができる人材を育成・認定する制度である。

全国各地の教育機関、企業等でIT指導にあたっている日商マスターを対象とした、第14回日商マスター研究学会を7月30日(土)～31日(日)に東京都港区(芝大門オフィス)において開催した。同研究学会では、10月に施行された求職者支援訓練制度の概要や認定基準等について説明し、実績向上につながる訓練プログラムについて研究・実習を行った。

また、新たに日商マスターを目指している指導者を対象とした「日商マスター認定制度集合研修」を10月8日(土)～10日(月・祝)に開催した。同研修会では、日商マスターとして求められるハード、ソフトの取り扱いや教育技法の基本を修得するとともに、職業訓練指導、キャリア形成支援等についても学んだ。

【登録者数、研修会の実施状況等】

- 日商マスター数(24年3月末日現在):159名
- 日商アソシエイトマスター(24年3月末日現在):34名
- 指定教育機関(24年3月末日現在):85機関
- 日商マスター認定制度集合研修(第1段階)
10月8日(土)(於:芝大門オフィス)
- 日商マスター認定制度集合研修(第2段階)
10月9日(日)～10日(月・祝)(於:芝大門オフィス)
- 日商マスター認定試験
24年2月18日(土)7名受験(合格者7名)

○その他

- ・第14回日商マスター研究学会（当所後援）
7月30日（土）～31日（日）（於：芝大門オフィス）
- ・eラーニング受講申込者数 延べ303名

④商工会議所 eラーニング事業

当所では、学習支援ツールとしてネット試験会場を対象に20年6月より本格的にeラーニングコンテンツの提供を開始している。提供するコンテンツは、日商PC検定や販売士検定など各種検定試験の学習をはじめ、ビジネスにおいて必要不可欠なマナーやコミュニケーション能力の向上、営業職や販売職として必要な知識の修得、パソコンの基本的なスキルの修得など36種類に及ぶ。

これらのeラーニングコンテンツは、ネット試験会場において、各種検定試験の受験対策指導や研修などの教材として使用されただけでなく、産学連携事業の一環として、光産業創成大学院大学「起業講座」においても、創業を目指す受講生が経営者として必要なビジネススキルを醸成するプログラムの一部として商工会議所eラーニングが組み込まれた。

(5) 経営改善普及事業

①小規模事業者経営改善資金（マル経融資）制度

21年4月から実施されているマル経融資制度の拡充措置（貸付限度額：1,500万円、融資期間：運転資金7年以内・設備資金10年以内、据置期間：運転資金1年以内・設備資金2年以内）は、当初は21年度限りの予定だったが、関係方面への働きかけの結果、数次の延長が実現し、25年度末までの適用となった。

23年度の商工会議所における推薦実績は19,852件（平成22年度比95.95%）、1,008億5,735万円（同101.18%）となった（表1）。

これによって、商工会を含めた融資実績は35,159件（同93.37%）、1,543億1,522万円（同104.40%）となり、貸付規模2,300億円に対する消化率は67.1%となった（表2）。

この結果、昭和48年10月の制度発足以来の商工会を含めた融資累計は、480万5,814件、11兆7,003億5,821万円となった。

一方、事故率（金額ベース）については、3年度を底に上昇傾向にあったが、13年2月の中小企業庁通達「小企業等経営改善資金融資制度の貸付事故の防止等について」に基づき事故防止対策に取り組んだことなどにより、17年度に入り減少傾向に転じたが、20年度より再び上昇し、23年度末には、5.68%となった。

5月23日からは、震災により直接または間接的に被害を受け、かつ、商工会議所・商工会等が策定する「小規模事業者債権支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれる事業者を対象とした特例措置（「災害マル経」：1,000万円を別枠とし、当初3年間軽減利率を適用）が新設され、取り扱いを開始した。23年度の融資実績は603件、金額は23億392万円となった（表3）。

また、設備資金について当初2年間（震災に係る特定被災区域において雇用の維持または拡大を伴う設備投資を行う場合は完済までの期間）の貸付利率を0.5%低減する、設備資金貸付利率特例制度（災害マル経を含む）が12月に新設された（当初24年3月末が取扱期限とされていたが、25年3月末まで延長）。

表1 推薦実績

件数 (件)	金額 (百万円)
19,852 (95.95)	100,857.35 (101.18)

() 内は前年度比 (%)

表2 融資実績 (含商工会)

融資規模 (億円) ①	融 資		消化率 (%) ③/①	平均融資額 (万円) ③/②
	件数②	金額 (百万円) ③		
2,300	35,159	154,315	67.1	438.9

図1 金額ベースの構成比 (含商工会)

(1) 用途別構成比 (単位: %)

運 転 資 金	設 備 資 金
78.76	21.24

(2) 新再別構成比

新 規 貸 付	再 貸 付
30.20	69.80

(3) 業種別構成比

小 売 業	建 設 業	製 造 業	サービスマ業	卸 売 業	その他
14.85	9.14	26.55	16.24	25.46	7.76

(4) 商工会議所・商工会別構成比

商 工 会 議 所	商 工 会
61.0	39.0

表3 「災害マル経」融資実績

件数 (件)	金額 (百万円)
603	2,303.922

②小規模事業対策関連会議関係

三位一体の改革での税源移譲により、経営改善普及事業をはじめとする各種の小規模事業対策は各都道府県の裁量により実施されているが、各都道府県の厳しい財政事情等を受け多くの地域で小規模事業対策予算の縮小が行われている。商工会議所等による小規模事業対策が円滑に遂行され、地域商工業の総合的な発展が推進されるよう、各都道府県においては、小規模事業対策予算ならびに経営指導員等補助対象職員の人件費の安定的かつ十分な確保が求められる。商工会議所では、小規模事業者の自助努力や再生を支援するため、創業・経営革新への支援に取り組むほか、経営改善普及事業をはじめとする小規模事業対策の一層の拡充・強化を図るとともに、経営指導員等の一層の支援力向上を図ることが求められている。

このため当所では、各ブロック商工会議所連合会と共催でブロック別の中小企業相談所長会議を開催した。併せて、震災の発生を契機として、中小・小規模企業のBCP（事業継続計画）策定の重要性が再認識されたことなどから、中小・小規模企業に対するBCP導入支援をテーマとして、中小企業支援先進事例普及研修会を実施した。

また、当所主催により、特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議、政令指定都市および都道府県庁

所在地商工会議所中小企業相談所長会議等を開催した。このほか、要請に応じて、各地商工会議所連合会等の主催による諸会議、研修会等に出席し、最新情報の提供等による支援を行った。

<小規模企業対策関連会議>

開催期日	会 議 名	場 所
23/9/26～27	特定商工会議所中小企業相談所長直面問題会議	浜松
10/25～26	東北六県ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	一関
11/1	北海道ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	滝川
11/18	四国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	高知
11/21	関東ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	東京
11/25	近畿ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	大阪
12/1	北陸信越ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	氷見
12/1	中国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	大田
12/5	東海ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	名古屋
12/6	九州ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	佐賀
24/1/25	政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議	東京

<中小企業支援先進事例普及研修会>

開催期日	会 議 名	場 所
23/10/25	東北六県ブロック先進事例普及研修会	一関
11/1	北海道ブロック先進事例普及研修会	滝川
11/18	四国ブロック先進事例普及研修会	高知
11/21	関東ブロック先進事例普及研修会	東京
11/25	近畿ブロック先進事例普及研修会	大阪
12/2	北陸信越ブロック先進事例普及研修会	氷見
12/2	中国ブロック先進事例普及研修会	大田
12/5	東海ブロック先進事例普及研修会	名古屋
12/7	九州ブロック先進事例普及研修会	佐賀

<各地商工会議所連合会等主催研修会・諸会議での説明>

開催期日	会 議 名	場 所
23/6/15	広島県商工会議所連合会「小規模事業研究会」	府中
6/15	埼玉県商工会議所連合会「被災地商工会議所への人員派遣に関する説明会」	さいたま
6/21	北海道商工会議所連合会「相談所業務事務連絡会議」	札幌
7/28～29	第1回中小・小規模企業の国際化支援担当者研修会	大阪
10/3～4	第1回実践型経営改善支援研修会	浜松
10/13～14	19大都市商工会議所中小企業相談所運営相談課長会議	さいたま
11/8～9	19大都市商工会議所相談所長会議	静岡
11/21～22	経営指導員向け実践型研修（販売支援力強化研修）	浜松
12/5～6	第2回経営指導員向け実践型研修（創業・経営革新等中小企業支援者向け）	浜松
12/8～9	第2回中小・小規模企業の国際化支援担当者研修会	東京

(6) 研修会等

期 日	研修会等の名称	参加者数	開 催 場 所	主 な 内 容
23/4/12	特定原産地証明書発給事務に係る研修会（東京開催）	9人	東京都千代田区（東京商工会議所ビル）	<ul style="list-style-type: none"> ○経済連携協定の概要等の一般知識」および「特定原産地証明の発給事務（原産地規則や審査ポイント等） ○発給システム操作説明等について ○経理事務処理について ○習熟度チェック
4/22	特定原産地証明書発給事務に係る研修会（大阪開催）	10人	大阪府大阪市（大阪商工会議所ビル）	<ul style="list-style-type: none"> ○経済連携協定の概要等の一般知識」および「特定原産地証明の発給事務（原産地規則や審査ポイント等） ○発給システム操作説明等について ○経理事務処理について ○習熟度チェック
5/11～13	平成 23 年度商工会議所会報編集担当者研修会	50人	静岡県浜松市（カリアック）	<ul style="list-style-type: none"> ○会報編集の基礎 <ul style="list-style-type: none"> ・編集の基礎知識、編集用語解説、読者を引きつける見出しの付け方 ○会報編集の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・取材、写真撮影、原稿執筆、レイアウト、校正までを演習、各地会報を講評 ○取材の心得・インタビューの仕方
5/20	平成 23 年度新任検定試験担当職員研修会	41人	東京都千代田区（東京商工会議所ビル）	<ul style="list-style-type: none"> ○各種検定試験施行に係る重要事項 <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所におけるコンプライアンスの徹底および検定試験の厳正施行について ・検定事業関連資料集の活用について ○簿記検定試験について <ul style="list-style-type: none"> ・簿記検定試験に係る基本事項、重要事項など ○販売士検定試験について <ul style="list-style-type: none"> ・販売士検定試験に係る基本事項、重要事項など ・販売士資格者データベースの利用方法について ○ネット試験の概要および普及促進について
5/20	平成 23 年度 JAN 企業コード登録受付業務担当者説明会	65人	東京都港区（ホテルフロラシオン青山）	<ul style="list-style-type: none"> ○「流通情報のシステム化の最近の動向について」 （財）流通システム開発センター 流通標準本部 流通コードサービス部 次長 田代 環 氏 ○「JAN コードの基礎知識」 （財）流通システム開発センター 流通標準本部 流通コードサービス部 上級研究員 小川 勝 氏 ○「JAN 企業コード登録受付業務の手順等の説明とコンプライアンス徹底のお願い」 ○「JAN 企業コード登録受付事務処理のチェックポイント」 （財）流通システム開発センター 流通標準本部 流通コードサービス部 研究員 大島 伸啓 氏

5/26～27	ジョブ・カード制度推進事業に係る担当者研修会(新任者向け)	57人	静岡県浜松市(キャリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○「ジョブ・カード制度の概要について」 厚生労働省 職業能力開発局 実習併用職業訓練推進室長 田中 歩 氏 ○「各種事業の進め方について」 ○「委託費の取り扱いについて」 厚生労働省 職業能力開発局 ジョブ・カード係長 伊藤 順子 氏 ○「業務日誌等の作成方法について」 ○「各種書類の作成方法について」 ○「委託費の経理処理等に関する留意事項について」 ○「キャリア形成促進助成金に係る手続きについて」 雇用・能力開発機構 課長補佐 吉野 祐一 氏 雇用・能力開発機構 キャリア形成助成係長 川村 学 氏 ○「事業の推進方法について」 (株)オリエント総合研究所 常務取締役 梅北 浩二 氏
5/30～6/1	平成 23 年度商工会議所若手職員研修会	92人	静岡県浜松市(キャリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○「商工会議所の課題・現状と若手職員に求めること」 ○「商工会議所の歴史と使命について」 ○「日本商工会議所の各種事業・サービスについて」 ○「ビジネスコミュニケーション・実践力強化研修」 人材育成コンサルタント 水谷 伊久子 氏
6/1～6/2	平成 23 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト担当者セミナー	123人	東京都千代田区(全国町村議員会館)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 23 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクトについて・事務手続き説明(事業遂行、今年度のスケジュール等について) ○事務手続き説明(予算執行に係る留意事項等について) ○「展示商談会の活用について」 株式会社ビジネスガイド社 事業部次長 藤波 信義 氏 ○「地域の磨き方～観光やコミュニティビジネスの効果を∞にするために」 株式会社日本政策投資銀行 地域振興グループ 地域支援班参事役 藻谷 浩介 氏 ○「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト評価事業の結果を踏まえて」 株式会社日本経済研究所 調査本部 パブリック調査グループ調査第一部長 宮地 義之 氏 ○「ご当地商品の創り方～「新・ご当地グルメ」仕掛け術～」 株式会社リクルート じゃらんリサーチセンター エグゼクティブプロデューサー ヒロ中田 氏 ○コンプライアンスの遵守について

6/8～10	平成 23 年度第 1 回貿易証明業務担当者研修会	65 名	静岡県浜松市 (カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○原産地証明書発給業務に係る現状と今後の課題について ○「貿易取引の仕組み」「貿易書類の基礎」 中矢一虎法律事務所 代表 中矢 一虎 氏 ○「原産地証明とは」 ○「原産地証明の申請方法」 「インボイス証明」 ○「サイン証明（放射能関連）」 東京商工会議所 証明センター所長 加藤 和夫 氏
6/16～17	ジョブ・カード制度推進事業に係る担当者研修会（制度普及推進員向け）	95 人	静岡県浜松市 (カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○ジョブ・カード制度の現状と今後の展開について」 厚生労働省 職業能力開発局 実習併用職業訓練推進室長補佐 小山 英夫 氏 ○「失敗事例研究」 ○「グループ・ディスカッション」 ○「パネル・ディスカッション」 ㈱オリエント総合研究所 常務取締役 梅北 浩二 氏 出雲商工会議所 訓練コーディネーター 高木 賢一郎 氏
6/20～22	地域活性化実践セミナー～一歩踏み出す農商工連携～	29 人	静岡県浜松市 (カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○講義「6次産業化の推進について」 農林水産省 ○講義「JA における農商工連携の取組について」 全国農業協同組合 ○事例発表 春日井商工会議所、和歌山商工会議所 ○講義「農商工連携の進め方について」 株式会社日本総合研究所 金子 和夫 氏 ○演習「地域資源の活用推進策について」 株式会社日本総合研究所 金子 和夫 氏 ○企業視察 株式会社ホト・アグリ やまと興業株式会社
6/21～22	TOAS 研修会（組織団体・会費/データ活用編）	18 人	東京都港区 (芝大門オフィス)	<ul style="list-style-type: none"> ○Admin の各種設定に関する解説と実習 ○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習 ○データ活用に関する各種設定と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏
6/22	TOAS 研修会（経理編）	12 人	東京都港区 (芝大門オフィス)	<ul style="list-style-type: none"> ○経理システムに関する解説と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏

6/23～24	TOAS 研修会（組織団体・会費/データ活用編）	18 人	東京都港区（芝大門オフィス）	<ul style="list-style-type: none"> ○Admin の各種設定に関する解説と実習 ○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習 ○データ活用に関する各種設定と実習 ○質疑応答 <p style="text-align: right;">松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏</p>
6/24	TOAS 研修会（経理編）	15 人	東京都港区（芝大門オフィス）	<ul style="list-style-type: none"> ○経理システムに関する解説と実習 ○質疑応答 <p style="text-align: right;">松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏</p>
6/27～28	平成 23 年度経営安定対策事業研修	49 人	静岡県浜松市（カリアック）	<ul style="list-style-type: none"> ○経営安定対策（倒産防止）事業の現状と今後の課題 <p style="text-align: center;">中小企業庁 事業環境部 企画課 経営安定対策室</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業再生のプロが考える真の支援について <p style="text-align: right;">弁護士 村松 謙一 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ○グループ別討議 ○グループ討議報告 ○経営危機を乗り越えるための BCP（事業継続計画）について <p style="text-align: right;">名古屋工業大学 教授 渡辺 研司 氏</p>
6/30～7/1	ジョブ・カード制度推進事業担当者研修会（制度普及推進員等向け）	81 人	静岡県浜松市（カリアック）	<ul style="list-style-type: none"> ○ジョブ・カード制度の現状と今後の展開について <p style="text-align: center;">厚生労働省 職業能力開発局 実習併用職業訓練推進室 ジョブ・カード係長 伊藤 順子 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「失敗事例研究」 ○「グループ・ディスカッション」 ○「パネル・ディスカッション」 <p style="text-align: right;">(株)オリエント総合研究所 常務取締役 梅北 浩二 氏 出雲商工会議所 訓練コーディネーター 高木 賢一郎 氏</p>
7/4～5	経営指導員向け実践型研修（創業・経営革新等中小企業支援者向け）	35 人	静岡県浜松市（カリアック）	<ul style="list-style-type: none"> ○経営支援スキル養成①「問題発見法、課題抽出法、支援シナリオ策定についての講義・グループ演習」 ○創業・経営革新等支援力向上①「各地商工会議所創業・経営革新支援事例研究」 ○経営支援スキル養成②「情報収集法、仮説構築法についての講義・グループ演習」 ○経営支援スキル養成③「ヒアリング実務についての講義・グループ演習」 ○経営支援スキル養成④、創業・経営革新等支援力向上②「今後の支援現場での活用の仕方（OJT の進め方）今後の創業・経営革新支援展開について」
7/26～27	TOAS 研修会（組織団体・会費/データ活用編）	18 人	東京都港区（芝大門オフィス）	<ul style="list-style-type: none"> ○Admin の各種設定に関する解説と実習 ○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習 ○データ活用に関する各種設定と実習 ○質疑応答 <p style="text-align: right;">松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏</p>

7/27	TOAS 研修会 (経理編)	14 人	東京都港区 (芝大門オフィス)	<ul style="list-style-type: none"> ○経理システムに関する解説と実習 ○質疑応答 <p style="text-align: right;">松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏</p>
7/28～29	第 1 回中小・小規模企業の国際化支援担当者研修会		大阪府大阪市 (大阪商工会議所ビル)	<ul style="list-style-type: none"> ○特別講演「中小・小規模企業の国際化の意義・必要性と商工会議所への期待～東京商工会議所および自社の中小企業国際化支援に向けた取り組み」 <p style="text-align: right;">日本商工会議所 特別顧問 中小企業国際化支援特別委員会 共同委員長 東京商工会議所 特別顧問 中小企業国際展開推進委員会 委員長 株式会社フォーバル 代表取締役会長 大久保 秀夫 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ○講義①「大阪商工会議所における中小企業国際化支援の取組みおよび中国ビジネス支援」 <p style="text-align: right;">大阪商工会議所 理事・国際部長 上月 康嗣 氏</p> <p style="text-align: right;">大阪商工会議所 国際部 国際担当副主幹 田中 雅俊 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ○講義②「中小企業の中国展開支援に関するポイント～どうやって成功に導くか～」 <p style="text-align: right;">信金中央金庫 信金業務支援部 海外業務支援センター 上席審議役 篠崎 幸弘 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地商工会議所における中小・小規模企業国際化支援活動に関する意見交換等 ○講義③「貿易取引の仕組みおよび貿易書類の基礎」 <p style="text-align: right;">中矢一虎法務事務所(司法書士・行政書士) 代表 中矢 一虎 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ○講義④「ジェトロの中小企業海外展開支援策について」 <p style="text-align: right;">独立行政法人 日本貿易振興機構 大阪本部 事業推進課長 河浦 義和 氏</p> <p>○研修会のまとめ</p>
7/30～31	日商マスター研究学会	38 名	東京都港区 (芝大門オフィス)	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会議所検定事業および国の職業訓練事業の動向について ○学習サービス認証 (IS029990) および教育訓練サービスに係る国内動向について ○求職者支援訓練への取り組みについて ○クラウド社会に対応したネット端末の活用について ○実践的キーボード操作教育について

8/29～31	平成 23 年度検 定試験担当職員 研修会	22 人	静岡県浜松市 (カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○検定試験の普及推進について <ul style="list-style-type: none"> ・検定拡充に向けた取組みの状況 ・受験者数の推移と動向 ○日商 PC 検定 (プレゼン資料作成) の創設について ○検定試験の厳正公正な施行について <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスの徹底 ・厳正公正な試験実施体制の確立 ○検定試験の普及・受験者数拡大の推進事例 <ul style="list-style-type: none"> ・京都商工会議所 検定試験業務について 京都商工会議所 会員部 主査 八阪 幹生 氏 ・簿記検定試験ネット申込受付システム導入の 効果について 上尾商工会議所 指導課 主席経営指導員 石田 浩 氏 ○検定試験に対する企業・教育機関側のニ ーズ・期待・評価について <ul style="list-style-type: none"> ・企業における人材育成の課題 株式会社ゼンリン 執行役員・事業開発本部長 秋本 則政 氏 ・教育機関側のニーズ・期待・評価について 城南静岡高等学校 教務部長 久保田 和夫 氏 ○顧客満足度の向上に向けた受験者対応 株式会社アイル・キャリア 講師 渡部 真由美 氏 ○分科会討議 (テーマ) <ul style="list-style-type: none"> ・試験の厳正・円滑な施行について ・受験申込受付方法の工夫について ・受験者数拡大のための取り組み (企業・ 教育機関への働きかけ、広報活動等) に ついて ・試験の施行に係る問題点と対応策について ・新しい商工会議所検定試験のニーズおよび アイデアについて ○分科会報告 ○商工会議所各種検定試験関連資料集の効 果的な活用について (簿記検定・販売士検 定・ネット検定)
9/2	日商 PC 検定説 明会	89 人	東京都港区 (くるまプラ ザ)	<ul style="list-style-type: none"> ○日商 PC 検定試験 (プレゼン資料作成) の 概要について ○日商 PC 検定試験 (プレゼン資料作成) の 指導法について ○日商 PC 検定試験 (プレゼン資料作成) の 答案作成法について ○国の職業訓練の動向 (求職者支援訓練) に ついて ○キータッチ 2000 グランプリの開催につい て

9/3	「職業訓練」指導者向け研修会	23人	東京都港区(くるまプラザ)	<ul style="list-style-type: none"> ○新たなネット社会におけるビジネスモデル ○クラウドコンピューティングの活用 ○スマートフォン・タブレット端末の基本操作 ○スマートフォン・タブレット端末を利用したデータの情報共有 ○SNSの活用と情報セキュリティ
9/5	日商 PC 検定説明会	45人	福岡県福岡市(天神クリスタルビル)	<ul style="list-style-type: none"> ○日商 PC 検定試験(プレゼン資料作成)の概要について ○日商 PC 検定試験(プレゼン資料作成)の指導法について ○日商 PC 検定試験(プレゼン資料作成)の答案作成法について ○国の職業訓練の動向(求職者支援訓練)について ○キータッチ 2000 グランプリの開催について
9/8	日商 PC 検定説明会	42人	愛知県名古屋市(名古屋商工会議所)	<ul style="list-style-type: none"> ○日商 PC 検定試験(プレゼン資料作成)の概要について ○日商 PC 検定試験(プレゼン資料作成)の指導法について ○日商 PC 検定試験(プレゼン資料作成)の答案作成法について ○国の職業訓練の動向(求職者支援訓練)について ○キータッチ 2000 グランプリの開催について
9/8~9	平成 23 年度全国商工会議所まちづくり・観光振興担当者研修会	27人	福島県会津若松市(ホテルニューパレス)	<ul style="list-style-type: none"> ○「会津若松市のまちづくりについて」 会津若松商工会議所 副会頭 澁川 恵男 氏 ○「アネッサクラブの取り組みについて」 アネッサクラブ 顧問 山口 乃子 氏 ○市内視察 ○「震災後の観光振興への取り組みと課題等について」 日本総合研究所 総合研究部門 公共コンサルティング部 上席主任研究員 首都大学東京 都市環境学研究科観光科学域 特任准教授 矢ヶ崎 紀子 氏 ○「観光地域づくりと連携手法」 日本観光振興協会 常務理事 丁野 朗 氏 ○「「新しい観光」によるまちづくり—地域経済活性化のために—」 日本商工会議所 観光委員会共同委員長 須田 寛 氏 ○フリーディスカッション

9/9	日商 PC 検定説明会	86 人	大阪府大阪市 (関西経理専門学校)	<ul style="list-style-type: none"> ○日商 PC 検定試験 (プレゼン資料作成) の概要について ○日商 PC 検定試験 (プレゼン資料作成) の指導法について ○日商 PC 検定試験 (プレゼン資料作成) の答案作成法について ○国の職業訓練の動向 (求職者支援訓練) について ○キータッチ 2000 グランプリの開催について
9/10	「職業訓練」指導者向け研修会	21 人	大阪府大阪市 (関西経理専門学校)	<ul style="list-style-type: none"> ○新たなネット社会におけるビジネスモデル ○クラウドコンピューティングの活用 ○スマートフォン・タブレット端末の基本操作 ○スマートフォン・タブレット端末を利用したデータの情報共有 ○SNS の活用と情報セキュリティ
9/16	日商 PC 検定説明会	25 人	宮城県仙台市 (仙台商工会議所)	<ul style="list-style-type: none"> ○日商 PC 検定試験 (プレゼン資料作成) の概要について ○日商 PC 検定試験 (プレゼン資料作成) の指導法について ○日商 PC 検定試験 (プレゼン資料作成) の答案作成法について ○国の職業訓練の動向 (求職者支援訓練) について ○キータッチ 2000 グランプリの開催について
9/27～30	委託業務に関する研修会 (公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)	154 人	静岡県浜松市 (カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装リサイクル法と容リ協会の役割・業務について ○委託業務 (普及啓発業務) について ○委託業務 ○オンラインシステム (REINS) について ○問い合わせ事例から学ぶ事業者への対応について 財)日本容器包装リサイクル協会 ○分科会による討論・意見交換 ○情報提供

10/3～4	平成 23 年度実践型経営改善支援研修会	25 人	静岡県浜松市(カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○協力企業視察 ○全体セッション1「経営者へのヒアリング」 IT コーディネータ・ 浜松総務部代表取締役 木村 玲美 氏 浜名湖ボートクラブカナルオーナー 柴田 昌宏 氏 ○グループ演習1「現状、課題の理解、提案テーマの決定」 ○全体セッション2「経営者への再ヒアリング」 IT コーディネータ・ 浜松総務部代表取締役 木村 玲美 氏 浜名湖ボートクラブカナルオーナー 柴田 昌宏 氏 ○グループ演習2「提案内容の検討①」 ○グループ演習3「提案内容の検討②」 ○全体セッション3「経営者への提案プレゼンテーション」 ○全体セッション4「経営者からのフィードバック」 IT コーディネータ・ 浜松総務部代表取締役 木村 玲美 氏 浜名湖ボートクラブカナルオーナー 柴田 昌宏 氏
10/3～5	平成 23 年度女性商工会議所管理職研修会	20 人	静岡県浜松市(カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○講義「人と組織を動かす『モチベーションマネジメント』」 ICF 認定プロフェッショナルコーチ 小野 仁美 氏 ○「最近の商工会議所を巡る諸課題と職員に期待されること」 ○「商工会議所の使命・組織等とコンプライアンスについて」
10/8～10	日商マスター認定制度 集合研修	12 人	東京都港区(芝大門オフィス)	<ul style="list-style-type: none"> ○指導者のための教育技法 I ○教育実習のための技法 ○対面講義における受講者のニーズに対応した指導の実践 ○IT 新時代の到来とネット端末の活用 ○指導者のための教育技法 II ○テーマによる講義実習 ○中小企業の IT 化支援 ○キャリア形成支援
10/9	「職業訓練」指導者向け研修会	22 人	東京都港区(芝大門オフィス)	<ul style="list-style-type: none"> ○新たなネット社会におけるビジネスモデル ○クラウドコンピューティングの活用 ○スマートフォン・タブレット端末の基本操作 ○スマートフォン・タブレット端末を利用したデータの情報共有 ○SNS の活用と情報セキュリティ

10/11～13	平成 23 年度全国商工会議所経理担当職員研修会	66 人	静岡県浜松市 (カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○「商工会議所運営におけるコンプライアンスについて」 ○商工会議所における会計実務について①～④ 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 公認会計士 鈴木 美佐子 氏 ○消費税と法人税の実務と決算申告手続のポイント 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 ○情報交換会 ○視察会
10/14	日商 PC 検定説明会	22 人	北海道札幌市 (札幌商工会議所)	<ul style="list-style-type: none"> ○日商 PC 検定試験（プレゼン資料作成）の概要について ○日商 PC 検定試験（プレゼン資料作成）の指導法について ○日商 PC 検定試験（プレゼン資料作成）の答案作成法について ○国の職業訓練の動向（求職者支援訓練）について ○キータッチ 2000 グランプリの開催について
10/24～25	TOAS フォーラム 2011	54 人	静岡県浜松市 (カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○IT 新時代の到来と商工会議所における情報活用のあり方 有限会社ビジネス・サポートエム 代表取締役 御田村 瑞恵 氏 ○TOAS の概要 ○Magic の概要 マジックソフトウェア・ ジャパン株式会社 取締役副社長 川下 恭二 氏 ○事例発表（1） ・ TOAS データを活用した会員訪問事業の実施 四日市商工会議所 総務・会員サービス課 係長 白藤 直人 氏 ○商工会議所における TOAS の活用事例 ○グループ別懇談会 ○グループ別懇談会発表 ○事例発表（2） ・ TOAS と東日本大震災 福島商工会議所 商工サービス課 主査 伊東 朋宏 氏 ・ホスティングサービスを利用した TOAS データバックアップ体制について 大津商工会議所 中小企業相談所 主査 西村 綾子 氏 ○TOAS 連絡会議 ①分野別会議 ・ TOAS の利活用に関する意見や要望について分野別に検討 ②全体会議 ・ TOAS の利活用方法について有益な情報を紹介

10/26～28	平成 23 年度第 2 回貿易証明業 務担当者研修会	72 人	静岡県浜松市 (カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会議所の貿易証明とは？ ○貿易証明書発給準備と登録実務 ○日本原産地証明<基礎編> ○貿易関係証明書の審査要領 ○変則事案や発生しやすいトラブルを考える ○貿易関係証明に係る最近の留意事項 大阪商工会議所 国際部 証明センター所長 麻野 良二 氏
10/31～11/2	商工会議所政 策・調査担当職 員研修会	36 人	静岡県浜松市 (カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○講義「地域イニシアティブの時代－発想と行動のポイント」 一般財団法人日本経済研究所 傍士 銚太 氏 ○事例発表 福島商工会議所、恵庭商工会議所、 前橋商工会議所 ○講義「政策・調査担当職員に求められる能力－経済調査のポイント」 日本銀行 藤澤 知行 氏 ○演習「データの分析ならびにレポート作成」 日本銀行 藤澤 知行 氏
11/21～22	経営指導員向け 実践型研修（販 売支援力強化研 修）	22 人	静岡県浜松市 (カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○経営指導員としての個店指導のキーワード ○マーケティング・販売促進の考え方・支援企業の強み分析方法 ○販促ツール（紙媒体）開発の考え方と具体策 ○WEB 導入・活用の考え方と具体策 ○売れる個店の支援方法 ○個店指導演習（ケーススタディー） ○販売力・営業力強化支援の考え方と具体策 ○会員企業に対する実践的な支援の方法とまとめ ジャイロ総合コンサルティング(株) 渋谷 雄大 氏

11/28～30	マル経等基礎研修会	87人	静岡県浜松市 (キャリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○マル経融資推薦書・推薦付属書等の記入および検討のポイントについて (株)日本政策金融公庫 国民生活事業本部 融資部 制度企画グループ グループリーダー代理 高橋 明彦 氏 ○グループ別討議に係る事前説明 ○グループ別討議の準備 ○グループ別討議 (ケーススタディ) ○マル経の動向について ○グループ討議報告 (各班代表) ○ケーススタディ解説 (株)日本政策金融公庫 国民生活事業本部 融資部 制度企画グループ グループリーダー代理 高橋 明彦 氏 ○商工会議所におけるマル経融資の重要性・意義及び推進方法について ○マル経推薦にあたっての指導員の基礎知識 (受付・与信編) ○マル経推薦にあたっての指導員の基礎知識 (実訪調査編) ○ケーススタディ (審査に関する実例) 横浜商工会議所 会員サービス部長 工藤 巧 氏 ○コンプライアンスの徹底について
12/5～6	第2回経営指導員向け実践型研修 (創業・経営革新等中小企業支援者向け)	18人	静岡県浜松市 (キャリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○オリエンテーション (問題提起) ○モデル化と図解技術 ○問題発見・課題抽出から支援シナリオ策定 ○プレゼンテーション技術 ○ヒアリング技術 ○地域中小企業支援の方法論検討 ○研修のまとめ 中小企業診断士 コンサルタンツノヴァーレ 代表 時山 正 氏

12/6~7	商工会議所 IT 活用研修会	48 人	静岡県浜松市 (カリアック)	<p>○東日本大震災による商工会議所の被災状況等について</p> <p>○IT 新時代の到来と商工会議所の対応 特定非営利活動法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏 株式会社日立システムズ ICT 基盤営業統括本部 市場開拓本部 担当部長</p> <p>山野 浩 氏 日本電子計算機株式会社 営業本部 課長 石崎 洋 氏</p> <p>○事例発表 「SNS を活用した事業展開」 宮崎商工会議所 広域振興部 主任主事 杉田 剛 氏 「地域金融機関と協同したビジネスマッチングサイトの運営」 蒲郡商工会議所 経営指導課 課長 松岡 祐志 氏 蒲郡信用金庫 お客様支援部 主任調査役 石原 和典 氏 「商工会議所が提供する「ビジネスマッチング」ツール「ザ・ビジネスモール」の紹介とクラウド活用について」 大阪商工会議所 経営情報センター 古川 佳和 氏</p> <p>○商工会議所のニーズに応え中小企業を支援する IT コーディネータ 特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会 事務局 部長 中塚 一雄 氏</p>
12/8~9	平成 23 年度第 2 回中小・小規模企業の国際化 支援担当者研修会	35 人	東京都千代田 区（東京商工 会議所ビル）	<p>○各地商工会議所における取り組み事例 (1) 恵庭商工会議所 産業振興課長 梅根 祐一 氏</p> <p>○特別講演「中小・小規模企業の海外展開の 意義・必要性和商工会議所の取り組み～ア ジアマーケットの可能性を探る～中小企 業国際展開アドバイザー制度の活用」 日本商工会議所 特別顧問 中小企業国際化支援特別委員会 共同委員長 東京商工会議所 特別顧問 中小企業国際展開推進委員会 委員長 株式会社フォーバル 代表取締役会長 大久保 秀夫 氏</p> <p>○講義①「中小企業の大メコン圏地域への展 開支援に関するポイント」 信金中央金庫 信金業務支援部 海外業務支援センター 上席審議役 篠崎 幸弘 氏</p> <p>○講義②「JETRO における中小企業の知財保 護支援策」 独立行政法人 日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課 課長代理 秋葉 隆充 氏</p>

				<ul style="list-style-type: none"> ○各地商工会議所における中小・小規模企業国際化支援活動に関する意見交換等 ○コンプライアンスの徹底について ○講義③「貿易取引の仕組みおよび貿易書類の基礎」 一般社団法人 貿易アドバイザー協会 JETRO 認定貿易アドバイザー 高橋 靖治 氏 ○講義④「各政策金融機関における中小企業海外展開支援策」(1) 株式会社日本政策金融公庫 産業ファイナンス部門 新技術産業部長 坪井 健太郎 氏 ○講義⑤「各政策金融機関における中小企業海外展開支援策」(2) 株式会社日本政策金融公庫 融資推進グループ 上席グループリーダー代理 門馬 弘明 氏 株式会社日本政策金融公庫 営業推進部 国際グループ長 近藤 文明 氏 株式会社商工組合中央金庫 国際部 次長 中村 宏樹 氏 ○講義⑥「JICA における商工会議所との連携による中小企業海外展開支援策」 独立行政法人国際協力機構 民間連携室 連携推進長 兼 海外投融资課 企画役 山田 哲也 氏 海外投融资課 兼 連携推進課 企画役 天津 邦明 氏 ○各地商工会議所における取り組み事例(2) 太田商工会議所 中小企業相談所 工業支援部 課長補佐 川内 勉 氏 ○各地商工会議所における取り組み事例(3) 名古屋商工会議所 産業振興部 国際グループ長 織田 浩 氏
12/19	地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト共同展示商談会「feel NIPPON 春2012&震災復興支援」出展者説明会	37人	東京都江東区(東京ビックサイト)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域力活用新事業∞全国展開プロジェクトの概要と「feel NIPPON 春2012&震災復興支援」の枠組み、ビジョンについて ○招待状配布の目的及び活用方法、出展効果を高めるためのポイント説明 (株)ビジネスガイド社 事業部次長 藤波 信義 氏 ○商談効果を高める具体的な施策 ピーススタイル(株) 代表取締役 辻井 勝 氏 ○出展のガイドラインについて (株)ビジネスガイド社 事業部次長 藤波 信義 氏

24/1/23～25	平成 23 年度商 工会議所事務局 長研修会	64 人	静岡県浜松市 (カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○「商工会議所をめぐる当面の課題について」 ○商工会議所の財政・会計と収益事業等について ○中小企業政策と小規模事業対策等の動向について ○地域振興、まちづくりへの取り組みについて ○商工会議所の運営をめぐる諸問題について ○商工会議所のコンプライアンスについて ○「ここだけはおさえない！就業規則、労務管理のポイント」 「セクハラ、パワハラ、うつ病を生まない職場コミュニケーション」 社会保険労務士 中辻 めぐみ 氏 ○商工会議所をめぐる主要政策課題 民主 党政権下での政策決定過程について、社会 保障と税の一体改革について、TPP 交渉参 加をめぐる動きについて
1/30～31	平成 23 年度商 工会議所会員増 強研修会	100 人	東京都港区 (くるまプラ ザ)	<ul style="list-style-type: none"> ○講演「最近の商工会議所をめぐる組織強化の現状と課題」「会員増強におけるコンプライアンスの重要性」 ○講演「科学的会員増強の仕組みづくりと会員増強 4 ステップのマネジメント」 ブラフマン・アンド・エス株式会社 社長 田中 覚 氏
2/1	商工会議所 SNS 活用研修会	60 人	東京都港区 (くるまプラ ザ)	<ul style="list-style-type: none"> ○ソーシャルシフト～企業と生活者、新しいコミュニケーションのカタチ～ 株式会社ループス・コミュニケーションズ 代表取締役 斉藤 徹 氏 ○SNS の概要について ○facebook について ○企業活動・商工会議所活動における SNS の活用について ○SNS におけるセキュリティ対策について 株式会社クレイポルド 代表取締役 日本商工会議所 IT 活用能力検定試験制度研究会 委員 傳 直文 氏
2/1	商工会議所 SNS 活用研修会 (体 験講習)	23 人	東京都港区 (くるまプラ ザ)	<ul style="list-style-type: none"> ○SNS のアカウント登録 ○SNS の基本操作 ○SNS の利用法等 株式会社クレイポルド 代表取締役 日本商工会議所 IT 活用能力検定試験制度研究会 委員 傳 直文 氏

2/1～2/3	平成 23 年度全国商工会議所共済・保険担当者研修会	42 人	静岡県浜松市 (カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○講演「保険とは何か」 東京海上日動 広域法人部 担当次長 横山 昌彦 氏 ○講演「商工会議所損保商品の基礎知識」 東京海上日動 広域法人部 法人第一課 担当課長 小川 雅昭 氏 ○加入推進に向けた取り組み事例 東京海上日動 広域法人部 担当次長 横山 昌彦 氏 ○講演「共済制度とは」 アクサ生命 CCI 営業推進本部 CCI 推進グループ グループマネージャー 落合 隆光 氏 ○事例発表 八王子商工会議所 業務部長 湊上 安 氏 ○情報交換会
2/2	TOAS 研修会（組織団体・会費/データ活用編）	18 人	東京都港区 (芝大門オフィス)	<ul style="list-style-type: none"> ○Admin の各種設定に関する解説と実習 ○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習 ○データ活用に関する各種設定と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏
2/3	TOAS 研修会（経理編）	6 人	東京都港区 (芝大門オフィス)	<ul style="list-style-type: none"> ○経理システムに関する解説と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏
2/1～2/3	平成 23 年度全国商工会議所共済・保険担当者研修会		静岡県浜松市 (カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○講演「保険とは何か」「商工会議所損保商品の基礎知識」 東京海上日動 広域法人部 担当次長 横山 昌彦 氏 東京海上日動 広域法人部 法人第一課 担当課長 小川 雅昭 氏 ○セミナー「従業員のメンタルヘルスについて」 東京海上日動 広域法人部 担当次長 横山 昌彦 氏 ○講演「共済制度とは」 アクサ生命 CCI 営業推進本部 CCI 推進グループ グループマネージャー 落合 隆光 氏 ○事例発表 八王子商工会議所 業務部長 湊上 安 氏 ○情報交換会 ○分科会報告
2/22	平成 23 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト啓発セミナー	23 名	東京都千代田区 (東京商工会議所ビル)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活性化事業のポイントおよびワークショップの進め方について 株式会社日本経済研究所 調査本部 パブリック調査グループ調査第一部長 宮地 義之 氏 ○ワークショップ ○平成 24 年度「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」について

2/24	東日本大震災被災地商工会議所職員向けタブレット端末操作研修会	42名	宮城県仙台市(仙台商工会議所)	<ul style="list-style-type: none"> ○タブレット(スマートフォン)とは ○初期設定 ○各部の名称と機能・画面操作と文字入力 ○WI-FI設定 ○Googleアカウント設定 ○インターネット検索・ブラウザの利用 ○アプリとマーケットを使ってみる <p>株式会社NTTドコモ 東北支社 法人営業部</p>
2/29	東日本大震災被災地商工会議所職員向けタブレット端末操作研修会	10名	福島県福島市(福島商工会議所)	<ul style="list-style-type: none"> ○タブレット(スマートフォン)とは ○初期設定 ○各部の名称と機能・画面操作と文字入力 ○WI-FI設定 ○Googleアカウント設定 ○インターネット検索・ブラウザの利用 ○アプリとマーケットを使ってみる <p>株式会社NTTドコモ 東北支社 法人営業部</p>
3/9	東日本大震災被災地商工会議所職員向けタブレット端末操作研修会	12名	岩手県盛岡市(盛岡商工会議所)	<ul style="list-style-type: none"> ○タブレット(スマートフォン)とは ○初期設定 ○各部の名称と機能・画面操作と文字入力 ○WI-FI設定 ○Googleアカウント設定 ○インターネット検索・ブラウザの利用 ○アプリとマーケットを使ってみる <p>株式会社NTTドコモ 東北支社 法人営業部</p>
3/10～11	教育訓練機関指導者研修会	59名	静岡県浜松市(カリアック)	<ul style="list-style-type: none"> ○民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインの具体的内容と活用方法等について ○スマホ&クラウド研修事業の展開について ○指導者育成、資質向上について ○今後の職業訓練、検定事業の推進について
3/13	ネットショップ販路拡大セミナー	20名	福島県郡山市(郡山ビューホテルアネックス)	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットショップ開設・運営のノウハウについて ○yahoo!復興支援特別出店キャンペーンについて <p>ヤフー株式会社 事業戦略統括本部 パートナーソリューション本部 小澤 富士男 氏</p>

(7) 後援・協賛事業

開催期日	名 称	主催者名	部
23/3/27～4/3	第4回インド最新流通視察会	日本小売業協会	流
4/1～24/3/4	第51回防錆技術学校	一般社団法人日本防錆技術協会	事
4/1～5/17	第24回日経ニューオフィス賞	日本経済新聞社 (社)ニューオフィス推進協議会	総
4/17	「ガンバレ東北!がんばろう日本!～緊急・経済復興に向けて」経済復興支援の会	(社)日本経済復興教会	総
4/20～22	韓国最新小売業視察ツアー	日本小売業協会	流
4/22	MCPC award 2011	モバイルコンピューティング推進コンソーシアム	情
4/22	日本でいちばん大切にしたい会社	日本でいちばん大切にしたい会社大賞実行委員会	中
4/26	第8回国内観光活性化フォーラム	(社)全国旅行業協会	流
4/27～29	2011 日本ホビーショー	(社)日本ホビー協会	事
5/3～4	第53回全日本こけしコンクール	第53回全日本こけしコンクール事務局	流
5/11～17	第13回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
5/12	産業・業務部門向け「緊急節電セミナー」	(財)省エネルギーセンター	産二
5/25	日経産業新聞フォーラム 2011	日本経済新聞社	国
5/25～27	中小企業総合展 2011 in Kansai	(独)中小企業基盤整備機構	中
6/1	トルコ投資セミナー	トルコ共和国首相府投資促進機関	国
6/1～24/3/31	第19回社会に開かれた大学・大学院展 Web 大学・大学院展 2011	社会に開かれた大学・大学院展実行委員会	事
6/2～3	第11回GSCシンポジウム	グリーン・サステイナブル ケミストリー ネットワーク	総
6/3～9	第34回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
6/12～15	Interop Tokyo2012	Interop Tokyo 実行委員会	情
6/13～19	第3回ベトナム最新流通視察ツアー	日本小売業協会	流
6/20	平成23年度全国発明表彰	一般社団法人発明協会	事
6/20～24/2/24	第13回日本計画行政学会計画賞	日本計画行政学会	総
6/21	ミャンマー投資セミナー	国際機関日本アセアンセンター	国
6/22	ITMS 研修セミナー	IT マネジメント・サポート協同組合	情
7/1	第64回広告電通賞	広告電通賞審議会	広
7/1～31	蓄熱月間	(財)ヒートポンプ・蓄熱センター	産二
7/1～12/17	eco japan cup 2011	一般社団法人環境ビジネスウィメン 他	産二
7/2～11/26	平成23年度留学生の就職時活動専門研修事業	国際教育文化交流協会	国
7/4～14	第13回欧州最新物流&流通施設視察会	日本小売業協会	流
7/6	ふるさとテレビ設立6周年記念七夕シンポジウム	特定非営利活動法人ふるさとテレビ	総
7/7	中国市場攻略の鍵「グワンシ(関係)」とは	香港貿易発展局	国
7/8～10	第61回湘南ひらつか七夕まつり竹飾りコンクール	平塚市	流
7/10	第40回全国氷彫刻展夏季大会	特定非営利活動法人日本氷彫刻会	中
7/11	日経産業新聞フォーラム 2011	日本経済新聞社	国
7/13～15	企業立地フェア 2011	社団法人日本経営協会	流
7/13～15	自治体総合フェア 2011	社団法人日本経営協会	流
7/19～20	平成23年度沖縄県企業誘致セミナー	沖縄県	流
7/20～21	第56回全国和裁技術コンクール	(社)日本和裁士会	事

7/20～22	第 22 回インド家庭用品展・第 32 回インド衣料品展	インド貿易振興局	国
7/20～23	パワーランスミッションエキスポ 2011	株式会社日本工業新聞社	流
7/20～23	IFPEX2011 (第 23 回フルードパワー国際見本市)	株式会社日本工業新聞社	流
7/21～22	第 31 回全国高等学校 IT・簿記選手権大会	(学) 立志舎	事
7/26	第 41 回機械工業デザイン賞	株式会社日刊工業新聞社	事
7/31	第 27 回わんぱく相撲全国大会	(財) 日本相撲協会 (社) 東京青年商工会議所	総
8/1～7	機械の日・機械週間	(社) 日本機械学会	中
8/3	第 2 回グローバル 30 産学連携フォーラム	国際化拠点整備事業採択大学	企
8/6	ふくろい遠州の花火 2011	ふくろい遠州の花火実行委員会	流
8/4～5	第 8 回中小企業都市サミット (おたサミット)	中小企業都市連絡協議会	中
8/20～12/25	日本橋「日本百街道展」	特定非営利活動法人全国街道交流会議	流
8/23	第 7 回教育旅行シンポジウム	(財) 日本修学旅行協会	流
8/27～9/3	学生のためのビジネスコンテスト KING2011	学生シンクタンク WAAV、学生のためのビ ジネスコンテスト KING2011 実行委員会	総
8/26～27	ITC Conference 2011	特定非営利活動法人 IT コーディネータ協 会	情
8/30	2011 日本パッケージングコンテスト	(公社) 日本包装技術協会	事
8/30～24/2/2	「平成 23 年度中小企業情報セキュリティ対策促進事業」 中小企業向け指導者育成セミナー	特定非営利活動法人日本ネットワークセ キュリティ協会	情
9/1～3	ジャパン・ジュエリー・フェスティバル 2011	(社) 日本ジュエリー協会	流
9/1～24/2/1	AIBA 認定貿易アドバイザー試験 2011	一般社団法人貿易アドバイザー協会	国
9/1～24/6/7	第 9 期チャイニーズ・マネジメント&マーケティング・ スクール (CMMS)	日本香港協会全国連合会	国
9/2	日経産業新聞フォーラム 2011	日本経済新聞社	総
9/6～7	2011 韓国部品産業展	大韓貿易投資振興公社	国
9/6～9	第 10 回グルメ&ダイニングスタイルショー秋 2011	(株) ビジネスガイド社	流
9/6～9	第 72 回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋 2011	(株) ビジネスガイド社	流
9/9～11	日本産業カウンセリング学会第 16 回大会	日本産業カウンセリング学会	産二
9/10～11	2011 発明くふう展覧会	2011 発明くふう展覧会事務局	事
9/16	第 9 回「勇気ある経営大賞」	東京商工会議所	広
9/16	事業承継フォーラム 2011	(独) 中小企業基盤整備機構	中
9/16	中小企業に関する全国一斉無料法律相談及びシンポジ ウム	日本弁護士連合会	中
9/16	全国ポータルサイトサミット 2011 in 山梨	風林火山ビジネスネット運営委員会	情
9/17～18	ESD の 10 年・地球市民会議 2011	「ESD の 10 年・世界の祭典」推進フォーラ ム	企
9/18、24/3/4	九州観光マスター検定試験	福岡商工会議所	事
9/21	平成 23 年度産学官連携推進会議	内閣府等	中
9/24～10/1	環境衛生週間	環境省	産二
9/24～25	第 19 回ナマステ・インドア 2011	NPO 法人日印交流を盛り上げる会	国
10/2 11/26～27	平成 23 年度消費生活アドバイザー試験	(財) 日本産業協会	事
10/4～8	CEATEC JAPAN 2011	CEATEC JAPAN 実施協議会 (社) 電子情報技術産業協会 (社) 情報通信ネットワーク産業協会 (社) コンピュータソフトウェア協会	産一
10/5	JISA コンベンション 2011	一般社団法人情報サービス産業協会	情

10/5～8	2010 東京国際包装展（東京パック 2010）	（社）日本包装技術協会	事
10/9～10	第 2 回日中大学フェア&フォーラム	独立行政法人科学技術振興機構	国
10/11	日経ビジネスイノベーションフォーラム	日本経済新聞社クロスメディア営業局	中
10/11～20	平成 23 年全国地域安全運動	警察庁、（財）全国防犯協会連合会	流
10/11～31	中小企業ビジネスオンラインシンポジウム	中小企業ビジネスオンラインシンポジウム実行委員会	情
10/13～14	全国産業観光フォーラム in はこだて	国産業観光フォーラム in はこだて実行委員会	流
10/13～15	諏訪圏工業メッセ 2011	諏訪圏工業メッセ 2011 実行委員会	流
10/14	日経産業新聞フォーラム 2011「急速に拡大するインドビジネス～成功のシナリオを探る～」	日本経済新聞社	国
10/14、24	クリエイティブ・オフィス・セミナー	（社）ニューオフィス推進協議会	総
10/15	第 7 回全国高等学校簿記競技大会	城西国際大学	事
10/16	若ものを考えるつどい 2011	（社）日本勤労青少年団体協議会	産二
10/16～22	Mercedes-Benz Fashion Week TOKYO 事業	一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構	流
10/17～18	標準化と品質管理全国大会 2011	（一財）日本規格協会	事
10/18～19	ロジスティクス全国大会 2011	（社）日本ロジスティクスシステム協会	流
10/21	第 6 回モノづくり連携大賞	日刊工業新聞社	広
10/21～22	2011 上田地域産業展	上田地域産業展運営委員会	流
10/24	ICC 新仲裁セミナー	国際商業会議所日本委員会	国
10/24～3/23	日本クリエイション大賞 2011	（財）日本ファッション協会	流
10/25	第 6 回容器包装 3R 推進フォーラム in 名古屋	3R 推進団体連絡会	産二
10/25	ふるさと大使全国大会 2011	全国ふるさと大使連絡会議	流
10/26	土地月間特別講演会 2011	（財）都市みらい推進機構 （財）土地総合研究所	流
10/26	香港金融セミナー	香港貿易発展局	国
10/26	アセンダス・プロトレード・シンガポール・テックパーク投資誘致セミナー	アセンダス日本代表事務所	国
10/26～28	第 52 回海外日系人大会	財団法人海外日系人協会	国
10/26～28	東京国際航空宇宙産業展 2011 ASET2011	東京都/榎東京ビッグサイト	中
10/27	中国山東省（煙台市）投資セミナー	山東省煙台市商務局	国
10/28	第 31 回緑の都市大賞	（財）都市緑化基金	産二
10/28	産業立地セミナー2011 IN 東京	愛知県知事	流
10/28	第 50 回電話応対コンクール全国大会	（財）日本電信電話ユーザ協会	総
10/29	第 15 回全国きものデザインコンクール	全国染織連合会	流
10/31	明治大学創立 130 周年教学記念事業 シンポジウム「グローバル人材育成に向けて一企業、大学に求められる取り組み」	明治大学	事
10/31～11/1	ロジスティクスソリューションフェア 2011	（社）日本ロジスティクスシステム協会	流
11/1	日経ビジネスイノベーションフォーラム	日本経済新聞社クロスメディア営業局	中
11/1～20	第 53 回日本民芸公募展	一般財団法人日本工芸館	流
11/1～30	第 52 回品質月間	一般財団法人日本規格協会	事
11/2～4	IFFT/インテリアライフスタイルリビング	社団法人国際家具産業振興会 メサゴ・メッセフランクフルト(株)	国
11/4	2011 全日本洋装技能コンクール	一般社団法人日本洋装協会 （社）全日本洋裁技能協会	事
11/4	第 10 回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」	（社）全国産業廃棄物連合会他	産二

11/5～6	第10回ドリーム夜さ来い祭り	第10回ドリーム夜さ来い祭り実行委員会	流
11/7	平成23年度社労士会シンポジウム	全国社会保険労務士会連合会	産二
11/9	平成23年度中小企業経営診断シンポジウム	(社)中小企業診断協会	中
11/9～10	工芸都市高岡2011クラフトコンペティション	工芸都市高岡クラフトコンペ実行委員会	流
11/9～10	2011 特許・情報フェア&コンファレンス	(社)発明協会 (一財)日本特許情報機構 日本工業新聞社、産業経済新聞社	中
11/9～11	SAMPE JAPAN/先端材料技術展2011	先端材料技術協会 (SAMPE Japan) 日刊工業新聞社	産一
11/9～11	中小企業総合展2011/ベンチャーフェア Japan	(独)中小企業基盤整備機構	中
11/9～12	2011 国際ロボット展	社団法人日本ロボット工業会、日刊工業新聞社	産一
11/9～15	第35回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
11/10	第60回全国小紋友禅染色競技会	全国染色協同組合連合会	事
11/14	復興支援・経団連観光シンポジウム2011 in 仙台	社団法人日本経済団体連合会	流
11/14	日経ビジネスイノベーションフォーラム	日本経済新聞社クロスメディア営業局	中
11/14～16	Japan EXPO in Russia 2011	Japan EXPO in Russia 実行委員会	国
11/15～16	平成23年度あしたのまち・くらしづくり活動賞	(財)あしたの日本を創る協会	流
11/15～30 12/21～22	ジャパン・テキスタイル・コンテスト2011	ジャパン・テキスタイル・コンテスト開催委員会	流
11/16～18	システム コントロール フェア2011	(社)日本電機工業会、(社)日本電気制御機器工業会	産一
11/16～22	第1回ヨーロッパ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
11/19～20	第2回食と農の祭典ーファーマーズ&キッズフェスタ2011ー	食と農の祭典実行委員会	流
11/20	ビジネスコンテスト TRIGGER2011	特定非営利活動法人スプリングウォーター	中
11/21	知的資産経営 WEEK2011 シンポジウム	(社)中小企業診断協会	中
11/21	日経産業新聞フォーラム2011	日本経済新聞社	国
11/21～22	e-LearningAwards2011 フォーラム	e-LearningAwards2011 フォーラム実行委員会	中
11/22	知的資産経営フォーラム2011in 仙台	日本弁理士会	中
11/22	第21回マレーシア総合セミナー	社団法人日本マレーシア協会	国
11/22	未来戦略セミナー「日本の小売流通、課題と展望」	日本小売業協会	流
11/22	第21回マレーシア総合セミナー	社団法人日本マレーシア協会	国
11/25	知的資産経営フォーラム2011	(独)中小企業基盤整備機構	中
11/25	MCPC モバイルソリューションフェア2011	モバイルコンピューティング推進コンソーシアム	情
11/26～27	日本ベンチャー学会第14回全国大会	日本ベンチャー学会	中
11/29	知的資産経営 WEEK2011 シンポジウム	日本行政書士連合会/東京都行政書士会	中
11/30	ベトナム農業協力・交流会	ベトナム社会主義共和国大使館	国
12/1～2	第25回東京ビジネス・サミット2011in 神戸	第25回東京ビジネス・サミット2011 実行委員会	中
12/2	第4回トップセミナー	(財)計算科学振興財団	総
12/4	安城元気フェスタ2011	安城商工会議所	流
12/6	2011年“超”モノづくり部品大賞	日刊工業新聞社	広
12/6	第45回SDA賞	(公社)日本サインデザイン協会	事
12/8	情報モラル啓発セミナー in 東京	(財)ハイパーネットワーク社会研究所	情

12/8～9	第 49 回全日本包装技術研究大会	(公社) 日本包装技術協会	事
12/9	第 52 回全国推奨観光土産品審査会	全国観光土産品連盟	流
12/12～ 24/2/3	電子署名・認証業務普及セミナー	日本情報処理開発協会	情
12/13	第六回「式年遷宮について語る夕べ」	伊勢神宮式年遷宮広報本部	総
12/13～14	オートカラーアワード 2012	一般社団法人日本流行色協会	流
12/14	リー・クワンユー全集刊行発表会	(株) 雄松堂書店	国
12/15～17	エコプロダクツ 2011	(社) 産業環境管理協会、日本経済新聞社	産二
12/18、23	平成 23 年度外国人留学生就職活動準備セミナー	独立行政法人日本学生支援機構	産二
12/22	日本商工会議所中小企業国際化支援サテライト事業東信ものづくり緊急フォーラム	佐久商工会議所	国
12/27	平成 23 年度全国伝統的工芸品公募展	(一財) 伝統的工芸品産業振興協会	流
24/1/6	2011 年度「国連公用語英語検定試験」	(財) 日本国際連合協会	事
1/10	2012 年新年賀詞交換会	(一財) 日中経済協会 日本国際貿易推進協会	国
1/11	2012 年第 53 回全国カタログ・ポスター展	(社) 日本印刷産業連合会	事
1/11	第 63 回全国カレンダー展	(社) 日本印刷産業連合会 (株) 日本印刷新聞社	事
1/11～17	第 14 回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
1/12～13	全国街道交流会議第 8 回全国大会「浜松大会」	全国街道交流会議第 8 回全国大会「浜松大会」実行委員会	流
1/18～20	第 36 回日本ショッピングセンター全国大会	(社) 日本ショッピングセンター協会	流
1/20～21	アントレフェア 2012	(株) リクルート HRカンパニーアントレユニット	中
1/26	キャリア教育推進連携シンポジウム	経済産業省、文部科学省、厚生労働省	企
1/28～2/2	国際漆展・石川 2012	国際漆展・石川開催委員会	流
1/31	第 30 回工場緑化推進全国大会	(財) 日本緑化センター	産一
2/1	第 8 回産学連携オープンセミナー	社団法人日本観光振興協会	流
2/1～3	第 36 回地球環境とエネルギーの調和展	(財) 省エネルギーセンター	産二
2/6	日本商工会議所中小企業国際化支援サテライト事業「製造業の ASEAN を中心とした海外展開についてのセミナー」	茅野商工会議所	国
2/8	第 3 回明日のビジネスを担う女性たちの全国交流会	(財) 21 世紀職業財団、読売新聞社	産二
2/8～9	新製品・技術大展示会	東大阪商工会議所	流
2/8～10	第 11 回グルメ&ダイニングスタイルショー春 2012	(株) ビジネスガイド社	流
2/8～10	流通大会 2012	(財) 流通経済研究所	流
2/10	アジア進出セミナー	岡山商工会議所	国
2/10～12	東大阪物産 in 東京	東大阪商工会議所	流
2/14	いしおか恋瀬姫物語	石岡商工会議所	流
2/17	第二回日本・インド有識者フォーラム	特定非営利活動法人日印パートナーシップフォーラム	国
2/20	インドネシア経済投資セミナー	国際機関日本アセアンセンター	国
2/20	平成 23 年度消防団等地域活動表彰式・全国消防団員意見発表会及び消防庁消防団協力事業所表示証交付式等	総務省消防庁	企
2/20	トルコ投資セミナー：トルコの投資環境と M&A を活用した進出事例	トルコ共和国首相府投資促進機関	国
2/21～24	第 33 回フード・ケータリングショー	(社) 日本能率協会	流
2/21～24	第 12 回厨房設備機器展	(社) 日本能率協会	流

2/22	Japan Venture Awards2012 (JVA2012) /ベンチャー SPIRITS2012 in 東京	(独)中小企業基盤整備機構	中
2/23～28	伝統的工芸品展 WAZA2012	(財)伝統的工芸品産業振興協会	流
2/24～25	第11回たま工業交流展	たま工業交流展実行委員会	流
2/24～28	第45回なるほど展	(社)婦人発明家協会	事
2/26	日本語大賞	特定非営利法人日本語検定委員会	事
3/6	第22回流通交流フォーラム	日本小売業協会	流
3/6～8	フランチイズ・ショー 2012	日本経済新聞社	流
3/6～9	JAPAN SHOP 2012	日本経済新聞社	流
3/6～9	リテールテック JAPAN 2012	日本経済新聞社	流
3/6～9	SECURITY SHOW 2012	日本経済新聞社	流
3/6～9	第4回 LED Next Stage 2012	特定非営利活動法人LED照明推進協議会、 日本経済新聞社	流
3/7	平成23年度情報通信ベンチャービジネスプラン発表会	独立行政法人情報通信研究機構	情
3/7	平成23年度地域再生実践フォーラム	財団法人地域活性化センター	流
3/7	商店街フォーラム	株式会社全国商店街支援センター	流
3/7	第16回ふるさとイベント大賞	財団法人地域活性化センター	流
3/8	日本英語検定協会成績優秀者・優秀団体表彰式	(公財)日本英語検定協会	事
3/8	第8回キャンパスベンチャーグランプリ全国大会	日刊工業新聞社	広
3/8	地域再生フォーラム in 東京	特定非営利活動法人 TOM ネット	流
3/10	Global Internship of the Year 2012	特定非営利活動法人アイセック・ジャパ ン	国
3/11～18	第5回インド最新流通視察会	日本小売業協会	流
3/12～15	ベトナムの委託加工に関するセミナー	日本貿易振興機構	国
3/14	第37回やまなし観光土産品コンクール	山梨県土産品協会	流
3/15～24	アジア太平洋国際会議 2012	特定非営利活動法人アイセック・ジャパ ン	国
3/16	第37回(平成23年度)発明大賞表彰	(公財)日本発明振興協会 (株)日刊工業新聞社	事
3/18～23	Mercedes-Benz Fashion Week TOKYO 事業	一般社団法人日本ファッション・ウィー ク推進機構	流
3/21～23	モンゴル展 2012	日本貿易振興機構	国
3/22	第2回日本でいちばん大切にしたい会社	日本でいちばん大切にしたい会社大賞実 行委員会	中
3/22	第三回日本・インド有識者フォーラム	特定非営利活動法人日印パートナーシッ プフォーラム	国
3/23	シネマ夢倶楽部 2011年度表彰式	(財)日本ファッション協会	流
3/25～31	第2回中国最新物流視察会	日本小売業協会	流
平成23年度	2011年度グッドデザイン賞	(公財)日本デザイン振興会	事
平成23年度	平成23年度地域産品販路開拓支援基金事業	全国商工会連合会	流
平成23年度	平成23年度赤十字法人社資(赤十字事業資金)募集	日本赤十字社	総
平成23年度	渋沢栄一賞実施事業	埼玉県	総
平成23年度	平成23年度国旗のある自由画コンクール	(社)国旗協会	総

9. 対処すべき課題

(1) 過年度の事業実施状況

21年度は、「国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言・実現」「中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援」「急速に進む国際化・グローバル化への対応」「ビジネス現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応」「中小企業の人材育成と雇用の確保」「まちづくり・観光・ものづくり等地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援の強化」「地域・中小企業における地球温暖化対策の推進」「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化施策の積極的な提言」を重点項目として活動した。

22年度は、「国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言・実現」「中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援」「急速に進む国際化・グローバル化への対応」「ビジネス現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応」「中小企業の人材育成と雇用の確保」「まちづくり・観光・ものづくり等地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援の強化」「地域・中小企業における地球温暖化対策の推進」「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化」を重点項目として活動した。

(2) 対処すべき課題

23年3月11日に発生した震災により、多くの国民の生命と財産が失われ、わが国経済はこれまでに経験したことのない壊滅的な打撃を受けた。発生から1年以上が経過した現在、緩やかな回復基調が続いているものの、震災前から続く長期デフレや超円高、原材料価格の高止まり等による経済の停滞、産業空洞化への懸念、少子高齢化、社会保障制度と税の一体改革、加速する経済のグローバル化への対応など、日本経済再生のために乗り越えなければならない課題は山積している。

このような危機的状況乗り越え、国際競争力の一層の強化等を通じて、わが国経済を再び成長軌道へ乗せるためには、中小企業政策を国家の成長戦略の柱に据えて地域経済を活性化し、企業の育成強化を図ることが不可欠である。特に、地域経済と雇用を支える中小企業は経済成長の源泉であり、革新的・創造的な技術とそれを生み出す人材を活用し、イノベーションと国際競争力の強化を積み重ねながら持続的な経済成長を実現することが強く求められている。

当所は23年3月、23年度から25年度の3年間を期間とする第28期行動計画『～東日本大震災を乗り越えて～』『～「連携」による「イノベーション」で日本経済復活の礎を～』を策定した（震災の発生を受け、7月に震災対応を追加するなど一部修正）。第28期行動計画の2年目となる24年度においては、上記のような厳しい認識に立ち、現場主義を徹底しながら、時代の潮流と構造変化に対峙する勇氣あるイノベーションを絶え間なく引き起こし、全国の514商工会議所のネットワークとコミュニケーションを強固にしながら、日本経済再生のために総力を結集して、日本経済の再生に向けて取り組む。

具体的には、喫緊の課題である被災地の復旧・復興と福島の再生に向け、商工会議所のネットワークを活用して地域と企業の現場の声をタイムリーに集約し、政府に働きかける。同時に、早期景気回復と成長戦略本格実施のための政策提言活動、TPP・EPA等の経済連携の推進によるグローバル化への対応、中小企業経営のIT化による生産性向上、中小企業の活力強化、地域経済の活性化、地球環境問題への対応をはじめとする諸課題に対し積極的に取り組む。一方、商工会議所を取り巻く環境の変化に対応するため、新たな時代の活動理念のとりまとめや新しい会員サービスの開発、既存事業のさらなる普及促進等の取り組みを通じ、我々自身もイノベーションによる組織・財政・運営基盤の強化に向けた取り組みを展開する。

以上の基本方針を踏まえ、24年度においても引き続き当所と各地商工会議所が連携して「企業・市民・地域社会にあまねく開かれた商工会議所」「役に立ち、信頼される商工会議所」を目指し、以下の諸事業を強力に推進する。

○24年度事業活動項目

[東日本大震災からの復興]

商工会議所ネットワークを活用した東日本大震災被災地の復興支援

[重点テーマ]

1. 現場に立脚した政策提言活動による経済成長と日本再生の実現
2. グローバル化への対応と生産性向上への支援
3. 中小企業の成長力強化と人材育成・確保支援
4. 活力あふれる地域社会創造への取り組み支援
5. エネルギー問題・地球環境問題への対応
6. 「商工会議所イノベーション」による組織・財政・運営基盤の強化

Ⅲ 関係団体等

1. (財)全国商工会議所共済会

会 長 中村 利雄（当所専務理事） 専務理事 宮城 勉（当所常務理事）
事務局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階
TEL(03)3518-0181
職員数 2名
基本財産 700万円（当所出捐額 50万円）

(1) 退職年金共済制度（昭和 38 年 9 月実施）

- ① 本制度については、キャッシュバランス型（給付が予め定められた指標利率＝10年国債5年平均利回り＝に連動する）の枠組みにより、前年度に引き続き「予定利率 1.5%」「指標利率（上限）1.2%」「掛金率 68‰（1000分の68）」で運営された。
- ② 年金資産の運用については、「バランス型」（国内債券・国内株式・外国債券・外国株式の伝統4資産で構成）かつ「低リスク」を基本方針とし、信託銀行と投資顧問会社に委託している。本年度は、日本経済が東日本大震災から徐々に立ち直りを見せ始める一方で、前半から年末にかけては欧州財政危機の再燃や歴史的な円高による影響等で、内外株式相場が大きく下落するなど金融マーケットは大幅に悪化。その後年度末には、各国の金融緩和政策が奏功し、円高にも歯止めがかかったことから、株価は一転急上昇するとともに、内外債券相場の高値圏推移と相まって、4資産全体の運用実績としては若干のプラスに持ち直したものの、予定利率は下回った。
- ③ また、改正保険業法の規制強化に対応するため、本制度の見直しに取り組んだ。その結果、①終身年金に代えて有期確定年金（20年保証）を創設する、②有期確定年金を受給中に死亡した場合などは遺族に一時金で給付（清算）する、③既存年金受給者には経過措置として終身年金を従前どおり継続給付する、などを柱とする制度規約等の改正を行い、本共済会の一般財団法人移行時期に合わせ、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとなった。
- ④ 一方、運用幹事会社の退職年金給付原資を增強し、円滑な制度運営を継続するため、運用委託先機関 4 社の実績を比較考量のうえ 2 社を解約することとし、年度内にその預託資産を運用幹事会社へ移管した。
また、年金資産運用の一環として、「年金資産運用評価・検討会議」を開催して運用委託先機関のヒアリングを実施し、運用実績の評価、運用方針、次年度運用計画等についてのチェックを行い、理事会・年金委員会における審議の効率化を図った。
- ⑤ 本制度の新規加入者は 165 名、退職者は 172 名で、本年度末現在の加入商工会議所等は 204 カ所 3,449 名となった。本年度末基金現在高（時価総額）は、155 億 10 百万円となった。
- ⑥ 年金基金からの退職一時金給付は、本年度給付ベースで 174 名（うち、年金受給資格者で一時金とした者 94 名）に対して 11 億 60 百万円であった。年金給付は 509 名（退職年金 494 名・遺族年金 15 名）に対して 4 億 67 百万円であった。
- ⑦ 平成 24 年 3 月に発生した東日本大震災により被災した商工会議所を支援するため、本制度の掛金納付

について、商工会議所からの申請に基づき当分の間、中断できるよう制度整備した「掛金の中断に関する特例」の周知を図った。

(2) 保健・福利厚生に関する事業

- ① 労働災害保障特約付福祉団体定期保険（昭和48年4月実施）の加入商工会議所は253カ所4,560名、死亡・高度障害保険金給付額は4件500万円で、掛金額の61.7%が契約者配当金として還付された。
- ② 災害保障特約付福祉団体定期保険（昭和42年8月実施）の加入商工会議所は366カ所3,818名、入院・死亡・災害保険金給付額は11件93万円で、掛金額の53.1%（本人・配偶者加入）が契約者配当金として還付された。
- ③ 総合傷害補償制度（昭和55年1月実施）には傷害保険と所得補償保険があり、傷害保険のオプションとして、「携行品損害補償」と「住宅内生活用動産損害補償」も付加されている。所得補償保険については、最長2年間補償する短期型と、満60歳になるまで補償する長期型の2種類がある。なお、傷害保険の加入商工会議所は89カ所671名、支払保険金は22件32万円。所得補償保険（短期型・長期型）の加入商工会議所は18カ所30名、支払保険金は0件0円であった。
- ④ 成人病特約付医療保険（無配当保険）（平成4年8月実施）には保険期間によって80歳型（定期医療保険）と終身Ⅱ型（終身医療保険）があり、80歳型の加入商工会議所は172カ所442名、支払保険金は56件598万円であった。また、終身Ⅱ型の加入商工会議所は32カ所39名、支払保険金は9件149万円であった（終身Ⅱ型は平成22年6月をもって新規募集を終了）。
- ⑤ 休業補償プラン（平成11年9月実施）の加入商工会議所は19カ所55名、給付は0件0円であった。
- ⑥ 平成24年3月に発生した東日本大震災により被災した商工会議所を支援するため、加入者が被災により保険料の払込みが困難な場合、保険料の払込みを最長6カ月間猶予できる引受保険会社の特別措置等の周知を図った。
- ⑦ 福利厚生施設（宿泊施設）については、「豊友倶楽部（メンテルス大塚・メンテルス巣鴨）」と法人会員契約し、各地商工会議所役員218名の利用に供した。また、「マロウドイン赤坂」「シーサイドホテル芝弥生会館」「お茶の水ホテルジュラク」「ホテルヴィンテージ新宿」と契約し、各地商工会議所役員の利用に供した。

(3) 教養の向上に関する事業等

本共済会のホームページにより情報公開を行うとともに、広く一般の教養の向上を目的としてFP（ファイナンシャル・プランナー）による身近な生活設計に関するアドバイスをはじめ、健康知識や企業年金、経済・景気情報等の提供を行った（アドレス <http://www.cin.or.jp/kyosaitop/>）。

また、新公益法人制度に関する諸情報の収集等を行うとともに、移行手続期間の最終年度である平成25年4月1日に、特例財団法人から一般財団法人へ移行することを機関決定した。

(4) 債権・債務状況

当所と本共済会との間に記載すべき債権・債務関係はない。

2. 日本珠算連盟

理事長 森田 悦男
事務局 東京都千代田区内神田1-17-9 TCUビル6階
TEL(03)3518-0188 (代) FAX(03)3518-0189
事務局員数 4名

(1) 組織

連盟会員 259 団体、その会員は 4,079 名、特別会員 8 団体、正会員 40 団体、賛助会員 22 社。

役員は、理事長 1 名、副理事長 4 名、専務理事 1 名、ブロック主席理事 3 名、常任理事 9 名、理事 32 名、監事 3 名、職員 3 名。

(2) 事業概況

① 検定試験（受験者数）

○珠算能力検定試験（1級-3級 1,227カ所 132,671名）

<日商からの事務委託>

○珠算能力検定試験（4級-6級 1,239カ所 51,445名）

<日商からの事務委託>

○珠算能力検定試験（7級-10級 905カ所 31,625名）

○暗算検定試験（1級-6級 978カ所 68,046名）

○暗算検定試験（7級-10級 431カ所 4,612名）

○段位認定試験（準初段-十段 599カ所 18,740名）

○読上算検定試験（1級-10級 48カ所 2,194名）

○読上暗算検定試験（1級-10級 44カ所 2,164名）

② 競技大会等

○2011年全国あんざんコンクール 131団体 16,444名

○2011年全国そろばんコンクール 155団体 20,260名

○各地珠算競技大会の支援・後援 145カ所、賞状 668枚、メダル 693個

③ 珠算指導者講習会

<基礎> 5カ所 334名 <低学年> 1カ所 35名 <応用> 6カ所 245名

<暗算> 2カ所 100名 計 14カ所 714名

④ 研修会等

○珠算セミナー 参加者 117名（10/2 於：長崎県諫早市「諫早商工会議所」）

○珠算セミナー 参加者 118名（11/27 於：岐阜県岐阜市「ハートフルスクエアG」）

○珠算指導者講習会 参加者 117名（9/10~11 於：岡山県岡山市「ピュアリティまきび」）

⑤ 珠算指導者養成講習会 参加者 38名（8/7~9 於：大阪府大阪市「ホテルコンサルト」）

⑥ 優良生徒表彰 139団体／賞状 4,510枚、メダル 1,680個

⑦ PRチラシ（第32号） 33万枚

⑧ 刊行物 『日本珠算』（年6回発行）第624号～第629号

3. 国際珠算協会日本国内委員会

会 長 中村 利雄（当所専務理事）

事 務 局 東京都港区芝大門 1－1－30 芝 NBF タワー地下 1 階 日本商工会議所事業部内

国際珠算協会は、1961 年（昭和 36 年）11 月、日本、韓国、台湾の 3 カ国の商工会議所、珠算関係団体を構成機関として設立され、各国にはそれぞれ「国内委員会」が設置された。

日本国内委員会においては、珠算振興の一環として、日本商工会議所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による「珠算技能国際認定証」を交付している。

○珠算技能国際認定証の交付

珠算能力検定試験の 1 級～3 級の合格者のうち、希望者に対し、日本商工会議所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による英文の「珠算技能国際認定証」を交付している。23 年度は、1 級～3 級までの合計で 1,013 名に交付した。

（備考） 国際珠算競技大会

国際珠算競技大会は、1961 年（昭和 36 年）から日本、韓国、台湾の 3 カ国持ち回りで開催（1964 年（昭和 39 年）までは毎年、以降隔年で開催）していたが、第 23 回大会（2001 年（平成 13 年）8 月に神戸市で開催）以降、当面の間、開催を見送ることとした。これは、各国の珠算界を取り巻く環境が厳しくなっており、特に韓国では 2001 年から珠算検定を廃止したことや本大会に出場できる選手がいないことから、従来の名称や実施方法のままであれば参加することは不可能であると表明しているため。

4. 一般社団法人日本販売士協会

会 長 大島 博

事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCU ビル 6 階

TEL(03)3518-0191

(1) 会員の状況

正会員 28 団体、特別会員 106 団体、賛助会員（登録講師）751 名

(2) 事業の概要

① 販売士制度の普及および振興

一般向けをはじめ、小売店、販売士検定試験受験希望者、資格取得者向けに次のような PR 事業を実施したほか、販売士制度表彰の第 5 回表彰式を実施した。

○販売士検定試験リーフレット「小売業で即戦力となる知識を修得できる！」の作成・配布（20,000 部）

○“販売士のいる優良店” 標示登録制度の推進

○優れた販売士、販売士制度に積極的に取り組んでいる企業等に対する表彰制度の推進

・団体・法人表彰の部 2 社 ・個人表彰の部 1 名

○通信教育講座の開催

・2 級更新 2,745 名 ・3 級更新 2,978 名 ・2 級養成 141 名 ・3 級養成 104 名

② 各地販売士協会等との連携事業および活動強化のための支援

○地区別販売士協会運営懇談会の開催

地区内の販売士協会の情報交換の場として、全国 5 カ所（旭川、仙台、東京、大阪、長崎）において運営懇談会を開催した。

○各地販売士協会の現状調査の実施

○地域販売士交流会の開催支援

当協会賛助会員および各地販売士協会会員の研修と交流を目的に、九州地域（長崎、22 名参加）ならびに北陸 3 県地域（富山、12 名参加）において交流会を開催し、支援した。

○流通・接客セミナーの開催支援

流通業の新しい動向や販売促進のための接客のあり方等をテーマにした各地販売士協会主催の「流通・接客セミナー」を支援した。（計 10 カ所）

○各地販売士協会事業への後援

○販売士養成講習会および販売士資格更新講習会の開催に対する助成（計 33 カ所）

③ 講習会等講師の養成と視察研修事業

○講師登録研修会の開催

「平成 23 年度販売士養成講習会等講師登録研修会」を 8 月 3 日（水）・4 日（木）、東京・品川区の日精ホールにおいて開催し、全国各地から 1 級販売士をはじめとする 55 名が参加した。

○登録講師研修会の開催

当協会登録講師（賛助会員）の資質の向上と相互交流を図るため、「登録講師向け 2・3 級販売士育成講習会」を 8 月 4 日（木）に東京・品川区の日精ホール（8 名参加）において、8 月 9 日（火）に大阪・中央区のシティプラザ大阪（17 名参加）において開催した。また、24 年 3 月 12 日（月）、被災地支援の一

環として宮城県の仙台商工会議所において「登録講師研修会」（46名参加）を開催し、翌13日に被災地（石巻市・塩釜市）視察会（20名参加）を実施した。

○最新商業施設等視察会の実施

当協会と日本小売業協会との共催により、7月29日（金）に福岡地区（24名参加）、11月10日（木）に大阪地区（23名参加）、24年3月9日（金）に仙台・石巻・多賀城地区（33名参加）を対象に視察会を実施した。

○登録講師交流会の開催

各地域における登録講師の親睦と交流を推進するため、京都府・滋賀県の登録講師を対象に、11月11日（金）に京都商工会議所（16名参加）において、岐阜県・愛知県・三重県の登録講師を対象に、24年2月2日（木）に名古屋商工会議所（13名参加）において開催した。

④ 人材育成事業等の実施

小売・流通業における優秀な人材の育成、確保を図るため、販売士講座担当教員向け販売士育成講習会を8月4日（木）に東京・品川区の日精ホールにおいて開催し、5名が参加した。

⑤ 広報活動

当協会会員をはじめとする全国の販売士資格取得者に対する情報提供とともに、広く社会に販売士制度を周知させるため、ホームページやメールマガジンによる情報発信、会報「販売士」の発行などの広報活動を行った。

5. 全国観光土産品連盟

会 長 細田 安兵衛（東京ブランドみやげ品協会会長）
副 会 長 宮城 勉（当所常務理事） 他 8 名
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCU ビル 6 階
TEL(03)3518-0193~4
職 員 数 2 名

(1) 第 52 回全国推奨観光土産品審査会の実施

日本商工会議所と共催で 12 月 9 日、東商ビル国際会議場で開催。全国各地から応募の観光土産品の中から公正表示、郷土色、食品衛生、品質、デザイン等の審査基準に基づいて審査し、全国推奨観光土産品を選定した。この中から特に優れたものに大臣賞、日商會頭賞などの各賞を授与した。出品点数は 47 都道府県の 629 社より 1,295 点（菓子 459 点、食品 681 点、民芸品 155 点）。入賞品の表彰式は 24 年 2 月 10 日、東商スカイルームで開催した。

<大臣賞入賞作品>

菓子の部<厚生労働大臣賞>いわての味 奥中山高原のおせんべい

食品の部<農林水産大臣賞>岩魚味噌

民芸の部<国土交通大臣賞>純木蠟 手づくり和ろうそく

工芸の部<経済産業大臣賞>木の葉の箸置き（6ヶセット桐箱入）

他に日商會頭、全観連会長、全国連会長、日観協会長、全振連理事長、日専連理事長、日本商店連盟会長の各賞と日商會頭並びに全観連会長努力賞が各部門ごとに授与された。

(2) 展示会等の開催・斡旋

① 「旅フェア 2011」への参加

5 月 27 日～29 日に旅フェア実行委員会（(社)日本観光振興協会）主催の「旅フェア 2011」が千葉県・幕張メッセで開催、第 51 回審査会入賞品を展示 PR する予定であったが、東日本大震災の影響により中止となった。

(3) 補助対象セミナーの開催

全国観光土産品公正取引協議会共催により観光土産品等事業者セミナーを開催。① 6 月 29 日、香川県高松市・高松商工会議所会館にて開催、講演テーマ 1. 「JAS 法に基づく食品の表示について」（農林水産省中国四国農政局香川農政事務所消費・安全部表示・規格課総括係長 石川陽一郎氏）。2. 「米トレーサビリティ制度について」（農林水産省中国四国農政局香川農政事務所食糧部計画課課長補佐 川田誠治氏、計画係長 大北勇治氏）。② 7 月 15 日、島根県松江市・松江商工会議所にて開催、講演テーマ 1. 「JAS 法の改正点並びに留意点」、2. 「適正表示を行うために整えておきべき書類や、食品表示の自主点検と社内のチェック体制について」（島根県食料安全推進課）。③ 9 月 14 日、長野県長野市・長野商工会議所にて開催、講演テーマ「JAS 法に基づく食品表示について」（関東農政局長野地域センター表示・規格指導官 鈴木勝行氏）。④ 9 月 20 日、熊本県熊本市・熊本商工会議所にて開催、講演テーマ「米トレーサビリティ制度に伴う注意点について」（九州農政局消費・安全部流通監視課課長補佐 奥村淳氏、推進第一係長 内田幸治氏）。⑤ 10 月 25 日、福岡県福岡市・西鉄イン福岡にて開催、講演テーマ「生活者は変わる。販売促進の手法も変わる」（株式会社西広取締役 藤田健二氏）。⑥ 11 月 17 日、島根県松江市・松江商工会議所にて開

催、講演テーマ「日々のニュースから読み解く地域経済と食品産業の今後」(株式会社船井総合研究所チーフコンサルタント 箕浦 幸孝氏)。⑦11月29日、石川県金沢市・石川県地場産業振興センターにて開催、講演テーマ「JAS法に基づく食品表示について～思わぬ表示違反を防ぐために～」(弁護士法人兼六法律事務所弁護士 二木克明氏)。⑧24年1月16日、栃木県宇都宮市・マロニエプラザにて開催、講演テーマ「観光土産品に対する食品表示の現状と対策」(株式会社グローバルマネジメントシステム代表取締役社長 沼尻卓夫氏)。⑨24年2月29日、沖縄県那覇市・那覇商工会議所にて開催、講演テーマ1.「衛生管理から見た製造工程表について」、2.「危害管理について」(株式会社クロックワーク代表取締役 伊志嶺哉氏)。⑩24年3月26日、宮城県仙台市・仙台商工会議所にて開催、講演テーマ1.「食品のおおげさな表示・広告はトラブルのもと！～事例に基づく景品表示法の説明～」(公正取引委員会事務総局東北事務所取引課長 斉藤修氏)、2.「事業者からの相談事例に学ぶ食品表示のポイント～JAS法に基づく品質表示～」(独立行政法人農林水産消費安全技術センター仙台センター消費安全情報課専門調査官 高橋賢二氏)。

(4) 第22回全国観光土産品連盟会長表彰

愛知県名古屋市中区栄3-12-19 株式会社 山本屋総本家 代表取締役 町田 幸子 氏
北海道函館市日乃出町20-12 株式会社 味の海豊 代表取締役社長 佐藤 豊 氏

(5) 広 報

「観光土産品ニュース」第54、55号を刊行。全国推奨シールの作成・頒布。第52回全国推奨観光土産品名簿を作成・配布するとともにホームページ、会議所ニュース等で全国推奨品を紹介した。

6. 全国観光土産品公正取引協議会

会 長 細田 安兵衛（東京ブランドみやげ品公正取引協議会会長）
副会長 川合 声一（富山県協議会会長） 他 9 名
事務局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCU ビル 6 階
TEL(03)3518-0193~4

(1) 公正競争規約の遵守励行と周知徹底

地方・地区協議会の認定審査会、試買検査会等の実施を奨励し、規約の遵守励行を呼びかけると同時に違反商品については改善するよう指導した。また、地方・地区協議会に新認定マークの作成を呼びかけ、その普及・促進に努めた。一方、消費者センターや一般消費者から寄せられた苦情を処理するとともに規約の解釈等についての質問に対応した。

(2) 審査会等の実施

地方・地区協議会では認定審査会、試買審査会を実施し、公正競争規約に基づき必要表示事項、過大包装、特定事項の表示基準などについて審査している。本協議会では、認定審査会で合格した商品に認定証を交付しているが、23 年度認定数は 20 協議会 1,029 点であった。

(3) 第 46 回全国大会（とちぎ大会）の開催

本協議会主催・栃木協議会の主管で 10 月 6 日～7 日の 2 日間、栃木県宇都宮市・ホテル東日本宇都宮で開催。参加者 110 名。第一部 記念式典、第二部 講演として「震災後の観光産業・現状と課題」（淑徳大学教授、国交省・交通政策審議会観光分科会委員 廻洋子氏）。続いて、特別講演として「日光東照宮の謎」（禰宜 高藤晴俊氏）を聴取した。

(4) 補助対象セミナーの開催

全国観光土産品連盟共催により観光土産品等事業者セミナーを（全国観光土産品連盟（3）補助対象セミナーの開催の項参照）開催。

(5) 表彰

全国協議会表彰規程に基づく 23 年度の表彰。

<永年勤続者 会員の部 5 名>

(6) 広報

「会報」第 71 号、第 72 号を発行するとともに、ホームページにて協議会事業、観光土産品公正競争規約の内容などを紹介した。

7. (財)伊勢神宮式年遷宮奉賛会

会 長 岡村 正 (当所会頭)

事 務 局 東京商工会議所ビル3階 TEL(03)3283-7048

(1) 概 要

25年秋の第62回神宮式年遷宮を迎えるに当たり、18年4月21日に奉賛会が設立され、ご遷宮に要する経費550億円のうち、220億円の募金をお引き受けし、全国津々浦々において募財活動を展開して来た。この間、わが国を取り巻く内外の情勢は厳しく、募財環境が懸念されたが、募金の趣旨をお汲み取り頂き、企業・団体・一般家庭などから広く浄財が寄せられ、当初の目標額を達成することが出来た。

平成25年の神宮式年遷宮に向けて諸行事・諸準備が順調に進捗している。平成23年夏には、ご造営作業中の新宮を覆う簀屋根の建設が行われ、両宮新宮御敷地では、槌音高く響く中、両宮のご造営工事が順調に執り進められている。24年3月4日に、内宮「立柱祭」、同6日に、外宮「立柱祭」が、同26日には、内宮「上棟祭」、同28日には、外宮「上棟祭」が美しく斎行された。

また、24年3月27日には、遷宮の意義や日本古来の建築様式・工芸技術などを紹介することを目的に今次式年遷宮の附帯事業として外宮勾玉池の池畔に建設が進められていた「式年遷宮記念 せんぐう館」が完成し、竣工式が行われた。上棟祭はじめ一連の行事には、岡村正会長はじめ地区本部長を務める各地商工会議所関係者多数が参列した。いよいよ、25年10月に『遷御』の儀を迎える運びとなっている。

(2) 募金事業

業界団体等を中心をお願いしている中央募金155,480,000円、47都道府県の地区本部を通じてお願いしている地区募金96,404,562円の奉賛協力が寄せられた。

(3) 広報事業

前年度に引き続き、「日本の源郷 伊勢神宮」「伊勢神宮式年遷宮Q&A」等の各種資料を通じて、ご遷宮の文化的意義についてご理解を得るための広報活動を積極的に展開した。更には、伊勢神宮式年遷宮広報本部（本部長：田中恆清氏）との緊密な連携の下、同本部が主催した「伊勢神宮展」（於：水戸）「式年遷宮について語る夕べ」（於：東京）ならびに「伊勢神宮式年遷宮写真パネル展」（於：青森・秋田・宇都宮・高崎・豊田・常滑・広島・鹿児島）に積極的に協賛協力するなど、式年遷宮の意義や重要性等に関する周知・広報活動を実施した。

(4) 表彰事業

第62回神宮式年遷宮の奉賛事業に当たり、奉賛会の地区本部の設立・運営や募金事業に特に功績のあった地区本部の役職員等に対する顕彰制度を策定し、24年3月1日から申請受付を開始した。

8. (財)日本産業協会

会 長	森田 富次郎（第一生命保険(株)特別顧問）
理 事	11名 監 事 2名 評 議 員 11名
事 務 局	東京都千代田区内神田2-11-1 島田ビル3階 TEL(03)3256-7731
職 員 数	31名（非常勤嘱託を含む）
基本財産	4億9,903万6,855円

当協会は、大正10年3月にその前身である（社）博覧会協会と（財）国産奨励会の合併により発足し、第二次大戦後は社会情勢の変化に伴い活動を停止していたが、昭和55年10月に通商産業大臣（当時）の事業認定を得て、「消費生活アドバイザー資格」の試験実施団体として活動を再開した。現在は、特定商取引に関する法律第61条の「特定商取引適正化事業」を実施する指定法人（内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省および国土交通省の5府省共同指定）となっており、消費生活アドバイザー試験の実施をはじめ申出制度の普及・相談業務などの事業を行っている。なお、21年9月の消費者庁の発足に伴い、消費生活アドバイザー資格は、内閣総理大臣および経済産業大臣の事業認定資格となるとともに、消費者安全法の制定・施行により、地方自治体の消費生活センターで消費者相談などに従事する者の資格の一つに指定された。

(1) 消費生活アドバイザー制度は、「消費者と企業や行政の架け橋」として、消費者の意向を企業経営や行政などへの提言に反映させるとともに、消費者からの苦情相談などに対して迅速かつ適切なアドバイスができる人材を養成することを目的としている。当協会は、本制度の資格付与のための試験（第1次試験：択一試験、第2次試験：面接試験・論文試験）を日本商工会議所および、試験地である札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇の各商工会議所の後援・協力を得て実施している（仙台・広島・高松・那覇〈隔年実施〉は第1次試験のみ実施。平成23年度は那覇では実施せず）。平成23年度試験の概要は、次のとおりである。

- ① 受験申請者総数は2,580人で、前年度の2,587人に対し0.3%（7人）の減少（第1次試験の受験申請者数は2,335人で、対前年度比34人の減少）となった。
- ② 合格者数441人の内訳は、男性242人、女性199人で、合格率は19.2%（前年度20.2%）であった。年齢別構成では、30歳未満53人、30歳代96人、40歳代177人、50歳代以上99人となっている。合格者の平均年齢は44.1歳で、対前年度比で0.3歳上回った。職業別構成では、有職者が392人で88.9%を占め、無職者は46人で10.4%の構成となり、無職者の比率が減少した。また、業種別では、金融・保険業（25.6%）が最も多く、次いで製造業（23.4%）、国・地方公共団体（10.7%）、卸・小売業（7.7%）、運輸・通信業（7.3%）、サービス業（6.6%）などとなっている。なお、今回の学生合格者は、3人であった。
- ③ 合格者のうち、称号付与申請のあった434人（前年度および前々年度合格者を含む）に対しては24年4月1日付けで消費生活アドバイザーの称号を付与し、これにより本制度創設以来の消費生活アドバイザー資格取得者の累計は、13,736人となった。

- (2) 消費生活アドバイザー資格保有者が更新の要件として受講する更新研修のうち、受講者の利便性を高めるため、従来の集合講座（6都市で開催）に加えて、19年度から新たに導入したeラーニング講座は、学習コンテンツなど質的向上を図り、昨年度に引き続き4講座で実施した。また、受講者数は、集合講座で延べ6,416人、eラーニング講座で延べ2,585人の計9,001人であった。
- (3) 消費者啓発・教育および消費生活アドバイザー試験の受験者支援の一環として通信講座を開講しているが、本年度新規受講者数は2,084人（講座開講以来の累計は152,981人）であった。なお、本講座で使用するテキストは毎年度、法令改正や経済・社会状況の変化に合わせ、記述内容の改訂を行っているが、24年度版の編集・製作においては、例年のマイナー改訂を行うとともに、デザイン変更も併せて行った。
- (4) 昨年度に引き続き、情報化の進展に伴い社会問題化している様々な消費者問題に対応するための「電子商取引モニタリング事業」および、特定商取引に関する法律に基づく指定法人としての責務を果たすための「特定商取引適正化事業」をそれぞれ消費者庁より受託し、これを実施した。
- 「電子商取引モニタリング事業」では、当協会内に設置した「電子商取引モニタリングセンター」において、インターネット通信販売・テレビ通信販売・迷惑メールに係る広告・表示やインターネットオークションにおける法令遵守状況などに関する調査を行い、その結果を消費者庁に報告した。また、「特定商取引適正化事業」は、特定商取引に関する法律に基づく主務大臣に対する申出制度の一層の活用を図り、これにより特定商取引の適正化に資することを目的とするもので、申出に関する指導・助言を行ったほか、啓発パンフレットを作成、各地の消費生活センターなどに送付し、本制度の周知に努めた。
- (5) 賛助会員を主な対象として、社会的関心が高まっている、企業における消費者志向経営の推進や消費者対応の適正化、消費生活アドバイザーの活用促進などに資するための交流会を開催した。また、公益法人制度改革に伴う新法人への円滑な移行に向けて、移行形態や移行スケジュールなどについて検討を行った。
- (6) 消費生活アドバイザー制度の普及・促進を図るため、当協会ホームページに関連情報を随時掲載するとともに、試験案内リーフレットを作成し、経済産業省本省・地方経済産業局をはじめ、日本商工会議所・各地商工会議所、各地の消費生活センター、試験地の主要書店、各地の大学、自治体が主催する消費者啓発講座などで配布したほか、(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会などの関係諸機関の協力のもと、全国PRに努めた。また、全国紙・ブロック紙・地方紙などの新聞や各種ネットを活用したが、試験結果については、日本経済新聞社の協力を得て、同紙地域面に合格者氏名を掲載したほか、共同通信社を通じて加盟各社に合格者氏名を配信した。さらに、報道関係者の本制度への理解を深めるために情報の提供を随時行い、また取材に対する協力も積極的に行った。NHK教育テレビの新番組「資格☆はばたく」で消費生活アドバイザー資格が取り上げられ、活躍する消費生活アドバイザーや試験概要などが紹介されるとともに、放送に合わせてNHK出版から番組テキストも出版され全国の書店で販売されたが、番組制作・テキスト編集にあたっては当協会が全面的に協力した。広報誌「あどばいざあ」（季刊）を刊行するとともに、当協会の事業活動などをより広く紹介するため、ホームページの内容充実を図ったほか、各地の消費生活アドバイザーの就職活動を支援すべく、有資格者を対象とした求人情報を随時掲載した。

9. 公益財団法人日本デザイン振興会

会 長 永井 一正
事 務 局 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー5階
TEL(03)6743-3772
職 員 数 18名
基金財産 9億9,000万円（内基本財産4億4,000万円）

(1) Gマーク事業

23年度のグッドデザイン賞事業は、国内外の企業・団体等から3,162件の応募を受付けた。1次審査および2次審査を4カ月間かけて厳正に行い、1,112件（649社）のグッドデザイン賞を選出した。受賞対象のなかから、特に優れたものに贈るグッドデザイン大賞1件をはじめとし、グッドデザイン特別賞26件、ロングライフデザイン賞に18件が選出された。8月下旬に東京ビッグサイトで行った2次審査会場を一般に公開するデザインフェア「グッドデザイン・エキスポ」を開催し約4.2万人の来場者を集めたほか、受賞対象を掲載した年鑑の刊行、グッドデザイン賞応募企業を対象とした「グッドデザイン賞審査報告会」を計15回実施し、Gマーク事業の一層の普及・発展を促進した。

(2) 東京ミッドタウン デザイン・ハブの展開

関係機関とともに設立した「東京ミッドタウン・デザイン・ハブ」において、次の事業を展開した。

- ① 展示事業…展示スペース（約450平方メートル）では様々な領域にわたるデザイン情報の受発信基地としての役割を果たすべく、テーマを設けた企画展を延べ10回開催した。
- ② 人材育成事業…今年度においては下記別掲した(4)復興デザインセンター事業（人材育成含む）へ職員の主軸を移行したため従来のハブ関連の国際シンポ・セミナー等については大幅に縮小・見直しを実施し、企画についても来期以降への先送り事項とした。

(3) 国際デザイン交流事業

海外のデザイン機関・団体等との連携及び交流を進め、アジア諸国へのデザイン振興拡大を図った。

- ① タイ及びインドとの連携…6月にはタイの「デザインエクセレンス賞」現地審査会にグッドデザイン賞の審査委員を派遣した。また、インドのデザイン賞「インディアナデザインマーク」の創設を支援し、日本国内向けのリリース配信等、情報提供の協力を行った。
- ② 台湾及び香港との協力…4月には台湾においてデザインセミナーを開催、海外初となる2011年度グッドデザイン賞応募説明会を開催した。また、台湾及び香港で開催されたデザインエキスポには、両国の協力を得て、東北及び茨城県の事業者の出展を支援した。

ICSID（国際インダストリアルデザイン団体協議会）・Icograda（国際グラフィックデザイン団体協議会）をはじめとする海外デザイン関係機関との情報交流を行い、連携拡大に貢献した。

(4) 復興支援デザインセンター事業

東日本大震災を受けて、「復興支援デザインセンター」を設置し、デザインの視点から復興支援活動を進めた。「Area Aid Design Project（エリアエイドデザインプロジェクト）」をはじめ、被災地域の企業の事

業推進、デザイナーやデザイン関係者による情報発信の機会を提供するほか、グッドデザイン賞の費用の特別減免措置を講じる等、各種事業において復興へ向けた支援活動を実施した。

※6月1日、公益財団法人の移行認定を受け、公益財団法人日本デザイン振興会として新たにスタートした。グッドデザイン賞をはじめとする数々のデザインプロモーション活動を通じて、日本におけるデザインの力、また生活と産業の質を高めることに貢献した。

10. 一般社団法人 日本商事仲裁協会

理事長 横川 浩
事務局 東京都千代田区神田錦町3-17 廣瀬ビル3階
TEL (03)5280-5200
職員数 17名

(1) 商事紛争に関する仲裁・調停・斡旋

① 仲裁

1) 仲裁事件：23年度に取扱った件数は、継続的売買・物品販売・建設請負・ライセンス契約等に関する紛争について、新規申立て22件、前年度からの継続29件の合計51件であった。

その内13件については仲裁判断が出され、1件は取下げにより終了した。この結果、平成24年度への継続事件は37件となった。

2) 協力協定の締結：

② 調停

1) 国内商事調停規則に基づく調停：本年度に申立のあった調停事件は1件であった。

2) 国際商事調停規則に基づく調停：本年度に申立のあった国際調停事件は1件で、前年度よりの継続事件は1件で、2件の和解が成立した。

③ 斡旋

本年度受理した事件は、1件であった。

(2) 商事紛争に関する相談事業

① 一般相談：相談・問合わせのうち、国際取引契約や商事仲裁に関するものは、東京、大阪及び神戸の3事務所で384件であった。

② 法律相談：渉外弁護士による無料法律相談は、東京・大阪および名古屋の各事務所で開催し、その相談件数は合計44件であった。また、東京および大阪の2事務所において毎月開催している中国相談の件数は合計で30件であった。一方、商事調停に関する相談・問い合わせ数は15件であった。

(3) 調査研究および普及活動

① 調査研究等

国内外の商事仲裁および国際取引に関する図書・文献・資料等を収集し、会員等の閲覧に供するなど有効活用を行った。また、世界各国の仲裁法を中心とした法令等の調査・収集を行い、第41回追録を刊行、配布した。一方、名古屋事務所では、「国際取引研究会」を6回開催、国際司法共助や国際商事仲裁の近時の動向等をテーマに、メンバー相互による調査・研究を行った。

② 普及活動

1) 国際商事仲裁・調停推進事業：協会単独または他機関と共催により、国際商事仲裁・調停制度の普及と当協会利用促進を図るため、講演会・シンポジウム形式による各種セミナーを開催した。また、各地商工会議所をはじめ関係機関に対する仲裁・調整制度の普及に向けて説明機会を求めるとともに、説明会等への講師派遣の要請に積極的に応じた。

- 2) 国内 ADR 推進事業：ADR に関する概要を広く PR するため関連パンフレット等の送付を各地商工会議所や関係団体などの要請に応じて行ったほか、東京商工会議所の協力を得て、中小企業相談センターにおいて調停に関する法律相談を 12 回開催した。また、東京商工会議所「東商新聞」に ADR 仲裁事業の掲載、16 年度より 3 カ年にわたり経済産業省から委託を受け作成した「調停人養成教材（基礎編・中級編・法的知識編）」を引続きホームページに掲出し、普及に努めた。
- 3) 広報活動：月刊機関誌「JCA ジャーナル」・英文広報紙「JCAA Newsletter 第 26 号・27 号」の発行のほか、ホームページを刷新し、仲裁・ADR など本協会の諸事業の広報普及活動を実施した。
- 4) 講習会等の開催：東京・名古屋・大阪・神戸の各都市で、仲裁・取引契約・その他各国地域の仲裁事情等をテーマに計 19 回のセミナー・講習会を開催し、仲裁・調停制度の普及活動を行うとともに国際契約等に関する各種情報提供を行った。

(4) カルネ事業

日本商工会議所の委託を受け発給しているカルネ（免税扱一時輸入通関手帳）の発給件数は、平成 20 年のリーマンショックに端を発した世界的な金融危機における景気後退の影響を受け、平成 21 年度は、低調な水準となり、また、23 年度は、22 年度末の東日本大震災の影響を受けたものの、対前年度比で約 0.15% 増（78 件増）の 7,441 件であった。また、日本発給の ATA カルネ通用国・地域は、アラブ首長国連邦（4 月）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（4 月）、およびメキシコ（5 月）が新たに加わり 71 に拡大した。

なお、カルネ事業の普及推進のため、「JCA ジャーナル」誌にカルネの広告を毎号掲載するとともに、日本商工会議所発行「会議所ニュース」「石垣」にカルネ広告をそれぞれ 11 回および 2 回掲載したほか、東京商工会議所発行「東商新聞」に協会事業の一環としてカルネ事業を掲載、大阪商工会議所発行「大商ニュース」、日本貿易振興機構発行「ジェトロ貿易ハンドブック」にもカルネ広告を掲載した。

11. (一財)日本ファッション協会

理事長 馬場 彰
副理事長 平井 克彦、滝 茂夫、中村 利雄(当所専務理事)
理事 25名 監事 2名 評議員 37名 顧問 5名 参与 14名
相談役 岡田 卓也
事務局 東京都千代田区神田神保町1-5-1 神保町須賀ビル7階
TEL (03)3295-1311
職員数 14名(契約社員等含む) 設立 平成2年4月4日(通商産業大臣認可)
基本財産 300万円(24年3月31日現在) 出捐企業・団体数 163
賛助会員数 148社

(1) 協会の役割

本協会は、ファッションが多くの人々の共感を得て受け入れられ、生活文化へと発展する源であるとの認識に基づき、ファッションの向上を図ることを目的として、2年4月に設立された。その目的を達成するため、具体的には、アジア地域との相互理解・交流とファッションビジネスの促進支援、心の豊かさを育む地域再生プロジェクトの推進、新たな生活文化の創造に貢献する活動に対する顕彰など、豊かな生活文化の創造を目指した事業を実施している。

なお、本協会は、政府の公益法人制度改革に伴い、24年2月1日に「一般財団法人」へ移行した。

(2) 事業概要

- ① アジア各国との生活文化・ファッションに関する相互理解・交流を図り、豊かな生活文化の創造を推進するため、15年度に設立した「アジアファッション連合会」の第8回大会を10月に韓国・テグで開催した。また、「80後研究会」から発展したアジアビジネス交流会にてセミナーを実施するとともに、アジア初のカラービジネスの創出・活性化を目的にして、色彩団体・企業を集めた「カラービジネス・ネットワーク(略称:CBN)」を推進した。
- ② 15年度より「生活文化創造都市」構想の普及に取り組む中、平成23年度は9月に兵庫県豊岡市で「豊岡地域会議」をはじめ、「生活文化創造都市事業バージョンアップのための検討会」及び検討会参加委員による同市のポテンシャルを探るエクスカッションを実施した。また、地域活性化の一助に供するとともに、地域相互の経験と知見の交流を図る場として22年に開設した地域情報発信webサイト「まち自慢ドットネット」では、24年3月末までに約160件の地方自治体、商工会議所、観光協会などの多様な情報を発信した。
- ③ 「シネマ夢倶楽部」推薦作品の紹介を中心に映画情報を発信する機関紙「シネマ21」と毎月新聞紙面に掲載する「シネマ21PLUS(プラス)」を発行したほか、シネマ夢倶楽部のホームページを通じて映画情報や同倶楽部の活動情報を発信した。また、本年国内で公開された新作映画から推薦委員に選ばれた作品に贈る「ベストシネマ賞」と、映画を通して文化や生活、社会の発展などに貢献のあった団体や企業、プロジェクトに贈る「シネマ夢倶楽部賞」の表彰式を24年3月に開催した。一方、未来に向けて新たな足跡を残しうる優秀なクリエイションワークを表彰する「日本クリエイション大賞2011」では、応募作145件の中から、大賞のほか「先端技術賞」、「ドリームテクノロジー賞」、「マイクロ水力開発賞」の計4件を決定し、表彰を行った(表彰式は「シネマ夢倶楽部賞」と合同で実施)。

- ④ 世界のクリエイターに評価の高い東京の5地点（原宿、渋谷、代官山、表参道、銀座）のストリートファッションを発信するwebサイト「Style-arena」は、400万ページビュー／月、40万ユニークブラウザー／月と、日本のファッション・ウェブマガジンの中でも上位を維持、またアジアを中心に欧米各国からのアクセスが増加し、サイト掲載画像提供等の申し込みも数多くあった。
- ⑤ 働く女性の組織である「Urara:kai」では、22年度に開設した専用webサイトを通じて積極的に情報発信を行うとともに、「在社時における防災対策」をテーマにしたシンポジウム、外部講師を招いたセミナーなどを開催し、女性の視点から豊かな生活文化やライフスタイルのあり方を提唱した。
- ⑥ 請負事業として、東京商工会議所23支部のうち7支部が開催する色彩講座に講師を派遣したほか、団体などからの依頼を受けてセミナー講師の派遣を行った。

12. (株)キャリアック (商工会議所福利研修センター)

代表取締役 坪田 秀治 (当所理事・事務局長)

所在地 静岡県浜松市西区村櫛町 4597 浜名湖頭脳公園内

TEL (053) 484-4155

(1) 会社設立の目的

全国の商工会議所の役職員や会員事業所の経営者・従業員等の研修やリフレッシュのための施設である(株)キャリアック (商工会議所福利研修センター) の運営・管理を行うため、日本商工会議所が各地商工会議所の協力のもとに設立。

(2) 会社の概要

①設立登記日 平成4年6月10日 ②本店所在地 静岡県浜松市 ③資本金 5,000万円

④役員 取締役10名 監査役1名 (24年3月31日現在)

代表取締役: 坪田 秀治 (当所理事・事務局長)

専務取締役: 小松 靖直

常務取締役: 藤井 史朗

取締役: 宮城 勉 (当所常務理事) 取締役: 岡部 義裕 取締役: 灘本 正博

取締役: 細谷 孝利 取締役: 五十嵐 仁 取締役: 坂本 裕

取締役: 立山 直史 監査役: 中島 芳昭

⑤従業員数 15名

(3) 事業概要

① 稼働状況

23年度の利用者は、宿泊利用が15,801人、日帰り利用が1,441人で、合計17,242人となった。宿泊利用者は、昨年度に比べ620人増、稼働率では0.8ポイント増の20.52%となった。利用者のうち研修利用は79%、福利利用は21%であった。

また、23年度の主だった利用者の内訳は、商工会議所・企業・団体・教育機関・医療機関・労働組合・趣味の会など幅広く、特にスポーツ合宿・ゼミ合宿・勉強合宿の利用が伸び、大学・高等学校等の教育機関等の利用が22年度より増加した。

② 営業活動・各種イベント等の実施

稼働率UPをはかるため、日本商工会議所・各地商工会議所、アクサ生命保険(株)の協力のもとに、企業、業界団体、教育機関等への訪問、ダイレクトメールやEメールによるPR・営業活動を強化した。また、インターネットやマスコミなどのメディアを通じて施設のPRを行ったほか、インターネットで宿泊を受け付ける企業との連携強化や各地商工会議所の機関紙やHPへの施設紹介記事の掲載を行った。さらに、利用促進を図るため、「季節限定・四季彩りプラン」、「研修プラン」、「スポーツ合宿プラン」、「ゼミ合宿プラン」、「勉強合宿プラン」、「キャリアックプラン」、「バーベキュープラン」等の独自企画を実施するとともに、企業・団体・機関の行うセミナー、イベント等の誘致を積極的に実施した。また、商工会議所関係では、日本商工会議所が主催する商工会議所役職員を対象とした各種研修会・女性会・青年部等の受け入れを行った。

③ 債権・債務状況

当所とキャリアックの間に記載すべき債権・債務関係はない。

13. 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

代表理事理事長 吉野 祥一郎

理事 18名 評議員 53名

事務局 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階

TEL(03)5532-8597

職員数 37名

基本財産 1億2,028万5千円

当協会は、23年度において、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（「容リ法」）に基づく指定法人として、①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3種）、②PETボトル、③紙製容器包装（除、紙パック・段ボール）、④プラスチック製容器包装、の再商品化（リサイクル）を実施した。

(1) 4つの素材で容器包装の再商品化業務（リサイクル）を実施

① 特定事業者が負担する“再商品化委託料”でリサイクルを実施

ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者及び「容器」を製造している事業者（「特定事業者」）は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法の定めで、リサイクル（容リ法では「再商品化」）の義務を負っている。

しかしながら、現実問題として全国の家から排出される使用済みの「容器」や「包装」を、個別の事業者が自主的に回収しリサイクルすることは難しいケースが圧倒的に多い。このため、当協会は、容器包装リサイクル制度のセンター機能を果たすことによって、特定事業者からリサイクルに必要な費用として支払われた“再商品化委託料”をもって、当該事業者に代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行った。23年度に、当協会にリサイクルの義務履行を委託した特定事業者は73,659社（22年度73,557社）であった。

② 市町村への資金拠出を実施

イ. 改正容リ法第10条の2に基づいて、市町村への資金拠出を実施

20年4月から施行された改正容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村及び一部事務組合（「市町村等」）が当協会に引き渡す分別基準適合物について、異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって低減された成果及び分別基準適合物の品質評価に応じて資金拠出する仕組みである。21年9月に初めて市町村等への資金拠出（1,408市町村等への拠出総額は約95億円）を行ったが、23年度は9月に、対象市町村等1,408に対して総額約100億円の拠出を行った。

ロ. 有償入札に伴う与信管理と市町村等への拠出

PETボトル、紙製容器包装の再商品化委託に係る有償入札に伴う収入について与信管理を厳格に行うとともに、これら収入については引き続き、個別市町村等に対して、“引き取り量”及び“再商品化委託単価”に応じた資金拠出を実施した。23年度中の781市町村等への拠出実績は83億300万円（22年度の762市町村等への拠出は39億6,100万円）となった。

③ 分別収集物を保管する全国1,683施設ごとに電子入札でリサイクル業者を選定

23年度の入札を希望する再商品化事業者を23年7月に募集した。入札のための登録審査は、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の

協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。

当協会では、以上の審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者（ガラスびん 62 社、PET ボトル 56 社、紙 44 社、プラスチック 65 社）を選定し、24 年度の再商品化実施契約を締結した。

(2) 再商品化業務の一層の改善と円滑化

各素材の容器包装とも、市町村から引取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら、「品質調査」を厳正に実施するとともに、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。

特に、容器包装リサイクルの対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占めるプラスチック製容器包装の分別収集物の品質改善は、リサイクルの効率的・効果的な実施のための重要課題として、特に力を入れて取り組んだ。当協会では 20 年度から、プラスチック製容器包装のベール（分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包し俵状にしたもの）の品質改善に向けて、市町村担当者を対象とした「出前講座」（テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善等）を実施し、23 年度は、25 市町村で 25 回開催。累計で 500 名を超える参加者があった（22 年度は、39 市町村の担当者を対象に 41 回開催・1,000 名強が参加）。

昨今、市町村における使用済み PET ボトルの独自処理は、資源や原材料などの世界的な経済動向による影響も大きく受けるものであるが、このような状況の中で、当協会では、23 年度も、大都市を中心に独自処理量の多い 33 市区町村を訪問し、当協会との契約をお願いするとともに、独自処理の現状及び独自処理を実施する理由などについて調査した。

(3) 容り法の適正な遂行と運用の厳格化

① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、23 年度再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、多面的な不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。当協会業務の中立性・公正性を確保するとともに、手続の適正性を十分に担保するために、例えば、書面審査における形式上の不備等の補正指示、審査結果の不合格理由の提示、「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の充実、及びこれら手続規程の一層の整備を行った。

② 再商品化義務の不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応

当協会では、容器包装のリサイクル義務のある特定事業者でありながら、その義務を果たしていない“ただ乗り事業者”への対策について、特定事業者間の公平性を確保するため、国との連携を密にしながら、次に掲げる事項に取り組んだ。国の対策を支援するため再商品化委託申込の“書類送付事業者リスト”と“申込事業者リスト”を主務 5 省に提出、前年度申込（契約）事業者の中で当年度未申込事業者に対して文書により再商品化義務履行を要請（年 2 回）、当年度申込（契約）事業者の中で過年度（12 年度～22 年度）分の申込等が漏れている事業者に対して文書により未申込年度のリサイクル義務履行を要請、特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”（委託料金完納事業者リスト）を当協会ホームページに掲載、全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため商工会議所・商工会の相談窓口等を通じて普及啓発活動の実施等を行った。

(4) 容器包装リサイクルに関する情報の収集・提供及び普及啓発

① 広報活動の活性化と“分かりやすい”情報発信

23 年 5 月と 11 月に、「広報専門委員会」を開催し、当協会の広報活動全般にわたって委員である外部

の有識者や行政関係者との意見交換を行った。また、容器包装リサイクル制度に対する一般の方々の理解促進のため、「協会ホームページ」や「協会ニュース」等広報媒体の内容充実を努めた。更に、講演会やセミナーへの講師派遣を積極的に行うとともに、環境展など各種イベントへの協賛・出展などを行った。当協会が一般消費者向けに開設しているホームページコンテンツ「わたしのまちのリサイクル～分けた資源はどうなるの?～」については、市民への普及啓発を日常的に行っている市町村のホームページとのリンクを通じて、地域住民への啓発活動を強化した。その結果、本年3月末現在で、人口8万人以上の219市町村とのリンクを実現（人口カバー率では61.8%）、また、当協会ホームページと各地商工会議所ホームページとのリンク（330カ所、商工会議所管内での人口カバー率79%）を進める他、全国の商工会ホームページとのリンク等を通じて、普及啓発活動のインフラ整備を行った。

② 各種説明会等による普及・啓発

当協会では、各種説明会の開催や関係機関が開催する説明会への講師派遣等を通じて、市町村、再商品化事業者、特定事業者等への容器包装リサイクル制度の普及・啓発を行った。

③ 商工会議所・商工会による申込受付と普及啓発

当協会では、容リ法施行令（7年12月14日）に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所と町村部に拠点を置く全国商工会連合会に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、特定事業者からのリサイクルの委託申込の受付及び普及啓発活動を行った。普及啓発活動は、両団体の地域特性に応じた方法で、会報やホームページを通じた関連情報の提供など、容器包装リサイクル制度の普及を推進した。また、23年度は、普及啓発活動強化のために、東京を初めとする主要都市で特定事業者向けの制度説明会及び個別相談会を20回開催し、1,000名を超える特定事業者が参加した。

(5) 東日本大震災への対応

当協会では、大震災発生当初は、東北地方及び関東の被災地区における関係主体の被災状況の実態把握を行ないながら、主務5省との緊密な連携の中で、①被災地域の市町村・再商品化事業者に係る事務処理の弾力対応、②被災地域の再商品化事業者の費用負担の軽減などの支援、③被災地域の特定事業者の再商品化委託料の支払に係る弾力対応等を迅速に行った。

こうした中で、当協会では被災地域が復興する迄の間、市町村が分別収集・保管を行う容器包装ごみ等が分別基準に適合しない場合どうするのか、また再商品化事業者の被災によって被災地域外の市町村においても分別基準適合物の引き渡し先の選定をどうするのか等の具体的な対応策を整理し、個別の市町村・個別の再生処理事業者の被災状況に応じて弾力的に対応した。

また、被災した多くの特定事業者に係る23年度再商品化委託申込についても弾力的な措置を講じた。

14. 商工会議所年金教育センター

理事長 中村 利雄（当所専務理事）
副理事長 倉田 勲（一般社団法人 金融財政事情研究会副理事長・専務理事）
理事 8名 監事 2名 顧問 2名
事務局 東京都千代田区神田美土代町7 東英美土代ビル2階
職員数 2名
設立 平成13年9月12日
（ホームページ <http://www.cci-nenkin.jp>）

(1) 設立の目的

商工会議所の会員企業を中心とした中小企業や個人事業主等が、安心して企業年金や退職金制度等を導入できる社会環境を整えるために、各地商工会議所等の中小企業団体が行う企業年金・退職金制度、ライフ・プランニング、金融商品、投資等に関する各種教育、啓発・普及活動を側面から支援することを目的とする。

(2) 事業概要

1) 教育研修事業

① 企業年金総合プランナー（DCプランナー）の知識のブラッシュアップを兼ねた研修会の開催

○24年3月31日で資格の有効期間（2年間）が満了する1級企業年金総合プランナー（DCプランナー）を対象として、11月12日（土）および11月23日（水）に東京都千代田区で1級資格更新研修会を開催した。これは、従来からの資格更新のための通信教育講座に加えて開催したもので、合計145人が受講をした

2) 出版・企画事業

① 書籍等の作成・頒布

○下記の書籍等を作成し、1級または2級の企業年金総合プランナー（DCプランナー）資格登録者等に頒布した。①「確定拠出年金法関連条文集」-1,002部、②「リバランス・シュミレーター」1,004部

3) IT活用事業

① ホームページ（<http://www.cci-nenkin.jp>）による各種の情報提供

○企業年金・退職金制度に関する最新情報のほか、各種退職年金セミナーや企業年金総合プランナー（DCプランナー）をサポートするための各種情報、通信教育講座の案内等のコンテンツを充実させるなど、タイムリーな情報提供に努めた。

○企業年金総合プランナー（DCプランナー）としての資質向上や相互交流を図るための1級資格取得等を主目的とした地域ごとの自主的な勉強会（東京・横浜・大阪）などに関し、ホームページ内に「企業年金に関する勉強会情報」のコーナーを設けて周知徹底に努めた。

② 投資教育ネットプログラム「お金と暮らしのウェブ・プログラム」の普及推進

○確定拠出年金の仕組みや実際の資産運用に必要な知識だけではなく、ライフプランに役立つ資産形成や金融の知識まで幅広くインターネットで学習できる「お金と暮らしのウェブ・プログラム」での情報提供に努めた。このプログラムは、商工会議所年金教育センターの協力団体の1つである日本証券業協会の協力を得て運営しているものである。同ウェブ・プログラムの有料での情報提供の

申し込み数は法人2社、個人0人であった。

4) 企業年金総合プランナー（DCプランナー）支援事業

① 日本商工会議所からの委託事業への協力

○メールマガジンの配信

・1級または2級の企業年金総合プランナー（DCプランナー）としての資格を登している約5,950人に対し、情報提供サービスの一環として、メールマガジンを毎月2回（1日・15日）、定期的に配信した。

○会報「企業年金総合プランナー」の発行

1級または2級の企業年金総合プランナー（DCプランナー）としての資格を登録している約5,950人に対し、情報提供サービスの一環として、会報「企業年金総合プランナー」を年2回（8月・2月）発行した。第18号（8月発行）は、「確定拠出年金制度施行10年」を、第19号（24年2月発行）は、「確定給付年金の10年」をそれぞれ特集をした。

○企業年金総合プランナー（DCプランナー）の資格更新のための通信教育講座および研修会の開催

・企業年金総合プランナー（DCプランナー）認定試験に合格し、1級または2級の資格を登録した者のうち、資格の有効期間（2年間）が24年3月31日で満了する者を対象として、資格を更新するための要件としている「資格更新通信教育講座」を開催した。受講者は、1級（638人）と2級（1,470人）の合計で2,108人。

・より実践的な知識が求められる1級については、資格の登録者から、「通信教育講座だけではなく、退職給付制度改革のケーススタディや法令等の動向などに関する最新の情報を内容とした集合研修を開催してほしい」との意見が寄せられていたことから、1級の資格登録者を対象とした資格更新のための研修会を東京で開催した。

（11月12日（土）および11月23日（水）参加者合計145人）（前掲）

② 企業年金総合プランナー（DCプランナー）認定試験の普及推進

○ホームページ(<http://www.cci-nenkin.jp>)等の各種広報媒体を活用し、企業年金総合プランナー（DCプランナー）認定試験のPRに努めた。

5) 調査・研究事業

① 企業年金・退職金制度改善のための提言

年金税制に関して、特別法人税の完全撤廃や確定拠出年金制度のさらなる改善などを日本商工会議所に提言した。

6) センターの組織運営のあり方に関する検討

適格退職年金制度が24年3月末をもって廃止となるのを機に、組織・運営体制を変更し、24年4月1日より、事務局機能を、DCプランナーの検定試験を運営する日本商工会議所事業部内に移管してセンターを解散することとし、24年2月24日開催の第14回理事会でその方針を決定した。